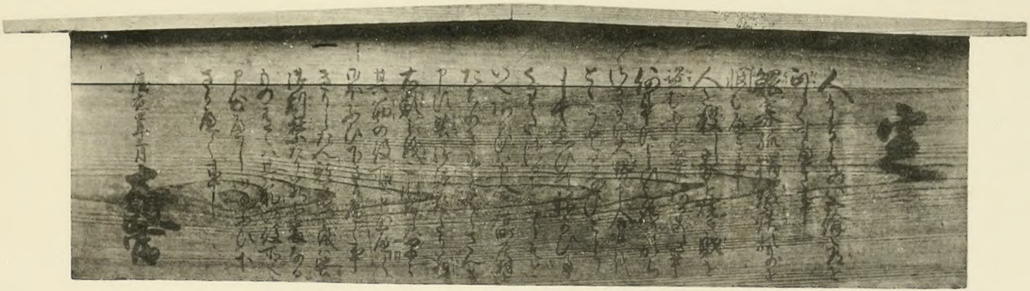
横瀬夜雨著

太政官時代

東京
梓書房版

題簽

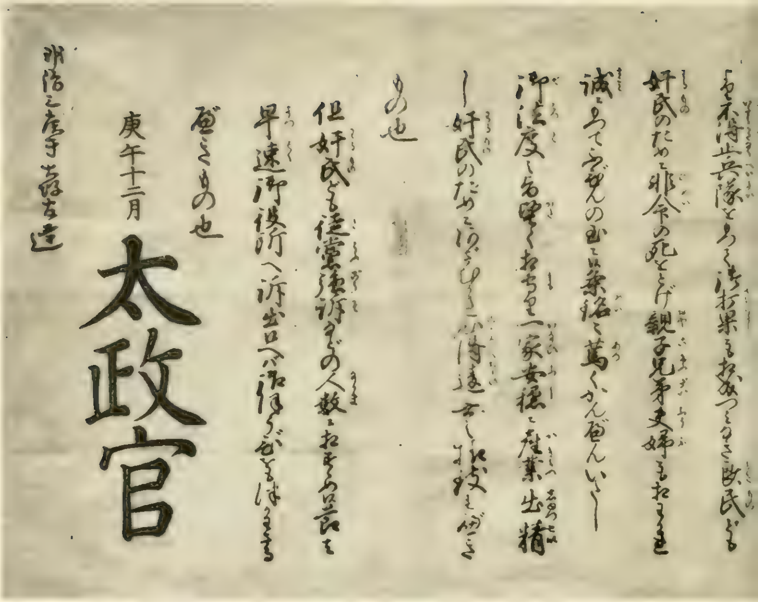
北原白秋



村に殘れる制札

諸国高札掲示有之通何事によらず大勢申合を
又ハ志あわせて願ひ事くわだつるを徒党強訴と名付重き
御法度に候処近来諸処におゐて奸民ども我身の得手
勝手よりして事を好み種々申たくみ良民をいざなひ
徒党強訴の人数にもれなく　御法度をおかし候のミ
其上妄に家財をこぼち居宅をやきはらひ寺の記録を掠
籍を取り謂れなき事を言立先年来願出有之候事ハ穏便に申出
口へハ又ゝ申立御詮議もあるべく候へハ右様強訴徒党を
おこし上をそかしかたき不叶儀ハ勿論たとへ如何ほど
道理至極の事なりとも法を破り相成らず且発頭人ハ

太



を不得止兵隊をもつて打果すもおなつかさ欺民ども
奸民のため非命の死をとげ親子兄弟夫婦をわかるゝ
誠にもつてふびんの至りにて兼て能く萬くかんがへいたし
御法度を急度相守り一家安穏に産業出精
し奸民のためにまどはされぬ様心得べく
もの也
但奸民どもを徒党致し候者どもの人数且其主立の者を
早速御役所へ訴出候ハヾ御褒美下さるべく
候事もの也
庚午十二月
太政官

官達

はじめに

三宅雪嶺博士は東京日日新聞の創刊號を額にして懸け置くと傳へ、某家の新人は嫁入の持参品として大阪朝日新聞の第一號を携へたりと傳へる。日日は明治五年に創まり、朝日は明治十二年より出づ。私は何といふ幸福であらう、「太政官時代」を編むに當りて、日日よりも舊く、朝日よりも古き新聞を、讀み且つ引くことを得て、八百頁の尨然たる世相史を作ることが出來た。もとより淺學非才、世の笑ひを招ぐに過ぎざる物なるを知れど、昭和二年十二月「明治初年の世相」（五百十二頁新潮社版）を作り、三年八月「天狗騒ぎ」（六百六十六頁改造社版）を作りて、すでに顧客を街頭に待つに馴れた。「太政官時代」

も亦多く廣く讀まれんことを切望する。

太政官時代と名づけたれど、慶應三年より明治八九年に至る世相の半面を寫すに過ぎず、征韓論の破裂や、西南戰爭の始終など、人悉く知るものは省き去つた。機有らば後日稿を續かんことを思ふ。

本書、鈴木義道君を勞すること多大、筆寫半ば其手に依る。森潤三郎、齋藤昌三、中山省三郎の三氏は、資料の蒐集に、裝幀其他の鹽梅に、足一歩も行く能はざる私の爲に、涙ぐましき助言助力を與へられた。

引く所の書は、萬國新聞紙 慶應三年正月の創刊號より　もしほ草 慶應四年四月の創刊號より　江湖新聞 おなじく　中外新聞 おなじく　江城日誌 おなじく　内外新報 おなじく　此花新書 おなじく　都鄙新聞 おなじく　海外新聞 明治三年初號より　新聞雜誌

明治四年初號より開化新聞明治四年初號より京都新聞明治五年東京日日新聞明治五年茨城新報明治五年初號より郵便報知新聞明治六年第十一號より讀賣新聞明治八年茨城日日新聞明治十二年大阪朝日新聞明治十二年西京渙文新誌明治十年雅俗日新錄明治八年初號より好事雜誌明治十一年創刊號より朝野新聞明治九年より新聞集誌明治十年初號より東京曙新聞、東京繪入新聞、日要新聞、新聞聚錄、萬朝報、大阪毎日新聞、東京朝日新聞、時事新報、國民新聞、太政官日誌、官令新書・昭代史要、太陽、民族と歴史、元祿世相史、日本百科大辭典、國史大辭典、大日本租稅史等、猶有らう。今擧ぐるに堪へず。

たとへば、我國に於ける燈臺の歴史を知らうとしては、大正四年の大阪朝日を繰つたり、百科大辭典を調べたりしたが、結局渡邊工學士の難解な「燈臺」を縮めて、やうやく五六行の文字を作つた。

校了までには、どれだけの紙とインキを費したか、それは惜しむに足りぬけれど。ただ眼をだいなしにして了つたことを悲しむ。

昭和四年一月二十四日、日あたゝかに射して、鉢の梅ふくらめる時。

横瀬夜雨

目次

目次　終

太政官時代

緒言

太政官の設けられしは、慶應四年正月で、其三日には鳥羽伏見の戰ひが戰はれ、六日は將軍慶喜が軍を捨てゝ東に歸れる日である。

太政官御布告が、當時の一般人に取つて、革命の福音として受け容れらるゝには、あまりに世態の變り方がひどかつた。そこに內亂が有り、歸順が有り、暗殺が有り、梟首が有る。順序として破壞は建設に先き立つたけれど、全國に卷きかへつた渦卷は、大きく、深く、溺るゝ者も亦多かつた。

征韓論の起れる時、大久保等が西鄉板垣等の過激派を斥けて、薩南二萬の健兒をむざ／＼殺した事は、少年時代の私達に殘された大きな謎だつた。が今明治七年前後の太政官布告を繰つて、朝鮮を征したくも征すべからざる程、內事は混亂の儘に置かれた事を發見した。新聞をあさりて

横に明治の世相を觀るは可なれど、同時に太政官御布告と、院・省・府・廳の達しとをあはせ考へて、縱に明治のうつり變りを看るも亦愉快ではなからうか。

一乘院里坊を以て參與役所に假用候處、今十四日より西殿町九條家裏へ相移候とあるのから寫しはじめて、明治二十二年まで書きついた御用留がある。名主から勸農役、戸長から村長、名は變つて行つたけれど、御用を寫すだけに留めて、自己の感想は一行も書かず、默々として役場の埃に埋もれてゐた祖父と父とを思ふ。私は茲に等身の記錄を前にして、六十年前の日本を顧る、

初　政

——徳川内府へ御達——堂々たる國初の宣言——五制札——太政官——

徳川内府へ御達

大政奉還の上奏に對する御布告から見て行かう。

慶應三年十月十五日　　　　徳川内府へ

祖宗以來御委任厚御依頼被レ爲レ在候得共方今宇内之形勢を考察し建白の趣旨尤に被二思召一候間被二聞召一候猶天下と共同盡力を致し皇國を維持可レ奉レ安二宸襟一御沙汰候事

大事件外夷一條は盡二衆議一其外諸大名伺被二仰出一等は朝廷於二兩役一取扱自餘の儀は召之諸侯

上京之上御決定可レ有レ之夫迄之處支配地市中取締等は先是迄之通に而追而可レ及二御沙汰一候

これと同時に、全國民に下したまへるは、

徳川內府從前御委任之大政返上將軍職辭退之兩條今般被二聞食一候抑癸丑以來未曾有の國難先
帝頻年被レ惱二宸襟一候御次第 衆庶之所レ知に候依之被レ決二叡慮一王政復古 國威挽回之御基被レ爲
レ立候間不レ論二既往一更始一新 自今攝關幕府等廢絶卽今假りに總裁議定參與之三職を置れ萬機
可レ被レ爲レ行候事神武創業之初に原つき縉紳武辨堂上地下之別無く至當の 公議を盡し天下と
休戚を同く可レ被レ遊叡慮に付 各勉勵舊來驕惰の 汚習を洗ひ 皇國の爲忠精を可レ盡事

一內覽勅問御人數國事御用掛議奏武家傳奏守護職所司代總被レ廢候事

一太政官始追々可レ被レ爲レ興候間此旨可二心得居一候事

一朝廷禮式追々御改正可レ被レ爲レ在候得共先攝籙門流之儀被レ止候事

一舊弊御一洗に付言路被二洞開一候間見込有レ之向は不レ拘二貴賤一無二忌憚一可レ致二獻言一且人才登

肝第一之御急務に候故心當りの仁有レ之候はゞ早々言上可レ有レ之候事

一近來物價格別騰貴如何ともすべからざる勢富者は益富を累ね貧者は益窮急に至り候趣畢竟不正より所レ致民は王者の大寶百事御一新之折柄旁被レ惱ニ宸襟一候智謀遠計救弊之策有レ之候者は無ニ誰彼一可ニ申出一候事

右之通御確定被ニ御出一候に付而は六十余州大小藩は申に不レ及陪從吏卒之末に至る迄御趣意厚相心得候樣御沙汰候事

洵に堂々たる國初の宣言である。幕府を廢し、攝關を止め、言路を開いて、民とともに國事を料理せんことを仰せられたのだ。堂上に怨嗟の聲を絶ち、地下に希望の光を與へたまふ。廟堂人あり。富者をして益々富むと無く、貧者をして終に貧しきと無からしめば、堯舜の治、望むべしでは無いか。

太政官御布告には、屋敷に草を生やすなの、猫の屍骸を捨てるなのといふ詰らぬ事に言ひ及んだのもあるが、慶應四年三月十六日の御布告は、名高い。

諸國の高札是迄之分一切取除けいたし別紙之條々改而掲示被ニ仰付ー候自然風雨の爲字章等塗滅候者速に調替可ㇾ申事

但定三札は永年掲示被ニ仰付ー候覺札之儀は時々之御布令に付追而取除之御沙汰有ㇾ之尙御布令之儀有ㇾ之候節は覺札を以て掲示可ㇾ被ニ仰付ー候に付速に相掲け偏境に至る迄朝廷御沙汰筋之儀拜承候樣可ㇾ被ニ相心得ー候事追而王政御一新後掲示に相成候分は定三札之後へ當分掲示致置可ㇾ申事

第一札

定

一人たる者五倫の道を正しくすべき事

一鰥寡孤獨癈疾の者を憫むべき事

一人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業あるまじき事

慶應四年三月　　太　政　官

第二札

定

何事によらずよろしからざる事に大勢申合候ことをとうとゝなへとうしてねがひ事企だつるをごうそといひあるひは申合せ居村を立退候ことをとうさんと申す堅く御法度たり若し右類の儀これあらば早々其筋の役所へ申出づべし御ほうび下さるべき事

慶應四年三月　　　　　　太政官

第三札

定

一きりしたん邪宗門の儀は堅く御制禁たり若不審なる者有レ之ば其筋の役所へ申出べし御ほうび下さるべき事

慶應四年三月　　　　　　太政官

第四札

覺

今般　王政御一新に付朝廷の御條理を追ひ外國交際之儀被二仰出一諸事於二　朝廷一御取扱被レ爲レ成萬國之公法を以て條約御履行被レ爲レ在候に付而者全國之人民　叡旨を奉戴し心得違無レ之樣被二仰付一候自今以後猥りに外國人を殺害し或は不心得之所業等致候ものは　朝命に悖り御國難を醸成し候而已ならず一旦御交際被二仰出一候各國に對し　皇國之御威信も不二相立一次第甚以不屆至極之儀に付其罪之輕重に隨ひ士列之者と雖削二士籍一至當之典刑に被レ處候銘々奉二朝命一猥りに暴行之所業無レ之樣被二仰出一候事

三　月　　　　太　政　官

第　五　札

覺

王政御一新に付而者速に天下御平定萬民安堵に至り諸民其處を得候樣　御煩慮被レ爲レ在候に付此折柄天下浮浪之者有レ之候樣にては不二相濟一候自然今日の形勢を窺ひ猥りに士民ども本國を脫走致し候儀堅く被二差留一候萬一脫國之者有レ之不埒之所業致候節は主宰の者落度たるべく候尤此御時節に付無二上下一　皇國之御爲又は主家の爲筋等存込建言いたし候者は言路を

開き公正之心を以て其旨趣を盡させ願に依り太政官へも可ニ申出ー被ニ仰出ー候事

但今後總て士卒公人は不レ及レ申農商奉公人に至る迄相抱へ候節は出所篤と相糺し可レ申自然脫走之者相抱不埒出來御厄害に立至り候節者其主人落度たるべく候事

第五は明治四年に至りて撤廢せられた。きりしたん宗門は、初政の手はじめに四千人の敎徒を捕へて、西諸侯にあづけ、明治五年縱して家に還らしめた儘、ふたたび問ふことなく、耶蘇式の葬りを咎めた二三の文献を見るに過ぎず。二十二年始めておほやけに信敎の自由を得しめた。

總裁議定參與の三職八局を廢し、新たに太政官に七課を設けしは慶應四年閏四月。今其一二を擧ぐれば、

政　體

一大に斯國是を定め制度規律を建つるは御誓文を以目的とす

一天下之權力總て之を太政官に歸す則政令二途に出るの患無からしむ太政官の權力を分つて立法行法の二權とす則偏重の患無からしむるなり

双方急渡可レ被レ及二御沙汰一候事

革命政府は、つねに瀆職をにくむ。労農ロシアは収賄を罰するに死刑を以てすといふが、今の日本では大した罪にはならない。

雲居の月

——空文大赦令——錦旗——御門外に立つ者——佛事御停止——透見——皇后樣お伴心得——草履ばき——お城近まの商ひ——鵜退治——直訴頻々——御尊影御取上——

空文大赦令

慶應四年正月十五日

今般朝政御一新之御場合今十五日御元服之御大禮被レ爲レ行御仁恤之聖慮を以天下無罪之域に被レ遊度候間有罪不レ可レ容者と雖朝敵を除之外一切大赦被二仰出一於二國々一も不レ漏樣施行可レ有レ之候尤向後彌以賞罰嚴明に被レ遊度厚御趣意を體認いたし行屆候樣可レ仕旨御沙汰候事

初政には缺くことの出來ぬ御布告である。三月二十三日、今般朝敵を除くの外、一切大赦と仰せ出されたれど、大逆罪を犯せし者、其情若し差し免し難き人殺しは別段にして、癸丑嘉永六年以來、時事に係り、謬つて矯激の所業に及び、國法に觸れて枉死不祭の鬼となりし者も少なからざるやに聞える、中には情狀憐れむべき者もあり、跡式再興等は其程々に取り扱ひ寃魂を慰めるやうにしたし。將また當時生存しながら、禁錮され居る者、落魄せる者のたぐひは、寬宥の措置に及ぶべくと刑法事務局から觸れられた。

が、江戸では命を奉ずる所では無かつた。德川氏の爲に死なんとする者、上野東叡山に籠つて、全市恐怖の中にふるへてゐた。

六月七日、關東は如何の次第に有之候哉、今以て大赦の令を施行せず。今度改めて仰せ出される。正月十五日以前の罪人、朝敵、其餘大逆無道を除くの外、一切差し赦すと觸れた。けれど實際は空文に終つたらしい。

錦旗

慶應四年正月廿一日

今般御制度改制に付諸藩宮門警衛被仰付置候面々旗幕並挑灯等に至る迄菊御紋相用候樣可仕御沙汰候事

但追討被仰付置候諸藩出兵之面々以來一隊一旒宛菊御紋御旗被下候間於家々可相調候左候て家々之紋相用候儀は可爲是迄之通候

宮さん宮さん、お馬の前に、ひら〳〵するのは何ぢやいなと唄はれた錦の御旗を、諸藩の手で造つたのは意外である。弊害百出は言ふまでもないし、錦旗が錦旗らしくも無くなるからか、二月九日前の御布告を取消して、追討仰せつけられた諸藩に一旒づゝ調へよと命じ、三月には提灯又は陶器其他の賣物に御紋を附けることをとゞめられた。

九　門

明治元年十一月十八日

雲居の月

外櫻田御門　日比谷御門　數寄屋橋御門
鍛冶橋御門　呉服橋御門　常盤橋御門
神田橋御門　一橋御門　雉子橋御門
清水橋御門　田安橋御門　半藏御門

右郭內出火の節卽刻可レ奉レ窺二天機一

今はこの內幾つ殘つてゐるか。

諸藩士兵卒等、自今九門內を勝手に通つたり、又參內の行列を見物に立ち入つてはならぬと觸れ、同日市中男女並旅人等九門內勝手に通つてはならぬ、且御門先を通る時立留つて見る儀もならぬと令したのは（明治元年十二月）京都の事であらうけれど、當時は御車寄近くまで徘徊する者があつたかして、甚不敬の事に候と叱つてゐる。明治三十五年、私は仙洞御所の入口から九條家の跡へ出て、紫宸殿前の橘の木を覗いて通つたことを覺えてゐる。御階のあたりには人一人居ず、寂しいけれど明るく、淸らかにととのひて、落つる涙はと歌ひし小鳥の聲も聞えなかつた。

佛事停止

初めての新嘗祭明治元年十一月十七日に、十七日暮六つ時より十九日朝五つ時迄、佛事類鐘等停止すとて

來十八日新嘗に相當り御祭は於二京都一被レ爲レ行候得共主上御遙拜被レ爲レ在候右祭之儀は先皇國之稻穀は　天照大神顯見蒼生之食而可レ活ものなりと詔命あらせられ於二天上一狹田長田に令レ殖給ひし稻を皇孫降臨之時下し給へるものなれば共神恩を忘れ給はず且旱霖の憂無レ之樣にと　神武天皇以來世々の天皇十一月中卯の日當年の新穀を天神地祇に供せらるゝ重祀にて三千ねんに近く被レ爲レ行來る十一月ついたちより散齋致齋の御齋戒被レ爲レ在萬民御撫恤の爲に御親祭被レ爲レ在候事誠以下々之身にては難レ有き御儀に候諸般の事は中世以來多少之風儀も立交候得共、神事のみは古代の儘にて聊も駁雜無レ之純粹之古道に候京都及山城國中は當日より明朝迄梵鐘誦經の音を禁止し庶人に至迄一意に神祇を尊崇すべき御定に有レ之天下一統昔は新嘗の日は戸を閉齋戒致候趣古歌に相見へ候得共只今に至候ては共仔細も不レ存徒に打

過候故及ニ御布告ニ候右の譯にて全く御仁恤の叡慮より被ニ爲レ行御祭に候條公卿諸侯大夫士庶人に至迄篤く相心得當日は潔齋神祇を拜し共に五穀豐熟天下泰平を神祇に祈奉るべし面々毎日食し候米穀は其元天祖の賜物なるとも知御國恩の辱きとを相辨候はゞ遊興安臥して在るべきにあらず實に村邑の士民雨を祈請し願候も必感應有レ之況天下一同至尊之御仁惠を體認し奉り共に祈請し奉るに於ては神祇の冥感殊に速なるべき事に候

辰十一月

立ち見透さ見相成らず

明治二年七月二十八日　英國王子エヂンバラ公の參内された時、宮中ではお祭りを遊ばされた上、二重橋で王子の淸めを行つた。米國公使の報告に、「此日本は自尊自大の小國にして、外國人を畜生同樣に取扱へり、此程英吉利の王子入城謁見の時、城外にて潔身の祓を王子の身邊に施したり、ミソギとは上古穢れたる者を淸めるに灌水法を行ひしが、中世紙の發明以來紙を以て御幣を造り、其御幣を以て人の身體を撫で水の代用として、一切の不穢不潔を拂ふの故實あり、故に今度英の

王子に施したるは、其例によることにして、日本人の眼を以て見れば、王子も亦只不浄の畜生たるに過ぎず」とあり、（新舊時代）それですら澤山なのに、

英國皇子參朝の節諸役人員末々に至迄諸席に罷在猥りに立廻り立ち見透き見等一切致間敷候

此旨相達候也

の傑作を殘した「延遼館英國王子滯在中、親王諸官員華族、御用にて罷越候節、館前迄乘馬乘輿不レ苦候事」平日は許さぬが、外人の前で日本人の威儀を落したくないとの考へからであらう。延遼館は濱御殿らしいが、その下馬下乘は、親王輔相は御構内大番所前、三等官以上並華族は大手門橋際、四等官以下は下馬札の所だつた。

來二十八日（七月）英國皇子參内に付差掛候御用の外は參朝被レ止候事

但御用參朝之輩は坂下御門出入中の口より昇降可レ致候、尤供待之所等夫々下知之者差出

有之候間屹度相守可申

儉様さわがれたのであらう。

もしは草は米人の出してゐた新聞だが、其三十五篇に「イギリス女王の王子某、シヤムロ國支那國日本等を遍歴するとて本國を立つた、二ケ月後には日本へ來たまふから、イギリス人は種々の馳走を備へて待つてゐる」とあり名は無かつたが、慶應四年閏四月二日の横濱へラルトに、第三月十七日シドニー英領アウスタラリアの都府新聞曰、英國女王の第二の王子壹丁堡公アルヘルトは、第三月十二日午後第三時午食の後、ウイルリヤムメンニングといえる人と兩人にて、シドニーの近處コロンタルフの濱べの方に向ひ遊歩ありしに、王子の後の方より刺客あらはれ、短銃を以て王子の脊を討たり、王子は地に倒れたるより、刺客再び銃を放たんとせる內、大勢來りて之を生捕れり。其後この賊を吟味せしに、其名はオフャルレルと云て、年齢凡三十五歳、吟味詰の節、我れ王子の地に倒れし後、猶一發を放ちて之を殺し、其後自殺せんと心組たり、宿志半にて不遂は殘念なりといえり、同月廿六日刑に所せらるべきに極れりと。この君であらう。何の故に

刺されたかは探しようが無いけれど、傷を負ひながら引きかへさず、日本へ來たところはたのもしい。

皇后樣供奉心得

二年八月のながあめに、百姓の難澁を思召して、供御をへらしたまうた。九月には是迄節朔參賀の節お祝酒を下されたが、今般窮民御救ひの爲供御を減ぜられた程故、向後聖誕日歳旦年末の外、下されずと達した。

九月皇后陛下おうつり。供奉心得の中に滅法なものがあるから抽く。

今般皇后行啓被ニ御出一候に付ては第一民の疾苦被レ爲レ厭御輕便を專に被レ遊候御趣意に候殊に近來海道筋非常之往來打續き下々之難儀其上今歳雨天相續き農民作を失ひ窮苦不ニ一方一折柄先般厚被ニ仰出一候御趣意も有レ之旁以供奉之面々下々に至迄深く御綏撫之御趣意を奉體し沿道休泊人夫遣方等厚く心を用ひ下方之難澁相救ひ候樣可ニ取扱一舊弊に習ひ權威がましき振

舞決て有レ之間敷事
一於二驛々一諸賄不行屆等之儀も可レ有レ之候條兼て相心得其場に至彼是申立間敷事
一御定休泊之外に於て自分勝手に支度致間敷事
一於二旅宿一娼婦等呼寄酒宴が間敷儀不二相成一事
一博奕諸勝負致間敷事
一御道中筋監察として彈正台巡察可レ致候間兼て相心得居可レ申事
一御列奉行之指揮違背有レ之間敷事
一御輿脇猥りに小者の徘徊停止たるべく駈之者萬一用向有レ之節は帶刀之上無禮無レ之樣通行
可レ致事
右之通

十二一重に緋の袴といふいでたちの御達もあつたのだから、こんな珍らしいお達も出たのである。宿場のめしもりにいちやつく官吏と、小ばくちに身を張る小者とあつたのだ。

宮中の草履

御車寄をはじめ、都て靴の儘昇るをお許しになつたのは、四年十二月日十四だが、共二十七日「先般靴の儘昇降お許しに相なり候處、草履あひ用候者これあり、不體裁の儀に付、自今靴の外昇降不二相成一」を見ると、お歴々の面影が髣髴として浮んで來る。

御所近まの商ひ

皇城附近で商賣した者があつたらしい。

皇城接近之場所に於て商店を開き候ては不取締りに付左の區域内は開店商業相成ざる儀と心得べく此旨相達し候事

明治九年一月廿日

櫻田　馬場先　和田倉　雉子橋　一ツ橋　神田橋　常磐橋　道三橋　錢瓶橋　入堀を境と

露店でも開いたのであつたらう。

鵜退治

竹橋内近衛歩兵營周圍之樹木に群集する鵜鳥掃除の爲め本月より來る三月中迄鳥打銃を以て狙撃致させ度旨陸軍省伺ひの通り聞屆候條此旨心得として相達し候事九年二月

お濠に群れてゐた鴨や鶴まで打ち留めたことだらう。

直訴頻々

近來　行幸の節御途中に於て突然儀仗内へ衝入し訴狀建言書の類差出し候者往々之あり右は國律にも明載之ある儀にて甚以て相濟ざる次第に候得共情事切迫の餘り心得違ひに依り終に

罪科に相觸れ候樣にては愍然の至りに候條向後右樣心得違ひの者之なき樣諭達致すべく此旨相達候事
但訴願建言等規則に依り其筋へ差出し候はゞ取上げ相成べき旨をも是又懇諭に及び置べく候事
九年二月

どんな事を訴へたか。

御寫眞御取上

九年十二月廿三日　　長崎裁判所

當縣肥前國杵島郡永野村平民田代多市儀先般海軍入隊中東京府下に於て住所不レ覺寫眞屋より　主上御寫眞一枚買求め所持罷在歸鄕の後盜難に遭ひ候節右御寫眞外品一同被二持去一犯人捕獲の上外品は事主多市え下渡し右御寫眞は其原由賣買に係るを以て取上置候處右品は本省へ差出し候儀と相心得可レ然哉此段相伺候也

追て　主上御寫眞は賣買す可からざる者に付本文の如き其原由賣買に係るは無論取上候とも方今文明進步の際に當り上下隔絶の弊を除かれ比較各府縣に於て下民一般　至尊の御寫眞拜謁被ニ差許ニ候は率土の濱寒鄕の小民に至る迄　尊影ヲ熟知可ニ罷在ニ御主意可に有レ之然るときは御寫眞を他より貰ひ受け所藏尊敬致居る者の如きは小民と雖も所藏爲レ致置き不レ苦儀と相考られ就ては萬一本文の如き次第有之節は其儘事主え相渡し可レ然哉此段併て相伺候也

（御指令）　伺之通

追書　他より貰受け所藏するも　御寫眞は取上る儀と心得可し

かうしたところにも時代の變化はあるが、伺之通と追書と、矛盾するやう。

上野から會津へ

——追討心得——脫走——浪士の檄——「大君の寫眞」——「豚一將軍」——裸で戰爭——逆さ丸——藤堂の裏切——「負けて歸るに」——近藤勇の首——嘆願——海軍脫走——將軍水戸に入る——彰義隊と鬼隊——市中人氣——五月十五日——反響——中堂を燒いた人——摩擦の屍——哀音——會津落つ——

追討心得

慶應四年四月には陛下大阪にいらつして、追討諸軍は續々東下しつゝあつた。關東の動靜如何によつては直に大旆を東海道へ向けさせらるべき思召なれど、大總督言上の次第もあり、先づ大阪に在らせられる。ついては供奉の輦下に至る迄、御旨趣を奉戴し、聊も私怨を挾み公事を誤るやうな儀あつてはならぬ。「異變の節は各其持場を固め、いまだ持場無レ之者は謹愼にして御指揮可ニ

相待一候、若し猥に奔走し、混亂を生じ、或は持場を去り他の功を爭ひ候者は不覺たるべし、一平生道路往來は勿論、行軍たりとも互に道を相讓り、禮を盡し、無禮いたし候者有レ之候はゞ、私に爭論に不レ及、其筋へ可ニ訴出一候、是非曲直を正し、公平の御處置可レ有レ之、一軍中に於ては、上下貴賤勞逸をおなじうすべき事、一喧嘩口論かたく禁止の事、一民屋町家に立入、亂暴狼藉は勿論、押借押買等堅く禁止の事、一遠乘或は歩行の節、田畑をふみ荒し、農業を妨げ、道筋の竹木を折取候等の儀有レ之間敷事、一浮說流言すべて人心の疑惑を生じ候儀堅く禁止たり、自然難ニ差置一事件間および候はゞ、速に其筋へ可ニ申出一、猥に酒食を催し、醜態を顯し候儀、下々にいたるまで心得違無レ之樣其主人より固く可ニ申付一、一驛路旅店に於てみだりに忿怒を發し、小民を恐怖せしめ候儀有レ之まじく候、一貴は愛恤を忘れず、賤は恭敬を失はず、上下の間禮讓を專として非禮無レ之、誠を推候儀肝要之事、右の條々堅相守、不心得の輩於レ有レ之者、急度可ニ相糺一者也の訓示が四月十八日に出た。

品川彌次郎の作と傳ふるトコトンヤレはこの際擧つてうたはれた。

都風流トコトンヤレぶし

一天萬乘のみかどに手向ひするやつを　トコトンヤレ　トンヤレナ
ねらひはづさずどん〳〵うち出す薩長土　トコトンヤレ　トンヤレナ
宮さま〳〵御馬の前にひら〳〵するのは何じやいな　トコトンヤレ　トンヤレナ
ありや朝敵征伐せよとの錦の御旗じやしらなんか　トコトンヤレ　トンヤレナ
ふしみ鳥羽淀はし本くずはのたゝかひは　トコトンヤレ　トンヤレナ
薩土長しのおほたる手際じやないかいな　トコトンヤレ　トンヤレナ
おとに聞へし關東士どつちやへにげたと問ふたれば　トコトンヤレ　トンヤレナ
城もきがへもすてゝあづまへにげたげな　トコトンヤレ　トンヤレナ
國をとるのも人を殺すも誰も本意じやないけれど　トコトンヤレ　トンヤレナ
わしらがところのお國へ手向ひするゆへに　トコトンヤレ　トンヤレナ
雨のふるよなてつほの玉のくる中に　トコトンヤレ　トンヤレナ
命も惜まず先駈するのもみんなお主の爲故じや　トコトンヤレ　トンヤレナ

上野から會津へ

錦旗を先きに立てゝ、三道並び下る大軍の喊聲が思はれる。

浪士の檄

「十二月以來、奉レ欺二罔天朝一といひ、又連日錦旗に發砲すといひ、又反逆抔といふ事ども、當日に考へて證跡なし、千歳に垂れて不朽の寃罪を負はしむ、何ぞ此寃罪を負はしめ、擧國の大兵を動かすに至れるや。且弟をして兄を伐たしめ、臣をして主を弑せしめ、末家をして宗家を滅さしむるとを命じられ、自失節の政を施されたるなり、勅命の尊き所は不偏不黨人倫に戻らず、天地に乖かざるが爲にあらずや、近頃太政官の高札にも人は五倫の道を正すべしと示されたり、今倫理を蔑如し、名義を顧みざること此に至れるものは、姦人跳梁して勅命其手に成ればなり」とは德川氏の爲に奮ひ起つた浪士の檄である　もしほ草第六篇　上野東叡山の戰ひは、この輩によつて開かる。

萬國新聞紙第八集慶應三年十一月上旬に

私儀寫眞鏡渡世仕候處此度手前方え蒙ニ御免忝ーなくも
大君の御姿を奉レ寫候御望の御方は私宅え御出可レ被レ下候

横濱二十四番　　ビ　ワ　ト

廣告が出てゐる。大君（たいくん）は將軍の謂である。

將軍家が紅毛人の洋服を着るといふので、一部の頑固武士は反感を持つやうになつた。その上その姿を外國人に寫眞にとらせたといふのでこれは閣老の間にも相當な問題になつたりした。慶喜公はまた寫眞が好きで、煙草をのんで資治通鑑の本箱をかたはらに置いて寫させて見たり、鐵砲と並んでうつつて見たり、征夷大將軍の衣冠でやつたり、いろ〳〵やる。江戸城内で豚肉を食つたといふので「豚一（ぶた）將軍」など〻渾名した者もある。（戊辰物語）

慶喜公が豚一とあだ名されたのは、一橋中納言時代で、一は一橋の略。將軍となつてからでは豚公方と呼ぶ筈だ。

明くれば慶應四年正月。

三日から四五六と鳥羽伏見の合戰は幕軍總くづれ、何しろ洋服鐵砲の兵隊へ、胄鎧に陣羽織の幕軍が槍を持つて向つたのだからいけない。殊に一人〳〵名乘りを上げる、敵を斬ると一々首を取つて腰へ下げる。その首を幾つも腰へ下げた勇士がたつた一發で胸板をぬかれて死んでゐる。淸川八郎を芝の赤羽橋で暗殺した佐々木只三郎などは、初め鎧に陣羽織で働いたが、鎧などは何の役にも立たぬのを知つて、眞裸になつて進んですぐやられた。（戊辰物語）

眞裸で進んだのは嘘らしい。尤正月だから裸になつていくさをしてはならぬ譯もないが、「去る正月伏見鳥羽にて、連日の戰爭に用ひたる小炮ミニヘエル（ママ）を其儘江戸へ持歸りたるを取集め、見廻り組當時狙擊隊の井上某といふ者、一挺〳〵に改め見たる處、其中に五發だけ込たる筒ありて、早其の逆しまに這入りたるものあり、如何に初陣の戰爭心せわしき中とて、あまりの周章やうにて、おのれが打たる鐵炮の發したるか發せざるかも知れぬといふことは無れど、平日の稽古未熟にして鐵炮の打やうを心得ぬ者の持たる筒と見えたり。彼樣なるもの何萬人軍に出たりとも勝べ

き理はなしと云たるが」此はな新書第一號

うろたへ武士は何處にもあつたらしく、「此度また下總八幡の戰爭に、官軍にて取おとせしか、また脫走兵の捨たるか、道のかたはらに投出したる筒にも是とおなじく、玉五つほど込て、火門のきはなるは逆しまにはいりたれば、何ほど打ても管は通ぜぬなり、夫を打たびに玉は發したりと思ひ、玉を込ては管のみ鳴らし、玉を込ては音のみさせたるものと見えたり。此人臆病ならば頓にげて斯まで玉はこめまじきなれど、前に井上某の言し如く、全く炮術ふたんれんの故と見えたり、惜いかな斯の如くにては、無手にて敵にむかふが如くなれば、空敷命をすてに出るなり。炮術熟れんの人といへども、常のわざよりは遙かにおとるものといへれば、不たん練の者はよくよく心を附けて、我丸のはつしたるか發せざるかを心つくべきものなりとぞの珍報を傳へた。同書

矢吹秀一少將のはなしに「あの時は東軍は人數も多いことでもあり、指揮官さへ偉ければ、敗軍にはならなかつたらうが、折角伏見まで進んでゐてこれからといふ時になつて、淀へ引きかへせとの命令を出した。淀は大軍を動かす土地ではない。一本路だから後續部隊は宇治の方へでも出

ればよかつたが、兎にかくこれから京都へ突き入らうとする處へ、退却の命令で軍氣が沮喪した、そこへ藤堂が寢がへりを喰はしたから見事に負けた。藤堂は幕府肱股の大名で、中國西國から京都へ入る關門を守つてゐたのだが、いつの間にか裏切つて、川向うからと後からと大砲を打ち出したのである。後へ廻つたのは薩摩の連中だつた。「それから私共は大阪城で疵の療治を致して、三十日も經つたら治らうから、又出て軍をしようといつてゐる內、いつの間にやら慶喜公は船に乘つて逃げられた。あの時天下の大名共は內心では幕府に心を傾くる者が多かつた位だから大阪城に據れば容易に落城はしなかつたと思ふ」（太陽三の二）

將軍家は大阪城へ籠るどころか、六日幕軍が淀城から八幡へ逃げて來るのを見て、ひそかに大阪から木造軍艦開陽丸に投じて、さつさと江戸へ引揚げる。目から鼻へぬける慶喜は早くも形勢の落ち行く先きを洞察したのだが、敗軍とはいひながらそのあつさりぶりには流石に切齒扼腕するものも多かつた。丹波口の大將で納まつてゐた今の西園寺公望公が、四日山陰道鎭撫總督を命ぜられ、五日には錦旗をひるがへしてピーピードンドンと進發する。七日に

は慶喜征討の大號令、十日には官位褫奪、領地沒收。

そんな事は耳にも入らず、海上遠州灘でひどい暴風に遭つて苦しみつゝ、十一日開陽丸は浦賀へ入つた。翌日將軍は金子二百兩を出して小舟を雇ひ、これで濱御殿へ入りこゝで一先づ休憩。その日は青空ではあつたがひどく寒い。將軍家は直ちに馬上江戸城へ向かつた。勝安房守が御殿まで、次いで山岡鐵太郎が馬を飛ばして出迎へた。丁度巳の刻頃、つまり今の午前十時、立派な武士が六騎肥馬をつらねて芝口近く幸橋門へかゝつた。先頭騎の轡をしめて眼光烱々四邊をにらめ廻しつゝ來るのが山岡鐵太郎。

ついで第二騎、少しくおくれて第三騎、錦の筒袖にたつつけの袴、裏金の陣笠をかむり金梨地鞘に金紋拵への太刀をはき、風貌おだやかな武家、また少しおくれて第四騎、第五騎、第六騎とも實に立派なる武士であつた。

第二騎は、京都守護職會津藩主松平肥後守容保、第三騎は當の將軍家、第四騎は前所司代桑名藩主松平越中守定敬、第五騎、公儀老中松山藩主板倉伊賀守勝靜、第六騎同じく老中中津藩主小笠原壹岐守長行で、何れも京都を落ち、淋しく江戸入りの人々であつた。勝安房守は

この時はじめて伏見鳥羽の戰報を聞いた。なほ詳細の說明を願つたがすべて顏色土の如くただ倅に板倉伊賀守のみがぼつり／＼とそれを語り得るにすぎなかつた。（戊辰物語）

幕臣には弓矢取つてはからきし値なしの連中が多かつたかはり、小うたなどはお手に入つたものので、元治元年天狗黨――武田耕雲齋の一黨を常陸那珂郡湊に圍んだ時、「我物と思へばこはしかまへ筒、槍や小つつを肩にかけ、裏道切り行けば冬の夜の、濱風寒し雲雀塚、武士はかうしたものかいな、ほんにやる瀬が無いわいな」を流行らした御家人達は、逃げかへつた將軍を槍玉に擧げずには置かない。

まけて歸るに何こはからう、供をも連れず、波の船路を只ひとり、てきやさほどにも追ひもせぬのに、こちやあわてて過ぎ、海を越えて逃げて來た、會津に逢うたらうれしかろ、じつとうしてこんなにこはからう。

かゝる間に、上野の山の彰義隊は段々に人數がふえて、一番隊から十八番隊、池田大隅守が新たに隊頭となり、淸川八郎は頭並、菅沼三五郎、春日左衛門、川村敬三が同格で、各陣所には金屛風を立て廻し床几へ腰をおろしてすばらしい勢ひである。大手は先づ黑門、いざ合戰の場合にはこゝへ隊中の俊材を集める方針で、著々として準備を急いだ。（戊辰物語）

「江戸ははなはだふけいきになりて、なにのあきなひによらずひまなり、さるわか町のしばゐは三座を一狂言づゝしてまはることになりしゆゑ、俳優がおほすぎてこまるとみえて、中より下のやくしやは、よせへでもみやしばゐへでも、出てもかまはぬとさだまりしとぞ、もとはこの三座の俳優はよせみやしばゐへ出れば、位がさがるわけにて、そのなかをはづすこととなりしが、御一新のをりからなれば、これもかゝることとあるなるべし」（もしほ草第十四）名優澤村田之助が脫疽を病んでヘボンに右の肢を切らしたが、伎藝ますく冴えて、舞臺に光りはじめたのも此頃。慶喜公は二月十二日に江戸城を出、上野の大慈院に謹愼されてゐるので、花さく春は來ても、誰一人出かけぬ。官軍の大旆は駿府まで來てゐた。山岡鐵太郎が勝安房の手紙を持つて「朝敵山岡鐵太郎」と

名乘つて其軍門を過ぎ、西郷に逢つた。官軍の進撃は止んで、西郷は京都へ戻つた。ちよぼくれ江戸城明け渡し、「ゐ續けいつまでやつてもゐられず、廣いお江戸へ着はついたが、三日や四日じやけんぶつはすまない、宿屋のてい主をへつたらやつたらむしやうに追出し、はたごもやらずに威張つてゐなさる」新舊時代

一城の儀は德川家相續の者相定り候まで、一時田安へ御預け被仰付候樣奉願候、甚見越し候儀を申上奉恐入候へ共、尾張家へ相續被仰付候儀は御免奉願度事、一軍艦銃砲は德川家名御立被成下、高並に領地相極り候上差上候樣仕度事。海陸兩軍の名で歎願した。かうしたお願ひをすれば天朝のお怒りも、慶喜の志に戻るのも承知してゐるが、百年の生命の爲に千載の汚名を捨て、恨みを含んで命を奉じては、私共臣子の節操が立たないからと强調した。

それと前後してかどうか、淺草倉前に、先頃嘆願の件は、朝廷へ御相談なさるさうで參謀衆が上京された。諸君は吉左右をお待ちのやうだが、右は軍事のいろはで、旗下の人心を緩むる術である。其證は御裁許の節、哀訴歎願等は斷然聞し召されぬ、確乎不拔だと仰せられた、其口の乾

ぬ間に、關八州駿遠三の所望が叶はうか。徳川氏は功が有つて罪は無い、諸君殘念ではないか」と書いた者がある、この事であらう。大總督の宮から軍艦奉行榎本和泉守家を思ふ至情感心の事に候間、四艘は其儘被レ下候に付、其餘四艦急速朝廷へ可二差上一」と沙汰した。が其十日の曉に開陽丸をはじめ、十艘程の幕府の軍艦は品川を脱走すると共に、「今官軍と稱する者、兵威を以て北方の諸侯士民を壓抑せんとのみ謀れり、其事行はるとも我輩決て之に心服せず、南方の諸大名王朝に心を委ねたりとて、錦を以て肩を覆へども、其實之を尊崇するにあらず、官軍我國内に來りし時辜なき前大君へ對し殘忍の所業をなし、朝敵の汚名を負はしめ、五ケ條の嚴罰を蒙らしめ、居城寶庫を奪ひ、家臣の領地を取り放ち、徳川氏の宗廟をして血食を絶たしむる迄にいたれり、されども前大君は恭順の道を守るべしと諭し玉へるにより、臣下、或は商人となり或は農民となり、双刀を棄て、耻辱をも猶堪へ忍びしなり、新政府は私利を計れる大名二三の手にあり、つらつら考ふれば、徳川家の臣下、今日の不幸を悲しむの外なし。故に我等蝦夷が島を以て、我等の住地とせんことを願ひしかど、許されず、家室ともに保つことを得ず、忍んで死にいたるまで、南方は猶かつ我輩を指して反賊なりといはん、不辜の罪名を帝に哀訴せんとすれば、其間に壅蔽

ありて天聽に達すること能はず、故に江戸を去るのみ」と宣言した。もしほ草第廿一篇 其上書は

乍レ恐有罪の私共一同、乾坤の沿革人倫の大變に際會仕、是迄臥薪嘗膽御恭順之御趣意謹で相守、伏て朝裁に出候を奉レ待候處、彌御裁許有レ之候箇條中、江戸城尾藩へ御預け相成候條と、御家御領地未だ相定不レ申候中に、軍艦軍器不レ殘御取上相成候との二ケ條に付、過日海陸軍一同より督府軍門迄歎願書一封、大久保一翁勝安房守を以て指出候儀は、御思召不レ奉レ伺私意の取計ひ甚以奉二恐入一候へ共、私共一同篤と熟考仕候に、尾藩も朝命とは乍レ申、宗家危急の秋に當りて、反て征東師の列に加り、無論（マヽ）の心得方と一同奉レ存候、右樣の藩士我德川家を料理いたし可レ申を乍二見受一、我累代浴恩の民一同唯々として奉レ命候樣にては、第一人倫の大義墮レ地候而已ならず、名は我德川御家名相存候共、其實は是を限にて二百五十餘年の御鴻恩も一朝水の泡と相成候は、乍レ恐三尺の童子も能辨へ居候儀に御座候、將又軍艦軍器は我德川家保護の器にて、畢竟今日等ある爲と奉レ存候間、何分以て御家の存亡相分不レ申中に、天朝え被二召上一候樣にては、上は御累代樣御注意の廉も相立不レ申、下は私共一同是迄の御鴻恩

に奉ㇾ浴候趣意に相戻候は奉ㇾ申上ㇾ候迄も無ㇾ之、夫是以て一同斷然決心仕、人倫の大義を踏み、條理の有無を辨へ、右二ケ條御許容有ㇾ之候迄暫く他所へ差控居候、尤王兵へ對し粗略の儀は毛頭不ㇾ仕只管朝命の相改り人倫の道相立候迄歟ㇾ形罷在候、若又私共一同の歎願相貫き不ㇾ申節は、乍ㇾ微力ㇾ素より宿怨の□□を相手取り、六十餘州の海上海岸□の紋以後相見え不ㇾ申樣可ㇾ仕心得に付、天朝は勿論、諸藩領海岸並持船えは決て手出仕間敷候、呉々も是迄の厚き御尊諭に奉ㇾ背、私に御船を運用仕候條、擢髮難求の罪に奉ㇾ存候得ども、私共一同の心事は地下にて御累代樣え可ㇾ奉ㇾ申上ㇾ候、恐惶謹言

辰四月　　　　　　　　　御家海軍

江湖新聞第四集

か、忠臣ばかりで國は保たない。

四月十一日、飽くまでも主戰論の海軍副總裁の榎本和泉守武揚が、軍艦八隻を率ゐて房州館山へ脫走、步兵奉行の大鳥圭介が下總の市川、撤兵頭福田道直がこれまた木更津へ逃走す

る大ごたくを前にして、大慈院に屏居の慶喜公は午前三時まだ眞ツ暗な中を淺野美作守をつれて靜かに門を出た。

屏居以來の心の苦しさに顏色はせうするし、痛ましくもひげはのび、あまつさへ黑木綿の羽織に小倉の袴をつけ、麻裏の草履をはいてゐる。出迎へた新井主計頭以下卅餘名、精鋭隊五十名を率ゐて來てゐる劍客中條金之助、遊擊隊頭取の高橋伊勢守（五十名引率）など、これを拜して思はず聲をあげて泣いた（七年史）その日は松戸の宿に泊り、十五日に漸く水戸の弘道館に入る。

淺草の新門辰五郎は、この一行につかず離れず、勘定方からひそかに命ぜられた金二萬兩を子分に護らせて、水戸までお供をする。流石の俠骨もこの道中は眼を眞赤にしてついて行つた。（戊辰物語）

靜寛院宮樣は田安御殿へ、天璋院（島津氏）は一橋御殿へ御移りになつた。（中外新聞第十四號）十二日から竹橋淸水田安半藏四門は田安家へ預け、外櫻田西丸大手神田橋は官軍の手で固め、外櫻田と神田は通

行を許したけれど、坂下内櫻田大手平川矢來馬場先和田倉雉橋一橋の諸門は〆切つた。（中外新聞 第十四號）

此間、旗下および諸藩脱走の兵、道を分ちて奥州へ赴く者ひきもきらず、古河、結城、關宿、宇都宮はいふに及ばず、沿道の陣屋などは忽ち包圍されて、大砲は借りられ、金は借りられ、兵隊も借りられた。

橋本先鋒總督の入城したのは十一日。

（四月十四日）常州笠間の兵卒三百人餘官軍の命を受、野州宇都宮の援兵として繰出し、栗橋驛にて兵糧つかひゐたるを見て、彰義隊の兵、驛はづれの麥田の中に埋伏して待居たるに、案の如く笠間の兵卒とほりかゝりければ、狙ひすまして打出しける鐵砲に、不意を打たれて散散に敗北したりけるよし。十五日江戸脱走の兵二百餘人、東寧川を下り總導河岸より上陸して、下妻陣屋の役人を說伏せ、大砲一挺、砲兵三十人、金八百兩を借受け、夫より官軍の屯集したる關本といふ處へ押寄、日の八ツ時頃より合戰はじまり、夕六つ時過までたたかひし

が、東方勝利にて、官軍は笠間の兵多半討死したるよし。（もしほ草第三篇）

利根川（東寧川）から宗道河岸（總導）へ上陸した一隊は、大鳥圭介の率ゐる兵だつた。下妻から下館へ入り、陣屋をかこんで、大砲を今にも打ち込まうとしたので、生きたる空も無かつたとは母などの一つ話である。

もしほ草を初め、江戸の新聞は薩長嫌ひの人達が書いてゐたので、各地の小ぜりあひは何時も官軍が負けのやうに書いてゐるが、近藤勇は中仙道で梟首せられ、筑前の兵は閏四月五日すでに山形に入つた。

近藤勇が甲府から逃げかへつたのは何日の事か。不思議な事に江湖新聞も、もしほ草も、内外新報中外新聞も書かない。僅に甲州路よりの報告に、近藤勇百餘人の兵を引連れ、甲州を指して往きしに、是に先だちて甲府城既に敵手に落たり、依て府城に入ると能はず、退きて屯守せしに敵より兵を出して急に襲ひかゝりしかば、已むことを得ず一戰して勝利を得たり、然るに敵兵再び來り攻めしにより、此方は援兵無く衆寡對し難く大敗に及べりと云ふ」（中外新聞第六號）を見る。

もしほ草第六篇（慶應四年閏四月）「二十五日平尾にて、官軍に生捕られたる近藤勇を死刑に行ひ、其首を京師に送る」とありて、江湖新聞第三集（慶應四年閏四月）には、

四月廿五日瀧の川三軒家より中仙道板橋宿との間、一里塚に建候捨札之寫

近　藤　勇

右者元來浮浪之者にて初め在京新選組の頭を勤め後に江戸に住居致し大久保大和と變名し甲州並下總流山に於て官軍へ手向致或は徳川之内命を受たり抔と僞り唱不㆓容易㆒企及候段上は朝敵下は徳川の名を僞り候次第其罪數るにいとまあらず仍而死刑に行ひ梟首せしむる者也

四　月

官軍ださうだが、何處の藩士だか、人肉を三杯酢につけて食ふとうまいものだと話してゐるのを聞いた。何をそらごといふかと信用もしなかつたが、此間谷中の天王寺に屯してゐる歩兵のうちで、人の肉を取つて來て葱の中へぶちこんで烹たり、また雉子燒、味噌づけなどにして喰べた

ので、人この隊を鬼隊とおそれ、屯所の門を羅生門といつた。通俗三國志におのれの妻を殺して其肉を玄德にすゝめたのなどは、文藝とはいひながら、あまりな書きやうだと思つた。今現在に此事あるのを見ると、三國の時代もかうだつたらうかと書いた開成新聞第一號を見ても分るが、江戸子が公方樣びいきなのは言ふまでもない。「下谷三輪の邊にてある兄弟のもの喧くわせしことあり、その譯は野州へんに戰爭ありとて、薩州侯の人數隊れつをくみ、こゝの表をとほりけるを弟はつく／＼見て、どうしても薩州さまは强さうだと言を聞、兄はたちまち是をとがめ、ナニ薩州が强いとは何の事だ。弟イヤ强いとは言ぬ、强さうだと言たのだ。兄共强さうだが氣にくはぬ弟夫でも唐人のやうな形をして、天窓をざん切にし、鐵ぽうを脊負たところは强さうぢやア無か。兄イヤ會津さまがゆきの短かい着ものに、臑の出たはかまをはき、刀を貫の木ざしにして、足駄をはいてガラ／＼歩いてゐる方がよつほど强いぞ。弟會津さまもつよいのサ、强いけれども薩摩さまも正月の戰さうにも勝。兄なんだ、正月の戰に勝つた、べらぼうめヱ、伏見では會津さまが薩摩の人數を切りくづしたぞ。弟自己が薩州さまを强いやうだと言たつて、お前が立腹ずともいいぢやアないか。兄イ、ヤ能ねへ、そうたい手前は氣にくはねへと兄弟はては摑みあひ大そうだ

うとなりしかば、長屋中立出て、マア／＼待たとおしとゞめしが、此中なほりに夜一トよかかり、大きに間をつぶしたりとて家主のはなしたりしが、質ぼくの人情あぢはへて面白ければこゝに記して□にそなふ」（此はな新書第一號）これはうらみつこなしの引き方だ。

下谷坂本へんにて幼き子のあそび居たるところへ、一人の武士通りかゝりしが、この人肩に官軍の合印を附たるを見て、彼子は武士のかたはらへ往、おぢさんは官軍かヱ、錦切れを附ておいでだからと言と、いかにも自己は官軍なりと答れは、彼子がおぢさんが官軍なら、坊は會津だから、坊におしたがひといふ。武士は笑ひながら、何にも子僧が會津なら從ふべし。子僧の家はいづくぞ、往ても宜しきやと問ふに、坊のうちは直其處なりと先に立ちて案内するゆゑ、彼武士は幼子の家にいたり、此方今このところを往かゝりしに、これなる子僧それがしに向ひ、我は會津なり、官軍ならば從へといひたり。此子僧は何歳になるぞととふ。家内の者大きにおどろき、七歳になるよしを答れば、彼武士亭主を叱りていふ、汝等もののわきまへも知らず、常に官軍をそしり、會津を擧るの言葉を傍聞して、此子僧まで然いふもの

と覺えたり。今四つも年とりたらば、其分には捨おきがたけれど、いかにもがんぜなきものゆゑ、ゆるし得さする也。天朝の御趣意もわきまへず、漫りに物の誹謗などいたすと此後はけつして免さぬぞと、腰の刀をゆらめかし彼武士は出往に、家内の者は顏見合せ、青きため息つきたりとて隣家の老父はものがたれり。（此はな新書第二號）

當時、市中の空氣を如實に語るもの。

「君と臣うからはりからいとみあふ都も鄙も淺ましの世や　「あたひなき玉てふ玉も何かせむ瓦と共にくだけ行く世は。勝安房の作と傳へらる。うての使來りしころよみ人しらずとして、（中外新聞）

　あはれ〳〵わが世もおなじ浮雲の上野のさくら今かちるらむ

上野の櫻は、三十六坊の火に先き立つて空しく散り盡した。が、

「旗下末々脫走の輩、上野山内其外諸所屯集、屢官軍の兵士を暗殺し、無辜の民財を掠奪し、益暴虐を逞し、官軍に抗衡す、實に大罪不ㇾ可ㇾ容の國賊也、最早朝廷寬仁の道も絕果て、斷然誅伐被二仰出一」とて、國賊を鏖殺せよと諸藩に觸れたのは五月十四日。

湯島より黒門口へ、薩州、肥後、因州。本郷より、長州、肥前、筑後、大村、佐土原。富山邸肥前、筑後。水戸邸、備前、佐土原、尾州が攻めた。「上野山内悉く灰燼となり、夕七つ時凱陣す、討取る所の賊徒共数を知らず」（江城日誌）

十四日夜に入なにやら市中そうぞうしく、上野彰義隊より各町名主へ觸出し、今夜上野にて戰爭可レ有レ之、早速町内人足さし出し可レ申觸有レ之、人々さわぎたち申候、然處翌明方俄に喇叭太鼓の音きこえ、引續き砲聲ひゞきわたり、そこゝに人奔りさわぐ音きこへ、五時頃最早上野周圍に七ヶ所火もへたち、いよ〳〵砲聲きびしく、外の方老若男女叫び逃るゝものおびたゞしく、ことに先頃よりの久雨にて溝水あぶれ出て、泥濘足を沒し往來困難にて、そのありさま實に慘然の至御座候、九半時すぎ、中堂炎上相始り、火焰空を焼き、砲聲なほさらきびしく、七時頃砲聲少しく遠のき、人心一先安堵仕候、さりながら双方勝敗いまだわからず、區々の取沙汰に御座候處、彰義隊敗北官軍方いよ〳〵勝利とあひきはまり申候、七時中堂やけおち、猶又砲聲時々相聞へ、夜に入て段々物靜にあひなり申候、紛冗中烏渡申上候、

いさい後便可ニ申上ニ候　もしほ草第十五篇

砲聲と火と、人の足音以外に事實は寫し傳へない。佐幕黨の機關と言はれた江湖新聞は上野の始末は中外新聞に出たからと斷つて、

兵法の大綱大領中紊すべからざるものは名分なり、失ふべからざるものは地利なり、人心を結び士氣を固め、懦夫をして勇ならしめ、怯卒をして剛ならしむるは名分を守るにあり、寡を以て衆に敵し、弱を以て强を制し、一夫中にあたり、萬人を寸地に扼するは地利を得るにあり、我彰義隊の上野に據り、官軍に抗せるを見るに、惜らくはこの兩義を失へり、抑々隊中の人は、大抵德川家の臣下にて、主家危急の運に當り、仕籍を脫し隊伍を構へ、遂に過激の暴動に及べり、其志頗る孤虫苦節に類すと雖も、大業を成就し主家を維持するの全策にあらず、いはんや上朝廷の命に背き、下主家の令に戾り、遂に名分の大義を紊すに於てをや、上野の地、東南は平地に接し、西北は高阜に對し、天嶮を要して大敵を防ぐの要地に非ず、

是地利を失へりと云べし、其用兵をきくに、據營扞守の兵法にて、大捷を得ざれば必ず大敗を招く事也、故に老練の宿將は最後一戰の外決てこの法を用ひず、我れ曾て佛國陸軍教師に尋き、防守攻撃二法の大略を聞けり、曰く大抵勝敗は、大砲の位置其所を得ざるとにて決すと、いま上野の戰ひ、彰義隊この位置を失へり、湯島臺の大砲二門團子坂の一門其所に非ず、之を守るの手段なきより、一喊の後官軍の有となれり、谷中口を守らんには、三崎擁守の高阜に大砲を備へ、坂下の凹處に小銃刀槍を布くべき歟、黑門前の戰、初め大砲を橋外に備へ後之を橋内に退け、其餘山內の大砲も要所を得ざりしより、小銃刀槍の兵隊も之に准じ、自然目算に齟齬し、掣肘矛盾の患無きこと能はず、故に殺傷過當なりと雖共、全勝を制すことを得ず、官軍方攻撃の手段は、縱隊攻進の方にて、奇道に非ざれども黑門口谷中口同時に戰を開き、池を隔て山內に向ひ、大砲を放發せしは、敵兵を分割し四顧せしむるの術にて、深く攻襲の法を得たると云べし、故に官軍は迅速倍勢の利を占たり、當日彰義隊、兵を要所に屯集し、終日防守の陣列を以て、官軍疲勞の時を伺ひ、一鼓して進まば、防守より攻撃に變ずるの法にて、萬一の勝を僥倖すべき事もあるべし、然れども隊中に裏切せる者ありて、中

堂前にて接戰を開き、或は前後兩門いまだ破れざる前、過半は遁走せしとの說などあれば、其敗端は陣備の不良より生ぜりと而已は言難し、然れ共名分を紊り、地利を失ひ、到底戻理無謀の軍なりと譏られ、百餘人の生命彈丸鋒刄の下に烈戰憤死して、屍を雨露に晒し、恨を黃泉に抱き、朝敵の汚名を雪ぐの時なきは深く憐むべき也、但成敗を以て評論を下す時は往々其意を失ひ、其情に背くものなれば、公論を得ること最難かるべし、今我辯ずる所は兵法上にて論ぜる而已

投書だと斷つてはあるが、福地源一郞の手に成るらしい。

ヘラルト　　五月十九日　西洋七月八日

去る十五日土曜日　江戶に於て戰爭ありとの風說より、したしく其兵火を見しが、實に驚愕に堪ざる變事にて、鬪爭殺傷死亡等之事日本之新聞にも之を載せ、其外取々の噂ありて、枝葉を重ね、この兩三日の間は斷ることなし、今殘る所なく之を聞取りて、右異變の顚末を略記

す、抑々徳川家の武士多人數彰義隊の名義を設け、江戸の東部上野と號せる寺院にも屯集し、薩摩、肥前其外官軍の隊に出會ひ、その用意なきを伺ひ、小人數に乘じ、往々之を殺害せり、故に官軍にて之を攻襲し、其屯集所より追散すべしと決議ありて、去十四日（金曜日）江戸市中に觸れ、老幼病者は平安之地へ立退くべき旨を達し、且上野の宮樣えは御隨從の者を討伐可ㇾ及に付御立退可ㇾ被ㇾ在旨申上られ、徳川龜之助殿えも御祖先之靈位重器等取片けらるべしと命ぜられ、夫より彰義隊討伐之義被ㇾ仰出、

當日は彰義隊退去の口々を斷切り、廣小路の正面より攻擊を初め、午後第五字（七つ時）までは官軍利あらざりしが、其時肥前之手にてアルムストロングといえる大砲二門を放發せしより、戰機變じて、全く官軍の利となれり、

かくて山內の寺院に火の手揚り、最早籠守すべきにあらざれば、彰義隊は千住口の方へ落行たり、こゝに於て江戸市中は再び靜穩に及びたれ共、太平になれし住民に取つては、甚敷災難ならんこと又言を待たず、

右之戰爭にて骨節を打たれ、深手を負し者凡八十人、神奈川戸部の麓にて、元佛蘭西騎兵屯

所の爲に取建し所へ來りて、外國の醫者ウヰリス、スカンネル、ゼンキン三先生の療治を乞へり、右手負の傷は大抵ライフル弾にて打たれたるものゝよし、療治中はコロロホルムといふ魔藥を用ひ、骨節を切斷するに手錬神速にて、種々の術を盡せるより、手負も其妙に驚き、西洋の醫術はるかに日本の醫術より秀でたることを知り、深く救濟の恩を謝せりといふ

おなじく　五月廿日　西洋七月九日

官軍と上野彰義隊との戰爭は、官軍の大勝利となり、初め薩摩の兵隊に野戰砲の用意なく、彰義隊の大砲三門要所に備へたる所へ向ひしより、殆ど全敗にも至りたるに、彰義隊は寄手の砲器兵具等を取上ることを心掛ず、但此所を逃れ去らんことをのみ專務とせり、この戰に向ひたる官軍は薩摩長州細川因州備前其餘之兵隊なり、

宮樣は戰爭の數日前御立退ありて、日光へ入らせられ、彰義隊の頭分數人は自殺し、戰爭の翌日處々隊士の死骸横はりて、江戸の光景目も當てられぬ程なり、

昨日は江戸の府全く官軍の有となり、彰義隊にて殘れるものなし、もし之を隱し置扶助するものあらば、同罪に處せらるゝとなり、

今江戸より得たりし報告に曰、上野の宮樣へは德川家の武士隨從し、猶其手にて守護し奉るなれば、その擧動によりては自今政事上の變革に猶一層を加ふるに至るべし　江湖新聞

外人の眼に映つた畫はこれだけだつたらうか。

鳥取藩士堀正翁の懷舊談に、「愈々總攻擊と決した未明の事であつた、參謀長川田景與は上野に向ひ、私は和田倉警固の指揮官となつてゐると、朝の九時頃から砲聲が聞え出したので居溜らず、斥候といふ名儀で上野方面を志して湯島天神まで行つたが、それから先は馬で行かれぬから、徒步で池の端へ出ると、官軍が盛んに發砲してゐる、川田參謀長の處へ行つて、小銃隊を引連れて山下から小銃を連發したが容易に破れない、そこで私は御徒町を燒いて敵勢を挫かうと考へ、幾度も火を町家へ放つたけれども、其日は生憎大雨で中々思ふやうに燒けない、其內お晝頃になつたから雁鍋の裏の町家へ入つて見ると、豫て町民に立退を命じおいたに拘はらず、唯威嚇とのみ心得てゐたらしく、愈よ開戰を見て初めて周章てゝ逃げ出した、そこには酒もあれば飯などもあつたから、夫れを喰うた上で、雁鍋の二階へ上つて見ようといふ事になつた、川田や私ら七八人

が兵卒五六名を連て上つて行き、山上を伺ふと今の西郷銅像のあたりに敵の陣所がある、で私らは二階から盛んに打出す、敵も應戰する、そこで壘を立てゝ楯として一層猛烈にやつた所が、遂に敵はこゝから崩れ出したので、山内へ突進し、諸藩の軍と一しよになつて敵を追つ拂つたのが午後二時すぎ、今の大佛下で休んでゐると土佐の小笠原忠八がやつて來て、此儘にしておいたら又敵兵が立籠る虞れがある、といつて守るのも困難だから寧ろ燒き棄てようではないかと二人で相談して、他の重立つた人々にも協議した處が、贊成者が多いので、今から考へると無謀な話だが、火つけの大砲を寛永寺の根本中堂へ向けて打込んだ、けれど中々燃え上らない、そこで更に廻廊へ火をつけて引上げ、或旗亭へ上つて酒を呑んでゐると、盛んに燃え上つて、焰々天に沖するといふ有様に、一同痛快を叫んだものだが、思ひ出すと誠に淺慮の程慚愧の至りに堪へない、若し今日あの森の中に宏壯輪奐の美を極めた七堂伽藍が聳えてゐたならば、と思はぬ日とてはありません」一大正四年七月萬朝

明治六年、東照宮が府社に列せられた時、彰義隊戰死者の屍はまだ改葬されず。清水堂近くの

壟塚に投げこまれたまゝであつた。今の墓を築いたのは八年か。

彰義隊の末路は更に悲慘だつた。

下總守（忍藩松平下總守）領分武州秩父郡大宮郷へ去る廿三日怪鋪躰之者立入候に付、取押取調候處、
彰義隊瀧川渡其外共都合十二人、飯能にて被討洩候者に付斬首仕候　以上

五　月

幕府の非運は初めから分つてゐた。けれど幕はまだ下りない。なほ爲すこと有るを思ふの士は痛をつゝみ、血をすゝつて、東北に脫走し、會津に、函館に、詮なき努力を續けねばならなかつた。

溺るゝ者は藁にさへ縋る、奥羽列藩の各國公使に寄せた聲明書には、哀音の忍ぶとすれど聞ゆるものあるを覺える。

謹みて案ずるに、わが國德川氏累世繼承の政權を朝廷に復し奉しより、天子御幼沖に渡せら

れ、萬機草創の折なれば、奸臣この隙に乘じ、私意を挾み威を逞しくして、天下の諸侯を壓服せり、天下の諸侯も其因循を提れ、驅役せられながら、心中服せざる者十に八九なり、祖宗神靈の照鑑する所、天下億兆の切齒する所なれば、久しからずして元惡誅せられ、大義あらはれ、兄弟和して君臣睦じきにいたらん事必然の勢なり、しからざれば我國獨り天理なく、人倫なきに至るべし、我奥羽越列藩の君臣、上下共にこの有樣を洞察し、公議を一定し、同盟を結び、大義を天下に伸べ、强暴に來る者は之を撃却け、去る者は之を追はず、我國を維持して天下清明の治に至らんことを待のみ、海外各國の諸公使領事官、いづれも傍觀熟視ありて、早くこの情を洞察あることゝ思へり、されども我列藩同盟の心を文字に托し、實情を明白に告げざるを得ず、いかんとなれば、邪正曲直の辨明かならざるうち、奸賊ども　王命なりと僞り、順逆を亂さんことも慮がたければなり、希くばミニストルにも、僕輩の至衷を諒察ありて、他なきことを知り玉はゞ、結信締交の事に於ても大關係あるべし、商量ありて唐突を咎たまふなくば幸甚ならん

仙台藩　葦名靱負盛景判

米澤藩
　色部長門久長判
會津藩
　梶原平馬景堅判
庄內藩
　石原倉右衛門成知判
長岡藩
　河井繼之助秋義判

八月の頃らしい。

町兵規則

一町役人共支度タチ付袴其外有合袴股立股引草鞋の事
一總町にて十七歳より四十五歳迄の强壯なる者相選、人數七十二人差出、右人數半割三十六人宛、一ノ日四ノ日稽古爲ㇾ致候事、但晝七つ時より九つ時迄の內
一町兵支度一同股引草鞋衣類等何にても不ㇾ苦候事

一右稽古場は天氣の節は馬場明神社地可レ然哉、下方都合にて相定不レ苦候事、但雨天の節は
蓮華寺本堂の事
一場所揃等合圖の拍子木、足並の節も同斷、庄屋組頭等の內役は三つ折破の拍子木の事
一當日出席奉行一人、調役一人、下役兩人、同心三人の事
慶應四年正月二十八日

福島縣北白川郡常豐村塙に殘つた文書である。官軍を拒がうための町兵であらう。股引出たちの兵隊が拍子木に連れて動かされつゝあつたのだ。塙は天領だつた

五十九大名に奥羽追討の令を發した時、德川家の名も加はつてゐた。ヘラルトは「信ぜられぬ」とさへ書いたが、それだけ幕府の運命は縮んで來たのである。長岡城が三ヶ月を支へて氣を吐いたきりで、悲劇は各地に演ぜられた。磐城平城落城の際行方不明となつた父母と妹とを、明治十六七年の頃まで探し歩いた愚庵和尙のはなしは名高い。が平の落城などは當時問題でもなかつた

らしい。

奥州よりの新報に曰く、官軍は平を取り、白石の關外まで來り、仙台へ攻入るべき景色あり、只今和睦の沙汰に及ばずば、終には滅亡に至るべきか、當時仙台米澤會津庄内にて日本國中の官軍を相手にとり戰ふことなれば、新手を入れかへられ力盡きるに至るべし、殊更南方の兵は亞米利加製のスペンセル元込銃を用ひ、北方の兵は古風なるゲベールを用ひ、數十發の內僅一發を放つことなれば、今春鳥羽伏見の敗北も同樣の譯なり、かくて日の漸々と沒如く亡びんこといかにも氣づかはし。（もしほ草第二十三）

九月二十三日、會津城の外曲輪官軍の手に歸し、重臣十八人、城を出で丶切腹して罪を謝した。戊辰悲劇の幕は閉ぢられたのである。

會津取らうか仙臺取ろか朝の茶の子に二本松

一戸兵衛大將は弘前出身だが、「戊辰の役ですが、其時分は銃はあつても、御承知の通り飛道具と蔑まれたもので、武士はさういふ物は持たずに、是非花々しい軍をしなければならぬ、先づ第一に槍隊、それから拔刀隊などが、多く士分の者で組織され、それから足輕とか小者とかいふ名も無い連中に銃を持たせて鐵砲隊を組織したのですが、さて戰つて見ますと、槍隊拔刀隊は陣羽織小手脛當、或は又冑などのために、二日も行軍すると、戰はずして參つてしまつたが、銃隊は中々よく戰つて、どん／＼效果を奏するので吃驚した」（大阪毎日 大將物語）

大亂の後

――慘毒――「大亂の後必ず飢饉あり」――明治二年の物價――浦高札――

慘毒

棚倉、平、三春、二本松等の城々は落ちたけれど、會津を盟主として、仙臺、盛岡、米澤、庄内の四藩は頑强に抗戰するのみならず、越後口の官軍は長岡城に爪突いて空しく三ヶ月を惡戰苦鬪してゐるのだ。東北の山川は何時になつたら日が照るかと思はれた時である。

慶應四年六月廿二日

方今王化天下に洽からんと欲す此時に當り無辜之生民兵燹の災に罹り加之洪水暴漲慘毒之至

近畿尤甚し且東北諸路賊徒平定に至らず生民の塗炭一端にあらず　皇上深く難レ被レ爲レ忍救恤阜財之道被レ爲レ盡度勅旨痛切に被二仰出一候就ては至仁之聖意を體認し其民をして安堵せしむるは今日府縣の責なり卽今創建の初救荒之典未立たずと雖一日斯民に莅む者卽一日此道を講ぜずんばあらず況んや今日眼前の窮厄をや故に賑救の急務左に記す

一兵燹の厄洪水の害窮民流離路頭に立つ者

一村に幾人且其破産蕩家等一々細小に査點し救助其宜しきを得べし若兵厄水害を被る地と雖捜擇其宜を得ず徒に金穀を給すれば却て蠹弊を生じ下民の怨望を起し宜しからざる事

一沒田の民は全く其租賦を免し其他漲溢の田畑は荒廢の輕重を量り蠲免其宜を得べき事

一堤防橋梁の破壞急々修理可レ致事

但普請等私利を營まざる廉吏を擇び水理に精しき者に任じ人夫等は其地の窮民に賃して相用べき事

一厄害の等を辨じ救恤の道を立て今日の事は奏可を俟たず府縣へ專任す宜く可レ得二其道一事

明治大帝の年わかくおはしましながら、世を憂ひ、國たみを愛しみたまへるみ心のあらはれでなくて何であらう。廟堂人ありとは申せど、劍戟の聲かしましき間に在りて、いく人かこの事に思ひ及ばう。

大亂の後必ず飢饉あり

慶應四年七月十二日

古人の說に大亂の後必飢饉有りといへり、且洪水大旱は古來聖明の世と雖免れざる所なり今春より霖雨滂沱水災農民の患を爲し苗蝗の害あり此上七八月の末に至り萬一大風これ有る時は米價益々騰貴し諸藩は鎖津を致し奸商は買占等を專にせば窮民の難澁一方ならず鰥寡孤獨何を以餓死を免れん民の上たる者豫じめ策らずんばあらず況んや皇政一新億兆の民は再び父母を得るの念を生ずる時に當り賑恤の典一日も怠るべからざるをや依之府縣の諸役人專ら心を此事に盡し豫め米穀の流通を謀り鎖津買占等の所業を禁じ或は彼地より此地に輸し此地より彼地に送り互に有無相助くる等今より目算を立つべし其上不足の見込なれば機會に應じ非

常の取計もあるべければ府縣の諸役人能々相考へ早々言上致すべし

大正十二年大震災當時の閣僚は、何んな覺悟で九月一日を送つたやら。

明治二年の物價

明治二年八月は霖雨で物價が高く、皇上は餔饌をおへらしになつた。政府では思召しに添はうとして、東京府へ米三千石、京都府へ七百石づゝ、毎月下附した。大日本租稅志から當時の米價を引くと、

慶應元年	一石	二百八十一匁より五百十三匁迄
二年	同	六百四十六匁より一貫三百匁迄
三年	同	五百九十匁より一貫百六十五匁迄

明治になつてからは、

	元年	二年	三年	四年
東京府	（円）—	六（萬）、三三九二九	七（萬）、三一七〇三	四（萬）、四二三一五
京都府	六、九四五六	九、三五八三	七、〇八六二	三、四五四二九
大阪府	七、九二九七	八、四二四七	七、五六三八	三、九五二一五

新潟縣では買占をやつた者があつたので、國中限りの賣買を許されてゐた時だから、どんな相場だらうと思ふと、元年は二・二五三七八、二年は七・八七七四、三年は四・二一二七、四年は三・四三五三五だつた。

浦高札

時節柄難破船を掠むる悪徒もあつたらしく

浦高札

一御用船は不レ及レ申諸國船共遭ニ難風ニ時は見付次第速に助船を出し破損せざる様精々可ニ盡

力ニ事

一海上より取揚る所の荷物の内浮荷は二十歩一沈荷は三十歩一取揚候者へ可レ遣川船は浮荷は三十歩一沈荷は二十歩一總て品相當の代金可二相渡一

一深海の沈船又は沈船に至るべき程の水船或は淺き場所の沈船より荷物陸揚致候者共へ前々より歩一渡來候處自今相當の賃錢可レ遣レ之總て過當の賃錢貪來或はねだりけ間敷儀於レ有レ之は可レ爲二曲事一事

一流寄の船及荷物等は浦方の者見付次第可二揚置一六ケ月を過ぎ持主不二相知一時は揚置者可レ取レ之たとひ持主相知るゝとも六ケ月を過る後は差返すに不レ及

明治二己巳九月十八日

浦々にはかうした折の不文律が有りはしなかつたか。

攘夷のあと始末

―不得已條約取結候―外人との會見記―堺の佛人虐殺―解死十六人―公使參内の折の戒嚴令―パークス襲はる―其反響―「一人殺さるれば十人殺すべし」―攘夷黨の執念―パークス再び襲はる―精も根も盡きる―別手組―居留地關門―遊歩區域―杵築藩士リングダラスを斬る―薩人亦ダラスを斬る―キング覺え書―踏倒も諦れらる―獨逸領事殺さる―外人殺害賠償金―横濱ばなしいろ〳〵―治外法權―巡査、米國艦長を捕ふ―

慶應四年正月十四日

外國之儀は先帝多年の宸憂被レ爲レ在候處幕府從來之失錯により因循今に至り候折柄世態大に一變し大勢誠に不レ被レ得レ止此度朝議之上斷然和親條約被レ爲ニ取結一候就ては上下一致疑惑を

不レ生大に兵備を充實し國威を海外萬國に光耀せしめ祖先先帝之神靈に對答可レ被レ爲レ遊叡慮に候間天下列藩士民に至る迄此旨を奉戴心力を盡し勉勵可レ有候事

但此迄於ニ幕府一取結候條約之中弊害有レ之候件々利害得失公議之上御改革可レ被レ在候猶外國交際之儀は宇内之公法を以取扱可レ有レ之候間此段相心得可レ申候事

鎖港攘夷のあと始末には、新政府も手こずつて、兎にも角にも「大勢止むを得ず」で、國論の沸騰を押へようとしたのである。

同時に公布された外國公使との會見記錄がある。

戊辰二月十四日午の半刻より申の刻までに大坂西本願寺に於て醍醐大納言東久世前少將宇和島少將各國公使と應接始末左の如し

但外國事務係諸藩家老列坐

東久世發語　我日本政體復古　帝自ら政權を掌握し外國の交際も一切　朝廷にて更請裁判可レ

致旨意は過日兵庫に於て布告せし如く相違あることなし此節外國事務局を建立し交易通商一切の諸事件悉く外國事務官の裁決にあるを以て今日改て朝廷守護の列藩と共に各國公使に會同し此盟約を定む自後普く日本人民との交際厚く誠實を盡し互に疑惑なきを以主意となさん故に大小の事件外國に關係するの務は外國事務局の專任なるを以我等に就て　帝に建言するを要せよ

各國公使曰　先般兵庫にて布告ありし其證明白にして今日改て列藩會議　帝普く政令を下し兩國の人民の爲篤く信睦を求め互に誠實を旨となすは我各國に於ても僉々渇望せし所にして感悦の至に堪へす自今　朝廷帝を以日本の主府と仰ぎ萬事其政令を奉ぜんとす

又曰　此度萬國と我　帝と條約を改し上は各國公使に　帝自對面し盟約を立ん故に不日上京あるべき旨各國公使に可ニ申入ニ旨　帝の命を奉じ候

公使曰　恐入候談合の上明後日否可ニ申上ニ

又曰　當今戰爭の後京攝及諸所に鎭撫の師を出し過半其政令行はれ既に各國の諸侯をして德川慶喜征討の師を發せしめし上は不日其成功あるべきは勿論なり橫濱箱館外國人在住の場所

は朝廷の官吏より人民安堵の令を下すべし則慶喜を征討する事實明白の罪狀書面を布告すべき也

公使曰　慶喜を討伐の師既に京師を發せし上は關東の形勢安心なり難し若し早く　帝に拜謁すること能はずんば速に浪華を去り横濱にある人民の爲に彼地を鎭靜せんことを欲す

又曰　明日中には上京の日限申來るべく夫まで滯坂其上進退せらるべし

公使曰　帝に謁する期限の日數を確定し以て此事を約せん

又曰　今日必相分るべしと雖確定するは明後日と定むべし

公使曰　然らば明後十六日十字の朝米國公使館に於て再會し各般の諸事件を約定せん

右之通にて相濟中の刻各國公使退出せり

一伊東某といふ兵庫奉行(後の伊藤博文)を以て、外國人へ、此度德川氏政權を返上ありし上は、外國の條約も王朝に於て結ばせらるべしと告げたり、先年以來日本に於て外國人の殺害せられし事度々これ有り、其外狼藉の所業に至りてはあげて數へがたし、今後は右樣の所業を致させまじとの天子

御調印の御書を賜はりたし」中外新聞と言つたのは何日だつたか

二月九日外人に對し狼藉を働いて、備前の士死刑に處せられた。諸國のミニストル、それを救ひさへせば、大事にはならなかつたであらうにとて、新たに佛人虐殺のちん事を傳へた。

二月十九日神戸より出たる書翰の全文

短文を以て　一事を報告す

日本二月十五日、堺に於て一小船に乘りゐたる佛國の水夫共、不意に土佐兵隊の爲に襲はれ切害せられたる者十一人、水を泳りて其場を逃れし者は僅に一兩人に過ぎず、是明白に兼て巧みたる僞計と見え、最初より其仔細を告る事もなく、又水夫の内小船の外に誘出され、其後取卷かれたるも有り、諸國の公使右罪人を速に刑罰せんことを京都に訴ふるに、土佐は勿論京都政府にても、至極心を用ひて之を尋ね出し、刑して以て外國人に謝せんと欲するの樣子なり、既に其罪人の內捕へられたる者も有レ之由

昨日神戸にて右の死骸を埋葬す、諸國のミニストル悉く葬に會す、其時墓前に於て佛國のミニストル彼の死人の同僚に向ひ、後日必ず大に死人の爲に復讐せんといへり

右死人の内刀劍を以て殺されたる者は只一人にて、其餘は皆銃丸に中れり、或説十六人の内死者十一人と（中外新聞第二）

最初測量に出た佛人は二十人程で、海へ飛びこんだ三四人だけが助かつた。米人も危なかつた。

土佐の士分四人兵卒十六人斬首せられ、償金十五萬ドルを拂ふことになつた。其辭世は（内外新報第七號）

文義院忠深玄章居士　箕浦猪之吉　二十六歳

除二卻シテ洋氛ヲ一答二フ國恩ニ一　決然豈不レ省ミ二人言ヲ一　唯令メバ三大義ヲシテ傳ヘラ二千載ニ一　一死元來不レ足ラレ論ズルニ

義行院忠現氏同居士　西村左平治　二十四歳

風に散る露となる身はいとはねど心にかゝる國のゆくすゑ

忠法光則居士　池上三吉　三十八歳

皇國のために我身をすてゝこそ志げる葎の道ひらきすれ

忠兵義長居士　松本廣五郎　三十四歲

皇國のみ爲となりて身命を捨つる今はの胸の涼しさ

忠山良信居士　大石甚吉　三十八歲

我も亦神のみ國の種なればなほ潔き今日の思ひ出

忠速利迅居士　勝賀三六平　二十八歲

かけ卷も君のみ爲と一筋に思ひ迷はぬ敷島の道

忠英利雄居士　山本鐵助　二十八歲

塵泥(ちりひぢ)のよしかゝるとも武士の底の心はくむ人ぞくむ

忠掌重正居士　森本茂吉　三十九歲

人心曇り勝なる世の中に清き心の道開きせむ

忠國堅勝居士　小代健助　二十六歲

身命をかくなるものと打捨てゝ留めてほしきは名のみなりけり

忠慮貫成居士　稻田貫之丞　二十八歲

時ありて咲散るとても櫻花何かをしまん大和魂

忠相義好居士　柳瀬常七　二十六歳

魂はこゝに留めて日の本の武き心を四方に示さむ

妙國寺寶珠院に葬る。

佛人虐殺に驚いた政府は

外國應接之儀者上代崇神仲哀御兩朝之頃より年を逐て盛に成來り遠邇之各國歸化貢獻有レ之其後唐國とは常々使節相往來或は居留し其交際も亦自ら親敷候此時に當り船艦之利未開けず故に三韓四近と唐國而已西洋各國之事は暫く差置印度地方尚明確ならず候然るに近代に至り而は萬民所知の如く船艦之利航海之術其妙を窮め萬里之波濤比隣の如く相往來し一時幕府の失錯とは申乍ら　皇國政府に於て誓約有レ之候事は時之得失によりて其條目は可レ被レ改候得共其大體に至候而は妄に不レ可レ動事萬國普通之公法にして今更於二朝廷一是を變革せられ候　時は却而信を海外各國に失はせられ實に以不二容易一大事に付不レ被レ爲レ得二止事一於二幕府一相定置候條

約を以御和親御取結に相成候旣に先般御布令被レ爲レ在候上は　皇國固有之御國體と萬國之公
法とを御斟酌御採用候者是又不レ被レ爲レ得レ止御事に候仍而越前宰相（時に内國事務補議定）以下建白之旨
趣に基き廣く百官諸藩之公議に依り古今之得失と萬國公際の宜を折衷せられ今般外國公使入
京參朝被二仰付一候元來膺懲之擧は萬古不朽之公道にして縱令和親を講ずるとも其曲直に依て
各國不レ得レ止之師相起候其例不レ少付ては攻守の覺悟勿論之事に候得共和親之事は於二先朝一
旣に開港被二差許一候に付　皇國と各國と和親爰に相始り居候處其節は幕府へ御委任之儀に付
諸事交際之儀於二幕府一取扱來候然處此度王政一新萬機從二朝廷一被二仰出一候に付ては各國交際
之儀直に於二朝廷一御取扱に可二相成一者元より之御事に候今や御初政之御時總ての事件は全く
總裁始當職之責に有レ之候何分某等不肖之身を以大任を負荷し非常多難之時に逢候上は深く
興懼思慮を加へ天下之公論を以及二奏聞一今般之事件御決定被レ爲レ在候且國内未定らず海外萬
國交際之大事有レ之候得共普天率濱同心戮力共に王事に勤勞し萬國の交際を始萬機悉く旣往
將來を論ぜず無二忌憚一評論極諫有レ之度唯急務とする所は時勢に應じ活眼を開き從前の弊習
を脫し聖德を萬國に光耀し天下を富嶽之安に置き列聖在天之靈を可レ奉レ慰上下擧而此趣意を

可レ奉ニ謹承一候事

戊辰二月十七日　　太政官　三　職

慶應四年二月廿六日、先達布令の通、佛英蘭三國公使、來廿七日大坂を立ち、水陸通行伏見泊りの上、二十八日上京致候に ては、兼て御沙汰の通り、萬國公法を以て御交際遊ばさるゝ儀故一同心得違無レ之樣、藩々に於て嚴重に取締るべくと命じ、萬一彼方より不法の所業をしかくれば屹度尋問して、夫々恥辱にならぬやう取計らふ、御交際の初めでもあり、且內事多難の折柄、よく〳〵心得て卒爾の振舞あるべからずと沙汰し、

今般英佛蘭公使上京參內被ニ仰付一候左之通御取極に相成候間警衛取締等被ニ仰付一候藩々奉レ得ニ其意一可ニ相勉一

一滯京中洛中洛外隨意徘徊被ニ差許一

一茶店酒樓等へ私に差越候儀被ニ差留一

一夜分外出被二差留一

一宮方へ行合候節は路傍へ駕ニ相控ニ可レ申堂上或は諸侯へ行合候節は双方路の半を讓り可レ爲レ致二通行一候事

但宮樣方へ公使行合候節は御伴頭相通通行可レ有レ之公使より相當の禮式可レ有レ之候間御會釋可レ行筈

一諸商ひ物買求且小屋物等見物いたし候儀被二差許一

これだけ嚴重にしてすらパークスはやつつけられたのである。「ハルリーパークス京都に於て皇帝の宮殿へ昇らんとする途中にて、卒爾に襲撃せられ、自身も少しく疵を被り、外九人疵を受けたり、其内二人は最深手なり」（中外新聞第五號）

英公使パークスは傲岸不遜を以て知られ、擧朝の大臣措を失はざるは無き中に、副島種臣だけがひとり之に屈しなかつたといふから、渡來の當初から攘夷黨に狙はるゝ素因を作つたかも知れぬ。

慶應四年二月晦

今般被二仰出一候通今晦日英國公使參朝掛於二途中一亂妨の所業有レ之終に參朝及二延引一實以不二容易一事體致二出來一此御所置振如何收拾相整可レ申哉と深く被レ爲レ惱二宸襟一誠以奉二恐入一候次第就ては前以嚴重御沙汰之趣も有レ之候末に候條於二藩々一猶手篤取糺不審之者有レ之候はゞ召捕速に可二申出一萬一等閑に相心得候者於レ有レ之は屹度御咎被二仰付一候事

中外新聞第六（慶應四年三月）にその反響が出てゐる。

三月廿八日（一八六八年）日本の三月五日

昨夜飛脚此地に到着しハルリーパークス君京地に於て　天子の禁闕へ赴かんとする途中にて襲はれ其護衛の騎兵九人手疵を受け日本人一人殺され一人虜となりたる旨報告せり

此事に就ては風聞まち／＼にしていまだ何者の所爲とも分り難し但し怪我人は九人にて其

内二三人は死したる由パークスは其乘りたる馬を切られたるのみにて自身には怪我なき由なり

この事件の末如何成りしやはいまだ之を聞かず然れども佛蘭西蒸汽船ドブシー並に英吉利蒸汽船エドヘンチニール急に大坂に出立せり是蓋し公使等を迎へ歸らん爲なるべし此度は公使等實に彼兇徒等の信すべからざるを知り自今以後決して右樣の異變なかるべき處置を行はんと是我等の欲する所なり最早寛大の處置を行ふべき時にあらず歐羅巴人米利堅人身に一毫の罪無くして命を失へる者既に三十人に及べり此後かくの如き狂死の數增加せんこと疑ひなし然れば手荒き處置を行ひて日本人の暴惡を留むべきこと當然なり

先日佛蘭西ミニストルの爲せし處置は甚手早くして且其目的を得るの良策にて此地に在る外國人等極めて敬服せり此度英吉利ミニストルも亦宜く是にならふべし先日佛人十一人堺に於て殺害せられしかば佛國公使五ヶ條の事を三日間に決斷あるべき旨若し三日を過ぎ候はゞ直樣兵を差向け申すべく云々の趣を京都へ掛合に及びたり是を以て五ヶ條共速に行はれたりと云

右ヶ條の第一は　朝廷より書面を以て罪を謝せられ第二は外國事務總裁自身に佛船に行きて謝し第三には土佐の士官兵卒亂妨せし者を刑し第四には土佐人は脫劍せずして外國人の居留地に立ち入るを許さず第五には償金十五萬ドル此五ヶ條也といふ

外國人の狂死亦夥しい哉第一に米利堅人十人水死し次に佛人十一人殺害せられ又此度朝廷の賓客として懇ろに招待を受くべき英吉利人故無くして襲はれたりコルシカ人の語に一人殺さるれば一人を殺すといへることあれども吾等は是に倣ふことなく宜しく一人殺さるれば十人を殺すの心を以て復讎を行ふべし吾等一度命令を下せば日本は外國の才智兵力に屈服せざる事を得ず日本人若し頑固なる時は遂に印度人の轍を履むに至るべし日本人は歐羅巴米利堅等に往きて其國人の如く自由に步行するも妨無し何故日本に於ては外國人に之を許さゞるや畢竟日本人をして其陋習を改め公平の法を守らしめんが爲には大軍を上陸せしめて國内に攻入り軍艦を以て海岸を圍まざるを得ず

即今兵庫と神戶との間の門を閉ぢ外國人の通行を禁ぜり何故とも解すべからず何の理由に由て此の如く吾等の自由を妨ぐるや夫れ條約は正しき道理を行はんが事の請合ひたり然るに此國

民は何故道理に背ける事をなすや彼等實に敵對を好むや又は唯戯れなりや　黑澤孫四郎譯

パークスは流石に變つてゐた。並々の人物なら、旗を卷いて京を去り、問罪の師を向けようといふ處を、三月三日參内を濟してゐる。其日の日本政府の戒嚴ぶりを見よう。

三月二日

明三日英國公使參朝被仰付候此內以來度々被仰出之旨更に左之件々等篤と相心得愈以不取締無之樣嚴重可致

一公使旅宿知恩院新門前通繩手通三條通境町通行之事

一往來筋已刻より旅宿へ引取迄諸人通行留之事

但左右横道木戸〆切之事

一往來筋住居町家其外共家子召仕之外他人一切留差留候事

但諸藩士等兼而止宿之者は格別に候得共萬一其者共暴行致候節は其主人の落度にも被仰

付候

一同斷住居之者公用は勿論私用たり共難ニ差延一用向出來他に往來之節は町役共他向々え申出免許を請可レ致ニ通行一事

但脇方より前文居住之者え同斷之節は木戸々々守衛之藩々に相達免許を請同斷尤都而用辨之事に付多人數通行は不ニ相成一事

それで凹むやうな攘夷黨ではないから困る。尤パークスは閏四月四日大坂から船で横濱に歸つたが「天皇はやはり浪華に行在し玉ふ、これによつて大坂はおほひに繁榮の體なり、兵庫はさ程賑ひもせぬやうすにて、外國人も大阪へ開店したるもの丶方おほし、京都は主上おるす故、甚だささびしくなりしといへり」（もしほ草第二篇）

慶應四年七月普魯西のミニストルの別當を車から引きずり下し、ミニストルに不法を仕かけた者あり、謝罪書を要求され、東久世少將の名で「余に於て甚氣の毒に存候」との文書を公にした。攘夷黨は蛇のやうに「毛唐」に見入つて身構へしてゐたものであらう。三月また「外國人通行

の御は往來の半を讓るやう御布令の趣もこれあるに、近來まゝ不都合の儀あり、瑣末の行違から皇威に關はることが出來てはならぬから、この旨心得よ」と觸れ、

明治二年四月

去月廿一日同廿三日品川大森邊に於て外國人を暴に馬車より引卸刺へ刀を拔掛候樣之擧動有レ之且其前も道を讓り控居候英吉利公使を差留候者有レ之又横濱表に於て路上佛蘭西人に對し無レ謂打かゝり候者有レ之右は是迄度々被レ仰出レ候趣を不レ相守レ道路に於ては往來之半を讓り通行可レ被レ致旨御布令之處前書の始末第一朝命を輕んじ現在御國難を曳出候所業に付以後猶又屹度相心得可レ申

軍務官へは、頃日外人と行違ひこれあり、御談判中といひ、尚又諸藩追々入京に付て、一方ならぬ御配慮故、東海道六合川より東京までの間、二小隊の兵を以て巡邏せよと命じた。が一向利目無く、

明治二年十月十日

昨辰年以來兵庫港を初とし京都並堺長崎橫濱等にて外国人へ對し亂妨致し猶又今般東京に於て熊本藩之者共英國公使へ對し拔刀に及び候始末何れも不二容易一大事を引出候條昨春三月來屢々御布令之趣も有レ之候處右樣數度法憲を犯し候者有レ之は全く御政令之不行屆に相當り皇威に關係致候次第に付向後取締筋一層嚴格之御處置無レ之候而者叡慮不レ被レ爲レ安御儀に候尤外國御交際以來深く時勢を辨へざるより只管非常に驚愕し猥に攘夷之論を唱へ徒らに血氣之小勇を恃み眼前御國へ渡來之者を無レ故亂暴に及び吾に曲之實を爲し彼に直の名を與へ加之其場を逃去候抔卑怯の振舞致し君父に迷惑を掛る而已ならず第一皇威を汚し候次第實以不屆至極之事に候就ては府藩縣に於ては示し方之儀嚴密行屆向後右樣之儀無レ之樣厚可二相心得一事

但東京諸藩邸詰合之人數並邸外住居之者等屹度取締相立可二申出一向後御糺等有レ之節胡亂ケ間敷儀無レ之樣可レ致候事

精も根も盡きるとは此事だが　これは　明治天皇の再度京よりお下りになつて、高輪御通行の折、パークスは路に馬を立てゝゐて、前驅の馬より下りて片寄るやう聲かけたるに、耳を假さなかつた爲に引きずり下された時の事だとすれば、恕する點もある。

明治三年四月、東京府と品川縣とに宛て、其府縣は外國人在留地故、平日の取締は勿論、此後は兵隊をはじめ、行違ひ抔出來ぬやうにと達した。三年猶この令があつたのだ。

外人警衛の爲には別手組と稱する一隊の兵があり、二年三月軍務官へ、兼て雇ひ置かれた徳川新三位中將家來別手組八十人之者共、以來其官附屬たるべしと達した位だから、亂暴人は手も足も出ぬ筈だが、

> 方今外國人警衛の別手組なる者の形容(かたち)いぶかしきこと甚多し頭は大髻にして元龜天正以來傳家の陣笠を戴き古びたる義經袴に燕尾衣(ワリハオリ)のいかつめらしきを着し馬具は日本古代の器にて重籐の鞭を振ひ垢じみたる手綱をかいとり洋人の跡につき乘行しは實に氣の毒なる樣なり　新聞雜誌第四十五

護衛兵とは名のみであつたらしい。

居留地には關門があつた。「帶刀の者」は印鑑が無いと入れなかつた。三年十二月十四日外國人は東京開市の時、諸寺諸社等庶人參詣の場所へ立ち入るは勿論、諸家の廟所や靈秘の物でも見せて差支なき物は見せよと令し、その上外國人遊歩規程といふが出來た。利根川口から北は金町迄、夫より西水戸街道千住宿大橋迄、夫から隅田川を登り古谷上郷まで、夫より小室村高倉村小矢田村荻原村宮寺村三木村田中村諸村より、案引の通日野の渡場迄、夫より玉川口を限りとし、各區內は外國人の遊步御差許に付、勝手に徘徊致すべく、就ては彼我禮儀も異なり、彼方貴人も手輕に旅行する振合で、在々の人民未だ外國人の情態を知らず、接待方不都合の筋は勿論、不作法等があつては濟まぬから、末々迄相互に心付けよとて、

一外國人遊步の節若途中に於て休息又は薄暮に及び止宿等相望候はゞ所役人へ案內致し差支無レ之場所に候はゞ望通取計可レ遣旅籠代の儀は以二相對一受取可レ申

一外國人出先に於て人足雇度旨申出候はゞ相當の賃錢請取身元相分居候者差出候樣可レ致

一外國人共門塀等ある場所は勿論招ぎにあらずして人家へ猥りに不二立入一筈に候得共若庭構園池等一見致度旨申聞候はゞ立入不レ苦場所へは案内可レ致差支有レ之場所は相斷可レ申

一社寺は庶人立入參拜致候場所迄立入候儀は不レ苦靈秘に致し庶人猥りに不レ爲二立入一場所共餘廟所墳墓又は境内〆切の場所は相斷可レ申尤彼方懇望にて強て差支なく候はゞ臨機差許候共不レ苦

一東京開市場外諸村に於ては外國人と商賣取引不二相成一筈に候得共通行の節聊の土産物等買得の儀相望候はゞ賣渡候て不レ苦萬一拔荷密商等の所業に及び候はゞ屹度咎可二申付一

一宗門の儀前々よりの御法度相守彌以固く可二相制一若異宗門の噂致し又申勸候者有レ之候はば其段可二訴出一

一阿片煙草吸喫候儀は嚴禁に付萬一竊に相用候か或は外國人より密に買取候もの及二見聞一候はゞ可二訴出一

一外國人に對し亂暴狼藉に及候ては禮儀を失ひ候耻辱のみならず第一御威光にも相拘り以の

外の事に付兼ての御布令も有レ之右樣心得違の者無レ之筈に候得共町村にても兼て手筈申合せ置萬一狼藉者候節は所の者打寄搦取手に餘り候はゞ打果候とも不レ苦若取逃し候はゞ時刻を不移口上を以て也とも速に可ニ屆出一其餘詮義の手掛に可ニ相成一儀見聞候はゞ不レ隱是亦早々可ニ申出一品により褒美可レ被レ下候

亂妨を受候外國人之國名姓名等相分候丈承糺し可ニ申立一且當人は手當行屆候丈介抱致精精心附可レ遣萬一絶命に及候はゞ大切に守護致差圖相待可レ申事

右之條々急度可ニ相守一若後日の引合を遁んが爲及ニ見聞一候儀を押隱し追て相顯るゝにおいては當人は勿論所役人迄も夫々嚴重咎可ニ申付一候自今以後毎年一度づゝ其所より前書の趣小前の者へ爲ニ讀聞一可レ遣無ニ遺失一樣可ニ相守一者也

明治三年冬十一月二十三日の夜、神田鍋町で大學南校お雇教師のリングダラスに斬りかけたさむらひが一組まであつた。

喜兵衞倅山口幸太郎事
加藤龍吉
杵築藩卒

其方儀闕宥藩黒川又次郎同道日本橋邊通行の砌大學南校御雇教師リングダラス外一人婦人を携士體の者附添相越候を見請彼を可ニ打果一旨及ニ發言一候より友次郎致ニ同意一同人倶々跡を附參り神田鍋町に於て拔刀リングへ爲ニ疵負一候段御國辱に相成候をも不レ顧仕業各始末不屆に付庶人に下し絞罪申付

龍吉に同意の友次郎は庶人に下し准流十年に處せられた。

ところが時も同じ時、人もあらうに龍吉に斬られて逃げたダラスを、また候横合から飛び出して斬りかゝつた薩摩つぽうがあるのだ。

鹿兒島藩士族
肥後　莊七

其方儀佐土原藩永田彌太郎外一人一同神田鍋町通行の砌杵築藩加藤龍吉外一人にて大學南校御雇教師英人リングダラスを及ニ刃傷一候儀には心不レ付右英人狼狽の體にて逃參候機にすれ合候より俄に怒氣相發し追驅リングを及ニ刃傷一候事實に候はゞ其段有體に可ニ申立一處都て一己の仕業に一旦申成罷在追て龍吉外一人右を白狀に及候由承り候節に至り右に携り候儀は勿

論鍋町邊通行の覺無レ之抔彼是言紛し候段御國辱に相成候をも不レ顧仕末不屆に付庶人に下し絞罪申付

初めは隼人のやうだが、あとのざまは兵兒の面汚しだ。

ダラスの事が形づいたと思つたら、今度は四月二十五日新潟縣廳御雇の英人キングがやつつけられた。命は助かつたと見えて、

英人キング覺書

一賊の面體は聢と分り不レ申候へ共顏色白き方と覺申候丈け大がら年齡三十位と覺申候

一衣類は濃藍色にて紋所有レ之候樣覺申候但羽織は着し居不レ申樣存候

一空色の竪縞袴を着し候樣見受申候但履物は無レ之候

一髮形は日本風と覺申候

外人の見た人相書だから、賴りないこと夥しい。犯人ははだしであつたにしても、はだしで居る者をめどに取る譯にはいかない。こんな人相書でつかまへることが出來たとしたら、餘程の名岡引だ。

　案の條、七月二日に

去四月廿五日新潟縣に於て英人キングへ手疵爲レ負逃去候賊徒捜索の儀は兼て御達の次第も有レ之候處今以捕獲に不レ至段畢竟御政令の御不行屆に相當り難レ相濟レ事に候條各地方官に於て今一層嚴密捜索を遂け速に召捕候樣盡力可レ致

と催促してゐる。むかしも迷宮はあつた。

　借金を踏み倒したに過ぎぬ人間を、一大事件かのやうに取り扱つて、

四年十二月廿七日

元鳥山縣　神澤健

一年齢三十八歳　一丈高く中肉　一顔長く色黑き方　一鼻筋通り候方　一髮濃く半髮　右の外常體元鳥山縣と申立候

同縣管下相州愛甲郡半原村　醫師故元白倅玄龍死去跡入夫養子

世良田呂三

一年齢四十一歳　一丈低く痩肉　一顔丸く色黑き方　一鼻筋通候方　一髮長く半髮　右の外常體

右之者共先般外國人より負債の上及₂脫走₁行衛不₂相知₁候に付府縣に於て嚴密遂₂搜索₁捕縛候はゞ早々司法省へ可₂指出₁事

これだけで澤山なのに

秋田縣貫屬士族　田崎秀親

共方儀平日從事する處の皇學頽敗に至るは必竟外國との和親に基くと頑愚の心より一國に存

込み寧ろ洋人を斬害し素志を果さんと郷里を出奔函館表に至り同所谷地頭に於て獨逸國領事勤方ファバー氏に邂逅し忽拔刀追逐して兇殺せし段甚以不屆の儀に付人命律謀殺條に照し除族の上斬罪申付候事

この判決文と共に使府縣へ達せられた書中に「改律以前に候得ば梟首にも可レ被レ行ヰ當今の刑典に照し斬に被レ處候」

日本人が外人を殺傷した爲に、拂はせられた賠償金はどれ程だつたか。東京日日十五年八月廿一日の「問罪談判」(二)に、

吾曹が記憶する所に據れば安政六年七月横濱開港の初めに浪人ありて露國の海軍士官三名を暗殺せしとき幕府は其犯罪者を捕縛して罰すること能はざるにより當時の神奈川奉行の職を免じて其過を謝したり而して露國は其謝言に滿足して別に償金を要請せざりき。萬延元年

(二月と覺ゆ)高輪東禪寺英公使館の庖人傳吉(日本人にて英領に漂流し英籍に入りたるもの)門前に殺さる犯人を得る能はざるを以て幕府は其遺族扶助として金三千兩を出したりき。同年十二月米公使館譯官ヒュースケン氏帝國公使館より歸路赤羽に於て殺さる犯者を得ず各國公使は旗を卷て横濱に引擧げたれども米公使の東京を動かざりしを以て平穩の談判に歸着し幕府は一萬弗を以て被害者の遺族を扶助したりき。是歳英人一名蘭人一名横濱に殺され犯者を得ずして扶助金を出したることありき。文久元年五月廿八日浪士十餘人英公使を東禪寺に襲ひ書記官を傷けたれども幕府の護衞兵士健闘して殺傷相當り犯者を得たるを以て英國は幕府の謝罪に滿足して別に償金を要請せざりき。同二年薩士等英人リチャルトソンを生麥に殺し幕府は薩藩をして其犯者を出さしむるを得ざりしに付談判大に差縺れ翌三年に至りて英國は兵威を示して嚴重の談判に及び終に幕府をして謝罪書を出し十萬磅の罰金を拂はしめ又更に薩藩に向て遺族扶助金一萬磅を要請し聽かざるを以て鹿兒島を砲撃し和するの後遂に之を拂はしめたりき。慶應元年馬關に於て長藩が外國船を砲撃せるの變ありて英佛米蘭四國同盟して幕府に迫る幕府は親ら之を問罪すべきにより時間の猶豫を乞ひたれども同盟國は之を

聽かず自ら馬關を砲撃し長藩に迫りて和を講じ三百萬弗の償金を約し幕府をして之を拂はしめたり。明治元年土藩士等佛人を堺浦に要撃せる。備前藩士が神戸にて英人に發砲せる。肥後藩士等が英公使の參朝を襲へるが如き、或は犯者に割腹を命じ或は其場所にて犯者を打留たれば何れも償金の沙汰に及ばずして其局を結びたり。暴動毎に其都度々々償金を要請せしには非れども生麥の十萬磅馬關の三百萬弗に至りては中外の正議に於ては皆之を不當なりと論定し遂に其日本の困難に乘じて格外の償金を貪りたりと云へる公評を天下に得せしめたるに非ずや

滿鐵社員などが馬賊に殺されでもすると、支那政府から拂ひ出さるゝ償金は一萬兩が例になつてゐる。六十年前十萬磅を貪つたことは英吉利の名譽にはならぬ筈だ。しかも其金を舂で土でも運ぶやうに、人足にさし擔ぎに擔ぎこませて夜に入つて大祝賀會を領事館で開いた事實もある

その頃であらう。高橋是清氏は十二歳で、仙臺藩から横濱へ洋學修業に出されたのだが、「その頃

横濱にはイギリス、フランス、オランダ等の兵隊が澤山來てゐて、まるで外國の領土のやうな氣がしたね。外國の兵隊が樂隊を先に立て、威勢よくならんで行くのを見て、珍らしく思ひ、日本は何時になつたらあんなに立派になるだらうかと子供心にも思つた。その當時の日本の兵隊は、幕府に歩兵と騎兵があつた。ダンブクロを著てゲベル銃をかついでゐたが、外國の兵隊とくらべものにはならなかつた。その頃益田孝男等も幕府の命で、騎兵の稽古に横濱に出てゐられたから、その當時のことはよく知つてゐられるだらう。商人ではいま殘つてゐるのは、茶の商賣をしてゐた大谷嘉兵衛さんだ。御維新前の横濱のことを知つてゐる人はだん〳〵ゐなくなつてしまふが、その頃の日本のことを考へると、よくもまあこゝまで進んだものだとつく〴〵感ずる。その頃横濱に來てゐた宣教師の中には立派な人がゐて、中には病人を診察して藥を施したりするやうな奇特な人もゐたやうだ。その中慶應二年の暮だつたか横濱に大火があつて、日本人の住んでゐるところも大半燒けてしまつたので、仕方がないから一旦江戸に引揚げたのだが、折角英語を習ひはじめたのだから、もう一度横濱へ出やうとしたが、横濱の大火は浪人ものが放火したといふ噂があつた位だから、大火後は仙臺藩のものだなどゝ威張つて、帶刀のまゝ横濱にゐるといふことが

出來ないので、すぐ横濱に歸れなかつた」。（東京日日）

昔の横濱を知る故老はだん〳〵無くなつて行く。赤坂葵町の米大使館に居るある年よりのはなしに、初めて外國人が横濱へ來た頃は、言葉が通じないので、隨分面白い事があつた。當時白耳義の名譽領事は商人で傍ら領事の事務を執つてゐたが、道樂で花柳病を煩つて苦しんでゐると、別當が自分が前にべつ甲を煎じて飮んで治つたことを覺えてゐて、べつ甲とは知らず、何でも爪のやうだと思つたから、早速厩へ行つて馬の爪を削り、夫れを惡疾の良藥だと云つて主人にすゝめた。しかし馬の爪で治る筈はなく、殊に病ひの爲に服が汚れるので閉口してゐたが、或る時海岸で裸體の船頭が晒木綿の褌をしてゐるのを見て、これはよい物だと思つた。早速褌を買ひにやつた。處が褌といふ名を知らず、腰から卷いて腹で結ぶ手眞似をして見せると、使の者もまさか褌と思はないからこれは的切（てつきり）袴のことだと考へた、それに二十圓の札を出して半ダースといつたから遂々袴を六つ買つて來た。

何處でもさうだが、初めの移住民は獨身者が多い、夫婦者でも大低男だけが來る。横濱へ來た

外國人も其大部分は一人者だつたから、從つて其妻なり妾なりは日本の女に求めねばならない。こゝに於てかラシャメンといふのが出來た。洋妾として一番初めに知られたのは向島の櫻餅のお花である。年は忘れたが、何でも安政頃と覺えてゐる、當時櫻餅のお花を見なければ美人を語る資格がないといふ位な勢ひだつたが、佛蘭西の領事に見染められて遂に妾になつた。金もよほど貰つて後には子供も出來たやうに聞いた。次に有名なのは四十八番のお六といつて、慶應から明治の初年へかけて巾をきかせてゐたが、其頃はまだ人力車が無かつたから、恐ろしく立派な駕籠に乘つてお姫樣か御殿女中のやうな風をして彼方此方の屋敷へ出入してゐた。「なぜラシャメンといつたかつて、其頃の外國船には大抵羅紗の毛を取る羊を乘せてゐて、この羊のことをラシャメンといふから、外國人の相手になるのはこれと同じだといふので、さういつたのだ、思ひきつて侮辱したものだつた」。（大阪朝日）

外人は治外法權を享有してゐたので、日本の警察は如何とも手の出しようがなかつた。それを端的に知り得るものゝ一つに、明治七年九月太政官達第百廿八號で達せられた司法警察規則附

錄「外國公使及公使館屬員の事」一等がある。其の全斑を知り得る個條を二三擧げれば、

第一條　外國公使は我國憲を以て覊縻すべからざる通義なれば是を擴充する時は其家族並に公使館屬員（書記官隨員公使の僕隷等總て公使館の名籍にある者を云ふ）及び其家屋車馬迄も同樣なりと思量すべし

第四條　外國公使館内へは事故ありて館主より請求する時の外決して立入るべからず若し重科を犯したる罪人と見留たる者奔逃して門内へ匿入せし等毫髮の間も猶豫すべからざる時は其把門者に告げ其館主の許可を受け後館内又は邸内を探索すべし

第五條　右公使書記官の住宅内に在る內外屬員は勿論車馬家畜の末に至る迄一切手を觸るべからず職務上若し止むを得ず手を降すべき事故あらば是を外務省に打合せ而して其處分をなすべし

第六條　外國公使館の屬員なる外國人殺傷或は剽盜放火强姦等目前に顯れたる罪を公使館外にて現に行を見及ぶか或は現に見ずと雖ども衆人より報告し確證ありて片時も猶豫なしがたき時は其人を其場に引留置即刻公使館へ報知の上同館へ引渡し又外務省へ報知し是を公

使館に引渡せし手續を申べし決して手鎖捕縛等の事ある可からず或は屬員の內國人は引留置即刻公使館へ報知し改めて彼より引渡を受くるの手順を施し又これを外務省に申出べし

これを擴充する時は公使館內でくひついた蚤一匹を殺すことも出來ないわけだ。ところがどん底でひつくくつたか、

外國人遊歩規程內に於て其徘徊自由たるべき儀條約差許有之候處本月十五日神奈川縣下八王子詰合警保掛にて米國軍艦長ルキス同國裁判官リチヤルドソンを拘引し又同月同日英國人を同所に於て拘止し粗忽の取扱等を爲し候始末全く該地方警保掛兼て達面の趣を不心得より如斯不都合を生じ候へども向後該職の者右樣心得違無之樣尙又可達置候　八年八月

まだしも猪血を刄に塗らぬだけ助かつた。

徳川家

――駿府七十萬石――旗本お救ひ金――八王子千人隊――厄介高家――御膳所役人の長合羽――名家の後――徳川舊臣共――明樂新十郎――

駿府七十萬石

彰義隊未だ起たず、東叡山の伽藍猶靜かなる時、慶應四年閏四月、田安龜之助を徳川慶喜の相續とし、「城地祿高は追て御沙汰候事」と仰せ渡され、ついで、旗下歸順の輩は朝臣に仰せつけられたが、廿四日には、徳川家家臣の官位を止められ、又

徳川龜之助へ御達

駿河國府中之城主被㆓仰付㆒領知高七十萬石下賜候旨被㆓仰出㆒

但駿河國一圓共餘は遠江陸奥於㆓兩國㆒下賜候事

一橋大納言
田安中納言　へ

自今藩屏之列に被㆑加候旨被㆓仰出㆒候事

これらの御諚は、全國に響き渡つた雷の聲であらう。次いで爲されたのは幕臣の處分である。其一二を擧げて、新政府が取つた懐柔の手段を見よう。

お救ひ金

大總督府より御旗本御家人一統之御救として金十五萬兩但一ヶ月一萬兩宛可㆑被㆓下置㆒趣此程田安殿え御沙汰有㆑之候處田安殿御家老總督府え罷出右様之御處置御座候而は却て人心を激し不服の者相増可㆑申金銀兩座共元之如く御封印と相成候方人心折合之爲可㆑然と奉㆑存候

旨申上

右に付御救金之事は先御見合と相成候慶應四年閏四月江湖新聞

これでは第一着にしくじつてゐるわけだ。

八王子千人隊

武田氏の遺臣を甲州から移し、府中、青梅其他に屯せしめて、八王子千人隊、八王子千人同心等の名で呼ばれた一隊があつた。もしほ草第八編慶應四年五月にこの月はじめのころ、はちわうじせんにんどうしん、にはかににつくわうよりひきとりかへりしことにつきて、そのかしらぶんのもの申わけのたゝぬことありしにや、はらをきりしといへり、そのひとのなはくぼたといふ」とあり。次いで「十一日夜徳川家脱走之士……等甲府城取戻度心組にて、農商打交五百人程八王子到着、尤武器携帯候者無レ之由、兼て舊縁も有之、八王子千人隊を爲レ屬候やう掛合候へ共、先達王臣に相屬候段受印候故、後難の程も難レ計趣にて、亦允不レ仕者も三四分有レ之、徳川家へ屬度と申族も

有レ之、又は脱走可レ致志之者も有レ之、甚混亂、其内徳川家へ左袒可レ致に相極候、隊長石坂彌次右衛門切腹致候」の手紙を載せた。（もしほ草第九）五月八日千人隊の連中西丸へ呼び出されて、大村益次郎から「今般御旗本は三等に分ける、朝廷は歸順の輩は朝臣となされ、謹愼中の徒は徳川家御家來とする、脱走のやから、又暴動に及ぶ者はそれまでとする。千人隊は二心無レ之旨書面を出してゐるのだから、朝臣に仰せつけても差支へはあるまいと申渡された。「私共儀は三百年來徳川氏の恩澤を蒙り、殊に當年別段扶持をも請居、右朝廷え御直に奉レ仕候義は何分難儀」故、これまで通り徳川氏家臣となりたいと答へた。進退谷つてゐた事實を語るものである。

特殊階級の高家はどうかといへば、

厄介高家

元高家

其方共從前徳川氏に附屬し職務は朝廷向之取扱致來候處今般更に御奉公被二仰付一候上は從前之職務無用に付其後武家一同之心得を以御奉公可レ仕御一新之慶事之御時勢體認致し文武精

勵一廉之御用に相立候樣心掛可レ申家格之儀は從前之順に從ひ交代寄合之上に被レ定候得共俱

俱同一席にて中大夫と可レ稱事

一叙爵之儀は追而相當に可レ被二仰付一候只今叙任致居候向當人限可レ爲二其儘一

一參朝之節有位は宜秋門無位は其脇門より出入侍附添候事不二相成一刀供侍に爲レ持候事

一同席順序之儀は是迄之列不レ拘知行高を以一席々々次第御定被二仰付一候事

高家には名家――德川氏以上の名家が多いかはりに、代々骨無しが生れてゐたから、朝臣たることに何の苦痛も無かつたであらう。

御膳所役人の長合羽

「家齊公或る日つれ〴〵の餘り吹上の物見にて往來を眺め居りしが、侍臣を顧みて一人の武士を指し、あれは何者ぞ、疾くきいて參れといひければ、後を追ひて問ひけるに、御賄調役にてぞありける、公大いに笑はせ玉ひ、以後臺所の役人共には合羽を被せよと仰せられぬ。聞けば彼の

武士は御膳所より鮭二尾を持出し、羽織の下に脊負ひ込み、門口を出る迄は別に現はることもなくてありしが、追々持重りて物見下を通る頃は、鮭の尻尾いつしか袴腰の上から現はれしなりとぞ。是より御膳所の役人共は晴雨に拘はらず長合羽をつけて出勤する例となり、官物を脊負ひ出すには至極便利になりたり、されば小祿の者も足高役料にて不足なき上に、掠めとりたる官物にて十分なりき」『時事新報 賄賂と役得』徳川氏はかうした家來達に取り卷かれてゐたのだから、助かりようわけはなかつた。

「このせつ亞米利加の蒸汽商船をもつて、徳川氏のけんぞくを、けふは三千あすは四千と、まいにちすんしうにおくれり、いかほどの多人數にても、いま四五口のうちには東京には地をはらふにいたらん」『もしほ草 第廿八』はこの頃の景で、舊臣達は我も〳〵あとを慕つて駿河に赴いたが、結局主家の足手纏ひたるに過ぎなかつた。

六分一殿——山名氏の後とか、山崎主稅介の子孫とかは、五千石か六千石かの寄合に餘喘を保つたが、本來徳川氏の臣屬ではないといふので、諸侯の列に陞された。慶應四年六月

徳川舊臣共

しかも、栗本鋤雲翁が新政府に仕ふるを屑しとしなかつたといふも、向山黄村翁が心に誓つて足を東京へ入れなかつたと傳へるのも、幕廷に趨走した日を思うては無念の涙に掻きくれたからであらう。榎本武揚が人望を失し、勝安房が裏切り者とされたにも一面の道理はある。されば

明治元年九月廿日

先般以來徳川舊臣共御扶助相願候者御採用被レ爲レ在候に付同家重役共へ取調可二申出一猶又銘々直に可二願出一旨懇に御沙汰相成候處今以方向取失或は一時邪論を主張して奉命不レ致今日に至り自己の活計に差支候より追々願出候者も有レ之趣際限も無レ之而已ならず右樣心得違の者不埒の至に付御奉公願出候者來廿五日限りたるべく其後願出候者は一切御採用無レ之

新政府も流石に肝癪を起してゐる。九月廿日は會津城陷り、松平容保面縛して降を乞へる次の

日である。

明治元年十一月五日

諸藩分知末家にて從來德川附屬之輩勤王之實効有レ之者は本祿如レ舊下賜實効無レ之輩は上地被二仰付一候

右之通被仰出候に付ては分地末家之者共未だ御處置無レ之輩は早々以二書取一可二伺出一且春來匆卒之間不レ取敢一本家へ御預被二仰付置一候分は今般改而御處置可レ被二仰付一候間早々可二申出一候

明樂新十郎

文化九年の春と傳へる、御小納戸役明樂新十郎が鹿兒島の豆腐屋に奉公ずみしてから二年目、島津中將齊興が上府した。將軍家齊、中將を奥に請じ、豆腐料理の御酒宴を開き給ひ、種々御物語の序に、御國元御庭の松は如何かと案じたが、常磐の色一しほ濃くてお目出たい。御住居も模様がへの様子で御都合よく見受くると、さも〳〵見て來たやうに言つたので、中將は吃驚して如何

して御存じかと尋ねると、家齊公は微笑して、これは切支丹の術で家々の様子を伺はせ、ゐながら知るのだと仰せられた。中將は退出後、重役を集めて聞いて見た。薩摩では他國者に足ぶみさせぬといはれてゐたからである。處が猪飼央が進み出て、將軍家お附きのお庭の者と稱する百俵高の下士二十人ばかりは宗門改めといふ者がなく、且つ切支丹宗の由なれど、將軍咎め玉はず、共直々の命令で支丹の術をつかふと聞いてゐる、今思ひ當つたと答へたので疑ひは解けた。が明樂が鹿兒島へ入りこんだことは氣がつかなかつた。鹿兒島城內のそてつの根方へ葵御紋付の笄をさしこんで置いたのを、將軍が島津氏にいつて取りよせたといふ話は明樂の事であらうか。城下の機密を細かに書きつけて、紙よりにより、汗とりに仕立てゝ薩摩を出たと傳へるのは別人かどうか。兎にかく明樂の話は本當の事らしく、諸大名はおぞ氣をふるつて恐れたらしい。小石川切支丹坂の大草主膳が、御庭の者に召された某を招いで幻術を所望した。某が法を結ぶと、座敷一面海になり、源平の船いくさが始まつたのはよいが、主膳は水の中にあつぷ／＼させられ、覺えず刀を抜くと、水は瞬間にして退き去つた。それから主膳屋敷の邊を切支丹坂といふのだと傳へるのも、藤堂家で御客をなされた時、お庭の者を呼んで何か馳走ぶりにといふと、では天の川か

ら年魚を捕へてまゐりますといふが否、忽ち姿を消し、一時程たつて、頭から雫をたらしながら二三十匹の年魚を捧げた話もある。

ところが家齊公の歿後は、手のつけられぬ世態となつて、常陸の天狗黨にはうらかぶとを見透かされ、長州征伐では二進も三進もいかなくなり、「かくなりて王はとう／＼都づめ歩兵ばかりで金銀はなし「東から長州薪買ひに來て負けて貰つてかつてかへらうと落書される始末。根來組は忍びの術を行ひ、まさかの時は敵の陣所に忍び大將の首を取つて來る役だといはれてゐたが、百人の中でたゞの一人兵卒の首すら取つた噂もなく、昌平校の試驗に、玄德新野を去るといふ問題を出され、兵法を論じて及第し、後物頭に擧げられた男すら、實地には何の用もなさなかつた。

戸川殘花翁の慷慨談

戸川殘花曰く、勝伯余に維新當時の事を語り、慶喜公大慈院に入り給ひてよりは恭順謹愼して憂思面に溢れ、見るに忍びざりきと。試みに當時の主戰論者となりて畫策せんに、官軍を六鄕河

に迎へ討ち、小田原の大久保を助けて函嶺を守りなば、東下の先鋒は鏖殺するに難からず。東海道は皆譜代大名なり、尾州と勢州の兵を合せて美濃に入らば、大垣は元より譜代の雄藩なり、彦根と合して先鋒とすべし。開陽回天を紀州に送りて大坂を襲ひ、又姫路の酒井、龍野の脇坂、三田の九鬼等と共に、丹波路より京都へ亂入せば、薩長は倉中の鼠の如し云々、この錯覺が上野の戰ひとなり、會津の籠城となつたのである。翁またいふ、

勝伯常に語りて曰く、西鄕もし余が言ふ所を諾せざれば、樽爼の間に開戰して、一人も生還せしめじと計れりと。伯一人に非ず、江戶滿城の士は一人も死せざるは無かりしなり。士人のみに非ず、八百八街の市民も死を決せしなり。火事は江戶の花なり、鳶人さへもモスコーを一炬火に附して那翁を苦しめぬ。江戶子たるもの誰か金銀財寶を吝惜すべけんや。頃日勝伯が當時の功勞を記せんが爲に銅像を建つる議ありと聞く。今日の東京市民は知らず、昔日の江戶兒は一人も贊成する者あらじ。假令其財産み烏有にするとも、城下の盟の恥辱よりは小なればなり。江戶の市街の戰亂を免れたるは、慶喜公の恩德にして、伯は當時の應接

方なればなり。「徳川慶喜公と薩長内閣」

江戸ッ子が公方様に同情して薩長を悪んだことは、衆口の一致するところだが、たゞそれだけである。江戸を焼いた處で、ナポレオンのやうに官軍が京都へ歸らうとは考へられない。

またいふ。

慶應四年四月十二日、公近臣數人を從へて上野より水戸へ退き給ふ、當時君側に在りし者の言に、積日の憂苦に憔悴し給ひ、髭は猬毛の如く、黑木綿の羽織に、小倉の白き袴を着させられ、麻裏の草履を召し、蕭然として歩ませ給ふと。

後水戸より靜岡に移り、草深の里に幽けく住まはせられ、東京に歸らせ給ひては巣鴨の片傍に一邸を構へらる、邸は中流の士人の家に過ぎず、門前を過りて前將軍家の居たるを知る者あらんや。

翁は麾下の士、言、故主におよべば哀音ある、亦あやしむに足らず。

藩を廢する迄

――羽織袴の參內――身分違ひの面々――喝道禁止――諸侯の恐怖――兵隊が讓る――「乘出し」と「元服」――邸宅沒收――桑か茶を植ゑよ――草檢分――大藩中藩小藩――城廓破却――東京住居――廢藩置縣――

羽織袴の參內

諸侯列之輩、自今立烏帽子裏付狩衣紫指貫虎皮等差許さる、勝手に着用せよと仰せ付たのは、慶應四年二月廿六日。五節句、朔日には官位これ有る輩には衣冠直垂、無官の輩には直垂着用を命じ、二度目よりは直垂上下は自由だが、羽織袴は相成らぬとされ、參與並有位の徵士は、御大禮には衣冠、節朔には直垂と定められた。三月火急の御用これ有る時は、宮家は狩衣直垂、武家は羽織袴の儘參入苦しからず閏四月としたが、ついで公卿以下總て節朔を除く外羽織袴にて參朝勝手

たるべしとした。陛下二條城へお移りになつた頃である。宮中、府中、ともに闊達豪爽の風に充ちてゐた。

服裝の定められた時、供の制も定められた。閏四月十日、胡亂の者御車寄邊を徘徊してゐたので、當分人數は廊内の外へ置き侍四人下部二人の外召連れまじくとしたが、後侍六人下部三人刀指二人小者一人に限るとされた。侍と刀指は違つてた。

身分違の面々

明治元年十二月十八日

拜領地並社地等除地の外村々の地面は素より都而百姓持の地面たるべし然る上は身分違の面々にて買取候節は必名代差出し村内の諸役相勤可レ申事

一右同斷町方之地面は向後都而町人名前之券狀たるべし然る上は身分違の面々にて買取候節は必名代差出し町内諸役相勤させ可レ申事

身分違ひは此處では武士を指すのであらう。合長屋の浪人すら、井戸浚へには綱の端に掴まる、百姓持の地所を買ふ上は、村の諸役を負擔せねばならぬと定めたのを見ると、從來身分違ひを口實にして、割賦に應じなかつたものらしい。

從來親王相丞は車寄切石の上、堂上大名は四脚門外で下乘したものだが、（制度寮布告慶應四年正月）

慶應四年閏四月十二日

九門内乘馬之儀過日平常に被レ復候得共方今國家多事之時至急之御用等も有レ之候間三職之輩

九門内乘馬當分被レ許候事

宮樣や公卿の家は諸藩の兵で警衛してゐたのを止められたのも、宮樣や大臣が喝道を止められたのも同じ月である。喝道は往來のつ「下に」「下に」であらう。

喝道廢止

明治元年十月十日

諸侯供廻り多分召連尊大華麗ヶ間敷儀は昇平之久しき自然と驕侈に赴候弊風に付先達て古今の形勢御參考の上簡易を主とし供連被二仰出一候處頃日洛中之往來に供人多分召連間々挾箱等爲レ持或は先供之者喝道に等しき擧動有レ之哉に相聞御趣意を不レ辨次第に相當り以の外に候

自今御定則通り相心得候樣

但供廻りの多少に依り貴賤を相判候儀に無レ之貴は自ら貴く賤は自ら賤しき道理故各自に其分を辨へ互に相讓り通行妨げに不二相成一樣被二仰出一候上は庶民末々に至る迄篤と領會致し貴人と行逢候節禮儀を盡し不敬決て無レ之樣可 相心得一事

喝道廢止も特權剝奪の一だ。寂しがるのは大名だけだから革命はつねに歡迎される。が諸侯が太政官を虎の如く恐れて、命維れ從ふといふ風だつたのは、薩長以下、風雲に乘ぜる大諸侯が控へてゐたからでもあり、また罰利生もてきめんだつたからである。小田原藩が林庄之助を脫走させた廉で咎められた例を見よ。

然者去廿七日午刻大磯驛迄着陣、夕方加賀守家老岩瀨大江之進年寄蜂屋重太夫留守居那權之介、三ヶ條問罪御答として罷出候へ共、一として條理相達候儀無レ之、朝威を不レ憚次第嚴敷叱付、御答不分明之儀有レ之に就ては、速に居城を屠り、加賀守始家來共不レ殘可レ致二誅戮一旨御沙汰に候間、直に進撃可レ致間、早速罷歸、防禦の手當可レ致樣申渡候處、大に恐縮仕、何分にも謝罪之實功相立候に付、寛大之御沙汰を蒙り度只管歎願仕候得共、强辯無益、速に立去候樣申聞追放申候、諸隊不レ殘進軍直に城下に入申候、然處大久保重役共精服（マヽ）にて出向哀訴仕、暫時打入見合吳候樣段々及二嘆願一候に付、攻撃見合入城仕候處、加賀守は菩提寺へ引取謹愼罷在、彼是仕居候内罷出候に付、三ヶ條及二糺問一候處、一々奉二恐入一此上は如何樣に被二仰付一候共聊以申上譯（マヽ）更に無二御座一、深悔悟仕謝罪之實功相立、擧家出兵仕、先刻より賊共を追撃爲レ致置候に付、何卒寛大之御處置被二仰付一度旨、再三歎願仕候に付、居城受取彈藥器械爲差出申候、且同人兵隊之者共は先刻より箱根口へ出張致居候に付、爲二點檢一尾行進軍、山崎村迄追撃致候

一右の次第に付器械取集候覺悟に候間、運送船早々御廻し可レ被レ下候

一家老年寄斬罪當然ノ儀明日申渡候心得に候、首級は如何可レ仕哉

軍務官　江城日誌第十三

「首級は如何仕るべき哉」には吃驚する。尤總督府からは斬罪に及ばぬと命令した。

林昌之助始脱走之賊徒日金道より熱海眞鶴邊を心掌候樣子付討手として箱根宿より三小隊分配仕差向申候、一昨二十七日箱根にて及二戰爭一候節、一首級七、孕石帶刀手に討取申候、一生捕一人、是は林昌之助下僕之由、別通　一首二級、但豆相境日金にて打取、一首九級、但相州底倉村字堂ヶ島にて打取

右之段御屆申上候

五月廿九日

大久保加賀守家來　郡　權　之　助

江城日誌第十四

小田原が打ち取つたのは皆白藩から脱走した「忠義の士」なのだ。後大久保家は十一萬石を取り上げられ、改めて七萬五千石を賜はつた。

御老中として無上の權威を振りし備中松山藩主板倉勝靜伊賀守は、隣藩に幽囚されたまゝ病んで死んだ。夫人大石氏年十七、親戚から再縁を勸められて、手づから綠なす滿鬢の髮を斷つた。「誰か料らん紅顏艷麗の姿、化して素衣一寒の尼と爲る、雨春花に灑いで粉態を消し、雲新月を掠めて蛾眉を掩ふ、紅閨幽寂、禪寺に似たり、觀來りて誰人か淚を灑がざらん」三島中洲翁　松山の難はこれにとゞまらず、藩兵歸りて國境に入ると同時に、王師も亦入つて來た。國老熊田恭屠腹して罪を謝し、闔藩ために免るゝことを得た。

さらに、左の一文獻を見る。

備中國帶江舊邑主戶川伊豆守、前將軍德川慶喜公に從ひ、大阪城に在て一大變事に遭遇するや、終に嚴譴を蒙り、采地並に邸宅器什に至るまで盡く官の沒收となり、臣隷も亦屛居して罪を待つ。此度諸臣衙に集議して、主人の爲に謝罪の道を開かんと、乃小山正路長瀨與行の

二十を總代理となし、隣藩某公に依り、其意衷を開陳し、朝廷に達せられんことを請ふ。命を待つこと數日、竟に報無し。於レ是其行慨然歎曰、吾輩主君の爲に衆に代り此に來り、哀訴數日未だ命を得ず、何の面目ありて空しく歸邑して衆に對せんや、此に淹留せんより寧ろ一死を以て、上主君に報じ下朋友に謝せんと、言未だ畢らず、自刄す。正路愕然として其背を撫して曰く、吾正使にして子に後たり、吾甚だ之を耻づと、尋で屠腹して死す。實に慶應戊辰正月十三日なり。（岸明）好事雜誌第七號

兵隊が讓る

徵兵其他巡邏等隊伍行列之規則も可レ有レ之候得共往來之節宮堂上諸侯等行逢候砌は道路を讓りて禮節を失はざる樣御沙汰候事　同月

天下の御親兵も諸侯に出あへば路を讓らねばならなかつた。昭和二年參尾平野の大演習に、秩父の宮樣が一個中隊の先頭に立つて、夜行を遊ばされた時は、某新聞社の自動車を傍へ寄つてお

通しになつたと報ずる。時代は六十年でそこまで變つたのだ。

當時の行列を見た外國婦人の著に「湯島聖堂より歸る途上、私達は伴廻りを從へたとある大名の物々しい行列に出遇つた、日本の大名は屬者に奴隷の奉仕を强制し、庶民をして彼の封建的塵埃のうちに窒息して行かせる。私達の國の高貴の家の愚な者と同様である、わたくし達は大名に敬意を表する爲に、行列の過ぎ行く迄相當の距離をおいて車を停止せねばならなかつた。愚者の行列ですねと私はS氏に囁いた。大名は狹隘なノリモノのうちに坐つて、駕籠舁の肩に擔がれてあつた、十二人餘りの恭順な家來が行列を先きぶれし、其後には大名の旅行道具を一つ宛持つた家來が隨つてゐた。大名は若し一日でもその邸を出れば、必要もない道具のすべてを持つて從ふ家來の行列が禮式上要求されるのである、これは愚者の行進だといふに留めてすべて十分である」

新舊時代　手きびしい見かただ。

元服と乘出し

元年十一月廿八日、諸侯の嫡子嫡孫は十五歳に達すれば元服致すべく、右年齡に至らずとも願

ひに仍りては時宜の御詮議これあるべく、從來乘り出しと唱へ候儀は、官武一途仰せ出され候上はすべて元服と唱ふべき事、出陣の儀は右年序に拘はらず、器量次第御指揮これあるべし、六十歳以上は出陣勝手たるべくと定められた。會津の戰爭が終へたばかりだから、出陣の文字も使はれたのである。

明治二年正月、天下の大名小名中下大夫上士に至る迄東京へ召し寄せらる。公議を以て國是の大基礎立てさせらるべき思召から、昨春來兵馬倥偬上下の疲弊一方ならずとは思しめせど、右會議は實に天下の大事故、成丈け輕裝して無用の冗費無之樣仰せ出され、府縣へは知事判事の中、一人東京へ「罷り下る」べしと達せられた。

宮並華族の家職を家令家扶家從家丁の四つに定めらる。（三年九月十日）

邸宅沒收

今の青山御所が紀州家の下屋敷であり、高輪御殿が細川家の下屋敷だつたやうに、嘗て甍を連

ね軒を並べた諸大名の大邸宅が、あひ繼いて沒收されたのは慶應四年八月である。

郭中屋敷は家作共被召上候事

郭外屋敷地は被召上家作の儀は出格御慈悲の思召を以被下候事

大小藩とも郭内にて屋敷一ヶ所宛郭外は十萬石以上二ヶ所一萬石迄一ヶ所宛萬石以下千石まで郭内にて一ヶ所宛千石以下凡て郭内外にて一ヶ所宛

右改而此度被下候事

これでは官軍に屬した諸侯の邸宅も、朝敵になりたる諸侯の邸宅も、同樣の處分のやうに見えるから、事實はさうでは無くて、非常にこみ入つた處分方をしたのであらう。旗下以下舊幕臣は朝臣となつて殘つた分は別として、江戸を脱走したのもあるし、靜岡へ奔つたのもあるから邸宅は抛ち去つたのであらう。沒收された邸宅は多くは大小官吏に貸し下げたが、拂ひ下げたのも大きい。

桑か茶を植ゑよ

切角下賜された邸宅も、明治二年の頃は荒廢し切つて、住み手もろくに無い程さびれたらしい。桑か茶の木を植ゑよとの命令が出た。

明治二年八月（廿一日か）

今般東京府下民産引立の爲諸邸宅上地之分御郭内市外幷市在共總て桑田茶園開墾被二仰付一候に付萬石以上以下之面々上地之内御用地並諸官員拜借又は新に下賜候邸宅を除之外當分拜借或は圍込等致居候向は早々返上東京府へ屆出尤桑茶 仕立見込有レ之且差當難澁之向等は其情實を以更に東京府へ願出候儀不レ苦拜領地之分 は追而規則相 立候迄先是迄之通可二相心得一候

總て先前御布告に相觸れ身分不相應之屋敷地所所持致候者は返上可レ致候事

但諸官員たり共御規則不相當の場所は返上可レ致尤願下致度向は其趣可二申出一事

桑田碧海の譬通りに當時桑を植ゑたら、雲雀が鳴くやうになつたであらう。丸の內の廣大な地所を坪五圓づゝで拂ひ下げて、終に手放さなかつた三菱はやつぱり偉いのだ。

明治二年二月十九日、東京市中朱引內、諸邸其外家作取拂候儀相成らずとせられ、但先般郭外屋敷は召しあげられ、家作の儀は出格の筋を以て下され候德川家來の面々は、家作取拂ひ候に付ては東京府へ屆け出づべしと達られた。右朱引外の明地明屋敷等追々開墾相成候間是迄朱引外住居の輩、成るべく朱引內へ轉居致すべく、尤右に付屋敷拜借致度向は場所見立東京府へ願ひ出よと達した。地代は取らなかつたであらう。

草檢分

明治二年九月十七日

東京中諸屋敷並親王華族を始 諸官員拜借之邸宅內草蔓り 塵芥捨置候向も有レ之見苦敷事に付

以來平常掃除行屆候樣可レ致候事

但時々爲二見廻一土木司罷越候條不都合無レ之樣可レ致候事

これは徳川家々來之者共に貸した屋敷とは別だが、草が蔓つたか、ごみが溜つたかまで、檢分させるやうでは、御苦勞のはなしだ。

戸籍を改正しようとした時、はたと困つたのは、武家地住居の人達は、管轄がはつきりしないので取締りようが無く、從つて無頼の惡漢はいゝ隱れ場所にして「往々押込強盜等之所業を恣にし、下民の困厄一方ならず候に付、自今府下市在は勿論、武家地共、東京府管轄被二仰付一」（二年十二月）

府下諸邸宅追々取毀候向も有レ之趣、自今圍門塀長屋向玄關表座敷本建等、取毀候節は東京府へ可二伺出一」（四年三月七日）上地仰せつける積りであらう。「諸官省に於て邸宅御用有レ之節、不レ伺、直に見分致し、或は土地差支の有無等取糺候向も有レ之趣、甚以不都合の事」（六月五日）を見る。「東京府下の儀は取檢べの上市街の制可レ被二相定一候處、諸官省用地に付申出次第上地被二仰付一候ては、自然府中の民其房を安んぜざる儀にも相成候。尤大廳を始め、諸官省共追て建造に相成候得共、差向於二諸省一用地有レ之分は、早々可二申出一、向後地所入用の儀有レ之候共、上地は不レ被二仰付一、總て相

對を以掛合可レ致事」（八月十五日）これで無暗には取り上げられなくなつた譯だ。どうしてまだそんなに取り上げる必要があつたかといへば、「諸縣廳上邸被二仰付一候。但、出張官員旅宿の儀は築地新富町へ被二設置一」（九月二十八日）で、縣ごとに今の官邸として、東京に出張員用の邸宅を置いてゐたのであらう。

其後貸付地を上等地千坪二十五圓中等地同二十圓下等地同十五圓で賣り下げた。（年度不明）

大藩中藩小藩

廢藩に先きだつて、藩制が布かれた。藩を分ちて三となし、物成十五萬石以上を大藩とし、五萬石以上を中藩とし、五萬石未滿を小藩とした。

一功有て祿を增し罪有て祿を褫き及一切の死刑等は朝裁を請ふべし賞並流以下の刑は收錄して年末に可二差出一

一士族卒の外に階級あるべからず

一正權大參事の內一人在京集議院開院の節可レ爲二議員一但半年交代公議人の稱呼廢止の事

一知事は年々四季に分ち滯京三ケ月たるべき事國家重大事の事件による朝集は此限りに非ず

一歳入歳出年々十月より九月迄を限り年々可差出

一從前藩債は一藩の石高に關する事に付其支消の法は藩債の總額により支消年限の目途を立
知事家祿士卒祿其他公廨入費等より分賦して可二償却一事

一藩札は向後引換濟の目的を可二相立一事

徳川氏は藩の自治に任せてゐたが、明治政府は一事一事干渉をはじめたのだ。

藩籍返上の例を擧げれば

三月十七日　　足利從五位へ

版籍返上被二聞召一從來支配地正租雜稅十分の一を以家祿として下賜東京在住被二仰付一
土地は日光縣へ引渡可レ申

版籍返上は大名に取つてはまさしく一大暴風の襲來である。そこに澤山の悲劇が無ければならないが、太政官達だけでは知り得ようが無い。

城郭破却

九月十七日　　　　　　　　　　　　　膳所藩へ

古今の沿革を察し藩城樓櫓等廢撤致度建議之趣尤之義に付伺之通被聞食屆候事

がある。膳所城取り壞しの最大理由は、其建設の理由と同一で、徳川氏が對京都の第一防禦線だつたからである。城址は一時果樹園になつてゐたが、今は江州商人の藤井某の所有となつてゐる。其一部が刑務所。膳所城櫓の材料で建てゝ、昔の俤を殘してゐるのが料理店坂本で、其一部は琵琶湖の水に枕(つゞ)んでゐる。

勢州松坂の城はむかし古川織部蒲生氏郷などの居し處にて隨分よき城なりしを徳川氏の代に

紀州若山家へ與へられけるより若山より城代を置きて守らせけり近頃廢藩此方たしかなる番人も無かりけるにや心得違のものどもありて殿中にむかしより傳はりける寶物器財など多く盜みとりはては襖の引手六寸ばかりの金物に金着せたる物をも引はづし又疊の表までも剝取りなどしければ縣廳より嚴しく糺されけるに近きあたりなる茜目村の神主吉川某といふ者を頭として同類凡五十人ばかりもありとぞ昔より伊勢子正直とこそいひ傳へたれ今は伊勢ぬす人ともいはんか　郵便報知新聞第十三號

これは獨松坂城ばかりの運命ではなかつた。

播州赤穗の舊城も廢藩後草葉茫々生茂り復舊看なかりしが此度該地至急御入用の御都合もござるにや去月中該城附屬の城壁二重櫓樹木共他石垣類まで悉皆賣拂になり一切の直七百五十圓にて入札に落ちたり扨共內譯は櫓數ヶ所の內五ヶ所存在し三間と五間との土藏三ヶ所御殿廻り共他建物坪數四千五百坪鐵門七ヶ所松樹榎木合せて八百九十本中に六尺廻の松五十本外

に六寸廻の竹五千本瓦鯱樋の類勝けて算すべからず悉皆の取拂は明治十一年一月限なれども該地にては賣捌等も六ケしき故目今當地の道具商と引合最中賣却見積は二千五百圓には下らずとの評判嗚呼此の如き城壘を捨てゝ守らず四十七士以て如何となす　新聞雜誌第六十號

「甲府城の儀は自今大破又は不用の場所は、成るべき丈取り拂ひ、番人等も精々減少可レ致、但城石等取拂に及ばず」と甲府縣へ達したのは十一月（三年）だが、全國の城といふ城は皆此手で破壊されたのだ。江戸城すら、

今度四谷箪笥町出火の火元元材木渡世伊藤吉五郎は維新前は屑屋にて至てかすかなる暮しをして居りしところ維新の際江戸城内の櫓にありし太鼓は遠音の聞ゆる爲太鼓の胴へ純金の張金を入れ製造なしたるを入札拂下になりしかば吉五郎が僅に四五圓を以て買取りしに此事を右の太鼓の製造人が聞き込み彼の太鼓は我家にてむかし製造せしを他人の手に渡すは遺憾なりとて遂に手を廻し吉五郎に頼みて千圓にて買取り眼前にて太鼓の皮を破り其純金を見せし

と吉五郎は云々　明治十四年二月十四日曙新聞

城頭の櫓太鼓が賣られたのだ。江戸城三十六門の名殘りは、今の二重橋では忍びようも無い。

東京ずまひ

三年十一月二十日

元武家之輩自今東京住居被仰付候尤知事として地方官赴任之向願之上妻子召連候儀は不苦候事

四年二月二十日に至りて、「華族の輩東京住居被仰付候に付ては、總て東京府貫屬たるべく候事」

廢藩置縣

四年七月十四日「藩を廢し縣を置かれ候事」とたゞこれだけである。

けれど其波動は大きかつた。十月十七日

今般廢藩に付各地方に於て奸民共徒黨を結び陽に舊知事惜別を名とし恣に人家を毀焚し或は財物を掠奪候等の暴動に及候もの往々有レ之趣相聞朝旨を蔑視し國憲を違犯し候次第其罪不レ輕候條管内嚴粛に取締卽決處置懲戒を可レ加候萬一手餘り候節は所在鎭臺へ申出臨機の措置に可レ及候事

百日ならずして旣にこの令を見る。

石井省一郎氏のはなし。

廢藩置縣の行はれたのは何でも明治四五年ごろの事で、第二の維新と云はれた程面倒な仕事だつた。

明治三年頃からボツ／＼廢藩の打合せが初まつてゐたが、政府でも餘程大事を履んだ。其頃の大藏省と云ふのは、現今の大藏、内務の兩省を併せた仕事をして居たので、西鄕南洲翁も一時大

藏省の御用掛をして居た事があつた。私なども老西郷と一所に辨當を食べた事などがあつたが、大きな箱の中に茶碗などの入つたのを、毎日書生がさげて來た。西郷さんの辨當と云つたら、其頃評判なものであつた。

何しろ廢藩置縣を斷行したら、どうしても無事には濟まぬと覺悟してゐた。現に井上侯なども、我々に向つて『君らは常に筆を持つ片方の手では、しつかり劍を握つて居らねばいかん』と云はれた程で、どうしても、兵亂は免れぬものと覺悟し切つて居た。後藤、板垣が主唱して土佐は大丈夫、肥前は大隈侯などの勸說で、これも安心、薩長は言ふ迄もないから、此の四大藩だけは、ちやんと豫め話し合ひが出來て居たから、いざ斷行となつても存外平穩で、すら〳〵と出來てしまつたが、どうして當時の政府としては非常な決心だつたのだ。

現に御親衞の兵として備へてあつた薩摩と山口の兵は夫々武裝して東京に集まつた程で、これは老西郷が總大將で、まさかの時には、すぐ遣つ付ける決心だつた。かう云ふ工合に、朝廷の決心が强かつたのと、大藩の方の話がすら〳〵と纏まつて了つたので、多少不平の徒はあつても、手も足も出ずに、此の大英斷が實行出來たと云ふ譯である。（國民新聞）

兵制統一まで

お爺さんの話

今では大きな軍艦が澤山あるし、夫に方々に堅固なお臺場が澤山拵へてあるから氣丈夫だけれども、昔の事を思ふと全く可笑い位なものさ。大阪の川口には大きな鐵の鎖を引張つてあつたのさ、夫で外國の船なんか中へ入れないといふ積だつたから面白いだらう、全で田舍の

腕白が繩を引張つて通せん坊する樣なものさ、外國の軍艦なんか攻めて來たつてアンナ所へ來るもんぢアない、夫を鎖を張つて威張つてたから面白いだらう。

然し綱を張る事は昔からある事で、太閤さんの朝鮮征伐の時は先方の海軍の大將が豪い男で日本から海軍が攻め込んで行つたら、矢張綱を張つて置いて日本の船を顚覆かへしてしまつた、綱を張つて勝つた事もあるにはあるが、夫は今の鰹船位のだから宜いけれども、外國の軍艦が鎖で防げる譯はないさ。

夫よりかモツと面白いのは、田舍で小さい河なんかあつて、船の出入する所には其處のお大名から御番所といふものが置いてあつた、今の稅關か水上警察見たいなものさ、其番所には昔の事だから小さい火繩銃が三四挺も飾つてあつて、其處に揭示がしてある、夫を讀むと若し此川に異國船が見えたら早速打拂つてしまへと書いてある、考へても御覽、三四挺の火繩銃で外國の大きな船が追拂はれるかどうか。

英國だの佛國だの米國だのゝ軍艦が聯合して馬關を砲擊した事があつた、モウ彼是五十年から前の事だけれども、其時長州の人達は此連合艦隊が遠くから大砲で擊つので、何んとも仕

方がないから短い鎗を振廻して、之では屆かないか屆かないかと口惜しがつたつて話だよ。軍艦と鎗ぢやア戰爭にはならないね、昔はコンな事だつたけれども、今では海國男兒だなんて威張れるのさ。『お爺樣の噺』東京朝日新聞

蒲團持參の兵隊

高一萬石に付、兵員十人（當分の內三人）を出して、九門及畿內要衝の地を守らしめ、更に在所に五十人の兵を備へ、其上三百兩を三度に上納せしめて、兵士の給料に宛てたのは、慶應四年閏正月である。最初の常備兵だが、小大名は泣いたであらう。

一歲十七八より三十五歲比迄强壯之者相撰可二差出一事但三ヶ年を以定限とす
一當分の內小銃並布團持參の事
一軍資金上納之儀は三分之一宛、正月、五月、九月に可二相納一候事
一軍服並月給賄等從二朝廷一被レ下候事

一在所に備置候兵隊之儀は御沙汰次第出兵之覺悟勿論候事

蒲團持參の兵隊といふと、傘を脊負つてゐる支那の兵隊さんを笑へない。行軍のたんびに鐵砲の先きにぶら下げてゐたのでもあるまいけれど。徴兵四十八人以上差出候藩々は指揮官を添へよ、右は石高員數の內たるべきは勿論たるべき也とあるから、大藩は何につけても惠まれてゐた。

兵學校を開いて、先づ宮堂上及非藏人諸官人の希望者には、入りて學ぶことを許した（慶應四年七月二十八日）八字より十字迄練兵、十字より二十分時間休息、十字二十分時より十二字迄兵學、右の外洋學數學等の稽古は、望みに隨ひ願ひ出よと令した。公文書に西洋字間を用ゐた最初らしい。

府縣に兵員を取立てるとを禁じた（慶應四年八月二十三日）のも、府縣に於て諸侯の兵隊を指揮することを止めた（明治元年十月十日）のも、兵制統一にいたる階段の一つであつた。

土屋大將の話に、當時は軍治上の教育が各藩共各流に分れてゐて、和蘭陀流もあり、英吉利流もあり、佛蘭西流もあり、紀州抔は初めから獨逸流だつた。いざといつては不便だからと大村兵部卿がこれを統一しようとして、大阪に陸軍青年舍を立て佛蘭西式を採用した。處が薩摩では英

吉利流を主張して讓らず、桐野利秋などは佛蘭西式の方でも百人の兵隊を出せ、俺の方からも百人出す、どちらが勝つか打ちあつて見ようとまで怒つて、大事な藩の兵を政府の手で教育して貰ふ必要は無いと、一人も入れなかつた。長州からは澤山入つた。吾輩抔も本多岡崎藩から入つた者だが、當時は大藩から七人、中藩から五人、小藩から三人づゝ、寄りあつた連中は皆若武者で、氣の荒いこと一通りでなく、負けじ魂も人一倍で、長い奴を打つこんで尊藩は如何でござる抔と肩で風を切つたものだ。遣つたら差しちがへて死なうとい連中ばかりだつた。（大阪毎日 大將物語）

當時鹿兒島藩から兵部省への報告に據ると、現高八十六萬九千五百十三石、現石に積れば二十萬千五十六石、人口八十九萬六千八百人、内士族十九萬二千九百四十九人（男十萬二千百八十五人 女九萬七百六十四人）卒族二萬二千八百六十六人（男一萬四千二百九人 女八千五百五十七人）常備兵一萬七千九十九人、大砲二百六十門（八十封度十九門、三十六封度八門、三十封度七門、廿四封度四十門、六十封度三十四門、百封度七門、六封度十三門、百五十封度二門、十八封度一門、十二封度十九門、十五拇忽砲二門、二十九拇忽砲三門、六十封度麻碧後裝砲九門、十二斤アルムストロング二門、一斤六角砲二門、短四斤砲八

兵制度の生れる順序となる。

兵制の儀先般先づ石高に應じ定員被仰出候處兵事は護國之急務皇威を發揮するの基礎に付宇内古今の沿革得失を御洞察被爲在前途兵制一變全國募兵の御目的に候處即今先づ左の規則を以て徴募被仰出各道士族卒庶人に不拘身體強壯にして兵卒の任に堪べき者を選み一萬石に五人づゝ兵部省へ可差出

一一家の主人又は一子にして老父母ある者或は不具の父母ある者等は選擧すべからず

一服役四年を以て期限とす役を終へ歸郷する者には賑恤金を賜ふ再役を乞ふ者は之を許す

一役仕の故を以て不具と成候者には扶金を賜ふ

各藩の常備兵は大隊（三中隊）が限りだつたらしく、大隊長を少佐と稱し、中隊長を大尉と稱し、小隊長を中尉、半隊長を少尉と稱す、以上を上等士官と呼び、曹長權曹長軍曹を下等士官と稱した。

おいらん船

普佛戰爭當時三年七月局外中立を守る爲に、各港に配備した軍艦

橫濱	小艦隊指揮兼甲鐵艦長	中島四郎
	乾行艦長	伊藤二郎
兵庫	小艦隊指揮兼春日艦長	赤堀源六
	富士艦長	石井貞之進
	攝津艦長	中牟田倉之助
長崎	小艦隊指揮兼龍驤艦長	牛島五一郎
	電流艦	
	延年艦	
箱館	小艦隊指揮兼日進艦長	直木安左衞門

第二丁卯艦

品海豫備　千代田艦

「甲鐵艦」とはあるが、簪ばかり挿したおいらん船である。艦長の階級が分らないけれど、當時大佐は正五位、中佐は從五位、少佐は正六位、大尉は正七位、中尉は從七位、少尉は正八位、陸軍もこれに同じく、曹長は從八位、權曹長は正九位と定められた。（九月十八日）海軍の軍資金も陸軍同樣各藩に割り當てたらしく、今般藩制被二仰出一、海軍費御定則被レ爲レ立候に付、從前軍資金は當九月限り被レ廢が見える。（九月二十五日）

鎮臺を置く

先年小樽高商で軍教假想敵問題を惹起した時、某評論家は、日本の陸軍の發生を考へる時、それは外國に對する防衛でなく、內亂に備へる爲に發生したのである」と書いたが、

四年四月二十三日

兵備は治國の要安民の基方今の急務に候依之今般輦轂の下を始め守衛警備の事次第に御施設に相成追々諸道に鎭臺を置き兵務を總括し全國を保護被レ遊度思食に候條 先づ別紙の通東西の要地に兩鎭臺を被レ置候

東山道鎭臺

本營 石ノ巻 分營 福島 森岡

西海道鎭臺

本營 小倉 分營 博多 日田

右兩鎭管内應援運輸の便地を撰み猶數ヶ所に兵備を被レ設候事

はそれを裏書きするかどうか。

海軍兵學寮

海軍兵學寮入學の折の檢査の件々に、筋骨がこはくて、病氣が無いかどうか、瘡疽は濟んだか

どうか。手紙の往復が出來るかどうか。幼年生――十五歳以上十九歳以下、四書史略の素讀にどまつかぬかどうか。壯年者――二十歳以上二十五歳以下は、日本政記國史略日本外史等に通じてゐるかどうかを試みた。

（後來運送船商船等を取扱ひたく希望の者は宣誓に及ばず、入寮の日（八月二日）に金百兩、翌年三月五十兩、八月五十兩。三年目の三月五十兩、八月五十兩、即年百兩づゝ納める事。九月廿二日（天長節）と五節句と祭日と、一六の日休業。十二月廿一日より正月七日まで歸省を許す事。まだ夏休みも日曜も無かつた。一月十日）

水卒（水兵）は漁夫の子弟十八歳以上二十五歳迄の志願者から採つて、家族には三斗五升宛毎月手當した。二月十七日

軍艦用材を取調の官員を出張させるから、右出張以前に、其管内私邸たりとも、槻、栗、樫、松、山毛欅、ショージ等の良材は一切伐らせぬやうと達した。四月三日 私邸たりともは無茶だが、十一月になつて、「御都合これあり出張不ㇾ致候」。

近衛兵を置く

五年二月兵部省を陸軍省海軍省に分ち、三月御親兵を廢して近衛兵を置く。薩摩の兵多し。最初の近衛都督は西郷隆盛だつた。

飛んだはなし

今は往昔王政の御代にやむことなきわたりの御局に、殿居なす猛者達のすさみに、なんしよくの道行はれ、位つかさは高からねど、權柄ある國の武士いたく酒を嗜み、醉に乘じ、下司に令して燈火を打消さしめ、はたちばかりなる若うどのみめよきを捕へ、下司をして手足をとらせ組敷て、香水を澤に塗り立て、わかうどのさはせましと挑み爭て、終にあひのふすまを蹴たふし、逃んとすさむを、同じ局のもさ達よりつどひて、無理におしたふし、聲とめんとて萬の物を口にはましめ押掛り、しばらくありてやみぬ。わかうどは涙ながして上なる司人に歎き訴ふるに、そは枕神に襲はれて夢や見つるなるらんと更にうけがはねば、果は我こそ辛

き目見るよと云弘むるに、かへりて皐白むはかりにこそ。かゝる業好む人今は番兵の屯せる局へも移りて、よろづの調度ひさぐ宗々のちご達の、目に入りつどふを、ひるよるのけぢめなく取り押へて業するためしとあるにこそ。今の大みよはふみ明らけき政にしあれど、こゝかしこに聞へ傳り。新聞雑誌第八十號

薩摩が多いだけに、飛んだ話を殘したものだ。

百姓兵

徴兵令發布の當時、血稅の二字に激せられて各地に起つた暴動は凄まじかつたが、百姓兵は西南の亂の起るまで役に立つかどうかと危ぶまれた。西鄉などは薩摩の兵でなければ天下に兵は無いやうに考へてゐた。命縮まるに及んで、鎭臺兵在り、國家の前途、憂ふるに足らず、我、瞑するに足るといつた逸話も殘る。

西郷が薩地に在るの日、常に左右に語つて曰く、天下に兵と名づくる者は只近衛の一隊あるのみ、鎭臺兵の如きは鋤鍬を手にする農民原なれば、一砲の彈聲に驚いて遁げ去るならんと嘲り居けるが、薩の壯兵を擧つて熊本の孤城を圍み、殆んど五旬、終にこれを拔くと能はず、肥境に破れ、豐地に潰へ、日隅に逐ひ詰められし時、我過てり、思はざりき鎭臺兵のかく迄に强勇にして我を困するに足らんとは、是れ日本全國を擧つて、兵と爲すに足る、何の喜びかこれに若かんと滿面笑を含み、さも喜ばしき體なりしとぞ。新聞集誌十四

佐賀の亂は、三大隊の兵、一萬に近き賊を討つて、一週日ならずして功を終へ、秋の亂亦數日にして前原一誠を捕へ得た。薩摩の亂は聲望一世に高き西郷これが巨魁たり、桐野村田篠原等これが部將として壯兵三萬、國境を出づ、其勢ひ霹靂の過ぐるが如きものあり、しかも之を熊本に支へ、これを南の關に支へて、終に大いに克ちたるもの、一に農兵の力ではなかつたか。

回顧すれば今を距る十餘年前、徳川氏の末路に當り、刀槍の士隊を擯斥して、大いに農兵を

各地に募り、以て歩兵數大隊とせり、當時の幕士皆冥頑固陋にして爭て之を誹議し、農夫の戰闘の用に適せざるを囂々稱道せり、然も筑波の役、長防の戰ひ、幕士は皆逡巡萎靡して、終に能く力を致せしは農兵のみ、伏見の變、宇都宮の亂に、善戰せしも亦農兵のみ、我輩の如き儒服を焚き鞭弭を執て兵を督する三年、農兵の用ふべくして、士族の用ふべからざるを經驗せり。

西南の變起るに及んで、世人往々相語て云ふ、我徴兵を以て、彼の慓悍の士に敵す、十以て一に當るも未だ其輸贏の如何を知らずと、然るに熊城の圍は唯陽よりも急なれども、終に之を下す能はず、植木の險は井陘に過ぐれども、遂に之を破るを得たり、人吉や都の城や、皆賊の死守する所、而して咄嗟に之を抜けり、高鍋と延岡の如きは、朽を摧き枯を折るよりも易く、竟に鹿兒島城の巣窟を覆すに至る、何ぞ夫れ壯なるや、梟驁の賊既に亡びて、天下の不平士族寒からずして慄し、今より後我國憲を犯し、人民の安寧を妨害する者の、あとを全國に絶たんとするに至りしは、果して誰の力ぞや、嗚呼近衛鎭臺兩兵の功勞亦大なる哉。成島柳北

長州に於ける農兵は知らず、筑波の天狗騒ぎには、鯉淵百姓勢の標悍、兩軍の間に鳴りて、これに敵る者無かりしは事實である。

天覽演習

明治十一年四月六日、陛下戸山學校にましく〳〵て、在京諸兵隊の實地演習を見そなはされた。「聖上は御料の御馬に召して假皇居赤坂を出でさせられ、七時四十五分着御」あり、有栖川大將宮を初め北白川中佐の宮、伏見中尉の宮、岩倉大隈山縣西鄕の諸卿、校内の小高き所に導き參らす、折ふし空は村雲立ち迷ひて晴間見えず、ゆく〳〵雨になるべき景色だつた。

右に高田の原ひろく續きて、原の此方に諏訪の森あり、樹木小暗き迄に茂りて、敵を防ぐには屈强の地とぞ見えし、落合川は東南に繞りて練衣なんどを引きたる如く、川を隔てゝ斜に鼠山を眺む、眞向ひに所々木立ありて、人家などの其間に見ゆるは、これぞ落合村にして、乙軍の本陣とする所なり、右の方には大窪の人家立並びて百人町に連り、落合川より此方には

田畑打交りこ、線内の四方を量りなば大よそ十町に餘るべし。さてこの演習に甲軍の東京城の衛戍線内に屯せるを、乙軍は山梨縣下山梨を本據として、不意に東京城を取らんと謀りしを、甲軍諜して是を知り、敵を衛戍線外に防がんとす、乙軍は俄に方向を新井村に轉じ、隙を窺ひて大窪高田の間より東京城に突き入らんと進み來るを、戸山學校を守りたる甲軍の枝軍は早くも哨兵を大窪村より鼠山へかけて配布したる故、兩軍諏訪村に出逢て開戰せしに擬りたるなり。

線内十町の戰爭だから、素ばらしい戰記になつてゐる。甲軍からは大迫少佐（今の大將であらう）近衛一大隊を率ひて繰出し、大窪村と諏訪の森に籠り、士官學校生徒並教導團歩兵一中隊は、戸山學校の西に控へて、山砲一門を備へ、本隊は學校内に在りて敵軍遲しと待つてゐると、乙軍から比志島少佐（後の中將）近衛一大隊教導團騎兵若干山門二門を曳きて落合村より繰り出して押して來た。甲軍と森の中にて行きあひ、追うて諏訪の森を占領した。「大小銃を放ち連ね、玉はこめざれども炎はしり煙りて天を霞め、わめき叫ぶ聲は地を動かして物凄まじなんどいふべからず」で結局甲軍勝（新聞集誌）

この日各國公使も參觀したといふから、どんな報告が飛ばされたやら。明治十一年といへば、西南の亂を平げて、軍人諸公の鼻息まさに强き時である。

大將物語

「思ひ出すのは西南役當時のおてんと丸さ、吾輩も其船で門司から送還された、大阪は何處を歩いても白い負傷兵がうぢや〳〵としてゐた。學校では私は砲兵科をやつてゐた、其頃の大は砲奈翁加農所謂四斤野砲といつた奴で四頭の馬でよち〳〵挽いたものであるが、今考へてみると、當時の日本は朝鮮と同じやうに、道路といふものは澤張りなかつた上に、車がてんで見つからなかつた 今日ではどんな村へ行つても荷車馬車人力車の無い處はないが、その頃はやつと大八車が見られる位であつた。砲といへばその外に大山巖閣下の作られた臼砲で、閣下の幼名を其儘彌助砲といつた。よい加減の處へ穴を掘り、上へ向けて放つので、發射するとデーンと腹に耳に響いて、今だに耳に殘つてるやうだ。それから二十九ドエムといつて大きな砲があり、圓丸で打つとぶか〳〵と空を飛んでく、まあ今日のフツトボール見たやうなものだ。こんな大砲で薩摩と戰つ

たのだが、田原坂では隨分苦しんだ。あの時の戰ひは無論薩軍は大勝利を得る考へで、士氣も軍器も膽力もまさつてゐた。しかし一ツ薩軍の勘定に入れなかつたゝものがあつた、それは軍規である。全國から徵した壯丁が將校の命令一下と共に、手足の如く働いたけなげさは、やがて官軍の勝つた所以である」井口大將談　大阪每日

「おてんと丸で門司へ上陸した。さあ二度と顏が見られないかも知れぬと連中(大迫尙道、井口省五)と別れの杯を持ち步いた。十錢では牛飯を腹一杯食へたのだし、五十錢あれば藝妓をしらして可なりの豪遊が出來たんだからな。何しろ當時の大砲といつたら、五丁も離れてゐれば大丈夫、小銃は二百米突しか効力が無かつたからな。大谷大將談　大阪每日

「御維新の折には、朝廷の兵といふものが無いので、幕の降參兵をそれに當てられたが、丁度三ケ大隊程ありました。かうして大隊を拵へておかぬと、連中が橫行してどんな事を仕出來すか分らないからね。中には武士ばかりでなく、職人も居れば、町人も居り、博徒なども交つてゐて、

却々手にをへなかつた。當時は陸軍といへば佛蘭西でなければならぬ時代だつたから、私も今いつた降參兵の三番大隊に入つて、洋算や佛語の稽古を受けましたが、教官は幕の雇つた佛人でした。今迄大刀を指してゐたのが、鐵砲を擔いて歩かねばならぬので變でした。中には此鐵砲で夜中町へ强盜に出かける酷い奴もゐて、或時不時召集で引つつかまへられ、十何人といふもの槍で突殺されたことさへありました。西南の役はあれは全く百姓兵の勝利だつた。一たい往時の士といふは、共同動作になると甚だ不適當で、味方を見廻して彼奴よりは己が强い、あんな者に負けてはならぬと自分が强くなりたい爲には、隨分戰友を陷いれても一番乘をしたものですが、そこへ行くと百姓兵は唯朝廷の爲に敵を打ちに出かけてゐるので、よく命令に從つた、だから勝てた。あれが西鄕だつたから、あの我强い士が風を望んで結束してゐたが、萬一地を代へて官軍が士兵であつたならば、よく山縣の命に從つて戰つたかどうか、解らなかつたと思ひます……」大島大將談 大阪毎日

「西南役だがね、元氣は正直の處敵の方が旺盛で、官軍は百姓兵だけに氣負けがしてゐた。中にも恐ろしかつたのは敵の拔刀隊で、ワーッといふ一種の物凄い喊聲をあげて、後鉢卷に白刄を振

かざして、喚き叫んで斬込んで來る處は、一寸凄愴を極めたものだつた。初めの中はこれが恐ろしくてならなかつたが、馴れるといくら出足が早くても、手元へ切込んで來る迄には二分乃至三分の間はある。だからそら拔刀隊だといふと、一發丸込しておいて、次の一發を口に啣へ、直に續いて射撃の出來るやうな姿勢を取り、十分手元へ引寄せておいて丸で猛獸を打つやうに打つたものだ。これが成功したので拔刀隊も一向恐ろしくなくなり、又敵の方も仕かけて來なくなつた。

神尾大將談
大阪毎日

「西鄕從道さんが臺灣征伐をやつて、支那から抗議を受け、事によつたら一戰爭するかも知れぬ時でした。東京中の食ひ詰め士族は我も〳〵と兵學校へ入りました。入つた者は一千人もあつたでせう、六ケ月で一人前の將校を作るといふので、毎日銃を持つては兵式體操と徒歩教練ばかりやつた。數學もやつた。支那との戰爭も無くて濟むことになつたので追々退學、殘りが百八十三人、その中から十四五人が士官學校へ移りました。西南戰爭に使つた銃は、最初が亞米利加から買つた廢銃のインブエール、丸を筒先から込めるもの、次が佛の廢銃シヤスボー、次が獨逸の廢

銃チンナール。シナイドルは英の廢銃だが丸は元込になつてました。敵の方はといふと、退いたあとに丸らしい物は一つも無い、唯鐵の棒を二三分にぽつ〳〵と切つたのが轉がつてるばかりでした」一戸大將談　大阪毎日

惡漢取締

——僞せ勤王家——虎の威を假る狐——サンピンとはした奴——鐵砲と花火——中間體の者——靑公家——平安隊叱らる——一揆——無提燈相成らず——ぬき身の士——徒黨——

僞せ勤王家

明治初頭、惡徒の橫行は新政府頭痛の一つであつた。其一は僞せ勤王家。

此程相樂總三といふ者、並に外七人信州追分宿にて梟首せられ、外十四人の者片鬢片眉剃落し追放に相成候、右は總三巨魁にて無賴の惡徒を集め、官軍先鋒嚮導隊と唱へ、總督府の命

と僞り、信州の村々ヲ亂妨し、良民を劫し金銀を貪り、其惡事露見せし故なりと承及申候云々　中外新聞第十四號

佐幕黨の手で處刑したらしくも想像されるが、

慶應四年二月九日

今般朝政御一新に付而者萬民御撫恤之儀は專務之處御國内御多事之折柄に付自然安民之道等閑に相成候際に乘じ不逞の徒妄に四方に奔走し名を勤王に假り良民を欺罔して金穀を貪り殘忍にも民力を驅役致す等甚以御撫恤之御趣意に致二齟齬一候儀も多分可レ有レ之候間民間之於二苦情一は假令朝政に觸候事に候共聊無二忌憚一可二申出一候尤領主地頭等に於ても厚御趣意を以民間より訴出候節は速に太政官へ可レ致二言上一候

但從前之弊習を追ひ言路壅蔽之事難レ計候間民間之者より直に太政官へ訴出候儀も勝手次第之事

狐

その二は虎の威を假る狐。

慶應四年四月四日

聖業御隆興之上は天下萬姓各得㆓其所㆒候様深德仁恤被㆑爲㆑在凡百之宿弊悉く御一洗之御趣旨に付五畿七道其他諸道通行之節是迄幕吏輩之如き惡業有㆑之候而は決して不㆓相濟㆒事に候爾來宮堂上方諸侯及小吏陪臣往來致候節隨從之者共下部に至る迄萬一威權ヶ間敷又は賄賂等を貪り總て不法之振舞有㆑之候はゞ早速其筋裁判所へ可㆓訴出㆒候若隱置後日於㆓相顯候㆒者屹度可㆑爲㆓曲事㆒者也

その三はサンピンと端下やつこ。

當地處々芝居辻打其他見世物等へ帶刀人又は仲間躰之者無錢に而立入且寺社祭禮法會等群集

之場所に於てガサツ法外之儀共有レ之趣相聞不埒之至に候今般御一新之折柄右樣不法之者有レ之間敷候得共自然心得違之者有レ之候はゞ召捕候筈に付其分可二相心得一（慶應四年二月）

が京都の事と傳へられ、十一月

角力芝居狂言其他見世物等の場所へ帶刀之者並小者體之者罷越威を以木戸錢等も遣はさず猥りに入込者有レ之趣相聞甚以有間敷事に候向後右體之所業於レ有レ之は即時可二搦取一旨及二沙汰一候條末々迄不心得無レ之樣屹度可二申付一候縱令木戸錢等は相拂候共暴威を振ひ場中を妨候者は是亦嚴重取糺し品により候ては可二搦取一

は東京での事である。

鐵砲と花火

惡漢取締

砲術の儀は一日も怠るべからず、又輕々しく弄ぶべからざる品ではあるが、近來市中に於て猥りに發砲し、鳥など打つ者あり。萬一それ玉があつては相濟まぬ。以來は山野なりとも容易の振舞は致さぬやうと觸れたのは四月二十一日。六月には納涼の者、砲聲に紛らはしき花火を揚げるが、御時節柄怪しからぬと花火まで禁じられた。人、驚き易き京都の事であらう。

中間體の者

慶應四年六月廿日

近來大總督宮樣御内或は官軍抔と稱し中間體之者市中の商賣並途中往來之人を苦しめ產業之妨に相成候趣不都合の事に候縱令宮之御用候共無二用赦一召捕以二刑典一處置可レ致候間諸藩末末之者に至る迄屹度可レ達者也　應應四年六月二十日

中間は折助に毛の生えたやうな物であらうから、メドに取られるのも無理は無い。近來頻りに路人を暗殺し、其所持の品を奪ふ者が有る、甚不埒の儀故、屢々嚴重の御沙汰に及ぶが、兎角惡

習去り難く、政道も立たぬ次第、改めて仰せ出さるやうは、家來は其主人、兵隊は其隊長、末々は其父兄より取締りて、自然左樣の振舞に及ぶ者があつたら、早々取押へ刑法官へ申出よ。筋によつては、主人隊長は申すに及ばず、一家の落度となるかも知れぬ。以後夜中の往來に無提燈は相成らぬ。萬一無提燈の者あらば、見付次第召し捕るべく、市中に於て亂妨する者は、たとへ帶刀の士たりとも容赦無く召し捕り、手にあまれば打ち殺すと觸れた（慶應四年六月十一日）政府も亂妨だが、これ位にしなければ、惡るさは止まぬと考へたからであらう。

明治元年十月　東京府へ

今度蒼生御綏撫の思召を以て御東臨被レ爲レ遊候處近日市中に於て盗賊徘徊致し人民を苦しめ候趣相聞大に被レ惱二宸襟一候依之軍務官と申合取締方一際嚴重人民安堵致候樣急々可二取計一旨被二仰出一候事

青公家

慶應四年七月十六日

東征之師起りしより藩士は軍役に疲弊し沿道之民卒は夫役に疲れ上下困弊之折柄朝廷に於ても御痛慮不ㇾ一方ㇾ候處宮堂上家之家士多く權威を以妄りに無宿錢無賃錢等にて往來する者不ㇾ尠趣此役は朝廷之御大典に候間衆庶之中にも諸王公卿の家士は深く此旨を體認し心得違無ㇾ之樣可ㇾ致旨被ㇾ仰出ㇾ

京都所司代の一嚬一笑にひや〳〵してゐた連中が、王政復古にきほひ立つて、無上に威張り散らしたあまり、喰ひ逃げ、乘り逃を手柄のやうにしてゐたのである。

平安隊

東幸御留守中、京都には巡査と憲兵を兼ねたやうな平安隊といふのが出來てゐた。處が

百姓町人之妻娘風儀不ㇾ宜者間々有ㇾ之今般京都より巖敷申達候處宮堂上諸藩並社寺之家來兵

卒農商之家に立入り用向に事寄婦女を勾引し或は威力を以淫りがましき振舞致し候者も有レ之哉に相聞以ての外之事に候（明治二年三月十二日）

この中に平安隊は交つてゐなかつたらうか。總て家來末々の者たりとも粗暴不法の所業これ有り、逃去り候はゞ、假令主家の門内たりとも、付入詮索いたすべしと沙汰された。

揆

「近年奸曲無頼の徒、所々徘徊不作法の所業少なからず候處、昨年兵亂後より黨與益繁く、暴行相募り、種々良民の害を働き、上州邊殊に甚しき趣」（二年三月）國定忠次の亞流が暴れたのであらう。ついで上田小諸の二藩に土民蜂起し、東京市中も物騒になつて、「近來市中盗賊夜に乘じ、兵器を以て劫掠殺奪等の所業有レ之、殊に輦轂の下に於て、以ての外の事に候、取締方嚴重に可レ致」と兵部省に達した。兵器を持つてゐるのだから凄い。七月には岩鼻高崎の二藩亦土民の沸騰を見たが、高崎藩の騷ぎは、

高崎藩

共藩支配所上州群馬郡四郷畑方永納並延口米減納願の儀兼て府藩縣一致の御制度被レ爲レ立候御趣意に付速に御料所同樣御改革可ニ相成一筈と心得窮難澁申立の趣一應尤の儀に相聞候得共地所之厚薄も有レ之且從來之定額を以既に昨年迄無レ滯相納來候處當年に至岩鼻縣同樣の納方に相成候樣下民共强訴に及び終に暴擧に立至候次第愚昧賤劣とは乍レ申不束の至に候尤數百年來の稅則等一時に相改候は不ニ容易一儀にて他境にも差響き民心に關係する大事件にて追々御所置の品も可レ有レ之候得共先舊慣に從ひ農業出精候樣厚く理解に及び可レ申

租稅の負擔を岩鼻縣御領と同じ樣にしたかつたせるらしい。明治九年茨城三重の二縣における大暴動も納稅の不平均から起つた。愚昧賤劣でも何でも百姓にとつては死活の問題だから仕方がない。

無提燈相成らず

東京は物騷だつたのであらう、乞食非人を地方に渡し、武家地管轄を解決し、脫籍無產の徒を地方に追つた。二年十月十三日東京府へ、其府取締筋に付、兵備これ無くては相濟まぬ儀なれど府兵取立は容易ならず、當分兵部省より送る故、諸藩兵士を府兵に組み立て、約束、號令、賞罰黜陟、都て其府へ任せらると達し、二十三日

無提灯にて夜行之儀兼て被禁置候處今般東京府下嚴重取締被仰付候就ては以來夜五ツ時より無提灯にて往來致候者於有之は見受次第速に可召取旨東京府兵隊へ御達相成候間此旨相心得可申候萬一御布告に相悖り被召捕候而も彼是苦情を申立候共御取上不相成候且諸御門にても無提灯之輩屹度差止候筈

と又しても無提灯が取締られた。

ぬき身の士

三年十二月廿四日

近時粗暴の徒往々大言縱行を以て自ら是とし亂醉氣を使ひ街上放歌動もすれば拔刀して路人を恐嚇し獸畜を斬殺する等狂悖の所業不レ少衆庶保護の御趣意に背き以の外の事に候向後右樣の所業於レ有レ之は其罪の輕重に隨ひ屹度可レ被レ及二御處置一

いふ所の徒は士族卒、或は木葉官員なのであらう。これと共に

徒黨强訴のやから

諸國高札に掲示有レ之候通り何事によらず大勢申合せ又はしゐて願ひ事くはたつるを徒黨强訴と名け重き御法度に候處近來諸處におゐて奸民ども我身の得手勝手よりして事を好み種々申たくみ良民を欺き徒黨强訴の人數にいざなひ入れ御法度をそむき候のみならず妄りに家財

をこぼち家宅をやきすつる等の亂暴狼藉に至り謂れざる事に候元來願筋有レ之節は穩便に申出候得ば夫々厚く御詮義も可ニ相成ー候得共右樣大勢徒黨をもよほし上をはゞからざる所業いたし候てはたとへ如何程道理至極の事たりとも御取上に相成がたく且發頭人は申に及ばず同類の者迄も嚴重相とがめられ共上しぎにより不レ得レ止兵隊をもつて御打果にも相成つみなき良民ども奸民のために非命の死を遂げ親子兄弟夫婦にも相わかれ誠に以てふびんの至に候條銘々篤くかんべんいたし御法度の旨堅く相守り一家安穩に產業出精し奸民の爲にあざむかれ心得違無レ之樣致すべきもの也

但奸民ども徒黨強訴などの人數に相すすめ候節は早速御役所へ訴出候得ば御ほうびをもつかはさるべきもの也

庚午十二月

此頃猶この發令を見るまでに、世は騷々しかつた。おなじ日の三府並開港場取締に、

一地方警備の儀は諸民安堵營業致候樣との御旨趣を奉體し無二怠惰一嚴重取締可レ致候事

一持場中晝夜無二間斷一見廻火附盜賊貨幣贋造等の類は勿論强談暴行總て諸民の妨害となるべき所業に及候者は見聞次第速に可二召捕一事

一胡亂の者召捕候節は一應間糺し疑敷者は速に可二屆出一

一街上拔刀する等狂悖の所業に及候者有レ之節は直に逮捕可レ致は勿論若逃去候はゞ迅速前後左右の各區に相通じ無二拔目一手配可レ致

但近傍大小の各區響應の方法平素打合置緩急互に相助可レ申事

一亂妨人等召捕候節は其次第により御褒美可レ被レ下萬一手疵を負ひ或は死亡にも立至候はゞ療養埋葬家族救助料等可レ被レ下

一持場中無籍の者有レ之候ては取締の妨害に相成候間平素心懸見聞次第可二屆出一

一棄子又は於二途中一不慮の怪我人急病人並行倒溺死人有レ之節は 見付次第懇に 手當致置速に可二屆出一

一出火の節は第一盜賊を取糺し燒屋荷運びの障害を除き路傍の人を拂ひ消防便利相成候樣可

レ致

一夜五ツ時後無提灯にて通行の者は取糺し怪敷體有レ之候はゞ差留置可二屆出一

一落し物見付候はゞ拾取速に可二屆出一

一路傍並川筋へ塵芥穢物等取捨候を糺し其他總て路街へ障害と可二相成一儀は可二屆出一

一外國人通行之節自然不都合の儀有レ之候ては御威信にも關係候儀に付無二手拔一取締可レ致

一持場中馬車を馳せ馬を飛ばせ路人を傷害候者有レ之節は人馬共に取押可二屆出一

一角力芝居其他群集の場所は不取締の儀無レ之樣別て心を用ひ可レ申

一徒黨強訴の企又は囚捕を脱し候者潜匿等の儀聞込候はゞ探索の上可二屆出一

一地方警備總長は勿論各區の伍長は時々巡邏して勤怠を監督し褒貶可レ致候且附屬に至迄賄賂を受け或は尋常の訴訟等に關係の儀一切嚴禁の事

從來のかうした達しを一纏めにしたやうなものである。まだ「警察署」ではなかつた。

三府に於て是迄府藩縣士族卒並諸官員は、宮華族家人陪從等の疑しき者有之取締致候節は、すべ

て其主宰管轄所へ掛合來候處、自今事柄により直に捕亡の官員差向候儀も可レ有レ之に付、爲ニ心得一相達候」（四年一月二十八日）を見ると、今でも華族を直には拘引出來ぬと同じである。

徳川氏の時東京市に錢さしと唱へ人家の店先などを荒し、尤粗暴の行をなせし者ありしが、近來其患少く、市中も至て穏に成りし由なり。偏に區兵等の取締行屆きたるよりのことと見えたり。此上押込暗殺等の患全くこれ無きやうありたりし。又市中の人もポリス（ポリスとは市中見廻取締の役也）の大効あることを知り、官の費用をかけずして各々自力を以て其保護をなすやうに有りたきものなり。（新聞雑誌辛未第一號）

これは新政府頌徳表のやう。

浮浪狩

――はじめは憂國の士――脱走の士――無籍しらべ――復籍令――

はじめは憂國の士

「兵庫縣にては無籍のぶらつき者を籍に載せて、それ〳〵活計の方法を授けんと、追々このぶらつき者を調べられしに凡二千人近くありしよし、一縣管內にすらかく澤山あるにしては、日本全國を調べたら數十萬にも餘りぬべくや」新聞集誌五十一號に見える。十年の秋だ。ぶらつき者の中には浪士も交つてゐる。

德川幕府は浪士の力で倒潰されたやうなものであり、浪士卽ち勤王の士だつたが、西鄕隆盛が幕府を激する爲に、江戸市中に橫行せしめた薩摩の御用泥坊も「浮浪」だつた。かうした人達は、

はじめは盡忠報國の考へから、國を脱し藩を離れて放浪したが、無規律無檢束のうちに、やうやく酒に溺れ色に染みて、法外のならず者となり終つたのもあらう。

脱走騒ぎ

當時常總地方での脱走騒ぎは、天狗騒ぎに次いでの恐怖として言ひ傳へてゐる。鬼怒川河岸から上陸する浪士は、毎日のやうに西から東へと通つた。下妻からも下館からも加はる藩士があつて、それは皆會津に行くのだといはれた。

會津城の落ちたのは九月だつた。

慶應四年八月四日

近年有志之輩天下形勢不レ可レ已之處より往々藩籍を脱し四方に周流し義を唱へ難に殉じ數百年偷惰之風を一變し大國家に命脈を維持す今日朝廷御復古の風に際會するも自ら之が倡首之力に資するもの不レ尠候然るに朝廷一新萬機御親裁之秋と相成候ては皇國一體之政令被レ爲

レ立府藩縣共一途に相歸し今後萬民天下に於て不レ可レ歸之府藩縣有レ之間敷候假初にも其戸籍を脫し浮浪にて其身を終り或は其本を離れ別に容るゝ處有レ之候ては大に御政體に相背き萬一脫走の風大に行はれ僥倖之道相開け法に戻り制を破候樣成行候ては誰と共に國家を御維持可レ被レ遊哉既に當春浮浪之儀に付被二仰出一も有レ之候共猶又從前之功不レ沒將來之害を被レ爲レ防天下有志之輩と共に法を執り制を立つべき御趣意を以て舊來脫藩の輩此度夫々舊地へ復歸し戸籍を正し信義を全うし其進退當を得一新之御政治裨補候樣被レ爲レ成度に付其處置可レ有レ之旨被二仰出一候事

江湖新聞に、紀州藩の士三百人餘脫走し、細川藩士三百人も亦脫走し、阿波、若狹、肥前、高田、岡崎の諸藩士、何れも京都から脫走したことを傳へてゐる。前田家よりは六百人の脫走を屆けて、右は全く重役のものゝ不行屆きより右の次第に成行候儀に付、國許にて謹愼罷在、御守護の儀は御免願ひ奉り候とあり。小田原藩主大久保加賀守は、閏四月慶應四年林庄之助以下脫走の賊徒あり。其方藩屛の大任に居りながら、斯かる重大の事件を存ぜざる段、何分にも申譯相立たず、

已に城地所領等召し上げられ、謹愼申付け置かれたれど、出格の思召を以て加賀守は永蟄居、家名は親緣の者お取立遊ばされ、改めて七萬五千石を賜ふとの御沙汰があつた。

「古來、諸道の關門を建て置かれ候は、凶暴亂盜を制壓せん爲に候、太政更始四海一途に歸し候に付、關門廢止を仰せ出され候、然るに脫籍の浮浪共、兼ねての仰せに背きて、今以て其所を得ざる者候はゞ、早々復歸せしめ、下情抑塞よりして、不ㇾ得ㇾ已して籍を脫し候者無ㇾ之樣に處置せよ」とも仰せ出された。明治二年二月三日

戶籍改正の案を立つるに及んで、更に告げて曰く、在東京の公卿諸侯を初め、徵士太夫士行政官支配付より府下の社寺士民文武其外諸塾に至る迄、無籍の者差し置候儀あひ成らず、止むを得ざる仔細ありて、厄介等に致し置候向は、情實巨細に書き認めて、三月廿日迄に屆け出よ。諸侯家來を初め、東京滯在の者は其姓名を屆け出よ。他國より到着の者有ㇾ之ば、其都度〳〵に主人より屆け出よと命じ、

明治二年三月十日

今度戶籍改正被二仰付一候に付ては無產之徒下總小金ヶ原へ相移開墾に使役可レ致旨被二仰出一

無籍者を捕へて、荒蕪地開墾とは思ひつきだ。下總國印幡郡には三牧と稱する荒蕪地あり、堀田相模守の預りだつた。土井大炊頭、久世順吉、水野楔之介、久松大藏少輔、井上宮內少輔、內田主殿頭、森川內膳正の數人亦仰せらるゝ旨があつた。

これ程にしても、脫籍の浮浪人流寓の聞えあり、畢竟本國復籍の道開けず、人別取調不行屆のせるであらう。生民各其所を得るやうにとの厚き御主意も相立たず、後には御政體の障りにもなるであらうから、脫籍の者は悉く本地へ引戾すやうにせよ、自然等閑に致置き、此後流寓不所業の輩あるに於ては、主宰の越度たるべし（明治二年四月十五日）と令し、都下を初め府藩縣の戶籍明細取糺申すべき事、御親兵共の內に脫籍者あらば、改めて本國へ掛合召し使ふべき事、脫籍の者共主宰より罪を得て、歸るに歸り難く、進退に迷へる者もあらんが、大刑を犯したる分は格別、其餘は昨年の大赦令もある事故、前罪差許し遣はすべしと達した。此後脫籍の者これ有るに於ては、急速召捕ふるは勿論、萬一行方不レ知者は最寄府藩縣へ順達すべき事、諸官局、學校等へ全官員の人

已に城地所領等召し上げられ、謹愼中付け置かれたれど、出格の思召を以て加賀守は永蟄居、家名は親緣の者お取立遊ばされ、改めて七萬五千石を賜ふとの御沙汰があつた。

「古來、諸道の關門を建て置かれ候は、凶暴亂盗を制壓せん爲に候、大政更始四海一途に歸し候に付、關門廢止を仰せ出され候、然るに脫籍の浮浪共、兼ねての仰せに背きて、今以て其所を得ざる者候はゞ、早々復歸せしめ、下情抑塞よりして、不レ得レ已して籍を脫し候者無レ之樣に處置せよ」とも仰せ出された。明治二年二月三日

戸籍改正の案を立つるに及んで、更に告げて曰く、在東京の公卿諸侯を初め、徵士太夫士行政官支配付より府下の社寺士民文武其外諸塾に至る迄、無籍の者差し置候儀あひ成らず、止むを得ざる仔細ありて、厄介等に致し置候向は、情實巨細に書き認めて、三月廿日迄に屆け出よ。諸侯家來を初め、東京滯在の者は其姓名を屆け出よ。他國より到着の者有レ之ば、其都度〳〵に主人より屆け出よと命じ、

明治二年三月十日

今度戸籍改正被ニ仰付一候に付ては無産之徒下總小金ヶ原へ相移開墾に使役可レ致旨被ニ仰出一

無籍者を捕へて、荒蕪地開墾とは思ひつきだ。下總國印旛郡には三牧と稱する荒蕪地あり、堀田相模守の預りだつた。土井大炊頭、久世順吉、水野楔之介、久松大藏少輔、井上宮内少輔、内田主殿頭、森川内膳正の數人亦仰せらるゝ旨があつた。

これ程にしても、脱籍の浮浪人流寓の聞えあり、畢竟本國復籍の道開けず、人別取調不行屆のせるであらう。生民各其所を得るやうにとの厚き御主意も相立たず、後には御政體の障りにもなるであらうから、脱籍の者は悉く本地へ引戻すやうにせよ、自然等閑に致置き、此後流寓不所業の輩あるに於ては、主宰の越度たるべし（明治二年四月十五日）と令し、都下を初め府藩縣の戸籍明細取糺中すべき事、御親兵共の内に脱籍者あらば、改めて本國へ掛合召し使ふべき事、脱籍の者共主宰より罪を得て、歸るに歸り難く、進退に迷へる者もあらんが、大刑を犯したる分は格別、其餘は昨年の大赦令もある事故、前罪差許し遣はすべしと達した。此後脱籍の者これ有るに於ては、急速召捕ふるは勿論、萬一行方不レ知者は最寄府藩縣へ順達すべき事、諸官局、學校等へ至官員の人

名を取調べよと令した。軍務官刑法官へは、今般東京府戸籍改正所に於て脱籍の者取糺し、其府藩縣へ引渡仰せつけられ候、就ては其官に於ても、浮浪の士處置方の儀打合、諸事同樣に取計ふやうにと沙汰した。これまで嚴重にしなくてはならなかつたのは氣の毒である。

謂ふ所の浮浪は、主として諸藩脱走の人々を指したらしいが、

明治二年九月十七日
東京中非人乞食共此度於二本府一夫々取調癈疾老幼之外壯健之者は舊里へ引渡候に付府藩縣にて受取候上は以後再度管轄外へ不二立出一樣屹度處置可レ致事

これまた芥もくたの一であらう。

後一年、復籍規則が出來た。

一、脫籍無産之輩其本貫に復歸せしむるには士民に不レ拘其者脫籍の始末及生國親族等篤と

取糺し府藩縣送を以て本貫へ可ニ引渡ー事

但本人歸國を不レ望者は其本貫へ掛合原籍へ復し候上其儘出稼人と致し夫迄居附候地へ差置候共不レ苦

一本貫を脱籍致候者共居付候地へ入籍致度分は前同樣人別の送渡を致し本人望の地方へ新に入籍せしめ一戸の新籍を立候共又は他の厄介に相成候共都合次第可ニ取計ー

一父母共原籍を脱し流寓中出產之子兩親を失ひ生所不ニ相分ー者は夫迄居付地之籍へ可ニ編入ー

一復籍爲レ致候に遠隔之地は往復時日遷延可レ致に付當人之申立慥成分は其道筋府藩縣送を以て可ニ差立ー事

一々本國へ送るのだから、費用がいる。それは、本人本籍があれば其親族又は其町村から取り、當人籍から除かれてゐれば、其入費は其地方官から賄ひ、途中の入り目は途中の官費たるべき事、泊りは白米四合、銀五匁。晝は白米二合、銀二匁五分。

脱走の者があれば、地方官へ屆け、親族又は町村にては精々探索して、六ケ月毎に模樣を申上

げ、三十六ヶ月を經て尋ね當らなかつたら除籍する事。復籍人は生業が立つやうに、地方官にて世話し遣るべき事を命じた。

明治三年閏十月廿四日

宮華族並に諸官員之內家來分或は食客厄介に致置候者にて多年國事に奔走中不レ得レ止情實有レ之復籍不都合之輩有レ之候はゞ其舊籍行狀等取調早々可二申出一

は珍らしい。酸いも甘いも噛み分けるいひ分だ。

この浮浪取締令は明治四年十月四日、去戊辰三月中掲示候高札の內第五覺札は自今取除候事となつたが、脱籍無產者を本籍へ送ることは、明治十年頃まで續いたらしく、同十二月太政官達第九十五號で、從來犯罪決放の者並に脱籍無產のやから其本籍迄の遞送致來候處、自今其縱放し難き事故ある者を除くの外、去留其希望に任せ候。但生活の道無き者は、授產場又は懲役場へ罪人と別にして入れ、就役せしむるは其便宜に從ふとあつた。骨が折れる。

暗殺

——夥しき暗殺——水戸藩士の狂死——横井平四郎——廣澤參議——天子赫怒——高野山の七人打——

慶應四年閏四月二日、千住仕置場田圃の入口に、靑竹に貫いたさらし首が二つあつた。其捨札に「太田盛勝元、里見靜馬、此者儀主家に敵するの反賊につき天誅に行ふもの也、德川有志之者」と書いたのがあつた。江湖新聞 安政年間から元治慶應へかけて天誅の爲に身を果した人の數は數ふれば夥しいものであらう。

閏四月六日、步兵頭松濤權之丞といふ人、上總の姉崎にて暴人に殺されたり。ある人の日、

この人は取締といふ役になりて、兩總の邊に屯したる脫走人、または百姓一揆の取鎭などに力をつくしたりしが、其ころ脫走の兵士あまたあねがさきに滯留したるよしのきこえありければ追討のために官軍おほく進發ありける趣を、松濤きゝつけて、いそぎ脫走兵の隊長にあひて、源內府公恭順の深意を說諭し、妄に兇器を動すべからざるの理を說しに、誰料この脫走人の中、疎漏の頑物ありて、松濤をうたがひて、かれは官軍に通ぜしならんとて其夜ひそかに宿所にまねぎよせ、不意た鐵砲をうちかけ、かたなをぬいて左右よりきり殺したり、誠にかわいさうなる事なり、この人はよき人にて世に益あるべき者なるべしと人々もおもひたのみたるを、かくむごきめにあひて、忠義の心もとほらず、非命の死をとげしはくちをしきことなり、その所のむらざかひに松濤が首をばさらしおきけるが、その夜たれかとりさりしとぞ。日本はいまだかゝる夷狄の風あることをまぬかれざることおほし。すこしのあらそひにて人をぶちころし、またころされたるものの子弟は、そのかたきうちとて、つみもなき妻子までもころすことあり、又ある時はうらみもなきようろつぱ人をころし、又やみよにためしぎりなどいふ事をするとぞ。ゐばりあるくさむらひのことわざに、人をきることあをなのごとし、いの

ちをすてることあくたのごとしなどいへり。みなみのかたのしまぐにゝは、人をころしてくふとありけり、文明なる國はさるよこしまごとはなかるべし　もしほ草第十四篇

これは事情が分つてゐるけれど、恰もその次の日、江戸水道橋下に一人、同水下に二人、神田水道樋橋に一人、元町武家物揚場に一人、榎坂下に一人、以上六個首無き屍があつた。水戸藩淺羽甚右衛門戸祭大膳與多喜左衛門栢原留三郎同善輔平松勘左衛門宇留野介右衛門と分つた。遠近新聞が何の爲に殺されたのかは分らない。六人の横死は其正月、「近來諸處に於いて暗殺せられ候內には、罪狀相認死骸に添有レ之候も少からず、何れも陰惡陰謀相慣り候者の所業に可レ有レ之候得共、全體不埒の者共は篤と吟味の上、刑典を以て嚴重の御裁許被二仰付一候事に付、大政御一新　折柄猶又御爲筋を心掛公然と可二申出一の處、其儀無く、私に殺害いたし候は、朝廷を不レ憚仕方に付、右等の者有レ之候に於ては、吟味の上屹度嚴刑に處せらるべし」と達せられたにも拘はらず、免れなかつたのだ。三月にも「暗殺の儀今以て相止まず、重疊相濟まざる次第、即今何方も大勢詰込居候儀に付、精々取糺可レ申」と諸藩へ觸れた。しかも京都の殺傷事件は江戸にも劣らず、明治二

年横井小楠亦害に遭ふ、天子宸怒

徴士横井平四郎を殺害に及び候儀朝憲を不レ憚以の外の事に候元來暗殺等之所業全以府藩縣正籍に列し候者には不レ可レ有事に候萬一壅閉之筋を以右等之儀に及候哉御一新後言路洞開府藩縣不レ可レ塞之地は無レ之筈に候若脱籍之徒暗に天下之是非を制し朝廷之典刑を亂り候様にては何を以綱紀を張り皇國を維持するを得んやと深く宸怒被レ爲レ在候京地は勿論府藩縣に於て嚴重探索を遂け且平常無二油斷一取締方屹度被二仰出一

此處でも脱籍の浮浪か睨まれてゐる。

廣澤參議の横死は誰が下手人だか今猶不明なだけ、當時の騷動は大きかつた。大原三位の息なども嫌疑を受けたことが十年あたりの朝野新聞にあつた。

四年一月九日

今九日曉何者共不知廣澤參議邸へ忍入同人へ深手を爲負逃去候趣達ニ 天聽ニ深く御宸怒被レ爲レ在候就ては府下は勿論近傍地方官に於て嚴密遂ニ搜索ニ捕縛可 致旨御沙汰候事

但諸官員は宮華族家人陪從の者並府藩縣士族卒及私塾生徒其他末々に至る迄一々遂ニ吟味ニ昨夜より外出之者刻限行先き等委細取糺し早々 可ニ申出ニ萬一隱し置後日 露現に及候はゞ

主宰の越度たるべく候事

森嚴を極めたお達しだつたけれど。

苟くも參議の重職に在る者が暗殺されたのであるが、その犯人は今に至るも知れないといふ明治史上の一大疑獄である。

明治四年正月九日の曉、麹町區富士見町二丁目二十九番地（法政大學舊廳舍の邊）なる參議、廣澤眞臣は、寢室において何者にか殺された。傷は十三個所で同室の妾、福井かねも微傷を負うた。

早速それ〳〵係の役人が駈けつけ、檢視をしたが、その當座には犯人と覺しきものゝ足跡があつたさうであるが、科學的搜査のなかつたこの頃の事とて、さしたる探偵材料とならなかつたのは殘念であつた。

この廣澤といふのは薩の西鄕と並び稱せられた長州第一の人物で、參議の要職にあつたが殺されたのであるから擧朝震駭した。

當該の各官は全力を盡して搜査に從事したがなか〳〵犯人は判らない。

二月二十五日には畏くも左の詔書が仰出された。

故參議廣澤眞臣ノ變ニ遭フヤ　朕既ニ大臣ヲ保庇スル事能ハス又其賊ヲ逃逸ス抑維新ヨリ以來大臣ノ害ニ罹ル者三人ニ及ヘリ是朕カ不逮ニシテ朝憲立タス綱紀ノ肅ナラサルノ所致朕甚タ焉ヲ憾ム其天下ニ令シ嚴ニ搜索セシメ賊ヲ必獲ニ歸セヨ

この詔書を捧讀し、功臣を優遇し給ふ大御心には感泣措く能はないのである。事前に保護する能はず事後に捕縛する能はざるは朕が不德であると宣うて、責任を御一身に負はせ給ふ大御心を拜戴しては有司は正に慚汗の背にあまねきを覺えたであらう。われ等今にしてこれを

拜讀するもたゞ〳〵感涙のぼうだたるのみである。あゝこの聖天子あり帝國の興隆、眞にゆゑ無きにあらず。

右の詔書の中に維新以來大臣の罹害者三人と仰せられてあるのは、參與横井小楠(平四郎)が明治二年正月五日刺され、兵部大輔大村益二郎が同年九月四日暗殺せられたのと、今回の廣澤とである。

この詔書に添へ、右大臣三條實美は

朝憲ノ不レ立、綱紀ノ不レ肅ハ全ク實美等其職ヲ不レ盡ニ由レリ　云々

と恐懼、慚悔、犯人の逮捕を激勵したのであるが、犯人は容易にわからず、各方面の機關は全力を擧げて努力したが、事件は遂に迷宮に入つたのである。

斯く犯人が捕へられぬとなると盛んに流言蜚語が行はれる。誰でも一應想像するのは、政敵の所業であらうといふのであつた。幕末以來、要路者の暗殺は大抵は同型である。特にこの頃は中央政府の基礎未だ十分ならず、所在に政府反對の不平黨あり、廟堂の重臣間でも群疑滿腹の際であつたから、隨分迷惑したものも多かつた。例へば宮内大丞小河一敏が鳥取藩に

預けとなつたのは、この事件の嫌疑者の一人だと目せられたからで、しかもその眞因はかねて事によつて怨みを含んでをつた大久保利通がこれに假託して排斥したのだといふものもある。或は眞の犯人は參議木戸孝允だといふものもある。その他雲井龍雄一派の殘黨の所業だといふものもあり、丸山作樂等の所爲だらうといふものがあつて浮說紛々であつた。（尾佐竹猛）

十一年九月の官令新書に「往年廣澤參議を暗殺せし者、其連類甚だ多く、即今既に五十三人に至るといふ」が謎は今も解けない。

三月には江刺縣權大屬木村新八郎が、陸中國鹿角村花輪町で、二日夜浪人體の者に殺され、八月には津山縣權大參事鞍懸吉寅が鐵砲で殺された。二人共殺し手は分らない。盜賊では無さそう。飯野藩へお預けになつてゐた元松平容保家來大久保與一郎が、一月三日牢を破つて脫走したが廣澤參議はさうした手合に狙はれたのではなからうか。

時代相を觀るに絕好の記錄を擧げる。

明治四辛未二月晦日、朝五つ時頃、紀州高野山街道河根神谷の間佐和坂にて珍らしい敵討があつた。五條縣へ差し出した屆書にいふ。

謹而拜稟仕候

赤穗藩卒族　山上鋭二郎
同　西川邦治
同　吉田宗平
同　八木源左衞門
同　田川運八

此者共於二而赤穗藩一徒黨を結び去る文久二壬戌年十二月九日夜父村上眞助を欺殺害に及候不倶戴天の仇敵に御座候處年來眞助寃□に罹り候に付只管雪寃之儀□□申出居候折柄此度眞助罪名被レ免仝□□□□□仇敵之者は何れも高野山え登山之趣承知仕候に付最早其儘捨置候筈に無二御座一深密征途を謀り斷然として復讐に及び申候　御大典を犯し奉候義者幾重にも奉二恐入一候次第信義怨測先後を忘れ遂に及二如レ此始末一申候決而私怨暴氣之所爲に無二御座一候尚私

事情願之義は追々言上御取糺奉レ願候次第不ニ取敢一右御届申上候間御取成奉ニ願上一候誠恐謹言

明治四辛未二月晦日

岡山縣士族江見說馬元厄介
村上六郎　吉保　花押

赤穗藩士族村上竟太郎叔父
村上行藏　義展　花押

生野縣小濱士族池田農夫也厄介
村上四郎　正路　花押

池田驂元家來
池田農夫也　賴哲　花押

水谷芳太郎

津田勉

赤井復造

五條縣御役所

眞助三男　鎗所持
池田農夫也　三十五才

眞助六男
村上六郎　二十五才

眞助四男　深手
村上四郎　三十四才

助太刀　眞助甥
津田勉

眞助五男　鎗所持
村上行藏　二十八才

助太刀　鎗指南
水谷芳三郎

村上眞助長男病死　次男切腹　眞助暗殺ノ節議論詰腹切ラセ候由

一敵山上 二十八才　西川 四十八才　吉田 三十四才　山中 五十五才　八木 五十六才　田中 四十六才

右之徒事件之砌より岡山藩え御預相成居候處御一新以來御許當時高野　に山致候由云々

新聞雜誌（辛未第一號）に、赤穗藩士の山上鋭三郎西河邦二吉田宗平山田隆也八木源右衞門田河蓮六といふ者、如何なる遺恨にや、さる午年十二月九日の夜同藩士村上眞助をだまし打にして知らぬ振してゐしが、眞助の子の六郎が痛く父の枉死を慨いて、色々手を盡して探ると、六人は逃げて高野山へ登つた。六郎は一人では覺束ないので、親族の村上四郎同行藏池田農夫也津田勉に助太刀を賴み、劍術中間の水谷嘉一郎まで賴んで、今春二月二十九日紀州伊都郡西鄕村にて六人を打ち取つたとだけあつて、因果關係すべて不明。打つ方が正しく打たれる方が惡いと斷言も出來ない。六人が六人共高野山へ登つてゐたのも考へさせられる。

かたきうちは頻々として爲されたらしく、陸中國磐井郡中川村の百姓彌太夫といふ者、過る亥文久三年同じ村の長太夫を堺論から田の中で殺して了ひ、行方を晦ますこと九年、長男幸治十八歳二男幸七十四歳、八ヶ年の間彌太夫のあとをつけ歩いて、辛未三月二十八日江刺郡人首村でめぐり逢つた。彌太夫は汝の父を殺した場所で快く立ち合はうといふので、連れ立つて行つたが、幸七は彌太夫が無刀なのを見て、小刀を與へて、これで戰へといふと、そんな短い物でどうすると、畑の中に立ててあつた棒杭を拔いてはじめたが、二人には敵はない。「嗚呼孝子の苦節實に世を勵ますべし。而も人を殺すの賊官の網羅を脱し九年の余命を保ちしは何ぞや」（新聞雜誌第二號）

大官小官

——徵士貢士——貢士策問所——留守居を廢す——布團貸下げ——休日一六——議政官を廢す——建白を募る——扶持方——立つ鳥後を濁す——蝦夷あつかへ方——御下問三件——民部省を置く——文柄として日星の如し——官祿——筆紙蠟燭など——服裝と退職給——邸宅——陣笠——月給と支度料——官吏と笞——商ひ——官員なる哉——官印で借りるな——新聞——官費旅行——

徵士貢士

諸侯を大藩四十萬石以上中藩十萬石以上三十九萬石ニ至小藩一萬石以上九萬石ニ至の三等に分ち、徵士を召し、貢士を出さしめたのは、慶應四年二月十一日である。維新の三傑を初め、明治の功臣は多くこの中から出た。

徵士は諸藩士及び都鄙有才の者から拔いて、參與職各局の判事に任じ、在職四年にして退く。

廣く賢才に讓るを要し、當器尙退くべからざる者、延いて八年にいたる。貢士は大藩は三員、中藩は二員、小藩は一員、其主の撰ぶに任せて、下の議事所に出さしむ。即議事官とす。貢士には定員有れど、年限無く、進退一に其主に任せた。

自二各藩一徵士被二御付一候者は奉命即日より朝臣と相心得勿論舊藩に全く管係混合無レ之御趣意に候間此旨厚相心得可レ申事

當器——器量にかなへさへすれば、靑雲の志は達せられたが、さきに秩祿三十分の一を貢した上に、國事多端の折、莫大の御費用だからと、月給を半減された（慶應四年五月十四日）當分だからいゝやうなものの、年末には

明治元年十二月四日

當夏以來非常之譯も有レ之に付月給之外別段御手當被二下置一候得共以來は不レ被レ下候事

策問所

官職制に依ると、議定參與史官から成る上局に對して、下局といふがあり、其議員は貢士だつた。議長二人は辨事が兼任し、議員は上局の命を承けて、條件を議した。貢士對策所が菊亭家に出來、毎月五の日に策問があつた。租税驛遞の章程から、貨幣を造り權量を定め、外國と新約を結ぶ事や、拓殖や宣戰媾和や、水陸の捕拿や、兵を招ぎ糧を聚むる事や、城砦を築き、藩と藩との爭訟をさだむる事や、あらゆる難問は彼等を待つてゐた。德川家の處分すら策問の一としてその前に置かれた。

公議人

「從來の諸藩留守居を廢し、貢士をして之に代らしめ、國論(藩)を代表する機關とした（慶應四年五月二十七日）後改めて公議人と唱へ、「東北略平定に及び候故益々皇國一致、朝廷列藩之間氣脈相通じ、急度中興之御盛業立てさせられたく思召し、改めて仰せ出さる。東京舊姫路邸に公議所を置き、廣く

開議を興し萬機公論に決せんとす。各彼我の私見を去り、公明正大の國典を確立せよ」と命じた（明治元年十二月六日）陛下東京へ移らせられたのである。

同時に「以來公議人は執政參政の中より一人だけ差出すやう」達した。藩治職制に執政は朝政を體認し、藩主を輔佐し、一藩の紀綱政事總べざる無しとされ、參政は政事に參し、一藩の庶務與かり聞かざる無しとある。

布團を貸す

二度目の御東幸の折「東京着の諸官員、五等官以上は三十日、六等官以下は九十日の間、蒲團蚊帳等お貸渡に相成る。日限相過ぎ候はゞ無遲滯返上可有之事。尤是迄東京在勤の官員拜借致居候向は、來三日中に返上可致、御拂受け相願度向へは、買入値段の半にて御拂下に相成る」と觸れた（二年二月）去年兵隊に蒲團持參せよと命じた新政府だ。

休日

休日の章程が面白い。

慶應四年七月三日

一來五日七日休日之事

右に付六日例休之處出仕可有之事

一明治元年九月十八日

來廿一日休日にて無之二十二日休日之事

但以後一六の日休日之事

九月廿二日（陽曆十一月三日）は天長節なのである。

明治元年十二月十二日

來る廿六日より正月三日迄休暇之事

大官小官

六日七日十一日十五日十六日休暇之事

日曜のドンタクはまだ無かつたのだ。「わが戀は年もいはれず名もさせず、一六ならでは逢れない、二七が休みになればよい」雅俗日新錄は、明治十二年の作である。「今度の日曜が無いぢやなし、放せ軍刀錆が附く」は何時頃のうたか。

議政官を廢す

議政官を廢したのは明治元年だが、九月十九日

議政行政之分別を以て議事の制可レ被レ爲レ立筈の處自然實狀に於て議政亦行政の事と相成立法官行政官を相兼候樣成行遂に議事之制難ニ相立一候然に今後天下衆庶と共に衆庶之政を爲し且會計之事に於ても愈議事之制より生じ候樣無レ之候ては難レ被ニ相行一實に皇國御基本も此事之成否に關係致候依て當時實收に隨て姑く議政官を被レ廢議參兩職並に史官共其儘を以て行

政官に入り輔相之次に列し職務舊の如く決定機務を旨とし可ㇾ相勤ㇾ候且別に議事之制取調局を置き大に右制御興立可ㇾ有ㇾ之樣被ㇾ仰出ㇾ候事

但姑く議政官を被ㇾ廢候得共即時政體書御變革には不ㇾ相成ㇾ候間本文之次第官中のみ相心得天下一體の儀は追々議事之制相立候上被ㇾ仰出ㇾ候事

建白を募る

新政府が建白を許し、上書を奉らしめた事は、どれだけ天下の人心を和げたか、想像以上である。

明治二年三月十二日

太政更始以來舊弊一洗言路洞開上下貫徹少も壅蔽無ㇾ之天下有志之者竭ㇾ丹誠ㇾ爲ㇾ國家ㇾ無ㇾ忌憚ㇾ建言致候に付追々御採用相成候得共猶實効之不ㇾ立廉々有ㇾ之畢竟御旨趣貫徹不ㇾ致有志之者撰擧に相洩候哉と深く御煩念被ㇾ爲ㇾ在候に付此度於ㇾ東京城ㇾ待詔局被ㇾ爲ㇾ開候間有志之者草莽卑賤に至迄御爲筋之儀早々建言可ㇾ致篤と議論相遂其所長を以夫々御用可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ御趣

意に候間向後潜伏隱遁潛々其志を不レ遂者有レ之候ては至誠盡忠之素志に相悖り候間上下一致偏に盡力可レ致旨被二仰出一候事

野に遺賢無からしめんとした努力も然る事ながら、革命の際、一方に得意滿腹の人有れば、一方に失意落膽の士無き能はず、陽には朝廷を尊んで、命維れしたがふといへど、陰には德川氏三百年の恩を思ふ者、山澤に充ち滿ちてゐた。其呪咀を解き、其怨嗟を柔らぐるには、太政官に忌憚無き建言を許す位は何でも無かつた。明治維新の革命が、花咲き實を結んで行つたのは、廟堂の士が緊張して居たからであらう。

扶持方

はじめ官員の給料には金穀の二つがあつた。「行政官支配同附の輩、舊來の扶持米は下されず候處、御扶助四十俵以下の者、出格の筋を以て舊來の扶持米共儘」（二年三月）下され、次いで

行政官支配之面々及各官府縣へ被ニ召出ー候輩は御藏米を以祿高下賜候向は都て金一兩を一俵に直し何れも切米高に結込其高に應じ以來左之通祿税御取立の事

千　俵　取　　七分通　　五百俵取　　六分通　　五百俵以下三百俵迄　　五分通

三百俵以下百俵迄　　四分通　　百俵以下二十五俵迄　　三分通

右之通步合を以引落し御渡相成候尤是迄本祿如レ舊下賜候者は皆米にして被ニ渡下ー御扶助米被レ下候者は其高に應じ米金分合を以下賜右渡しの分は舊幕府張紙と唱候直段にて御渡相成候　以來都て皆米にて御渡相成御繰米に寄り右代にて被レ下

術語が交つてゐるから、解し難いこと夥しい。

立つ鳥後を濁す

明治二年五月

御用或は職務被レ免候輩是迄御貸渡相成候屋敷其儘致ニ出立ー候向も有レ之不都合之事に候向後

出立之節一々辨事ハ可ニ届出一

諸官員へ貸してゐた家敷といふのは、大方上地になつた諸侯以下の邸宅らしい。戊辰物語に太政官の大官は大名のやうな考へを持つてゐた、參議の如きはその道のりが半丁あらうと一丁あらうと、警部二人巡査十人に護衛されて繰出した。俗にいはゆる大隈參議の築地の梁山泊といふのは、死んだ戸川殘花翁の先代戸川播摩守の屋敷であつた。當時の大官は今から考へると妙な場所に住んだ事がある。西郷隆盛は蠣殼町に、桐野利秋が湯島天神の四百坪の屋敷に住んだ事もあるから面白いとある。これ亦拜借してゐたのであらう。お貸附の邸宅は御修覆莫大の費用で、時節柄簡易の御趣意に戻るから、向後二三等官は建居坪數七十坪より八十坪迄、長屋三軒、四五等官は同三十坪より四十坪迄、長屋二軒、六七等は二十坪より二十五坪迄、長屋住居の事と定められ

二年五月

一上地明き屋敷内外に於て行倒人又は異變の儀有レ之節は最寄辻番所にて相心得辻番所無レ之場所は近隣住居の武士町人に不レ限見付次第東京府へ可ニ届出

一上地屋敷の內長屋其外にて商人家同樣に相成居候場所も有ㇾ之不取締の儀に付今後開市願濟場所の外は右樣不ㇾ相成ー

市中、如何に明地が多かつたかを語るものである。

御下問三件

同じ月諸侯知事に御下問三件あり。版籍返上の儀は政令一途に出るの外有るまいがどう思ふかといふ事と、對外關係は自立の體裁を確立したいといふ事と、北門の施設と。

蝦夷地の儀は皇國の北門直に山丹滿州に接し經界粗定と雖も北部に至りては中外雜居致候處是迄官吏之土人を使役する甚苛酷を極め外國人は頗る愛恤を施し候より土人往々我邦人を怨離し彼を尊信するに至る一旦民苦を救ふを名とし土人を煽動する者有ㇾ之時は其禍忽箱館松前に延及するは必然にて禍を未前に防ぐは方今要務に候間箱館平定の上は速に開拓敎導等の

方法を施設し人民繁殖の域となさしめらるべき儀に付利害得失各意見無ㇾ忌憚ㇾ可ㇾ申出ㇾ

五稜閣の落ちたのはこの年。

民部省を置く

、明治二年七月民部省を置いて、節義、篤行旌表、地圖及び戸籍の編製、府藩縣取締、土木工事の監督、驛遞農牧漁業等を職掌とした。

諸有司音物贈答最嚴禁とす毫も依怙偏頗の處置不ㇾ可ㇾ有且府藩縣へ出張の節總て尊大の弊を除き輕裝を主とし宿料賃錢等拂遣し下民の疾苦とならざる樣致すべし御用筋により道案内一兩人は格別所役人に送迎せしめ權威を振ひ或は賄賂を受る等の事一切嚴禁たるべし陪從に至迄嚴密に心を着くべき事同僚中如何敷所業見聞之節は相互に忠告し甚しきに至ては長官へ訴出べき事

文、炳として日星の如し。しかし今人、これを土芥の如く棄てゝ顧みず。地方官などは、本省本局の末葉役人が來てさへ、驛頭にうや〳〵しく送迎して、奔競從諛、日も亦足らずといふ樣である。

次いで府縣奉職規則が出た。規則といふよりも注意といひたい程、法律ばなれがしてゐる。當時の官員氣質が見えるやうだから、長いけれど拔く。

一民政は經國の大本最至重の事とす謹で御誓文の旨を奉體し追々之御沙汰を確守し常に下情を省察し教化を廣くし風俗を敦くし以て萬民安堵に至らしむるにあり總て下に臨む着實を旨とし民心不失を緊要とすべし

一在職の面々懇切に相補助勉勵し官長の指圖聊違背すべからず尤官等の高下を論ぜず氣付筋無忌憚商議し公正の所を以て擧行すべし

一在官各共力を職務に盡すを要す知縣事は大參事に委し大參事は小參事に托する等決て不

レ可レ行レ之自然樞要之權下に移り下情壅蔽し遂に依怙偏頗の弊を生じ萬民危疑不服の基を致すこと常に官長たる者能く心を用ゆべし

一號令必其始に愼み聊民心を失ふべからず賞罰必事情を審かにして僭濫あるべからず

永世の規則を創立し或は從前の法制を改正せんと欲せば土地民俗を熟知し先部內の衆議を盡し公正の論を採り其筋へ伺出其決を受くべし私に法を立て制を改ることを禁ず忠孝節義篤行の賞典養老の典等は常に僉議を盡し速に擧行すべし尤永代及其身一代苗字帶刀を免許する等重賞は詳かに其人の功勞を記し伺出て決を受くべし勤役中苗字帶刀を許し其他金穀を與ふる等輕賞は其府縣に委任すべし

死流の重刑は罪案を具して刑部省へ伺出其決を受くべし以下委任の輕罰たり共猥りに取行ふ時は必懲惡の道を失ふのみならず民心の向背に關係す檢覈するを要す

一古田畑を不レ怠培養し又は土地を開墾し山野河海の利を興し生產を富殖し庶民職業を勉勵繁盛なさしむべし

農は田畑永代賣を停止する舊制に法り貧民にても田畑に離れぬ樣良制を立又は漸次質地讓

り歸し等の處分を付け生産に基く樣熟慮すべし
土地を開墾し水理を變更する等總て地形を變ずることは繪圖並入費積り書を以伺出其決を受くべし

一常に凶年飢歳の慮をなし預め民患賑濟の備を設くべし

鰥寡孤獨廢疾無告の窮民は常に僉議を盡し速に救助すべし總て一時の賑恤に非ず年月を經る救助は其仕法を記し伺出其決を受くべし唯漸次産業に基き貧民減少ならしむるを要す尤天災禍亂にて一日も遲延し難き賑恤は此法に不ㇾ拘速に施行の後屆け出べし

一堤防橋梁道路の修繕怠るべからず常に其得失を檢査し繪圖並に積り書を以て伺出其決を受け於㆓施行㆒府縣の任とす尤堀割分水新に水利を興し又管轄所交互する沿河等は時宜により當省より出張地方官と戮力可㆓施行㆒天災非常の破損一日も遲延し難きは此例に非ず

一驛遞人馬制度詳細吟味の上下民の疾苦を壓ひ旅人の通行を便ならしむべし

一私に租税の定額を改革し又は蠲除する等嚴禁とす但舊貫不當の事或は天災禍亂の事あらば伺出其決を受くべし

検見は從前の習弊を改正し公平適宜の所を以て處置すべし

一私に兵隊取立嚴禁とす總て壘壁砲臺の築造廢棄等は兵部省へ伺出其決を受くべし

一邪宗門は勿論怪異の教法一切嚴禁たり部内不ㇾ怠穿鑿し民心の惑を解き政教一途に出る所に注意し宜しく其所分を爲すべし

官　祿

八月廿二日には官祿の定則と渡方とが布告された。

		現米
第一等	左右大臣	千二百石
第二等	大納言　海陸軍大將	千石
第三等	神祇伯　參議 各省卿	七百石
第四等	宮內卿　大學別當 海陸軍中將　各省大輔	六百石
第五等	府知事　皇后宮大夫 各省少輔	五百石
第六等	各省大亟　海陸軍少將 中辨	四百二十石

第七等	大學大博士知縣事 諸寮頭	三百四十石
第八等	權知縣事大學中博士	二百七十石
第九等	各省少丞諸寮助	二百石
第十等	宮內省侍從 大學大助教	百三十石
第十一等	大參縣事六省大錄	八十五石
第十二等	小參縣事	六十七石
第十三等	縣大屬六省少錄	五十石
第十四等	彈正台巡察屬 大學大寫字生	三十三石
第十五等	各省史生 縣少屬	二十五石

は其一斑である。處士、躍して大臣參議となるのたぐひ、人生得意の絶頂でないことがない。

が、裏も無いではない。昨元年からの騷ぎで、莫大の御物入を支へる爲、紙幣を發行して一時のふせぎとしたが、右紙幣は當年から相償ふ筈の處、豈料らんや諸道不作、奧羽諸國は皆無同樣で、歲入百萬石の餘御不足になつた。非常の節儉を仰せ出される外は無い。仍て賞典祿千石以上

の分は當年は三分の一、殘三分の二は來午年二度に下される、正月松かざりの儀、來春は手輕に致すべしと觸れた。二年十二月廿八日 革命政府はつねに財政に苦しむものだ。

筆

お役所の筆はどうだつたか。

於二川度一司渡物

一中文字筆　一小水筆　一俗樣狀書筆　一小眞書筆

右此迄銘々好品々申立次第渡來候處向後前書四品を以相渡候事但神祇官御神祭太政官重事御用之筆紙墨は此例に不レ在

一墨上下二品　一朱墨一品　一大奉書　一大廣奉書

右御沙汰書等之外用ひ間敷事

一美濃紙

右官省其他往復書類永代日記貫キ帳奉書文通上包繪圖等之外用申間敷事

一半　紙

右當用書類封紙等是迄美濃紙相用候分封紙は並半紙其他堅横貫き帳等相用可レ申

一日向半切　一駿河半切　一鼠半切

右是迄奉書卷紙相用候分端書短文等之節は向後前書三品之內にて相用可レ申事

一中奉書卷紙　一並奉書卷紙

右兩品廢止し尤無二餘儀一筋にて相用候節は大藏省聞屆之上用度司より渡

一程村紙　一西內紙

右兩品上並相渡來候處向後並一品を以可二相渡

一厚板日紙表紙　美濃判形堅横　半紙同斷

右此迄數品中立に任せ渡方之分以來兩品に限定候事

一系引紙但程村紙　美濃判九行　半紙七行

右同斷

一蠟燭　二十目掛　正味廿二匁掛

大官小官

右宮中用
一蠟燭　二十目掛　正味十五匁掛
右燭臺用
一蠟燭　十目掛　正味七匁掛
右弓張提灯手丸用
一茶
右此迄數品渡方之處以來中茶一品を以て相渡
一机硯箱火鉢茶器御用狀箱文庫御用箱簞笥長持提灯其他是迄渡方之分本帳取調兼而用度司よ達置以後損之節は古規替可レ申尤新規品增等之儀者其廉大藏省え申立證印廻し之上用度司より可二相渡一

諸品渡方

毎月　二日　十二日　廿二日　炭薪油之類
毎月　三日　十三日　廿三日　筆墨紙蠟燭之類

但三月は四日

右者諸向入用之品々申立次第渡來候處今般窮民爲ニ御救恤一供御をも被レ爲レ減候段不ニ容易一儀に候就ては諸官省其他に於ても諸品遣用都而節儉之筋を以取行有レ之度依之前條之通相定候此餘其向々に於て簡辨之上其職員に應じ全く一ヶ月入用高吟味致し定額帳大藏省へ可ニ差出一事

隨分珍らしい文書である。古規は新規に對する辭として呑み込めるが、貫キ紙といふのは分らぬ。

服裝と退職給

平日は措いて、參賀の日の服裝を定めることは長い間の懸案だつたらしく、來春の朝賀を初めすべて是迄の通りたるべしと達した十一月三十日が、

二年十二月十五日

自今官服之節襪四時共着用可ﾚ致事

但襪代足袋相用候儀不ﾚ苦並に平常足袋の儀用不用可ﾚ爲ニ勝手ニ事

草履ばきで宮中に出入する官員さへあつたのだから、仕かたが無かつた。明治も三年になると、勤續の役人が出て來る。三月九日

一滿二年以上

勅任官　御直垂地織紋　　奏任官　同無紋地　　判任官　御晒御絹之內

外に一ヶ月前官祿被ニ下渡一

歸國旅費は御定則の通被ﾚ下尤家族引纒候分は共一倍被ニ加下一候事

一滿二年に不ﾚ至者は總て被ﾚ下物無ﾚ之事

但十二ヶ月以上の者は一ヶ月官祿半分被ﾚ下候事　尤旅費は同上之事

一滿四ヶ年以上は追て規則被二相立一候事
一滿四ヶ年に不レ至者は總て位階返上之事

退職の折の手當だが、四ヶ年に滿たぬ者は位階返上は意外の定めだ。

邸　　宅

七月八日　諸藩官邸は一ヶ所、私邸一ヶ所と定め、餘は上地を命ぜらる。官員拜借邸の儀は自費で修繕する筈だが、長屋の分は官費で修繕して來た、これから自費でする事を達せらる。邸宅拜借は來年限りで、全部たゞ同樣で拂下けた。當時の大官小官が晩年例外なしに富を作つたのはかうした恩典に因る。

陣　　笠

追々と洋服が採用される。

旅行中禮儀に關し候節は衣冠の代りに可相用候冠は脫せざるを以禮となし候得ども帽は脫するを以て禮と定むべし尤從來相用候陣笠も同樣に可相心得事　三年十一月

陣笠は日比谷で見るだけになつたが。

月給と支度料

四年九月二日　祿制が月給に變つて、一等太政大臣は八百兩、二等左右大臣は六百兩、三等參議議長諸省卿宣教長官は五百兩、副議長諸省大輔宣教次官大辨務使文部大博士大典醫は四百兩以下、等外四等六兩に至る。從來大臣は千二百石の米を貰つてゐたのだから、まさしく二石一兩替の勘定である。

宿直吏員へは朝夕二度御賄下され一食二匁三分　小使は一泊一匁五分　人足賃は永二十五文六分づつ

四月十九日　面白いのは支度料だ。

支度料定額（月手當）

第一二等　從一位正從二位官

一金三百兩　上下十一人　馬一匹

此譯當身並從者十人支度其外長棒駕籠一挺長持三棹兩掛笠籠四荷修覆料

以下第三四等正從三位官は金百八十兩、上下九人、馬一匹、即從者は八人、第五六等正從三位官は百廿五兩、上下七人馬一疋、即從者六人とやうに、大名行列をやつた事だ。等外一二等は十五兩、三四等は十兩で、若し廿五里外の御用なら、人足一人附けられた。早追の御用の時は宿駕籠を賜はるともあい。旅費は一日十里詰めとして、旅宿料上下の差別なく、一泊永二百文、晝食永百文。馬は一泊四百文、晝餉永二百文。日當は一二等金二兩、三四等金一兩三分宛以下等外三四等金三朱。（五月三日）

從來は身分に應じて長棒引戸駕籠等の制限あつたが、相對雇にする以上、何駕籠に乘らうと勝手だと觸れた。（九月晦）當時の官吏は舊幕時代、大名が槍の毛一本をふやすことにも血道をあげたと

は違つて、格式を屁とも思はぬ者が多かつたからだ。

官吏と笞

官吏が仕事の上で仕くじると、笞杖に該て、折半して、謹慎閉門に換へ處分して來たが、事務に差支へるからともとの通りにした。十月十八日　謹慎閉門は苦痛どころか毎日ドンタクの氣持で居たらうから。

節朔——節句と朔日に不參賀の輩屆出ぬ者は進退伺を待たず新律に照して處置する。十月十五日　新律綱領職制律、無故不朝參公座の項、一日に笞一十、三日毎に一等を加へ、罪杖八十に止む」とあるに該る。上官の前へ引き出されて八十たび擲られたら大概目も舞うであらう。

自今公文書に姓尸を除き苗字名のみ相用候事。十月十二日　前年平民に苗字を許した事と對蹠を爲す。

新任又は轉勤の折、これ迄は判任以下にのみ家族引纒料を下されたが、以後廢せらる。九月二十五日

今の鐵道省の木葉役人は犬や鶏までロハで運ばせる。

官吏と商ひ

官吏商賣の營業不相成は勿論に候處其區分判然たらざるに付自今左の通被ㇾ定候事

一凡そ官吏たるもの並に其家族とも他の物品を買入れ之を余人に賣以て利を獲るもの或は他の生產を買入れ製作を加へ之を販賣して利を獲る等の業一切禁止の事

但神官教導職區戶長郵便取扱人學區取締役及等外吏の分は此限にあらず

一官吏の家族自己の財を以て商賣の業を營まんと欲する者は分籍別居の上相營むべき事

一左の數件は商賣の業にあらざるに付官吏たる者と雖ども制禁にあらざる事

但商賣同樣の店を開くは不ㇾ相成ㇾ候事

一鑛山田地を所有し其利を獲る事

一田地家屋を貸して地代宿賃を獲る事

一金銀を貸して利息を獲る事

一所有地より產する物產に製作を加へ賣拂事　八年四月

大官小官

平民も

平民も任官すれば勅奏判を不レ論本人在官中は子孫に至る迄士族を以て取扱候事。（五年十一月）

官印で

官員も困れば借金する。ところが官印を用ゐる官名を稱して借りてはならぬとの太政官令が出た（六年六月）官吏としては借金など罷りならぬと云ふのだ。次には爪印と花押を禁じてゐる。

宿代

官舍の無い處では、月給の外に宿代を呉れた。八百圓から三百五十圓迄の勅任官は一ヶ月四圓、二十五圓から六圓までの判任官は、一圓五十錢。

官吏と新聞

在官の者官中の事務は勿論或は外國交際の妨碍となるべき類は煩細の件と雖も私に新聞紙へ令ニ掲載一候儀不ニ相成一候事六年四月

八年また各官廳往復の公文書を新聞に掲載せしむることを禁じ、

凡そ官吏たる者官報公告を除くの外新聞紙又は雜誌雜報等に於て私に一切の政務を敍述すること不ニ相成一候事八年七月

官費旅行

官費旅行といふと、誰しもにこりとする。この頃はどんな手當かといへば、一日十里の定めで

旅中川留等支へ等にて延日せし向は歸着後詮議の上增日數の分旅中滯留の日當を賜るべし尤共所の陸運會社川止めの證書差出すべし、捕亡の下使手先の類諸職人小使等は七十錢づゝ並旅行並巡回共日當を以て支給すべし

但御用先滯在中は日當四十錢づゝ支給すべし、北海道箱館より奥地は九月より三月迄一日

在里詰の積を以て並の通日當を賜るべし（五年二月）

汽船で旅行する際の賄料は

勅奏任官　上等賄　一日　一圓三十五錢

但從者召連候共本文の外賄料不ㇾ被ㇾ下候事

判任官　中等賄　一日　九十錢（但同斷）

等外　下等賄　一日　五十錢

序故お雇の分を擧げる。お雇教師二百十四人、內英百十九人、佛五十人、米十六人、普八人、蘭二人、伊一人、葡一人、白一人、丁一人、馬四人、支九人、印二人。俸給一ヶ月五十三萬四千四百九十三元（新聞雜誌第三十八）明治五年の事だ。

其十月發表した外國教師傭入規則に據ると、「雇中一切商賣の筋に關係不ㇾ致候事がある。住宅は給するが、今は西洋形の屋宇を給し難し、便宜日本形の居家もあるべし」。

給料は小學校が二百圓迄、文學科二百五十圓迄、技術家三百圓迄、專門家四百圓迄、教頭第一大區一番中學のフルベツキ同醫學校のミユルラルポフマンなどは六百圓迄。

旅費は英佛獨からする者六百五十圓歸路同額新約克華盛頓より四百五十圓、桑方斯西哥より二百五十圓。內米國の例、二百五十圓橫濱桑港間船賃、百四十圓桑港より紐育迄蒸汽車賃、二十一圓蒸汽車中寢床代七夜分、二十一圓同食料七日分、十八日同途中休憩小つかひ、計四百五十圓。

邏卒、番人、巡査

マダカスカル人事件

慶應三年四月マダカスカル人が船から脫れた「疑察」を受けて、監察差役（ホリスメン）（横濱市街監察の番兵）に追はれ、佛蘭西領事館の庭に逃げ入らうとすると、領事館護衛の佛蘭西兵が遮つた。マダカスカル人は「織

刀」で其兵を傷つけ、附近の日本人の家へ駈け込んだ。佛蘭西兵は怒つて窮迫し、遂に銃鎗と腰刀とでマダカスカル人を刺し殺した事件あり。

第四月十四日横濱英國「コンスル」館にて審問あり。殺すべき任ならねば衛兵の不正と決せり。又番兵の追逐せるも亦其任にあらず。且短銃を發せし故また大に是を叱呵せり。此を以て衆人上に記せし如き事件も、番兵衛兵の任にあらざるを知るべし。凡て土地は地主の有なれば、如此事件は皆日本政府に關係する所なり。余輩日本政府にて久からず外國人居地の監察に就て正當の法則を立てんとを希ふ（萬國新聞紙第三集）

警察も無く、巡査も無かつたのだ。

褌一つで

日本政府の懇情にて、外國人の願を容れ、土夫船子工匠の裸體にて横濱市街を徘徊するを禁

ず、在留外國人此事を喜ざる者なし　海外新聞第三 慶應三年三月

三月だといふのに、ふんどし一つで往來するといふのだ。見なれぬ外國人には驚異だつた。この裸の手あひがまた、勇敢な立小便から、あるきながらの小便といふ曲藝まで實演するのだから寫眞を殘されなかつたのは仕合せである。一年の後、

一往來端にて小便所も無之所、諸人の見前も不レ憚立はだかり小便いたし候儀甚不作法至極外國人ゑ對し候ては別而耻入候義に付以來右樣の義決而無レ之樣可レ仕此上不ニ取用一候得ば御取糺しの上御咎可レ被ニ仰付一候事　もしほ草 第廿五篇

觸れたのを見る。もしほ草の記者は、「これは日本人の作法を正しくする爲だから至極結構である。ある日本人は亞米利加歐羅巴で往來で垂れて見廻りの役人に咎められ五ドルラルづゝ過料を取られた。亞米利加では往來で烟草を吸うと五ドルラル取る所がある、日本でも往來烟草の禁

はあるさうではないか。飛脚船で日本へ來て、僅二三日滯在する洋人は、日本の風俗をよくも見きかずに、直ぐ外へ行くのもある、かういふ人は少しの事から、よくもあしくも評判する、裸の者は衣物位着てゐるやうにしたい。亞米利加では秘戯の圖畫を賣る事嚴禁で、賣ると嚴しい仕置に逢はねばならぬ。亞米利加のサンフランシスコといふ處で、支那の婦人が遊女屋渡世をしようとしたら、亞米利加政府ではこれを差し留め、金を才覺して支那人を本國へ送りかへした。香港では遊女屋から英國政府で運上を取り立てる代り、病院で六日目々々には遊女をあらため、瘡毒を受し者には全快迄商賣をさし留める。横濱でも此仕方を行ふとよい」

邏卒の風體

横濱の取締は各藩から出てゐた兵卒でやつた。東京も兵隊が歩いたものらしい。はじめは巡邏といひ、後邏卒に改められた。其風體は

ある洋人の話に近來東京府下諸門關門其他區所兵卒の狀を見るに更に一定の規則なく守衛中手に銃を執りて足に足駄草鞋等をはき或は立ながら書を讀み同輩と雜話し刀を帶るもあり又

脫するもあり其甚しきに至ては裸體に上着を着するなど印度地方にも見ざるさまをなし各自己の意に任せて懶惰の態を顯はせり隨ひて往來の者も自ら輕侮の心を生じ法則を犯すに至る畢竟取締の名のみありて其實未擧らざるによる新聞雜誌第十二

といふ珍妙さである。

明治四年鹿兒島から由利公正か誰れかゞ三千人の卒を呼んで、「大小を取上げて、棒を一本挾ませた處が皆泣いた」なぜ棒を持たせたかといへば、我國舊來の警察權は半特殊部落の或種の者に有つた、一つは其せると、それから警察力の不足を番太又番太郎によつて補つてゐたが、其徒は單に棒を持つに過ぎなかつた、其せるである。「浪華のポリスの巡邏する、六尺許の棒を携へ劍を佩、東京のポリスを見るに三尺に足らざる棒を持、脫劍にて、横濱のポリスは脫劍は勿論一尺許の棒を持つ」而して其不體裁は相も變らず「日本にて近頃裸體を禁じたるは美事なれども、自ら我は士官或は邏兵と稱する人の、洋服を着せるを見るに、暑に向ひたる故に、下褊袢又は下股

引の上に三尺を〆めたる者往々見受く」新聞雑誌四十九「我物と思へば輕し樫の棒、上の恩義を笠に着て年の朝や風の夜は、そぞ袖寒くポリス泣く、待つ身は辛きお給金、實にやる瀬がないわいな」新聞輯錄第二十五

五年八月邏卒の外に巡査が置かれた。番人といふのも出來た。十月一齊に巡査の名に改めらる。

尾佐竹猛氏「明治四五年の事、始めて町內に邏卒が出來た時は黑の饅頭笠を冠り筒ボダンブクロで樫の棒を抱へたのが珍らしく、我々はぞろ〳〵附いて歩いたものだ、しかも其本體は町內の番太郎の親爺故、中間の惡たれがわざと往來で立小便などする、親爺已むを得ず小言をいふ、すると何でえ、これから菓子を買ひに行かねえぞなど〵逆捩をくはす始末に、肝心の査公の方が閉口した笑話もあつた。羽生久安氏談

金精明神退治

我國の風俗取締は新聞の非難などから刺戟されて改善に着手した事實が多い。娼妓解放令の發

布が、外人の批評から來てゐるやうに、金精明神退治なども其例に洩れぬ。

「ある洋人の話に、日本では裸で歩くとを禁じ、蓋なしの肥桶を制した事など、從來穢はしき習ひを追々改めたが、まだ殘つてる事がある。茶屋遊女屋船宿待合其外客商賣の家に金精明神を神棚に上げ、燈明をつけ榊木など具へて祭つてゐる。實に耻知らずのしわざだ。又町なかの便所に天照皇太神の木札がかゝつてゐる。神を瀆(けが)し、俗を亂るも甚しいではないか」新聞雜誌と出たせるばかりでもあるまいが、

頃日金川縣廳に於て、從來遊女屋其外に祭り置きし金精明神殘りなく早々取捨踏潰すべき旨觸達し有之、或人の說に明神の事なれば、之を踏潰さんよりは寧ろ握りつぶすに不レ如と一笑せり。新聞雜誌第廿四

羽後の國内村々の入口に、風神と號し大なる藁人形を造り出せり、其人形は必ず大男根怒立の姿をなす、尤笑ふべし、又路傍に大なる石男根を立置き崇敬を盡せり、先頃縣廳より野蠻の風習可レ愧事に付、至急毀つべき樣布達ありしに、兎角命を奉ぜず、動もすれば男根は崇

敬すべきものにて、野蠻の風に非ず、日本の古代より尊ぶべきものなどと廳へ建言せる者ありし由定めて平田流の和學者ならんか、此人抔は金精大明神の禰宜官を申付たき事なりと 新聞雜誌第七十二

その頃の政府は敏感だつた。次の月、裸體又は袒裼にて、往來したり、店先其外往還見通しの場所では同樣相成らぬ。男女入込洗湯は相成らぬ。春畫は勿論猥りがましき錦畫の類は賣買相成らぬ。俗にえんぎと唱へまらの形を造つて賣買する儀相成らぬ。小兒の玩具たりと相成らぬ。ほり物と唱へ身體へ刺繡致候儀相成らぬ。萬一心得違の者あらば用捨なく所置すると觸れた。ところが、藥が利き過ぎて、吉原右町二丁目勢喜屋局見世某家のやり手喜代、龜井戸へ初卯參りして、途中押上の土手で思はずおならをしたのを、傍にゐた邏卒が聞き咎めて、罰金七百五十文を納めさせて放ち還した。新聞雜誌七十六

小言四十二

邏卒、番人、巡査

違式と詿違と、そちこちから拾つて見る。

「三尺以上の長綱を以て馬を索く者」は罰を喰つてゐる。東京だからであらう。田舍馬の手綱は八尺がきまりである。一々つかまへられては溜らない。

違式の罪を犯す者は七十五錢より少なからず、百五十錢より多からざる贖金、詿違の罪を犯す者は、六錢二厘五毛より、十二錢五厘迄の贖金を徵られる。金の拂へぬ者は、違式は笞十から二十迄、詿違は拘留一日から二日。笞一つは七錢五厘にあたる。

重なる罪は、往來下水川の中等へ、家を建てたり庇を出したりする者、春畫を賣り淫具を販ぎ、ほり物をする者、入りこみの湯、馬を走らする者、提燈無しの馬車、火事場のやじうま、男女相撲、蛇づかひ、其他醜態を見世物にする。人の筍、きのこを掘る者、苗代田の草を刈る者、水祝ひ、みこしを揉みこむ者、提燈に御用と書く、人の船に棹さす、猫の死骸など捨つる、女の斷髮、ふたなき糞桶、道無きところを通る、車を並べて輓く、犬を喧嘩させ、けしかける者、大凧、渡しの舟を待たせる、渡しの賃を拂はぬ、喧嘩の肩入れ、無心、はなし飼ひ、墓の供物を掠むる、野火、社に馬車をつなぎ、橋の杭に舟をかくる、らく書き、並木に草鞋を投げかくる、等、風紀

衛生、交通、營業、人事百般に亙る、新聞雜誌四十五に、小言四十二あり、條令に先き立つて出たのだが、似たりよつたりの矢かましさだ。

一客に酒を強る事
一暴飲暴食を好む事
一熱湯に浴する事
一人と約して刻限を延引する事
一閑談して光陰を惜まざる事
一身體衣服を不潔にする事
一人家近くに牛豚を畜ふ事
一市街に塵埃を投ずる事
一我慢の痩臂を張る事
一徒跣にて歩行する事

一酒店にて破れたる衣類を客を欺き賣る事

一腐肉を賣る事附夜中腐れたる牛豚の肉を鹽に漬け鯨肉なりと唱へてひさぐ事

一ゴロツキポンピキ山師の類田舍者を欺く事

一商買金錢を私して詐欺姦曲一世共致の意なき事

一見世物に木戸錢の外に中錢を取りて二重に貪る事

一醫師の故らに病勢を助け藥價を貪る事

一卜者の妄に人を誑かす事

一禊所に群集して神明を汚す事

一宗忠流の俗神道を信ずる事

一不動觀音或は日蓮宗を信仰して狂奔する事

一神符を雪隱等に張る事

一邸内に小社を建てゝ私利を圖る事

一稲荷を狐と思ひ福を祈る事

一男女病身又は一家不祥抔と唱へ年令を加減し男子に女子の名をつけ女子を呼びて男となし庚申等の祭を信じ金篇の字を名につける事

一婦人役者に戀着する事

一地獄の盛なる事

一婦人裳を揭げ脛を露はす事

一女學校の小女袴をつくる事

一小兒に甘き物を與へて病を呼ぶ事

一小兒を嚇すに化物を以てする事

一婦女にはうたを教へる事

一小兒の頭を叩く事

一邏卒を侮る事

一長劍結髮の徒市中を橫行する事

一國學者妄りにたかまがはらの迂談をなす事

一漢學者身の程を知らずして動もすれば風令もちひられぬの歎を發する事
一洋學者私利を營むを以て自由の權とする事
一官吏僥倖を以て利祿を得る事
一僧徒今なほ胡鬼（エビスノオニ）を信じ徒手遊食し民俗の害を爲す事

を數へ、同七十號には切下髮洋服にて足駄を穿く、洋服の上に羽織を着る、散髮直垂帶刀洋靴を着く、洋人日本服を着す、婦人ジャンギリ頭トンビ服にてカフモリ傘を持つ、茶筌髮にて兩刀を佩ぶ、ヘッツイ頭にてパッチに洋沓を著く、婦人袴を着し乘馬、塗笠割羽織踏込を着す、長髮にて月代を舒し仕合道具を携ふ、野郎ツキ込髮にて股脚を顯はす、散髮にて書生羽織を着す、茶筌髷にて洋服を着す、少女袴を着し洋書を携ふ、平服にてスゴキを締め脊を着く、奴隷足駄にて乘馬脛を顯はす、洋服帶刀、解放遊女、半髮にて駕籠を舁く者」が小言を喰つた。大概はのみこめるが、「解放遊女」を目ざはりの一つに數へたのが分らぬ。

違式に「婦人役者に戀着する事」を忘れたのは、新政府千慮の一失である。

尤矢釜し屋は朝野新聞（十年十一月）にもあつて、至つて瑣細の事で新聞に載せる程の事ではないがとて、一、人の話を聞取らずして、當てづッぽうに返答し火移りの具合悪き者（分らぬ時は問ひ返すべし）一、眞の洋語を知る者前に在りとも知らず、生洋語を使ひちらす者（サンチロンをサンチヨロリン、ゾンダをドンダクといふの類）但し漢字を知らずして、消耗をセウバウ、設置をボツチといふ等も本文に同じ）一、其父子兄弟の傍に在りとも知らずして、其親戚を罵る者（人を罵るは固より悪徳なり）一、人力車夫に道を問ふ者（並の人に問ふべし）一、神葬と云うて酒に醉ひ肉に飽く者、一、三馬を喰て縮緬の前垂を掛る者（錦嚢盛ニ狗矢ニ）一、漢字や假名を左から横に書く者、一、藝者の前にて詩を吐鳴る者、一、洋服を着て木履を穿つ者、一、坐して西洋料理を食ふ者」を數へてゐる。讀んで來るとをかしくなるが、流石の政府もこゝまでは手が延ばさなかつた。

醜態説明

後また「男の女裝」と「女の男裝」と、「奇怪のいでたちをして醜態を現はす者」が加へられた

八月處が三重縣から、「男女相撲並蛇遣其他醜態云云」の醜態とは何等を指し候哉との伺ひが出た。九年六月指令に曰く、

「男女陰所を露す類と心得よ」と。聞く奴も聞く奴だが、『わすれ殘り』上に文政頃の可耻見世物と題し、兩國又は山下に小屋を掛けて若き女前をはだけ、彼の所をあらはし、又一人は赤ききれにて男根の形を作り竹の先へ附け、彼の所を突く眞似をしながら、やれつけ、それつけといひて踊る。「守貞漫考」大阪今宮十日戎の項に、莚圍ひの小屋を作り中央に床を置き若き女に紅粉を粧させ、華なる古掛を着せ、胡床に腰を掛させ、女の背腰以下は板壁にて木戸外より女の背を見せ髮飾多く掛の裾を右の板壁に掛け八文計の錢を取り女の裾を開き陰門を顯し竹筒を以て之を吹く、衆人の中之を吹いて笑はざる者には賞を出す、江戸は兩國橋東に年中一二場あり、小屋女の扮、前におなじ」年よりに聞くと、この見世物は御一新になつてからも有つたといふから、あとを絶つたのは明治五年の御布令に因るらしい。蛇つかひと女角力は今でも有るが、むかしのはあられもない眞似をしたのであらう。

違式は犬の田畑へ入る事も咎めてゐた。千住南組千八百四十三番地の的場政七といふ男、かね

く飼つてゐた洋犬が近所の畑を狂ひ廻つて作物を荒すとて、百姓連から訴へられ、犬は忽ち拘引された。政七ふかくこれを歎きて、夫々詫を入れた上、二局へ出頭、左の書面を出し下げ渡しを受けて連れかへつた。

私飼犬　顔黒右前足白　該犬儀は近方田畑を荒し候趣を以て農家より上申仕り御拘留相成候に付ては以來注意仕り候間御引渡被レ下候様奉レ願候也尤御規則の金額は上納仕候也　（東京繪入新聞）

淺草聖天町邊或町家の女房、四五日前早朝家内に於て、裸體を現して蚤を捕へ居たるに、邏卒之を見咎め、其儘屯所まで連れ行き理解の上衣類を與へ歸さんとせしに、此婦云へるに、斯くの如く耻を往來に曝せしのみならず、夫に迄疎んぜられ生き甲斐なき身なれば、此處にて餓死するより外なしと、今に屯所を去らず、之を罰するは邏卒の職なるべけれど、裸體の儘街道を連れ行きしは如何なる譯にや（新聞雜誌百二十四）

を見る。屁を罰金にした邏卒よりは茶目氣があるやうだけれど。茶目といへば獨逸留學生長井直安の手紙に、太平洋飛脚船ではお國人を嫌つて、以來乘船を斷わるかも知れぬ。寢室で烟草は吞む、高聲で詩はうなる、カピタン弱り切つてゐる。聞けばある男などは、ホテルの下女をつかまへてがなられた上、壁一面の大まらを書き殘したさうだ。我々日本人のつらよごしだ新聞雜誌と。持てあまし者の序に横濱で名高かつた「太田屋」を傳へよう。

横濱中に竊盜甚多し、貨物の有無を測らん爲に太田屋外國人小使の頭に金を遣り、奴僕となりて異館に入る。故に太田屋より來る者多は正からず、彼に就て喋訴する事ありと雖も益なし、縱ひ竊盜不正あるとも、彼に賂ふ時は又他に仕ふを得せしむ、絕て之を罰するを聞かず。又奴僕の他より來る者は事故ありて訴とも、太田屋より買ふ者ならざれば嘗て知らずと對ふ、如何にすとも余輩實に困難なり、太田屋實に江戶に於て會盟せし定規を破れり、彼の自己の意に任せ不正の行をなすを實に審糺せんことを願ふ。又彼番頭に僅か英語を解する者ありて、外國人に逢へば嬖妾を勸め、或は西樓（青樓か）に誘ふ、此國を訪ひ來る者は此の如く侮り辱し

むるは正からざるべし。毎月飛脚船の出帆毎に、新聞紙中に數多の困難事件を載せ海外へ送りしも此等の事皆政府の上官は絕えて知らず、若し知る時は速に制せん（萬國新聞紙第三集）

太田屋はボーイなどの口入れ宿であらう。出入りを一手にしてゐたらしい。開港當時素手で橫濱へ出た連中は異人の目を掠め異人の品をぬすむ位は十人が十人皆やつた。

上海の娘子軍

支那へは可成り早くから多數の邦人が出かけてゐたのであらう。六年十月に「清國在留日本國人心得方規則」が太政官から公布されてゐる。反則者には「違式詿違條例に照準して過料」を取ると云ふのだから、警察權だけは有つてゐたらしい。違式詿違條例と重複するのもあるが、當時支那に在留した日本人の様子をうかゞへないこともないし、政府が支那に對して何を恥としてゐたかも解るから全條目を掲げる

第一條　一海陸軍士官及官員を除くの外平常劍銃及他武器類を携帶すべからざる事

但遊獵の爲め鳥銃を携ふるは此限にあらず

第二條　一路上に車馬を暴驅し行人へ迷惑を掛く可らざる事

第三條　一亂醉放歌し又は車馬の往來を妨碍爲す可らざる事

第四條　一花園又は街頭の草木を折取る可らざる事

第五條　一溝河下水又は往來等へ土芥瓦礫を投棄す可らざる事

第六條　一市中往來筋に於て猥りに大小便す可らざる事

第七條　一裸體又は袒裼し或は股脚を露はし醜態を爲す可らざる事

第八條　一身體へ刺繡を爲す可らざる事

第九條　一男女相撲並蛇遣ひ其他醜態を見世物に出す可らざる事

第十條　一婦人にて謂なく斷髮す可らざる事

第十一條　一戸外へ出るに斷髮者は必ず帽子を冠り結髮者はツキコミ髮にて出づ可らざる事

第十二條　一男女共戸外へ出るには相當の衣服を着し且手拭を以頭或は面を覆ふ可らざる事

第十三條　一婦女子は淫風に流れ娼妓に紛しき所業を爲す可らざる事

立小便や頬かぶりの世話までやいてゐるのでは、領事も大抵ではなかつたらうが、既に娘子軍の活躍が盛んに行はれたのはもつと迷惑であつたらう。

巡　査

巡査の名の見ゆるは五年十月二十日に初まる。初めは東京に限られた名らしく、六年五月從來各地にて邏卒取締捕亡吏等呼んで、其實番人の職を奉じてゐる者は都て番人と改め稱すべしと有り難くもないお觸れが出た。九年の頃「民設巡査」と呼ばれたのは「番太郎」らしいが、これでは番人と番太郎の區別が分らない。

持兇器强盜を捕へた者に十圓、不軌を謀りし者を捕へれば五圓、殺人犯を捕れば三圓、火災を消せば五十錢から二圓、水に溺れたのを助ければ五十錢から二圓、これが褒美だ。六年八月　八年行政警察規則が出來て、捕亡吏番人等の名すべて廢せられ、邏卒となる。其心得には行儀作法を正

しくし、威權がましき儀なき様とか、巡邏中市店を眺めるなとか、店物を借りるなとか、神様のやうな人でなければ守れぬ掟もある。

宿代は一ヶ月一圓五十錢づゝ宛てがはれた。旅籠料は一泊十五錢、ひるめしは三錢五厘で、一等巡査は七圓、二等六圓、三等五圓、四等四圓の月俸を與へられた。「當直交番時限に違ひ、當直中故なく持場を離れ、又は眠り、又は酒を呑み、又は喧嘩した巡査は、一日以上二十日の苦役を課せられた。

巡査になれる資格七ヶ條の內「性質耐忍して、酒癖無き者」あり。

西南の役には、巡査から成れる拔刀隊は流石の薩摩隼人を震へさしたが、中には

京都府下伏見豐後橋町觀月橋邊巡査立張場に於て、本月十七日午後九時過、巡査元田有常小木富胤兩人にて綴喜郡西河屋村竹村藏之助を捕縛の際、彼至て强力にして力及ばざるより、有常そのきんを緊搦ければ小林も又元田の左頭に咬付、互に雌雄を爭ひ、兩人力を戮せて遂に竹村を捕縛せし由（西京煥文新誌九年六月）

逮捕心得

九年十一月埼玉縣から巡査の「犯罪人逮捕心得」を差出して、許可を求めた。其の第六條に逮捕す可き罪目を擧げてゐる。

第一　放火　謀故殺　強盜　僞造寶貨　販賣鴉片烟

第二　兇徒聚衆　反獄　常人盜拒捕罪人　逃亡懲役人

第三　強姦　竊盜　略賣人　鬪毆殺傷　脫監　越獄　劫囚　發掘墳墓　折毀揭榜場　掏摸

第四　鬪毆　誣告　棄子　盜賊窩主　諸物を僞造し利を圖り及び僞言詐謀を以て財物を掠め或は官司を欺く者　藥を用ひ故らに墮胎する者

第五　賭博　棄毀器物踐稼穡　死屍を捨る者　藏匿罪人　脫籍逃亡　盜田宅及重典賣田宅する等の者

第六　猥りに鳥銃を發し及び車馬を馳驅して人を殺傷する者

第七　訛言怪說を流傳し及び著述して政體を妨害する等の者

第八　言語動作を以て巡査を脅逼及び罵詈する者

司法省は第七項の刪除を命じた。

巡査と新聞と劔

十年三月二日　静岡縣

警察官の職務たる常に世間の事情を通觀し人民の動靜を察知する勿論に候處右に付ては新聞紙の儀レ不レ可缺要品に有之各警察本分署へ適宜購求爲レ致度然るに地方巡査の薄給なる各自私費を以て購求爲レ致候は憫然の儀に付巡査懲罰並密賣淫懲罰收金有レ之節は其地より買上げ各分署へ相渡し可レ然哉相伺候也

（御指令）三月十七日　書面伺の趣密賣淫懲罰徴收金の内にては買入不ニ相成一巡査懲罰收入金の内にて買上候儀聞届候事

淫賣の罰金で新聞を取らうとはサモシイ考へを起したものだ。

巡査が劍を吊るやうになつたのは何時からか。私達子供の時分、七つか八つの頃（明治十七八年ごろ）まではたしかに棍棒だつた。

去る三日（十一年九月）午後九時過、神田花房町なる小松屋てふ船宿にて、同所講武所の藝者小松屋おこい藤屋才藏松本屋福助の三人が、或る省の御歷々なる御方と、金谷罰杯の過ぎたる末、終に巫山の雲夢の眞最中、月に村雲花に風、警燈閃り稲妻の忽ち降り込む棒の雨、此雷の勢ひには、蚊帳も線香もたまらばこそ、客も藝者も赤條々、逃げ出す、驅け出す、其騷動大方ならず、中にも藤屋の才藏は、斑か虎かは知らねども、孕で丁度產の月、太鼓のやうな腹を抱へて、是こそあぶなふ候ひける、ヤポンと謂たところが追つかず、とふ／＼三人共其筋へ拘引とは又猫聞ならずや（朝野新聞）

今は劍の手前、かうした臨檢も出來まい。

土一揆

—月岡帶刀—「德川家恢復、奸賊征伐」一揆大分城を燒かんとす—「牛馬を殺し候事」—甲斐の一揆—大野の一揆—耶蘇撲滅—「生血を絞られる」—福岡の官報—土寇橫行二十七里—賊を縱つて首謀を殺す—一揆、伊賀伊勢尾張美濃を橫行す—困民黨の秩父騷動—

月岡帶刀

「越後新潟表蜂起の土寇追々鎭靜、捕虜の人名左の如し」とて、一番隊長元會藩渡邊貞藏、脫走行方不レ知元桑藩月岡帶刀、元會藩近藤慶次、同村上藤次、同吉田藤太、內野村里正吉田傳三郎・加茂新田庄屋市左衞門、蒲原郡小池村九郎次、仙臺源次郎、元庄內藩吉川大介等の名が見える

新聞雜誌四十二號上達の旨趣は、第一大川津堀割の爲諸村落人夫課役に苦しみ候間、右普請御廢止を乞ふ、第二佛道御廢止、神道御取興の樣相見え歎敷、是舊によつて變更無きを乞ふ、第三新潟御開港に付、北越の物價平常ならず、此港貿易御廢止を乞ふ、租稅御取立の法舊によつて變革無きを乞ふ」

太政官の人相書には、新潟縣管內越後國蒲原郡月岡村眞宗安正寺住僧當時脫籍月岡帶刀とあり、年令三十餘、眼眉常體、左の眼下小鼻より頰へかけ橫に一寸餘銃創痕あり、顏長き方、鼻高き方總髮、口常體、加茂新田農西潟五郎七、色黑き方、中背中肉、口耳常體、齒並揃し方、髮常體、言葉靜なる方と見える。

金澤から出た新聞に新潟縣の公報が出てゐた。

四月四日朝當縣管內中の口鄕淺山村幷に河間村にて何者とも不二相知一俄に梵鐘螺貝鳴らし百姓共多人數相集り夫より追々地藏堂村驛々へ押行き途中村々を煽動し募りに不ㇾ應者は家屋燒拂ひ候趣申威し人數次第に相增同驛ハ屯集夫より渡邊村分水普請所へ押出候に付出張官吏等より說諭に及候得共更に相用ひず歎願の筋有ㇾ之柏崎縣へ罷越候趣にて橫行いたし人足小

屋三四軒放火致候趣夫々報知有レ之に付當縣官員出張夫々鎭制致させ候處凡三萬人も相集候趣に付參事典事等も出張致させ候處最早寺泊驛を打過ぎ柏崎縣へ押入候風說專ら有レ之依て迅速同縣へ相通し置候得共何分彼縣とは懸隔眞僞報知致難く候得共翌五日に至り猶以て鎭制相分らず候に付當港出張の分營へも引合出兵のつもりに候處當縣より七里程も隔候下條村保內村等へも同樣多人數屯集致し同所本願寺宿所へ一同止宿たきだしは勿論酒食等も貪り醉狂の形狀少なからざる趣報知有レ之右は隊長と唱ひ候者五六人種々の虛名を唱へ長き刀を帶び鉢卷致し鎗並に竹槍等相携へ候者多分引連れ居候よし今夜中海路より當港へ襲擊致すとの風聞專ら有レ之右所由は今に發輝と相分らず所レ察分水に付村々課金の苦情を幸ひ一種の凶徒所々に起り暴擧に及候と相見へ候外國人へ對し非常の儀も出來候ては實以て御國難にも相成可レ申殊に痛心配慮罷在新發田表分營へも猶かけ合の上出兵防禦を盡候積りに有レ之候前條御屆申上候何分尋常の土魁にも之れあるまじく耶心配まかりあり候尙追々可二申上一候以上

その二

當縣下土寇蜂起の義益々動搖甚しく昨七日三條町へ屯集の衆徒二手に引分一手は中の口川東

縁一手は西縁を下り當港へ襲撃の趣村々に於ては只々恐怖の餘凶賊共を鄭重に相迎へ炊出し
は勿論酒食等十分に饗應し愚民共爭て徒隨致し共氣勢ますく盛んに相成凶徒の中頭立候者
は小旗の棹に刀刄をつけしものを携へ傲然たる形狀に有之吉井村にて右先手を遮り說諭に
及候處凡三、四千人の者一同に大聲を揚け松平參事南部權參事の馬を打ち剩へ隨行の官員の中
十五等出仕大道盈尹賊中に取圍まれ何者の所爲に候や殺害に及候得共衆寡の勢ひ止むを得ず
引揚候に付當市の人民狼狽一方ならず實に惣然の次第いよく出兵の外之なくと評決し猶又
平島村迄出張精々取靜め可致心得の處凶賊の中より小旗を以て指揮致し多人數俄に竹槍を
振ひ乘馬を打擲し四面より突き立終に谷津典事面部に疵負せ候に付直樣兵隊に注進致し四小
隊繰出發砲凶賊共散亂致候得共數千人の騷にて賊魁も未相分らず依て大野村より白根村まで
追討今夕は同村に宿陣の積りに付右の村々鎭撫の爲正權參事出張先々小穩の姿に候得共尙又
川口より凶徒襲來の風說專に付夫々手を盡し罷在候　以上

四月八日

追て平島村にて奪取候旗左の通に有之候

且賊徒の内主謀夫々探索兩人三條にて召捕糺問中

徳川家恢復
天照皇
朝敵奸賊征伐

所刑十萬九千人

明治六年は百姓一揆で所刑十萬九千人を出した年である。太政官御布告其他政府側の布達を探したが、何處にも見えず、隱した譯でもあるまいと思つて、新聞雜誌を漁ると、有つた。

その一

大分縣より大藏省へ屆

當縣管下第三大區鄕名莊内柚木村を初め外數ヶ村昨日より土寇沸起致し早朝より官員派出百

方說諭に及び候處聞入不レ申齋藤權小屬へ手傷爲レ負島田權大屬右田少屬工藤少屬は未生死確報無レ之多分暴殺に相係申候日田支營へも出兵の儀及二報知一候處彌益勢を募り竹槍を携へ縣廳門外まで押掛掲示場等打毀ち篝火を焚き殆ど城門をも及二延燒一候勢に付事情不レ得レ止發砲一人砲殺致候處市中迄引退き町家相毀ち暴動申す計りなし實に切齒扼腕而已鎭臺出兵の上は孰れ鎭定可レ致候得共未顧意何とも不レ申出一唯々暴動相極り申候

日付は無い。が續いて暴黨中立が出てゐる。一牛馬を殺す事、一神木切間敷事、一神佛是迄之事、一町家諸賣物直段下げの事、一諸役人給錢は官錢より御出方奉レ願、一貢米は本米今年の通り但三の口御差止め奉レ願、一官山の儀は是迄の通り小前請持奉レ願、一出銀の儀は官錢より御出し方の事、一畑面は御面下げ奉レ願、一一昨年驚堂の節の囚人今日百姓共迄御渡奉レ願、一府内札は正札に御引直し奉レ願、一諸職人は白米二升に御定め奉レ願、一井手公役は是迄の通り官錢より御出し方奉レ願、大分縣下小前共一 一昨年驚掌三の口など、方言らしいので分らないが、井手公役は水利の事らしく、職人の米とは賃錢がはりの米を指すのであらう。虫のよい願ひも無いではない

が、神社の木を切らぬ事などは今でも同感である。が縣廳からは「馬を殺し候儀は無ﾚ之、屠牛の儀は御布告も有ﾚ之、追々牧牛場相開候に付差支無ﾚ之候事、神社境內外の區別相立候に付、境內の神木は剪伐不ﾆ相成ﾆ御規則に候事、第四以下のヶ條一切難ﾆ聞屆ﾆ候條速に歸村可ﾚ致候事」と達した。

その二

甲斐であばれた連中は、主謀小澤留兵衛島田富十郎の二人は凶徒聚衆罪に問はれて絞罪に處せられた。九十七ヶ村附加隨行の輩三千七百二人といふから可なりの一揆だ。その頃は石見の亂もしづまりて、巨魁石川栞は梟首、三次市十郎政五郎國松の四人は斬罪となつた。

その三

六年三月、越前大野に一揆起り、足羽縣廳を燒いて、暴動言語に絕す。名とする所、耶蘇宗拒絕、眞宗說法再興、學校洋文廢止の三條で、斷髮洋服は耶蘇の俗、敎則は耶蘇の敎、學校の洋文は耶蘇の文、三事廢せずんばあるべからずとて、新曆を厭ひ、地券を厭へる群衆心理を利とし、新政府を怨める佛徒が、土地がら愚民を煽動したのだが、終には越前一國の騷擾になつたので、名古屋鎭臺から出兵するに至つた。

その四

北條縣西條郡天榮寺村へ、五月二十四日から三千人程屯集して、今般徴兵令が出たからは外國へお渡しになるか、大坂で生血を絞らるゝか、二つに一つだからと、寺、社に放火し、漸く縣廳に迫らうとしたので、大坂鎭臺から三小隊出兵した。

當縣管下頑民沸騰の處遂ニ鎭靜、臺兵も引揚の都合取運居候處、昨廿二日午後四時隣縣鳥取より、臺兵へ通知の趣は、同縣管下伯州會見郡の邊頑民數千人蜂起、村落を横行し、小學教師を致ニ殺害一候等の暴擧に至り、勢威益熾んなる由にて、出兵頼談有レ之、依て即夜鳥取に向け一小隊出發致し、右沸騰の地は、尙管下眞島郡に接近に付、傳染再沸騰を防ぐ爲め、鎭撫官員速に差出、且臺兵騎隊の分も同郡え出張の上、時機見計伯州へ繰込候積に有レ之候、右騷擾に因りて、當縣以西道路梗塞の處不ニ相分一候え共、全く當管下沸騰同一轍の儀と被レ爲レ察申候、依之目今の景況不レ閣及ニ御屆一候也

北　條　縣

その五

鳥取縣頑民の願ひ出た條々は、一米穀値段下直ニ仰付ニ候事、一外國人管轄通行御禁止の事、一徴兵操出御廢止の事、一今般騒擾致候發頭人無レ之候事、一地券金筆取調諸入費官より御辨の事、一小學校御廢止人別私塾勝手被ニ仰付ニ候事、一太陽暦御廢止太陰暦に御改の事、一從前の通半髮勝手被ニ仰付ニ候事、と吹き出したいやうな事だからだ。

當縣より以西は道路梗塞しとあるが、火は石見に飛んで、先般鳥取縣下伯耆國中人民紛擾の餘、當管下處々邊陬の地に波及し、頑愚の農民共無根の巷説を信じ、最寄の原野社寺等に蟻集、屢沸騰勢を醸し候、其原を探るに畢竟徴兵令中血税の二字を誤解し、生血を絞らるゝ抔謂れなき言のみ申觸らし候より差起り候」濱田縣の報告だ。一揆の傳染は、時疫よりも早い、六月十七日には福岡が騒ぎ出した。

その六

サンヌル、ジユウシチニチ、フクヲカケンカ、ドミン、ホウキ、イツカコヤノセヘン、ジンカ、スカシヨ、ウチヤブリ、ワカマツマデ、ヲシマワリソロ、ヲモムキ、トウケン、クワンカ、タガワゴウリ、イノヒサヱキヱモ、ヲナジク、ジユウロクニチヨ、ヲヨソ、センニンバカリ、ヲシコ

ミ、ジンカ、ハチケン、ウチコボチ、ヨクビメイ、ヒキトリソロダン、トドケイデニツキ、コノダン、ヲントドケ、モヲシアゲツロ」コグラケン」

福岡縣人の手紙

一今般暴動巨魁の者は豐前湯平と申所にて、兼て同國の者並當縣嘉麻郡大隈村の者共へ集會及ニ數回一折節飲食等相送居夫故凶徒の內に豐前の者入交り申候、士族は加黨不レ仕候

一區戸長の宅へ亂入し、公事に關する簿冊類は不レ殘燒却致候

一官員又は士族の內、死傷或は自殺又は行方不ニ相分一者往々有レ之由に候得共、未だ確然不ニ相分一即自殺左の通り

一權典事特祓明自殺、事故不ニ分明一　權大屬堀川俊雄報知の爲東京へ罷越途中、縣下青柳宿に於て兇徒逼迫するに付自殺。區長八代利證鎮壓不行屆を悔いて自殺、士族中村用六鎮壓の主謀を被レ命盡力不ニ大方一、然も兵器不足防禦の術盡くるに依て自殺、其外官員士族の死傷不ニ分明一

獄囚幷ニ兼て捕縛相成居候兇徒等は、黨民牢獄を破り逃走せし者あり

中村檢査權助宮尾紙幣小屬、福岡へ立歸る途中、表粕屋郡相崎村邊に於て、竹槍を以て殺害に遭ひたり

貫族士族を小隊に編成し、潜伏の暴徒を捕縛し、良民を鎭撫これあり候

公電はあつさりしたものだが、事實は此通りなのだから、各地の慘狀おもひ見るべしだ。

その七

六月の末に至り名東縣の大騷擾起る。

當縣管下讃岐國西方、土寇、往々豐國三野多度那珂其他の諸郡に波及し、戶長事務所小學校或は戶長宅を始め各所に火災を揚げ、徒黨次第に滿ち、出張官員は勿論、村吏等百方鎭撫盡力候へども承伏の體無レ之、倍猖獗を極め、戶長に手を負はせ、邏卒を縛する如き、誠に不二容易一暴行に付、不レ得レ已丸龜地方士着士族を以て賊四五名を討果し、二十餘人捕縛致し

此上は兵威を以て鎭壓の外無レ之、高松分營打合の上、六月廿八日午前第十一時、第四小隊森大尉丸龜へ向け、第三小隊武田大尉湊の宮へ向け出兵、本廳より尙又官員出張、重々鎭定の手筈申達候也

別項に、名東縣土寇放火凡百三十ヶ村、燒失凡五百二十七ヶ所、內揭示場三ヶ所、戶長事務扱所三十四ヶ所、邏卒屯所八ヶ所、學校三十四ヶ所、正副戶長家宅五十三軒、村吏家宅二百六十軒寺院五ヶ所、農民家宅四百三十軒、土寇橫行里程凡二十七里、區數三十四、土寇捕縛凡二百八十人但兵隊邏卒戶長の手にて捕縛、邏卒死人二名、傷者一名」數字に誤りが有るやう。

茨城三重の大暴動

明治六年に十萬八千三十四人の處刑を見てから、竹槍騷ぎは聞かなかつたが、九年十一月二十七日、茨城縣に一揆起り、次いで三重縣に大暴動があつた。

茨城縣の一揆は水戶城に迫る迄に及んだが、權令中山某命じて重罪囚を縱ちて、一揆の頭目を

暗殺せしめたので、氣勢頓に挫けて四散し去つた。

九年十二月二十九日　茨城縣

去十一月廿六日頃より眞壁郡村々人民貢租減額嘆願と唱へ各所に集合甚動搖ヶ間敷に付夫々出張及ㇾ說諭ㇾ候處却て抵抗官吏へ傷を負はせ候得共終　取鎭め魁首の者共捕縛稍平穩に屬し候然る處本月七日頃より那珂郡上小瀨村及近村人民寄集り同斷嘆願と唱へ兇器を携へ各村良民を煽動し剩へ說諭の爲め派出候警部巡査を殺害し暴虐の所爲不ㇾ少依十一日縣官一同爲ㇾ取鎭ㇾ茨城郡石塚村へ出張候處同村へ數百の暴民共集合暴に發炮候に付不ㇾ得ㇾ已抵抗候者は打取り候處外村村屯集の暴民共追々解散爾後愈平穩致候隨て探偵配賦の處賊魁の者或は之に亞ぐ者共捕縛及び自首候者數名有ㇾ之候儀に候

明治五年十一月廿七日宣告　茨城縣

一懲役七年　賊盜律强盜條

鹿島郡塚原村無籍

石塚藤三郎

四十五年二月

明治四年十二月廿五日

一同　十年　賊盜律强盜條

茨城郡常磐村元卒

稻葉彌兵衛

三十三年十一月

明治六年一月廿七日宣告

一同　七年　賊盜律强盜條

行方郡潮來村平民

關口新介

二十八年十一月

明治六年五月十七日宣告

一同　十年　賊盜律强盜條

久慈郡小目村平民

照山常之介

三十二年七月

明治七年七月十日宣告

一同　十年　賊盜律强盜條

行方郡岡田村平民德次郎兄

源八事當時脫籍

富永德太郎

二十八年二月

明治九年九月八日宣告

一同　終身　雜犯律放火條

葛飾郡山王村平民

鈴木半藏

三十三年四月

右の者共儀客年十二月管下那珂郡上小瀬村外數ヶ村の人民暴動既に縣廳を襲はんとするの急變を聞き危難を犯し寸効を立て前罪を贖度旨情願に任せ舊權令中山信安專斷を以賊中へ放遣候處果して賊徒大町小左衛門を殺害し之が爲め大に賊勢挫折實効不ㇾ尠候然るに罪囚を放遣候は素より權限に觸れ不ㇾ相濟ㇾ儀に付同人儀先般其筋へ進退相伺候趣に候得共縣治事務受渡の際何等の演舌無ㇾ之此節に至り漸く引繼有ㇾ之候に付篤と審案候處右石塚藤三郎外五名の者共畢竟平素悔悟の赤心より實効相立候儀に候條特別の御詮議を以て非常の御賞與相成候樣致度此段相伺候也　（明治十年六月三十日　御伺）

隨分百姓達を馬鹿にした話であるが、司法省も平然として

石塚藤三郎外五人特典を以て各本罪に二等を減ず

三重の暴動は伊賀から起つて、雲津、矢野、島抜、長常、小森等の頑民二千五百人と、大神宮廢職の宮雀、及び津の舊藩士と、獄を破つて囚人を放ち、これを先に立てゝ、三重郡、朝明郡、桑名郡、員辨郡、河曲郡、鈴鹿郡、奄藝郡を暴れ、伊賀は名張郡、尾張・美濃、飛彈と、よくも暴れたと思ふ程めちや／＼に暴れた。兵隊と巡査は居たのか居なかつたのか分らぬ程で、名古屋市は藩士が重代のよろひ兜で守つた程である。當時目撃した人の記述に、「四面喊聲遠近に震ひ、炎焔天に漲る」とあり、「過る所、學校區會所警察署郵便局、焚毀破殘せられざる者なく、電柱は寸斷地に委ね、死屍道に横はるを見る。良民皆戸を閉して屏息し、悲慘荒凉、見る者をして双涙襟を沾さしむ。」とあり。

堺枯川の『秩父騷動』は明治十七年の事を書いたものだが、百姓一揆のたわいなさが分るから抄いて見る。

秩父一揆の總理田代榮助は大宮の郷士、秩父八千石中最大の名主なりしが、十七年の頃は六反

歩ばかりの畑と、間口三間半の藁葺平家を持つに過ぎなかつた。「よく人の葛藤を裁し、窮難を憫れみ、俠客を以て名郷黨に知らる」とも「三百代言を營業とし」たとも傳へる。石間村の博徒加藤織平等の組織せる困民黨を率ゐて、所在の富豪に貸金の延期を求めしが聞かれず、官に訴へて年賦にて濟まさんことを求めたが亦斥けらるゝに會し、起つて檄を男衾、榛澤、幡羅、比企の各郡に傳へ、十一月一日旗を秩父郡下吉田村椋神社に擧げた。會する者八百人、白木綿の鉢卷、白木綿の襷といふいでたちで、竹槍、鐵砲、刀劍等を携へ、凄氣地を卷くあり樣だつた。其軍令に曰く、

第一、今般大事件中、金圓其他を私に横領致す間敷事、若し犯す者は斬

第二、事件中決して婦人に關係致す間敷事、若し犯す者は斬

第三、酒宴遊興は一切致す間敷事、若し犯す者は斬

第四、私の意恨を以て人を暴害致す間敷事、若し犯す者は斬

第五、總て指揮する者の命令を受けず、私に事を爲すまじき事、若し犯す者は斬

一揆は二隊に別れて進軍し、甲隊先づ下田村で吉川宮次郎の家を燒き、乙隊は下小鹿野町で平

喜十郎を燒いた。警官の聞取書に、「吉川は有名なる高利貸、此度の借金黨に充分關係あり、過般負債者頭取よりの嚴談に答へて曰ふ、代人には答へず、言分あらば本人共來るべし、承知して借りながら、高利だの延期だの、スベッタノ、コロンダノとメンドクサイと、毎日の裁判所通ひに手にはステッキ腰にはピストル、曰く此頃は借金黨がマゴマゴするから。世人宮次郎を呼んで強慾親爺といひ、憎まざる者なし」

一揆は小鹿野に入りて、加藤常七柴崎喜平の家を毀ち、田畑謙助の家を燒き、警察署を破壞した。これより先、同志の士六七人づゝ組んで、十月十四日富田瀧次郎方より八十四圓、柳熊三方より十六圓を强奪した。「拔刀にて潜戸を打破り裸蠟燭にて押入、繩にて家族を縛り、金が無ければ親子の首を貰ひ質に入れる云々、金はあるもないもあるものかと刀で打つ云々、

二日午後二時頃、小鹿坂峠を下りて大宮に入つた。大宮の高利貸井上四郎次を途で捕へ、カラムシ繩で後手に縛し、送りて其家に至り、證書八十二通(凡二千圓)を奪ひ取つたが、大宮の郡役所警察署の諸官吏はいち早く逃亡したので、一揆は勢ひに乘じ、大宮の富豪刀屋事稻葉貞助の家を毀ち、高野加代吉フサ伊兵衞三家を燒き、大森喜右衞門より八百圓、松本六藏矢尾利兵衞より

五百圓、上山金平久保直藏より[illegible]百圓、柿原吟三郎より五百圓、根岸藤太郎より五百圓、福島七兵衛より百圓、新井峰吉より八十圓、逸見助五郎より二十圓を奪つたが、三日官兵矢納に到着し四日三面皆敵となり、裏切さへ起るに至り、一揆は三々五々崩れ立つて、四散し去つた。田代等四人は大濱の渡しを越えて、横川に出で、寺尾山より長留に逃げ、大野にてひとりになり、日野山に入りて、炭燒小屋に潜んで九日に及んだが、餓ゑさらぼひて浦山に出で、更に武甲山にかくれた。十三日病ひを押して横瀬に入り、八幡峠にて二男安太郎に遭ひ、家族のすでに捕へられたるを知り、横瀬の觀音堂の裏山にかくれ、夜安太郎を三澤村に遣りて食を求め、十四日黑谷に出でて捕へられた。「秩父は山間なるを以て獵師多く、且つ民家にても野獸を威す爲小銃を所持する者多し、秩父一郡にて獵銃の鑑札を受け居る者一萬五千、猪威し筒のたぐひを加ふれば二萬挺の鐵砲を得ること容易なり」と考へたのが暴動のきつかけとなつたのだといふ。

戸籍成る

——六族——人々鑑札——「加入者」「越後者」「來り人」——後鳥羽天皇の後胤——卒——宗門——六年の戸籍表——「出入り苗字」「家來苗字」——苗字を許す——通稱屋號の改稱を停む——

六族

徳川時代の人別帳は頼み寺の奥印が口を利いて、かなりの權威を有してゐた。が五年目毎に書き換へる間は生死共屆けない。たとへば前年の人別帳に縫之丞とあつた名が、今度良助となつてゐたとする。改名してさうなつたのやら、それとも別々の人間が入り變つたのやら、誰にも分らぬやうな大ざつぱの書き方だつた。

新政府は浮浪の横行に手を燒いて、去留常無き人間を追ひ廻すよりか、戸籍を作つて不斷の監視をしようと考へもしたらう。戸籍法の改正にとりかゝつた。明治四年四月四日、はじめての發布ではあるが、

戸數人員を詳にして猥ならざらしむるは政務の最重んずる所なり夫れ全國人民の保護は大政の本務なること素より云ふを待たず然るに其保護すべき人民を詳にせず何を以て其保護すべきことを施すを得んや是政府戸籍を詳にせざるべからざる儀なり又人民の各安康を得て其生を遂る所以のものは政府保護の庇蔭によらざるはなし去れば其籍を逃れ其數に漏るゝものは其保護を受ざる理にて自ら國民の外たるに近し是れ人民戸籍を納めざるを得ざるの儀なり中古以來各方民治趣を異にせしより僅に東西を隔つれば忽状態を異にし聊か遠近あれば即志行を同せず從て戸籍の法も終に錯雜の弊を免れず或は此籍を逃れ或は彼籍を脱き去就心に任せ往來規に據らず因襲の習人々自ら度外に附するに至る故に今般全國惣體の戸籍法を定めらる

るを以て普く上下の通義を辨へ宜く粗略の事なかるべし

人々鑑札

臣民を分つて、華族、士族、卒、祠官、僧侶、平民とする事。府縣を區に別けた事。全戸他の管轄所に引移る時は、本貫管轄廳へ願ひ出、送り狀を取りて在留地の廳に屆け、其處の籍に入るべき事。他に寄留する者は、本貫管轄廳の鑑札を持參し、寄留地の廳より其廳の鑑札と引き換ふる事。凡そ旅行する者官員は其官省の鑑札を、餘の臣民は管轄廳の鑑札を所持すべき事。驛遞旅宿にては、旅人に鑑札を差出せしめ、鑑札無き者は止めぬ事。ロシアでは旅行免狀が無いと、一足も歩けぬ時代があつた。日本でも寄留や旅行に鑑札がいつたのには驚いたが、やがて廢された。明治四年七月二十二日

第三十二條には穢多非人等平民と戸籍を同じうせざる者の如きは、最寄の區にて名前書をさし出させ、癈疾年令等をも書き加へて、戸籍に入るゝと式の如くせよ」とあるを見る。

「加賀者」「越後者」「來り人」

茨城縣眞壁郡大寶村は十一大字を通じて番人すら無い。が他國からさすらひ來りて一家を成した人達がある。多くは草鞋を脫いだ家の子分となつて苗字も戸籍もこしらへたが、何かといへば「加賀者」「越後者」として口の端にかけられる。嘗て夫婦者の六十六部が死んだ時、大字筑波島で築いた塚がやはらの中にあつた。後年隣村とやはらの境界爭ひが起つた時、其塚が證據で全部筑波島の地籍と定められた。やはらは方言、小貝川に沿へる濕地の名である。六部夫婦は雨ふれば忽ち水に沒する河原のはしに埋められたのだ。元より家も無く國も無き漂泊人故、村人の輕しめは覺悟の上であつたらうけれど、中には子を生み孫をも生ふし立つる程長く住みなれても、「何處の馬の骨やら、人殺しをして逃げて來たのやら、本人の口上以外に潔白を證據立てることの出來ない世の中には、長く「來り人」として區別せられる。運の惡い者で、穢多や非人になり下つたのも少くはなからう。併し非人でもなく穢多でもなく、さりとて普通人でもなく、中途半端の儘で殘されるのが「來り人」の運命であつた。明治四年穢多非人の稱呼廢止の際、其所屬に迷うた事件が阿波にあつた。

乍レ恐奉ニ願上一覺

私儀先代より當村ハ來人(きたりにん)に相成居申内、土地風稼方相覺、僅成(かなり)に渡世相營候に付、見掛人(みかけにん)に被ニ仰付一年々に兩度見掛金少々宛上納奉レ仕居申所、此度戸籍偏製(ママ)御取調に付、何卒百姓(ひやくしやう)居に被ニ仰付一被レ爲レ下候得者、重疊難有仕合に奉レ存候、仍て右の段連判書付を以奉ニ願上一候。以上。

明治四年未三月

海部郡久保村見掛人

井上祖父八

岡本常吉

佐藤素平

白濱平作

那來直八

岡本常八

民政掛御役所樣

右之者共奉二願上一候段、相違無二御座一候。村中故障之者無二御座一候に付、何卒右願上通御聞屆被二仰付一被ㇾ爲ㇾ下候得ば、私共迄難ㇾ有仕合に奉ㇾ存候。仍て奥書仕奉二指上一候。以上。

久保村五人組

喜多竹三郎

恐れ乍ら重疊有り難き仕合せに存じ奉つて、願ひ上げ奉つたのに對して、民政掛の指令は

平民申付候事

といふ六字であつた。（民族と歴史二の一）

後鳥羽帝廿五代の後胤

ところが、此處に後鳥羽天皇二十五代の後胤と名乘つて、士族に編入されんことを願ひ出た坊さんがある。

明治も末の頃、水戸から「諸家の系圖」をうんと脊負つて來て、私の地方を賣つて歩いた男があつた。渡邊といふ家へは渡邊の系圖、長谷川といふ家へは長谷川の系圖、いづれも糊入のボロ

ボロした巻紙へ、清和天皇とか藤原鎌足とかから書き出した物で、文言は皆「八幡太郎後三年の役に從軍したさむらひ」から出たことになつてゐる。舊家で候ふの名家で候ふのといつた處で、三四代も前は路端の馬骨かも知れぬ手合が、爭つてそれを買つたものだ。德川家すら源氏だか藤原氏だか誰にも分らないのだが、年貢米の百俵も上れば、德川以上の「舊家」の積りでゐるのが田舍の小大盡である。

八年五月十日　　豐岡縣

當縣下但馬國豐岡町眞宗光行寺住職若宮正照儀今般士族へ編入方願出履歴取糺候處別冊記載の外證據無レ之候得共通常僧侶とも異なり候間御詮儀の上編籍方御指揮有レ之度相伺候也

若宮正照士族へ編籍願

今般僧侶の原籍御定の公布に付六宗の僧徒は夫々實家親族の原籍可レ有レ之候得共眞宗のみ其住職の寺院卽ち原籍にて別に俗籍無レ之候處拙寺系譜始祖淨閑は

後鳥羽天皇第四の皇子雅成親王の王子母は藤原朝臣忠家卿の女にして承久三年の兵亂に親王

當國へ左遷の時當郡高家村に坐ましけるに翌貞應元年寵妃懷妊の身にて御跡を慕ひ當國氣多郡松岡村に至り臨産の處同郡上の郷村の里長山崎三郎左衛門なる者出産の王子を養育し奉り嘉祿三年雅成親王當寺へ遷座の後三郎左衛門王子を當寺に護送し奉り候を親王其時の住持圓空に附屬して剃髮せしめ法名を淨圓と喚び申候右淨圓より拙僧に至まで二十五代血統相承罷在然るに今般僧侶原籍御定に就ては前條申上候通現然皇子系統の苗胤拙僧に至り平民籍に相成候ては祖先を辱しめ候のみならず畏くも皇統に對し奉り恐多奉レ存候間何卒原籍士族に被レ命度依之氣多郡松岡村若宮明神の社籍御屆の寫及拙寺歷代の書の寫を以て進達仕候條宜敷御詮議の上御沙汰奉レ願候也

坊主の癖に士族になりたいといふのだが、流石に華族にとは願へなんだらしい。

後鳥羽天皇で思ひ出す。茨城縣第一大區十一小區鹿島郡畑田村農塙又三郎といふ男、後醍醐天皇の宸翰を傳來してゐるが、板に起したいと出願したことあり十年八月眞僞は不明だが、こゝにまた常陸國久慈郡それ村の天王塚は、慶長年中に我祖の書いた記錄に據ると、後醍醐天皇の御陵

に相違無いから、吉野から御伴して落ちて來た武內宿禰八十代の遠孫と稱する竹內某が願ひ出た。村の神主などもやつきとなつて、宮內省へしつこく上申したり水戸中の新聞記者にお百度を踏んだりしたあげく、後醍醐天皇御陵と書いた大建札を天王塚の上へ建てた。警察の一喝に會つて縮み上つて撤去したが、今度は手を替へて一條公爵夫妻を案內したり、某愛國屋を引張つて來たり、宣傳頗る努めたが、南風つひに競はず、最近は、長慶天皇の御陵に相違無いといひ出した。天王塚卽天皇塚だといふのだ。昭和三年の事である。

尤系圖自慢は何處にも有る。十一年二月、同じ武內宿禰の末孫と稱する男が大坂から出た。

大坂府下大坂村用掛なる紀章司氏は、武內宿禰六十九代の末孫にして、世々攝津國西成郡御幣島村に住居せるが、同處に往古より高三尺程ある天然石の墓碑二つあり、一は武內宿禰、一は十九代の孫紀定盛の墓碑なる由にて、毎年正月十一日より十七日まで祭禮なしけるが、此頃章司氏より宿禰の墓碑改築の儀を其筋へ出願せしとき、添て差出したる由緒書に

武内宿禰公は　孝元天皇の末孫なり　景行天皇　成務天皇　仲哀天皇　神功皇后　應神天皇　仁德天皇　六代に仕へて大臣の官となれり、御年三百十七歳にして薨御、高良大明神是れなり

抑御幣島住吉大明神と申し奉るは、人王十五代神功皇后三韓御退治御歸國の時、此宮にて天下太平五穀成就民安全の御祈禱あり、今に其神秘余家に傳來あり依之毎歳正月十一日より十七日迄一七の間別火仕、御神殿に御神體の奉幣を納め、御供物を捧げ、十七日巳の刻より午の刻迄、天下の太平五穀成就民安全の御祈禱の御祭禮相勤申候也

正月十七日御祭禮初　六月晦日御祓　九月十八日御神事

武内末紀末寺前義治

抑當村御幣島村と唱候儀は、人王十五代神功皇后三韓御退治御歸陣の節、此島に御着被レ爲レ在住吉大明神の御神幣を私住家の地面に被レ爲二御立置一天下太平五穀成就國家安全之御祈禱被レ爲レ在依て當村を御幣島と唱候其節より武内大臣子孫御附殘し有之其末孫は私家に御座候則武内大臣並十九代中興紀定盛公御二方之御石塔も御座候故、私家に代々神秘傳來、一子相

傳仕、至レ今例年正月十一日より十七日迄、別火浴水仕、氏神御神體之割御幣奉幣納御祈禱御祭禮相勤來事

攝津國西成郡御幣島村
紀　茜　左　衛　門

御殿呼名　紀　上　總　介　之　實

至レ拙六十八代目に相成相續致居候事

新聞集誌

茨城縣の竹内氏は八十代だといふし、この「拙」は六十八代だといつてゐる。

卒

士族の外に卒といふ階級のあつたことは廣く知られずに終つた。其名の公に定められたのは二

十一年月

宗門

舊人別帳は「宗門人別帳」と呼んで、一人一人菩提所の耶蘇宗にあらざる旨の斷り書きが添へてあつた。戸籍から宗旨の名の消えたのは何時からか。

近來耶蘇教の信徒日を追て増加し、往々戸籍面に加へある宗旨取消の儀を願ひ出づる者あるよしにて、區役所にても其取計方を府廳（大坂府）へ伺ひ出られしと、是等は多分貧困者にして、例の外人が金錢を投じての籠絡手段に繋がるゝ者に外ならずと云ふ（東京日日新聞十四年十二月）

十四年にはまだ殘つてゐた。

六年の戸籍表

八年に發表した「明治六年の全國戸籍表」を見ると、

種類		戸主		家族	合計	男	女
華族	男	四八五		二、三四四	二、八二九	一、三八七	一、四四二
士族	男	二一七、一六八		一、三三一、三〇一	一、五四八、五六八	七六七、七七一	七八〇、七九七
	女	一〇九					
卒	男	八一、五一九		二六二、三二五	三四三、八八一	一七三、六五四	一七〇、二二七
	女	三七					
地主	男	六四四		二、七三六	三、三八〇	一、七四二	一、六三八
僧		七三、八七五	家族	九七、三七二	二〇七、六六九	一四八、八〇七	五八、八六二
			弟子	三六、四二三			
尼		五、六二二	弟子	三、六九四	九、三一六	—	九、三一六
平民	男	六、三〇八、五八五		二四、五四四、六〇〇	三一、〇〇六、五一四	一五、七五八、四七九	一五、二四八、〇三五
	女	一五三、三三九					
樺太人員		—		—	二、三五八	一、一五五	一、二〇三

人員総計	男	十四下	十五以下	廿一以上	四十以上	六十以上	八十以上
三三、一一〇、八二五	一六、八九一、七七九	四、七五四、九三二	二、〇三九、五三〇	五、〇〇一、三〇一	三、六二一、二九〇	一、四〇一、五五〇	二一、一八四

	出生	癈疾	囚獄	流刑	徒刑	死亡	明治五年比人員
男	二五〇、八三六	六二、一六四	二、一六六	一、〇七五	三、〇三三	二〇八、〇八二	九五、五七一
女	二七八、一九八	三八、四二一	一三六	三三	三八八	一九七、三二三	九四、三三九

社	寺	戸	人口	男	女
一三三、七〇五	八八、四三三	七、一〇一、三三〇	三三、三〇〇、六七五	一六、八九一、三二九	一六、四〇八、九四六

私の持つてる分は、僧尼の間に虫くひありて一行不明、神職だらうと思ふ。地主は今何の階級に併合されたか分らぬ。

「出入苗字」―「家來苗字」

諸藩共從來國名等を以て姓氏に替へ相用候得共向後總て本姓を稱すべしと仰せ出された（明治元年十一月十九日）り、松平の稱號を止められた（元年十二月三日）り、苗字も整理され初めた。

さうした中に、

元年十二月十二日

宮堂上諸侯及中下大夫社寺に至迄從來京師東京大坂其他自領に非る所に於て用達出入等申付候者へ苗字帶刀を許し或は家來と唱へさせ候儀不ㇾ謂次第に付自今禁止

但苗字帶刀格式等其家限り內輪取扱の儀は可レ爲二勝手一候若又其家之抱に無レ之ては差支候向も有レ之候はゞ其管轄之府縣へ可二申出一願に仍り其地民籍可被二差除一事

面白い文書が出て來る。

國名を姓氏に替へる大名といふは、たとへば紀州とか加州とかいふ類であらう。御老中抔の公文書における署名を見ると、越中とか、豐前とかしか書いてない。馬鹿な話だと思ふ。京の公卿達が出入の百姓町人に「御內」の稱號を許したり、「免許」を出したりした例は擧ぐるまでもないが、政府が其家限りの特權を認めたのは面白いし、どうしてもなにがし家來を名乘りたいなら民籍から除くこととしたのも面白い。

苗字を許して

三年九月「自今平民苗字被二差許一候事」になつたが、百姓町人共、襠高袴割羽織を着し、長脇差を帶し、士列に紛敷風體にて通行致候儀不二相成一ときついお叱りを受けたのは十一月十四日、苗

字を許されたので、鰻が龍になつた程の喜びではしやぎ初めたのであらう。（襠高袴割羽織の着用勝手たるべしの出たのは四年八月十八日）刀も指したと見えて「以ての外のやつらだ、以來取締るぞ」とおどされた。（十二月廿四日）

自今平民乘馬被差許候事（四年四月十八日）九月には元各藩にて百姓町人に差許候帶刀を禁じ、併せて扶持米を與ふることを止め、諸役御免まで取り上げられた。

通稱、屋號

名主位になると、通稱と名乘と二つ有るのが普通だつたが「自今一名」たるべく命ぜられ（五年五月）更に華族から平民迄苗字名並屋號迄改稱不相成となつた（五年八月）屋號の大丸とか越後屋とかは戸籍に關係が無さそうだが

六年一月には、華族に結婚に因る合家を許した。

一人息子と一人娘の戀を成就させるにはいゝ方法である。家系も立つし、戀もかなふ。心中する若い男女も救はれたであらう。

思ひ出したが、心中は重い罪である。改定律例人命律中に

謀同死條例

第百九十九條　凡姦夫姦婦　同死ヲ謀リ、傷スト雖モ、人ニ阻救セラレ、未タ死セサル者ハ

闘毆傷ニ一等ヲ減ス

闘毆傷とは今の傷害罪に當るものである。

婦人は嫁して後も終身生家の苗字を稱すべき旨沙汰せられたのは何時だか分らぬ。不都合な事もあつたらうに。

外國人と結婚した女は日本人としての分限を失ふと共に、日本の不動産を所有するを許さずとされたのは六年三月。

穢多非人の稱を廢す

――牛馬處分――自今平民同樣たるべし――剝がざる皮を惜む――越中戸出の湯屋のはなし――「自ら穢臭を脱却して」――安永七年のお觸――男は二の髷相成らず、夜中往來相成らず、五寸四方の毛皮を胸に懸けよ、雨天の外笠冠り物相成らず――猶殘れる悲話慘話――非人追還令――寬政八年の非人取締方――善七と團左衞門――水未だ平ならず――

「穢多の州縣に在るや、常に牛馬を屠り皮毛を剝ぎ、皮鞋革器を製して業と爲す、是を以て人目して醜類と爲し、衣袖相觸るれば以て汚と爲し、足其閾を踏めば以て不潔と爲す、若し一朝慨然として嘆じて曰く、我は醜類たり、彼は良民たり、伍せず婚せざるは卽ち已む、旣に勞するに

卑役を以てし、又從ひて之を汚辱す、亦何ぞ甚しきやと、臂を攘ひて大呼し、其群類を聚めば、諸州の部落亦竿を揭げ木を挺にし、四面響應、州縣を剽掠し以て報德の計と爲さゞ、彼の黃巾の漢を亂し、五胡の晉を亂せるが如く、固より一軍一旅の蕩平すべきに非ず、早くこれが所を爲さざるべからず」千秋順之助早く其解放を說いてゐる。慶應四年攝津渡邊村より、御用金を奉れるを機として、洋人は獸肉を喰ひ候とのことなれば私共の名も御除き下されたくと願ひ出、ついで

慶應四年正月十三日

中渡　　　　　彈左衛門

其方儀御入國以來先祖彈左衞門より數代連綿と相續罷在平素御用品上納仕置物御用無滯相勤愈々出精致し且去子年牢屋敷燒失之節其方園內牢屋へ囚人預遣し候砌累年御用被仰付候冥加之程を存じ自分入費を以手厚く取賄致し其上去寅年長防御征伐に付配下の者共農夫に替へ戰地人足御遣方之儀申渡候處強壯之者相選び五百人程御雇上相願遠路之戰地へ立越候儀に付家族共養育方夫々取計遣し其方儀も出張差配致度相願奇特之筋には候へ共急御用も可有

レ之差留候處手代共之内人選致し差出今般配下之者共銃隊取立之儀相糺候處一大隊之人數可二差出一旨御請致し、非常之節御奉公相勤度申立奇特之至鎌倉以來由緒も正敷義に付出格之譯を以て身分平民に被二仰付一是迄之通御仕置者並支配筋引請等申付候間難レ有可レ存

が稻葉美濃守から出た。正しく明治政府に先き立つこと四年の發令である。明治三年加藤弘之の非人穢多御廢止之議出で、到底人類に相違無レ之者を人外之御取計は、天理に背き候儀、且國辱此上も無レ之、已に舊幕府にて昨春彈内記穢多之稱廢候も有レ之」といひ、大岡玄藏は彈左衛門に生殺の權を委するは不可なり、宜しくその權を奪ふべしと上言し、やうやく新政府の視聽を動かすに至つた。尾佐竹猛氏

廢止令に先き立つこと四ケ月

明治四年三月十九日

從來斃れ牛馬有レ之候節は穢多へ相渡來候處自今牛馬は勿論外獸類たりとも總て持主の勝手

に所置可ㇾ致事

として、先づ其特職を奪ひて庶膺を拔き、

明治四年八月二十八日

穢多非人等の稱被ㇾ廢候條自今身分職業共平民同樣たるべき事

同　　　　府　縣　へ

穢多非人等の稱被ㇾ廢候條一般民籍に編入し身分職業共都て同一に相成候樣可ㇾ取扱ㇾ尤も地租其他除蠲の仕來も有ㇾ之候はゞ引直し方見込取調大藏省へ可ㇾ伺出ㇾ事

明治政府の最大善政ともいふべきものは是れである。

しかも其特權を奪うたことに就ては、

斃馬牛の儀に付

私共儀は前々淺草彈直記配下に御座候處御一新之際當秋中より平民同樣に被二御出一身分之面目無二此上一難レ有仕合奉レ存候然處斃馬牛皮剝取之義者共時々村々持主可レ爲二勝手一旨御布告奉二承知一雖レ然百姓一統是迄不淨之品と唱置候故爾來皮剝候者一切無レ之皇國中斃馬牛之數許多に可レ有レ之其儘腐敗いたし候儀實に歎敷眼前御國益相成候を乍レ存默止仕候而者御國民之數に入候詮無レ之も爪は一匹分價三兩より上品に至候而は五兩程にも可二相成一牛角爪下直直（ママ）には候得共是又同樣細工ものに相成候間於二村々一斃牛馬有レ之節は村役人へ申出手馴候者相賴皮剝精製いたし爪は同職業之者へ可二賣拂一旨御布令相成候樣仕度右は方今言路被レ爲レ開候御時節と拜承仕候間不レ顧二身分一存付候儀に付此段奉二建言一候　以上

明治四年十二月　　武州比企郡石坂村　山本半左衛門

を見る。（開化新聞第八號）從來斃馬牛は必ず彼等の手に渡すべきものとなつてゐたのを、新政府は手前で處分したき者はしてもいゝといふ意味にて、これまでの約束を解いたのであらうから、百姓等が持てあましてそれなり埋めたとすれば、爪一つでさへ三兩五兩とするのだから惜がる筈である。

伊勢報知　明治四年未十二月開化新聞

勢州穢多村今度平民同様の御布告ありしに付一日改めて垢離を取り從前の罪を祓ひ太神宮の前に參拜し天恩の洪大なるを拜謝し謹て神明を敬禮し神前に於て清潔の火を燒き各其火を頂戴して持歸り是迄の火の氣を廢し日用の食事沐浴に至る迄神明の火に非れば決て用ひぬと云ことなり人皆其舊染の汚俗を去て新正に就し事を賞讃せり

因に云越中戸出の事なりし穢多の湯屋へ來りて浴せむと云しに湯屋の主云敢て入湯ならぬとにはあらず如何せんそちもし入時は明日より客は來るましさすれば我活計を失ふ依てそち等我を養ひ與ば夫にて我の生活出來るなり何も商業の道なれば誰の入るも同じ事我をさへ養ひ與るに於ては以來は我檀那となすべしと云穢多色をなして云左樣六か敷事は聞て由なしとて去し由

湯屋の主人は天晴れ智惠を振つた積りであらうけれど、無殘なはなしだ。が何といつても欺天

喜地の喜びは、家々に溢れたらしい。

先般穢多非人の稱を廢し平民に入籍すべきの御布告ありし後高知縣下にて舊穢多の者泥堂柏戶等に來るを平民甚だ忌嫌ひければ縣廳より示諭ありて去年十月處々にて穢除を執行し穢多非人等に神拜せしめ全く汚穢なきを示せしより平民も承伏せしよし其頃高岡郡高岡村字井堰と云處の舊穢多龜藏なる者七絶一首を賦す

一陽來復入二桑門一　脫二卻穢臭一傾二小樽一　亦是盲龜浮木事　不レ知何日報二天恩一

開化新聞
第十三號

新聞雜誌　には廣木雄之介となす。「川に入りて身を淸め、はるかにすめらみことに捧げたる詩歌とて、前の詩と、

君は海世は浪なれや人は魚何を隔つる潮なるらむ

穢多非人の稱を廢す

が出てゐる。作り事では無さゝうだけれど、白ら穢臭を脱却して小椋を傾くといふ、感激に掻きくれた人達がいぢらしい。

其社會から受けたいはれなき迫害の歴史は、德川氏以前に遡るが、慘毒、骨に徹する苦楚は慶長以後の事實らしい。

安永七戌十月

近年穢多非人の儀風俗惡敷百姓町人に對し法外の働致、或は百姓體に紛、旅籠屋煮賣小酒屋へ立入、見咎候へば六かしく申掛候に付、百姓町人外聞に拘、用赦致置候故、法外增長致、就レ中中國筋之穢多非人茶筌之類、盜賊惡黨者の宿又は盜賊之致ニ世話ー候趣も相聞、已穢多共申合村々へ盜に入候者、追々引廻死罪等御仕置申付候得共、風俗不ニ相直ー由取沙汰有レ之候、盜惡事致候者は勿論、百姓町人へ對し慮外致候か、百姓町人體に紛敷者は嚴敷お仕置申付候段、兼々穢多非人茶筌之類は嚴敷申渡置、相背者有レ之候はゞ、御料は御代官より手代足輕差

廻し召捕、御勘定奉行へ可二申達一候、私領に於ても右に準じ可二申付一候。若捨置候場所有レ之候はゞ、最寄御代官より手代遣し可レ申候。於レ然は其地頭の可レ爲二無念一也。

これが幕府の布令だから、歎くに餘りあつた。されば土州藩では、穢多共百姓間人等に紛候由甚以不埒の至りに候。就レ中百姓宅の座上に止宿可レ仕抔と法外を申、好に任せざる時は色々のろひ事申趣、向來在家穢多の指別も無レ之樣可二成行一言語道斷不屆の至りに候。百姓間人共、穢多を座上に取扱者有レ之候はゞ、屹度曲事可二申付一。穢多共町方へ罷出候節は、晝七つ時限罷歸候御作法に候處、此節夕暮迄致二徘徊一候趣、不埒の至に候。(安永九子十二月) と達し、更に男は二ノわげ(髷)相成らず、女は櫛笄の外わげ(髷)相成らず。晝七つ過候はゞ御城下往來不二相成一御用係を以て往來候節は、何村何谷と穢多居村相記候小提燈ともし可レ申。(天保十亥十一月)とした。これ猶忍ぶべし。忍ぶべからざるは伊豫大洲藩の、七歳以上男女に限らず、五寸四方の毛皮を目立つ樣前へ下げ往來可レ致事。居宅戸口へ毛皮下げ可レ申事。女髪のゆひやう折わげに限り、下駄傘無用の事。であらう。明治三年にすら、

皮田の奴・近年風儀不レ宜、間々不埒の儀も有レ之候間、此度同奴共へ別紙箇條之通相觸れさせ候事。

一市中は勿論在中たり共、通行の節片寄候て、往來の人へ聊も無禮ヶ間敷候儀不レ可レ致事。

一朝日の出より日之入迄の外、市中は勿論町端たりとも徘徊不二相成一、且在中にても夜分妄に往來不二相成一事。

一町内にて飲食致候儀不二相成一事。

一雨天之外笠かぶり物不二相成一事。

一履物は草履の外總て不二相成一事。

が新宮藩から出てゐる（以上民族と歴史に據る）この笑ふべき觸れがあつてから、一年足らずで、天日は彼等の上に輝き出したのである。是まことに盲龜木に緣る喜であらう。

しかもこれまでは入口のしきゐすら踏まざりし輩の時を得て、用も無きに訪ひ來ては、茶をねだれ、火をねだれ、拒めば「お上」を笠に被て、亂暴に出る者もあつた。其れに屬する隱亡が、深夜生燒きの屍を路上に引きずり出し、斬首、梟木、あらゆる凌辱を極めて鬱を晴らした話もある。彼等の人に賣る喧嘩には「銀と鉛の取替こだ」と放言するを聞く。解放令下りて僅に二ヶ月、

十月十三日夜より播州姫路城下にて平民共一揆を起したり其原因を尋ぬるに先般穢多の稱廢せられ候より不平を抱き候趣にて各鐵砲竹槍を持ち村里を煽動し同意せざる村は燒立候抔と唱忽ち衆を誘惑して大庄屋等居宅を放火し既に城下へ押出し亂暴に及び候に付常備兵六小隊繰出砲擊に及候處悉く山林に散亂したり云々右暴動に及候村數は百七十ヶ村人數大略一萬餘人の山死傷の者數知れず　云々

早くも好ましからざる反響が見え、千住邊の商人、山谷土手を通りしに、ぜいたくな姿せし見知越の四ツが、駕籠の中より聲かけて我等多年吉原の遊びを羨みしが、此度宿志を遂ぐるを得たり、已に昨夜も一大樓にて歡樂を極め今夜うらを達がんとするなり、幸ひに同行したまへといふ、商人は眉をひそめ、事に託して辭し去つたと傳へ、何樓かは知らず、一娼婦に通ふ者あり、かねて富有の者故、おいらんも之れになじんだので、金錢を湯水の如くつかつて、着物まで質に入れるやうになつた。女は「宿緣かゐたがきつねにだまされて毛ものどころか身の皮を剝ぐ」と詠むと、男「其むかし毛ものはぎたる報い來て身の皮切りに肉にくはるる」（新聞雜誌第十七號）を見、名古屋の權九郎岡四郎小市スへの四人が、商法用達に列した時、或府では家を貸すまじとて明屋無しの張札を出し、或縣の一揆は之を惡んで其の書を火中に投じたり。文化の進不進實に同日の論に非ざるか」（新聞雜誌第卅四號）を見る。

十一年八月、埼玉縣入間郡宮ノ鄉では入學拒絕事件が起つた。

明治の政圖一たび改良に就きたる以來は、穢多の稱號を廢し、他の一般の人民と其權利を同ふし、其保護を均ふし、其籍をも異にせられざるの令を發せしは、我邦開闢以來の一大美事にして、其善良公平なる焉より大なるは莫し、然れ共此美意未下に浹洽せず、兎角此迄の習慣上に於て、全く良民社會と別種異類の者と心得たるの念、今に人民の腦漿に浸潤痼着し、從前の如く更に同等視せず、何ぞ其心の慘にして、意の酷なる、眞に悪むに堪へたり、而して古より如レ斯甚しき輕蔑を受け、一般の交際を全くする能はざるにより、自然と卑屈心も增長し、絶えて教育をも受けたると無きを以て、其知識も自ら下なるにより、移すべからざる權利のある所も、動かすべからざる道理のある所も知る能はざるにより、蠢爾として犬羊の淵藪に沈淪して、尙ほ自ら愧づるの色無きは實に憐むに堪へたる次第なり。

茲に埼玉縣武藏國入間郡宮ノ鄕中に、新平民と唱ふるもの五十餘戸あり、此鄕中に於て曾て學校を建築し、教師を迎へ、子弟を教授せしめたるに、彼新平民なる者の子弟のみは、決し

て入學を許さず、若し入れしめば爾餘は悉く退校せんと唱ふるの惡弊あり、然るに該地の巡講師となりて、東京より赴きたる佐々木正綱氏は、如此き現狀を目擊し、大に慨嘆に堪へざるより、一日滿校の子弟及其父兄を一齊に校舍に呼び集め、自ら壇上に臨み、雄辯を振ひて新平民の履歷上より之を賤しむべからざる道理と、且は人の教育を妨ぐるの最惡なるを演說し、新平民の子弟を速に入校せしむべき旨を懇々說きたるも、素より頑固なる人民なれば、氏の言を容れず、已むを得ず、自ら起つて新平民の惣代人となり、遂に先月廿日狀を具して縣廳に申出ければ、直に縣官より區戶長を召され、彼等が不行屆の廉を責問し、速に新平民の子弟を入學せしむべきの嚴命を下されければ、同月廿七日を以て日出度入校を了せりと、夫れ埼玉縣は東京を去る僅に十里の地なり、此地にして如レ此、況んや四方僻陬の地に至りなば、尙かし然るとの盛んに行はるるに相違無く、望むらくは縣官の太政官布告の取次にのみ從事せず、かゝる惡弊は務めて洗除すると佐々木氏の如くならん事を、（新聞集誌二一九號）

東京中の非人乞食を驅り立てゝ、丈夫な者は本貫へ引き渡すから、二度と管轄外へ出さぬやうにせよと達したのは明治二年である。

こゝに謂ふ非人乞食は東京にうろついてる手合を指したらしい。乞食は別として、非人は田舍には居なかつた。番太郎は穢多仲間から出て、各村に一人位づゝ雇はれ、乞食を追ひ拂ふ役などに使はれてゐた。乞食が村へ入つて來ると、疾呼奔競、直ちにこれに迫つて、蹴る、撲つ、なぐる、といふ様だつた。日本には穢多でもなく、非人でもなくて、しかも今なほ特殊の集團を爲す者に山家の群れがある、猿まはし萬歳なども團左衛門の支配だつたが、同族ではなかつた。肥後五個庄の住民も、阿波祖谷(いや)の山民も、「平家の末孫」を名乘つてはゐるが、要するに特殊部落の中に屬すべき人達だけれど、彼等は山といふ自由の天地を持つてゐるだけが違ふ。それとはあべこべに、一定の住所すら定めなかつた非人は、明治に入りて平民階級に混入同化し去つて、殆どむかしの色を殘さない。何といふ幸福だ。

非人に對する德川氏の壓迫は、穢多同様むごいもので、寛政八年町奉行から心得方を聞かれた

時、非人頭から觸れた非人取締方に、

一非人頭善七松右衛門善三郎久兵衛手下小屋頭百廿九人は役筋相勤候者に付是迄の形にて其外六百四十五人の小屋頭共は黒元結にて髮を束候事

一非人共儀は髮を束候儀一向不ニ相成一斬髮にて手拭之義者寒風雨之節凌之爲被り候共天窓へ卷付斬髮を不レ隱根丈八寸を限手拭持候事

一女非人之儀黒元結並丈長紙黒染相用髮を束木櫛をさし候事

一非人衣類之義男女共に不レ限布木綿之外絹類一切着不レ致たとひ木綿たり共目立不レ申品着し抱非人は古木綿着致候事

一非人女の内身賣致し平民に立交り候事決て不ニ相成一着類之儀前書同樣にて髮はたぶさを出し不レ申草束に致し木櫛をさし寺社境内又は明地等の茶屋の内にて淨瑠璃等語り並町方門々に立候共或は袖乞致し候者私用に出る時目立不レ申樣致し平人に紛敷致し候義曾て不レ致候事

一武士寺境百姓町人へ對し不レ致二不禮一物もらひへ出候共惡ねたり又は惡口等致候義は嚴敷申付置候事

一紙屑拾ひ非人共袋は決て持不レ申籠計持廻り亦鑵を仕付候笞所持不レ致橋にて賣買致候はき物の義捨候を拾ひ取候にも無レ之捨废品所持不レ致候事

一囚人往來の節非人共權柄がさつ成義曾て不レ致馬駕籠にても往來の者を片寄させ候義は不レ及レ申往來妨に不レ成候樣致候事

但道狹之場所又は込合之場所にて囚人大切之義に付小荷駄馬車にて怪我可レ有レ之時節は助合請候事

一囚人有レ之之節時に寄横目非人番所へ來候節勝手へ上り候義不レ及レ申權柄又はがさつ成義は曾て不レ致候事

一堂宮地等へ出候て物貰似致候非人の內牢內並縛方等之眞似は不レ及レ申流行唄にても世間之噂に拘り候義曾て不レ致候事

右は近頃非人共不作法に相成候に付已來取〆方取扱御窺可レ奉二申上一候旨御奉行所にて穢多

穢多非人の稱を廢す

頭彈左衛門へ被㆓仰付㆒候に付書面之通申上候間町中にても承知仕罷在候樣被㆓仰聞㆒候間御組合御同役中面々へ御承知可ㇾ有ㇾ之各樣にて御取計可ㇾ被ㇾ下候

寬政八丙辰九月廿九日　　月番肝煎

半日閑話

を見る。

車善七（非人頭）對彈左衛門（穢多）の關係は、誰しも思ひ及ぶ所であらうが、德川氏は江戸市中の非人（三千人と稱す）を悉く彈左衛門の支配たらしめ、天保七年其羈絆を脫せんとして、町奉行池田播磨守に強訴した善七（何代目かわからぬ）を死刑に處した事あり、遺孤千代松は四千石の旗下に匹敵すと稱せられた收入ある家を追はれて、一時谷中村にかくれねばならなかつた。天保十二年車家を繼いで再び非人頭になつたが、刑死した善七の墓（箕輪の光雲寺）には青網を被せてあつた。グロデスクーの一彈左衛門は其率ゆる所の一團に對しては、生殺與奪の權を有してゐたのだ。

黑風白雨六十年、今猶榛荊滿地、水いまだ平らかならず、召されて兵となれる者すら、差別待遇を怒り轅に縋りて訴ふる者あるに至る。

じやん切り勝手

——一錢職——「じやんぎり頭を叩いて見れば」——じやんぎり勝手——ハイカラ油屋——髮挾み職——髮の刈り賃——女の斷髮はじまる——今山吹——靜馬頭——權現堂の御百姓——千樣萬態——ちよん髷稅——女に持てぬ——ふられ聟——元祖の生き殘り——

徳川時代に、團左衛門が、賴朝より賜はれりと稱する僞作の文書を楯にして、二十八職の支配頭となつたやうに、諸道の職人はまた銘々出たらめの文書を提供して、特權支持に腐心したらしい。

一錢職の髮結が持ち傳へた由緒書きに據ると、人王八十九代龜山天皇の御勘氣を受けた北面藤七郎藤原元行から出た。元行の長男大内藏介は太物屋になり、次男兵庫介は染物屋、三男釆女介

は髪結職になつた。采女介徳川家康の三方ヶ原にて自殺せんとせし時、船を漕ぎ寄せて救つた爲に、銀錢一枚を褒美として賜り、已來髪結職の惣名一錢職と相唱可レ申と仰せられ、其緣故で御入國の折江戸へ下つて髪結司に補せられたといふのだ。のみならず大岡越前守政俊の免狀といふに、

御公儀樣御法度の儀は不レ及レ申所々作法中間掟相守可レ申事

一長髪の者來剃髪相賴候共差添無レ之者致ニ剃髪ー申間敷事

一穢多非人乞食之類決而剃髪致申間敷事

一往還の人に對し過言申間敷事

一虚無僧と一錢職の者共可レ爲ニ同樣同格ー也

右之者共天下浪人而御免許被ニ仰付ー置候尤所々渡商賣の者腰刀不レ苦依レ之諸國御關所川々渡場等迄相違之趣御免狀仍如レ件

萬治元年八月十六日　大岡越前守政俊花押

じやん切り勝手

有之通申渡置者也

寺山長兵衛義高（三餘隨筆）

强ひて先祖をゑらくしようとした細工のあとを見るだけだが、瓦解はこの華にも及んで、明治に入るとともに髮結ひは女にのみ限られる現狀となつた。

「半髮（やらう）頭を叩いて見れば因循姑息の音がする「惣髮頭を叩いて見れば王政復古の音がする」じやん切り頭を叩いて見れば文明開化の音がする。其頭を數へると、半髮（小鬢ある者小鬢なつる者）總髮（髷を結ふもの髷を結はず後に垂れたる者）じやんぎり（いが栗にて髮短き者なで付にて髮長き者）冠下　坊主の八通りあつた。（新聞雜誌第二號）

散髮勝手たるべしを觸れたのは明治四年八月十日だつた。髷を切れば首のつながることもあつた時代は、火つけ人殺しならぬ限り、人妻に私した位は助かつたものだ。然れども散髮を喜ぶ者きらふ者、まさしく半々に居つて、風を變じ俗を革むるの難きこと、明治を通じてこれに過ぐるは

なかつた。

その十月

風俗の變化は世の氣運に準ぜり、我邦上古は總て被髪なりしが、中朝以來漢土の制に倣ひ、束髪長袖の風に變ぜり、今時の半髪は何時より始るを不レ知、要するに鄙野の風俗にして、因襲の久しき衆人以て好風となせり、今や西洋の文物盛んに行はれ、半髪を厭ひて因循と笑ひ被髪を喜んで開化と稱し、髪を剪る者日に益々多し、吾輩從來所レ製の香油は因循に似たり、依て此回「佛」製に擬き、一種の開化香油を造製し、海内諸君の用に供す、願はくは是を頭髪に用ひて、開化頭の光輝を増し、永く愛顧高評を賜ふを得ば幸甚ならん

神田雉子町

阿羅目屋善助

新聞雜誌
第廿五

じやん切り勝手

人々は爭うて買つたことであらう。

五年二月には府下の火消人足悉く髮を斷つ。（新聞雜誌）

理髮職人ははじめ髮挾み職の名で呼ばれた。（朝野新聞）

横濱で腕を磨いた五郎吉といふ男、東京の髮結から招かれて海運橋際で働くことになると、皆が其工合を見習つて續々と開業した。刈りは刈つても虎斑にて見られないから、刈つた上を櫛ですいて、揃はぬ毛は剃刀で剃つたり、火で燒き切つたりなどした軒先へ立てたあるへい棒の看板は今は何處にも無さゝう。

髮の刈賃はいくら位だつたか。只髷を斬るだけなら別だが、「一人の農夫、或日兩國橋の邊に來り、髮結床に立寄り髮を剪ましめしが、剪み終つて去るに到り、僅に二百文の錢を投じたり、床の亭主いひけるやう、汝は物を知らざるなり、二百文にて髮を剪むものある乎、定價の如く二朱出せといひければ、農夫答へて、我村里にては百文にて剪みたるを、今二百文を出したるに、と大に憤りければ、亭主莞爾として、凡て價は其物の巧拙によりて相違あるものなり、汝知らずや

今我國の醫師にかゝらば五分か三分の謝義なるべきに、西洋渡來の名醫にかゝらば一度の費十圓以上に及ぶべし、然れども開化の人は生命の至重を知り、庸醫を厭ふて名醫に就く、汝も野卑の習氣を去りて開化の都人を學ばんには、よく今剪し手ぎはを知るべし、手ぎはの巧を知りたらんには貳朱の價少しも高直にはあらざるなりと說きたりと」郵便報知新聞第十一號が早く明治五年に見え、七年に刷つたらしいといふ左のちらしは、

廣告

舊弊の髷節を切斷て、因循の垢を洗ひ除し、元結の束縛を脫却て、自由の寢起の出るのが、即ち開化の散髮頭、されば香水の匂ひは馥郁として、櫻香の薫りを壓し、鋏の光は明皎々として、月代の月よりも朗なり、況英風に擬分る櫛、佛流に撫付るブラシ、百物具備て整頓ふ容貌、殊に婦人の結髮も、諸國の形容を其儘に、爰に摸擬せる鏡山、高きホテルに寄留する、御婦人方まで櫛の齒の、しげき御來車希ふと、銀座の街の中央より、分髮て諸君に告るになむ。

一毛はさみ　二十五錢　一ひげそり　十二錢五厘　一髪あらひ　十二錢五厘

銀座三丁目四番地

三　月　　杉　浦　善　次　郎

毛はさみ佛蘭西人

ジョージ　ホーバン

佛人が刈るといふのでか高い。ある繁昌記に、斷髪令の下つた當時は、異風さま〴〵で、英吉利風、佛蘭西風、日本風とあり、初刈は三錢、再刈は七八錢、最近はやりのかまど刈といふは、前髪と中髪とを刈つて、まはりを刈つたものとあるから、奇觀だ。（石井研堂氏）

ところが女まで斬りはじめたから厄介だ。「散髪の儀は勝手次第たるべき旨、先般御布告相成、專ら男子に限候處、近來婦女子輩ザンギリ相成候者往々相見、畢竟御趣意を取違候儀に可ㇾ有ㇾ之抑婦人女子衣類は素より男子とは區別の御制度に候條、婦女子の儀は從前の通心得申樣可ㇾ致候」を見、又「近來府下にて往々女子の斷髪する者あり、固より我古俗にもあらず、又西洋文化の諸

國にも未曾て見ざる事にて、其醜態陋風、見るに忍びず、女子は柔順温和を以て主とする者なれば、髮を長くして飾を用ゆること萬國の通俗なるを、如何なる主意にや、あたら黒髮を切捨て、開化の姿とか色氣を離るとか思ひて、すまし顏なるは、實に片腹痛き業なり」新聞雜誌第三十五を見、

半髮は中古の風習にて、淸人を除くの外他國人に曾て無き卑賤の風姿なれば、先年來貴賤となく或は兀天頭の如きも追々髮を蓄へ、今日に及んでは士は素より平民に至る迄十に三四は散髮せり、共虛飾を省き簡易に就くの理なれば、數年を待たば、我男子たる人は悉く散髮となるべし、然れども一の甚しきは、頃日切りに婦女子の散髮せるなり、世間無益の贅澤こそ惡けれ、人情皆髮の長きを貴ぶ、又外國に於ても長髮ともに自ら飾るの制度ありて、既に諸人の親目する所の如し、彼の邦人も我婦女子の斬髮を視ては大に嘲へる由なり、尤多くは煎茶店等の給仕女にて、奮に奇を好むのみならず、書生兵員等の寵戀を計るか、或は自負の强き徒輩の所爲なれば、實に笑止の甚しきなり、速く異風を改め、人々相應の容をなして、一婦もかゝる至愚なき樣有たし、是十指の指す所にして、是等の多きは官にても御歎息の由と

いふ（新聞雑誌）

金澤あたりでは、五年正月に「當地に女の斷髪多し、樀笄の虚飾と油元結等の冗を去り簡に就くと云べし。序に袂を切り袖を細くし袴を穿て丈を短くし、巾廣の帶を廢して細帶に改めなば無益の費を去ると莫大なるべし」（開化新聞第四號）とあり、「近頃男子の斷髪は吾が古に復するのみならず、萬國一般の風俗にして更に怪むべき事にあらず。獨女子の斷髪往々見ゆれど、古にも無き事にて西洋諸州にも未だ曾て見ざる所。夫れ女子の性質たる、容貌を飾るを以て通情とす、夫を失ふ者世の物憂きより佛門に入るの心にて、斷髪する者稀にあれど、現在良人ありながら、あたら黒髪を切り棄て、獨り文明の姿ぞと濟し顔なる輩へ女髪結の入費は省くとも、萬國未開の醜體を顯し比丘尼の還俗に類するは。實に淺ましき事ならずや」と罵れる文字見え、本郷邊の商人の娘、散髪の上、風流の小袖を着、小太刀を帶して、今山吹と稱し、市中を徘徊す、一奇女といふべし」（新聞雑誌第十三號）が出た。この女は湯島の菓子屋（齋藤太郎左衞門）の娘で、劍法柔術讀書手跡三元九星術をも學んだが、書家の細川晁南とかけ落ちして、晁龍と名のつてゐた。親仁は探し出して連れ歸つたが、二

月兩國中村樓に書畫會あり、晃南も出かけると今山吹も出てゐた。歸れ、歸らぬの騷ぎから、遂卒にひつ立てられて行つた。

淺草倉前の伊勢屋某、妾と娘をざんぎりにした上、細君にまで切らせようとしたが、「妻深く之れを歎きて、肯はざりしかば、終に強諭して其黑髮を斷たり。然るに己れは依然たる從前の半髮大髷なる由 新聞雜誌第卅五號 モボのモボたる所以を見る。

六年二月二十日、聖上御斷髮あそばさる。かしこし。皇太后皇后宮の御まゆずみ御かねをお止めになつたのもこの年である。

濱田縣靜間村戶長椎野靜馬、太政官の御旨趣を奉じて、村の手やひに說いて、一せいに髮を切らせた。隣の村々では散髮を靜間天窓（まあたま）と呼びはじめた 新聞雜誌第六十四 が、元來勝手たるべしで、切れではないのだから、いやな者はいやで濟みさうなものだが、さういかなかつた處に、お上の御威光があつて、

埼玉縣葛飾郡權現堂村農民共、丸坊主又は散切なる者二十九人、忽卒縣廳へ出、昨夜半里正抔兩三輩突然我々を呼出し、命なり、皆々散髪すべしと、剃刀鋏を持ち、暴に剃立たる由訴へしかば、官員共他見る人絶笑、相手を呼出し糺されしに、其日村中の例祭故家々神酒頂戴の餘り、今の半髪にては徒刑人に紛はしく、結末不便ならんとて、私共眞先に切り、そこに申勸めしに相違無レ之今更悔悟恐入由申述、粗略可レ咎と雖、是亦僻陬開化の一端ともいふべき奇事ならんか新聞雜誌第四十號

新潟縣令楠本正隆は命を傳へて、國中一人も半髪の男子無からしめんことを期したと傳へるが、自今半髪の者一人に付、一年五十錢づゝ半年分出金申付く、來三月限斷髪の向は前段出金に及ばずと觸れたのは若松縣六年一月

都下頭髪一定せず、西京は洋風を專ら用ゆべき御趣意なる故大概斷髪なり、滋賀縣下に至りては十に八九は斷髪になりたり、其故は髪のある者は月毎に何程か納税致させし故餘儀なく

斬髪の者多し、愛知郡下は悉皆斬髪の嚴命これあり、邏卒處々に出張、往來半髪の者を見受くれば、生國住所を糺し、管内の者なれば直に髪を斷つ、三重縣は十に三四まで斬髪なり、濱松縣以東へ近寄る程半髪野郎へつついあたま抔多くあり、官吏の着目する所、前後あるは如何なる故ならんと咄せし人あり（新聞雜誌一三一）

これは六年七月、

京都府では昨年斬髪と野郎頭との床を別にして、稅額を定められましたが、山梨縣でも去暮髮結職と髮挾職と稱へを分ち、以來髮結職を渡世とする者には稅を申付らるゝやうになつたといふことであります（朝野新聞 九年六月）

ヤイ大變が持ちやがつて來た、是れからア何でも三十錢づゝ稼ぎ出さなくちや成らねへ、ナゼといふにザンギリ頭にならない者は月々稅がそれだけ出るといふが、オラヱガグリが大嫌ひだと、昨日の朝淺草の花川戸を火事でも初まつたやうに騒ぎ廻つた男があるが、頭に髷が

あつたとて、左程女に持てもせまいに困つた野郎共だ。（朝野新聞 九年七月）

同じ十一年十一月のにも、甲府には斬切店ばかりで、推髻店は一軒も無い。甲府では推髻を結ふ者からは十二錢五厘づゝ税を取るので結ふ者が絶えたのだとあり。女の斷髪だけは十二年頃になつてあとを絶つたと見え、ある田舍の警察から「昔日婦人散髪大いに流行し、若年の者と雖、競うて髪を斷つに至り、風俗の紊亂するを憂へて、違警三十九條を定められ、爾来右の弊風漸く剪除し、今日に至りては、老人又は頭瘡にて髪を結ふ能はざる者に止り候、一時風俗を矯正する爲に設けたる條例にして、弊風除去したる今日に於ては、大に人民の手數に相成候條因て不問に置き可然哉と伺ひ出て、不問に附すべき旨指令された。（朝野新聞）

奈良縣下山邊郡合場村の農西川辰藏の弟豊松なる者四月下旬同郡川原城村の農某方へ養子となりしに其家の女子豊松の散髪を嫌ひ敢て枕席を共にせず父母百方説諭すれども聞入ず餘儀なく豊松は伯父某へ情實を述べ終に離縁を請ひたりと嗚呼當村の如きは散髪ならざる者一人

も無く且豊松同葬螟蛉となるべき者數輩あり斯る頑固の女子なれば此輩終身契濶の情を遂げざるべし是又一奇談なり（郵便報知第五十九）

髮を斬つた爲に花嫁に嫌はれたのだ。

「めぐる世の時が來たとて何國の民も合散髮頭で候無造作や〳〵しやつほ冠りて襠高袴洋傘時計お定まり酒はびユるをのみにけりさアりとては牛店で今一チしめて來たかいな文明開化の人さんじや

「思ひ切られぬそりや因循六文明開化になるがよい

「爪ぐしのとまらぬ髮や開化ぶり

大坂上本町九丁目百五十二番地の裏長屋、露次を入つて右に折れた突當り、格子戸と暖簾と鉢植との間に、「元祖散髮石川伊三郎」の名が、黑塗の額ぶちに納つて唐紙の上に見る。

じやん切り勝手

九尺二間共億の構へを、半分を土間半分を二疊敷に仕切つて、土間の眞中を荒木造りの小椅子茶色になつた赤毛布を載せて控へてゐる。棚が一つ、砥石、剃刀、鋏、櫛、亜鉛の金盥、丼に盛つた石鹸、天井からブラ下るランプの下に、ジヤツキが新聞張の壁にかゝる。土間の椅子に對抗して二疊敷には黒ずんだ陶器の火鉢が置いてある。共向ふ側から足が二本ぬつと土間へ突き出て火のつくやうに吠え出した犬の聲に驚いて起上つた顏を見ると、白壁で固めあげたやうな白い、長いそして曲りを見せた髮の毛を持つてゐた。高い大きな鼻と、碧玉ばかりのやうな目玉と、黄いろい象牙のやうな齒と、露西亞へ行つても滅多に見つからんやうな深刻な顏をしてゐた。そして小ほけな子供の前掛を胸に垂らして、顏と吊りあはぬスルくと滑るなめらかな調子で語り出された時には、ドギマギする程驚いた。

爺さんは天保十七年に生れ、十の歳から鍛へあげた床屋で、大阪川口の異人屋敷で、異人から理髮の相傳を受けた散髮屋の元祖だつた。時代遲れの滑稽な象徴として引合に出されるチヨン髷の時代に生れて、チヨン髷によりて生活を續けて來た元祖は、チヨン髷に關して豐富な知識と興味を持つてゐる。

チョン髷の先端を「はけさき」折れ目を「しり」といつて、此間を元結で縛りあげて、チョン髷が出來上る事から、チョン髷といつても、ザツと三十八通りある。大きくて長いのは六寸、小さくて短いのは一寸五分位、武士の結ぶ「細いてふ」でも、關東は尻が短いが、九州は尻が長いと來る。

元祖が日々手にかけて結んだ町人の髷は、町人は尻の丸い「丸髷」に、職人は「いてふ」よりは尻の角張りの多少ぬるい「二つ折り」に結つたもので、今の職人が角刈にするやうなもの、粋人は「丸髷」と「二つ折」の間を載せて通がつた、俠客博徒は二つ折をふつさりとした「二ツ折たばね」角力は極めてふつさりした「冠せいてふ」今のハイカラ髷のやうに鬢をくり出したものを、本中鬢とて八釜しかつた、仲間は冠せいてふの少しかつたりした「下馬いてふ」六尺は「下馬いてふ」の倘かつたりした「たばねいてふ」天王寺の樂人髷はお冠下といつて威張つた、今の小學校生徒の「お下げ」に似て、元結を一切使はず、細い絹紐で縛る、上品な代りにむづかしい、懲役人は茶筌に結うた。二寸許りの捌き髮を結ふのは腕の無い

若では元結が持たぬ、 大正元年十月大坂朝日

びつくり箱

――「びつくり箱があく」――「切りほどきの令」――「娼妓藝妓は牛馬に異ならず」――大穴――悲劇二三――「あんまり乘せたから」――驪梅の珍談――私娼のあたひ――

びつくり箱があく

艶孃毒蛇淵（いろむすめどくじやのふち）明治十三年一月發兌に、「此頃世上に惘愕箱（びつくりばこ）といふを言發（いひだ）せしが、其第一の惘愕は遊女場一時に改革せられて、女郎を飼ひ置くことならずといふ觸あるなり」と言はせてゐる。解放令の出る前に漏れたとも見えぬが、如何あらう。中の卷に其日は九月十三日、吉原の遊女屋殘らず警視本局に引かれ、遊女濫業の科（とが）に因て夫々罰を蒙り、解放の御布告嚴しく、殘らず親元へ返し遣は

すとゝなりけり、是や從來俗の浮說の吃驚箱(びつくりばこ)を明(あ)けたるなりとて、放たれた遊女の群れが、行り來りの駕籠に乘つたり、圓太郎馬車のやうな箱車に乘つたりして、ぞろ〲と引き上げ行く繪楊州周延作があり。屋根は端の反つた宮づくり、擬寶珠附の欄干をめぐらし、鷄首の積りらしい鳥の首を飾つた船型の俥に乘つて行く繪もあり。絃歌耳を弄する歌吹海(かすゐかい)が、一朝にして幻滅を見たのである。四五人乘の人力車さへあつた時代だから、描くには持つて來いであらう。

解放令

人身賣買禁止令に先立つこと一ケ月、大藏省達を以て、遊女飯盛藝者の類、舊來稅金を收めて許して來たが、間不都合の儀も有る故、稅は本年より上納に及ばぬ事、尤府縣限り取立てゝ、道路隄防、邏卒取締等の入費に充つるはよき事、女藝者洗濯女等、遊女同樣の振舞をする者は、飯盛の名義に改むるか、それとも改名さするか、すべてこれまで右樣の女これ無き地方にては新規營業は許すまじき事を觸れた。解放令の出たのは十月二日で、

人身を賣買致し終身又は年季を限り其主人の存意に任せ虐使候事は人倫に背き有間敷事に付古來制禁の處從來年季奉公等種々の名目を以て 奉公住爲レ致其實は 賣買同樣の所業に至り以の外の事に付自今可レ爲二嚴禁一事

一農工商の諸業習熟の爲弟子奉公爲レ致候儀は勝手次第に候へ共年限滿七年不レ可レ過事

但双方和談を以て更に期を延るは可レ爲 勝手 事

一平常の奉公人は一ケ年宛たるべし尤も奉公取續き候者は證文可二相改一事

一娼妓等年季奉公人一切解放致し右に付ての貸借訴訟不二取上一候事

ついで九日 司法省から觸れたのは、

一人身を賣買するは古來の制禁の處年季奉公等種々の名目を以て其實賣買同樣の所業に至るに付娼妓藝妓等雇入の資本金は贓金と見做す故に右より苦情を唱ふる者は取糺の上其金の全額を可二取揚一事

一同上の娼妓藝妓は人身の權利を失ふ者にて牛馬に異ならず人より牛馬に物の返辨を求むるの理なし故に從來同上の娼妓藝妓へ借す所の金銀幷に賣掛滯金等は一切債るへからさる事

但し本月二日以來の分は此限にあらす

一人の子女を金談上より養女の名目に爲し娼妓藝妓の所業を爲さしむる者は其實際上則ち人身賣買に付今後可　及嚴重の所置事

といふ猛烈さだつたが、「本月二日以來の分はこの限りにあらず」がいけなかつた。

各區長戶長に、遊女が有れば勿論、養女名儀にて年季を切つて抱へ置く藝者酌人は洩れなく取調べ、人主(ひとぬし)から取りおく證文は取上げよ、其證文にて人主を調べ、抱主から入れた證文を取り上げてしまへと差圖して、抱への女はすべて親元へ歸してやつた　世間ではすつかり驚いて了つて解放令を女郎きりほどきゝお觸れと唱へた。

が「今後當人の望により、遊女藝妓等の渡世致度者は吟味の上差許す」と、大きな穴をこしらへて平氣でゐた。

貸金を賤金と見なしても、其賤金授受の罪を問はぬのは變だからか、

今般神奈川縣に於て遊女等は十月五日を限り父兄又は親類へ差戻し身代金並從來の貸金は當人父兄親類より示談を以て金二十兩以下は六ヶ月五十兩以下は十二ヶ月百兩以下は十八ヶ月二百兩以下は二十四ヶ月三百兩以下は三十ヶ月と定めらる、但當人共抱主の手を放れし後更に遊女稼者渡世致度者は其趣可二願出一

こゝにも大きな穴。

挿話

新吉原町遊女屋龍ヶ崎抱女某此度の御改革にて親元へ引取しが老母一人にて固より貧窶の暮しなれば往々糊口も覺束なきに當惑し無常の風に誘はれ母子共重なりあひ東橋より身を投て

死せりと又同角町川口屋抱遊女某身元引取の後應情客を呼入しに別に又男の來るを聞其薄情を憤り妬心に堪ず一日其宿へ突入し庖丁を取り女の面部を傷け立去しと其他千形萬状種々一ならず情郎と出奔し行方の知れぬあり或は良人に歸し荊釵を挿むあり又は富家の子弟に身を寄せ奉帚をなすもあり中にも身元のかへるべきなく情客の依るべきなくして再び媚笑を賣る者最も夥し或廓通の歌とて聞たる儘

解放す鵜も篝火にひかれつつよるべの岸にあともどりせり

新聞雜誌第六十六

横濱新聞に、或酒席で、醉つ拂つた客が今度の御觸に、女郎藝者は牛馬同前だとあるから、おめへ等は人間ぢや無いとのお上のお取扱じや、これからは今迄の樣に坐敷へ出て我儘な勤方をすると、未來は本當の牛馬に生れ變るから、氣をつけなと言つたのでそばにゐた藝者が腹を立てゝよしてもおくれなはい、何ぼ藝者でも人間ですと、顏色を變へたので、客は面白がつて、其證據は鑑札に牛馬と書いてあるから出して見なといふ、女はと出して見たが盲の垣覗き、ほんにさう

かなと顔を赤めて默つて了つた、客は圖に乘つて、これさお前等は牛馬に扱はれるも御上に無理はない、あんまり人を〇せたからと大笑して歸つた。鑑札は行住坐臥持つてるたものらしい。

不思議

不思議ともいひたいのは、禁止令の出る半年前新聞雜誌四十五號に、左の文あるを見る事だ

木更津縣管下給仕女禁止達書の略は給仕女の儀以來固く禁止せしめ候尤即時引拂申付候ては右渡世の者差向難儀致すべく候間來三月廿九日まで猶豫せしめ候條其意を得今日より夫々轉業の目的相立同日限屹度引拂可﹅致候萬一右期限に至り其儘差置候か又は隱し置候者之ある節は本人は申に及ばず大庄屋名主を始め役人共の越度たるべし云々

一切門〆

茨城新報三號五年十一月に、新治縣下祝町では、いろ〳〵の話が出て、この頃は何處の女郎屋でも

門をとめて、女どもを一切外へ出さぬ、奸謀實以て悪むに足る云々とあり　新聞雜誌第六十四號には、「遊女復籍の布令ありしより、府下諸處の遊里及ニ谷堀柳橋茅町新橋邊にても、絲竹の音を絶ち、俄に冬枯のありさまなせり。殊に吉原は煙花の色を失ひ昔も荒涼に堪へず」とあるから、一時火の消えたやうになつたのであらう。

解放令も飛んだ處へ持つて行かれるもので、「明治九年十月十二日の讀賣に、加藤勇二なる士族が、華族松平直應（出雲松江藩主）に、神樂坂の藝者を金で取られた恨みを、華族會館へ訴へたといふ素晴しい歎願書が出てゐる」（明治大正綺談珍聞大成集）

歎願書

第三大區五小區神樂町三丁目三番地
東京府華族　從五位　松平直應

右者今般同人妻を離別し兼て馴染なる神樂町三丁目二番地武藏てつ方藝妓小代七を金五百圓

にて買取郷内へ引取段人身賣買は嚴禁に候處華族の身を以て御布告に背き右樣の所業有レ之然るに右小代七は元才藏と申候頃より拙者深き馴染にて旣に夫婦契約も致し書付取替有レ之候得共拙者未だ修業中故兩三年は引取兼候間表向官へも不二申出一候處豈料らんや金圓を以て束縛し拙者偕老の契を妨げられ候條殘念至極憤懣に不レ堪候依て右婦人速に差戾候得ば寬免可レ致候得共左も無レ之等閑に致候に於ては拙者身命を抛ち怨恨を晴し男子の意氣を見せんと決意致候乍レ併穩濟は双方の爲に宜敷候間此段各々樣方迄郵便を以て申上候同人へ至急御示諭被レ下度其上不二取用一上は速に激發可レ致候也

第四大區十小區牛込矢來町一番地

明治九年十月

茨城縣士族　加藤勇二郎

華族會館各部長御中

黴毒法が解放令に先き立つてゐたのは面白い。「美くしい筈よ女郎衆は旂大樣か月に何度の掃除浪」が近世日新錄に見える。はじめはひどく吃驚させられたものだ。

大坂府人民黴毒の患者少なからしめんがため花街におゐて此度難波十八應の宅を病院とし馬坂町難波新地藝子女中等過半呼出され始めは病氣有レ之者計療治もらい候事之由に而銘々順番に一人宛二階療治場へ向ひ候處閨亭（しやうかなところ）へ連れ行臺に腰をかけさせ候へ者器械の仕掛に而兩足開け仰向に相成候由陰戸へ銀の輪を入候節パチリと音致す時閨中悉く探索之樣子有に逃て候妓婦生氣を失ふ計泣さけぶ續而順番階上へ昇而婦人共聲を聞驚き逃げかけ候者に多勢捕て有療治致す氣絶の者も有レ之旁以九郎衛門町島之内等の藝子客人を賴て身を引候者内分引等數多色街大亂中に商賣の沙汰に而は無レ之外方へ參居候も人別有レ之候者は呼戻候由依之おひおひ裁判所え數願に付前書之通り三ヶ一計相濟當時延日中に候此儘にて止む風說に候へ共一端療治濟候者中々承知不レ致如何成行可レ申哉余り珍事に付實情聞取の儘書添候

四年十一月
開化新聞

の珍報が出た。

同じ頃小菅縣で小塚原へ驅梅院を建てた時の告諭に「逆旅の僕女と唱ふる者、名は期年奉仕に出し、其實は人を販鬻する者にして、政の容れざる所、可レ廢の一也。交接は人倫の大節にして之を猥りにするは風俗の正しからざる所、可レ廢の二也。一人の黴毒衆人に傳染し健康を傷ひ性命を損す害の甚しき者、可レ廢の三也。汝等賣婦の身と雖も、亦終身遊里に沈沒する者にあらず、宜しく身を愛し生を全ふし、以て豫じめ前途の計を爲すべし。思へ、旣に一身を汚界に下し、一身の毒を百千の人に分與し、死生危難の域に陷らしむ。其意に於て快きか」とわかりつこの無い文章できめつけてゐる。新聞雜誌第十五號

何だか間違へではないかと餘計な心配をするのは先頃吉原根津外四宿の貸座敷の出稼娼妓を檢査の時是からは咽喉をも檢査されるよしのお達しがあつたが吉原ばかりは何分娼妓の說諭が屆き兼ねるので(白狐の鳴聲を以てゞもあるまいが)懇々說諭に及ぶうち暫時咽喉を見るのは御猶豫を願ひ度と其筋へ願ひ出たといふが旣に檢査の檢査たる檢査を受けながら咽喉を

見られるのを彼是れ言ふは咽喉とは内陣の又内陣の事だとも思つてゐるのではないか知らん
（東京繪入新聞）

十四年七月の事である。

私娼のあたひ

序だが、娼婦一夜の價はいくら位だつたか。

一昨日の晩神田紺屋町へはどう參りますと聞ながら同所の丸太河岸をやつて來る男は、何處の國辭だか、何にしても上客と、一人の女が傍へ寄つてイラツシヤイナと袖を引と、此奴兼て聞及んだ淫賣的と氣が付たが、直段が譯らないから、聞て見ると極早いのが六錢だといふので、俺は此處で即席御料理が出來るものと早呑みで六錢女に渡すと、家へ連て行く氣で先へ立て行くのを、錢を取て逃るのと思ひ違へ、突然女を引倒すと、物陰から男が出て來て、自己

の女房と如何するのだと撲つて掛つたので、三人の立廻りが初まり、終に其筋の御厄介となつて、名前を聞と客は尾州名古屋在吉崎村の淸水德太郞(二六)女は本所入江町のお菊(三二)後から出たのは神田明神の山田定七(三五)で、此定七は淫賣保護を職とする男で、お菊と定吉は罰金五錢づゝ、德太郞は出した六錢が煙(東京繪入新聞十四年七月六日)

六錢である。朝野新聞には二錢といふのもあつた。

郡代屋敷の矢場といへば、今の玉の井以上とされてゐた。そこの様子を擧げる。

馬喰町舊郡代屋敷跡の揚弓店は賣淫に於ては尤有名なるものにして、若し其筋より手が這入る時の用意とて罰金入費積立金を設置する程なれば、推して知るべしだが、先頃の大火にて巣窟が燒けしかば、芝神明の境内へ多く轉居なしたるに、元來神明も郡代に負けざる醜體(ママ)の場所なれば、近ごろの景況を見るに、賣淫的(ぢごてき)らが裝ひ立てゝ軒毎に列坐して無暗矢鱈に客を引くと恰も以前北廓(くるわ)にありし三日月長屋に讓らざる勢ひにて、一兩日前に本所横川町十二番

地山田雅雄といふ人が品川迄へ所用ありて同所を通行せしかば、幸なりとて太神宮へ参詣せんと境内に入るや否や、大勢の婦女らが寄つてたかりて、左右前後より引捕へて放さゞれば困じ果て、品川まで急用ありて行く者なりと語ると、品川でお遊びなさるよりはお手軽で御周旋申せば是非々々といふて益々放さゞれば、はて妙な事をいふものかな、如何なすならん試みんものをとて、曳るゝ儘に井上かまといふ揚弓店へ這入り弓矢を取ると、矢拾ひ女のおかよ(十八年)が忽ち其手を押へて、アレサそんな時代の事をなさらずに、早く玉代をつけて下さいなといふ故、射料なら格別、鐵砲でもなきに、玉代とはけしからぬ事なりと云ひながらも、其代は如何程なりやと問へば、廻しが無くお負け申して五十錢なりといふに、さらばとて乞に任せて五十錢を投じければ、こゝへ臺の物を取寄せるは手數なれば、こちらへと先導して宮本町の料理店梅の屋といふへ連込みたり、同家にては豫て心得しものと見えて、俗に一枚一本といふやうなる酒肴を出せり、雅雄は迷惑ながら猪口を取りて二つ三つ呑めば、早お床をと挑まるゝに辟易して、危邦には入らずの古訓はこゝの事なりと悟りて、彼には五十錢の花を取らせ、此上親譲りの鼻でももがれては生涯の恥辱なりとて鼻つまみをして逃れ

去れりと、風俗の頽敗亦た嘆ずべき哉（東京曙新聞十四年二月）

切支丹巴天連の棒と鐵道製造

—電信の效能—驚物の機械—處女狼藉—暴動おこる—東海道の並木を伐盡す—念の入つた邪魔—電信料—凧上げ禁止—丁抹電信會社—飛信—文字論—鐵道製造—珍則—開業式にお出まし—

「日本政府に於て江戸より横濱に至るの間に、試に傳信機を施し行はん事を勸むる者ありと聞けり、若しこの機械の用を爲す時は、本國は實に大にして駭くべきの勢を增し、且つ其莫大の利を得る事百萬の貢税を得るに等しからん」と萬國新聞紙が傳へたのは慶應三年二月であつた。「野毛より東海道を通じて江戸まで大約九里とし、此製造入費大凡二千ドルなり（但材を除く）此機械成就の後用ひ行ふの法は纔に一時も學びなば其術を得べし、且日本文字を以て行ふも亦難からざるべし」

とあり。一月一日にサンフランシスコを出た「コロラド」一月一日出版のロンドンの新聞紙を持來れり、其駿速なること間に髪を容れざる場合なり、誰か驚怖せざらん、これ全く電氣報の爲す處なり」は、一月一日ロンドン發行の新聞紙が、同じ日に桑港まで來る筈はないから、「新聞紙」でなくて、新聞であらう。

「今六年を經ば電氣線此大地球を一周すべし、亞米利加と亞細亞の間は、ベーリング海峽にて結合し、太平洋は盡く「ケーブル」(海底に沈めて傳信する器械也)を施して以て結合し、陸上は「エールライン」(空中にて傳信する機械也)を盡く結合することゝ考へらる。(万國新聞紙第一集)

明治二年外國官判事寺島宗則、英人ジョージアイルス ギルベルトを聘して、先づ東京橫濱間の電信を架せしむ。お雇年限三ケ年、俸百五十弗(「電信の話」時事新報)

爰に日本の諸人東海道を旅行せしに、一丈五尺ばかり地をはなれて、すべて障碍を除るため棒の上に引渡せし傳信線(テレガラフ)を見出せり。各々におゐては、こは如何用達のものやと驚嘆せり。扨又右を委敷解明さん。先づアメリカに於てフランクリンと呼びなせし人、最初に潑墨のか

すかんだち雲のあはいより電光のさしくる有樣によりて發明せり。其他モルスと名づけし人其後にはり金の設けによりて、流動を遠隔せし場所に送りこむことの器械を發明せり。右に付往復は多分に出來るべし。ある仕事に巧者なる人の仕方を以て一時間に二千言を送ると相叶ふべし。ちか頃文明開化の人民は、盡くテレガラフを用ひたり、如何となれば、右は手紙を送るより手輕にして迅速なるを以てなり

若右の設けあれば、ある一人役人となりて、箱館又は長崎の裁判所にゆかんとする時、いまだ右便船の出帆なさゞる前、既にテレガラフにて、かの役人は先きの同役よりの返答を速に落手するを得べし

若もテレガラフの設け、一般に日本へ流行すれば、其便多分にして、昔し郵夫並獨等も、更にはやしとするに足らざるべしと思はる　もしほ草第四十一

しようの無い惡文だけれど。

魔物の機械

「棒の上に引渡せしはりがね」に驚いた者は東海道往復の旅人ばかりではなかつた。

三年七月に横濱に電信取扱所が出來、八月箱館神戸長崎新潟の四港に設けられた。これまで無料だつた各官省の電信料を取り立て、十一月には東京青森間に電信を架くる仕度をはじめたが、臺灣の生蕃は強烈な電流を通じた鐵條網を青竹でへし曲げて通り拔けるだけの知識が有る。當時の日本人は電信を魔物の機械と考へ、電柱を切支丹巴天連の棒と信じた者が多く、到る所で線を斷つたり柱を倒したりした。熊本人は殊に甚しく、線の下を通る時は扇を頭にかざしたと傳へられる。

> 西國よりの來報に、今般御取設の電信線に付、安藝長門邊にて種々の邪說を生じ、機線を以て音信用便を通ずるは、是ぞ所謂切支丹に相違無しと、且機線には女子未婚者の生血を塗り用ゆる由、則ち軒口に記せる戸數番號の順次を以て處女を召捕らるべしなど、甚說の風傳し、或は處女にして俄かに齒を染め眉を卸す者あり、又は電信の木杭機線等を毀損する徒ありて、人心恟々、之が爲頑民煽動の勢をなし實に淺ましき次第なり云々（新聞雜誌四十一號）陵遠の間は傳信線

に礫を擲ち、十に六七は破損せり、杭には種々の落がきあり、三尺の間は之に反し、杭の根には圍ひを設け、人をして攀るゝとなからしめ、少しも信線の破損せるを見ずと（新聞雜誌五十三號）

『電信の話』に、三年九月中電線係員が山陽線測量の際、廣島縣下の人民暴動して、本省派出員權中屬□□信五、少屬西英吉及英人モリス氏等の居舍を圍み、又測量標を撤去する等、不穩の狀をなしたる爲、同縣の護衛を求め云々」おなじ時の事だ。途方も無い騷ぎもあつたものだ。

明治四年十月廿四日

今般東京より長崎迄電信線掛渡の儀は内外公私便利の爲御取設相成候儀にて重大の事件に付萬一心得違の輩御盛業の妨害を爲し又は右電信線を毀損致等の所業有レ之候而は御國威にも關係し以の外の事に候條沿道地方官に於て自然粗暴の企有レ之節は臨時相應の護衛差出嚴重取計可レ致事

一つは渺茫の折に木を切つたり竹を燒いたりしたせゐもあつたらうし、二つには外人に對する攘夷思想からも來てゐたらう。

「木杭、腕木、笠木等を毀損し、或は陶器械へ礫を打付、又線上へ雜物を投掛、以の外の事に候」（五年四月）電線へ草鞋をほりあげてゐる樣を想像しても見る。

松並木を伐る

しかし架線其物の爲に、東海道の繪のやうな並木を目茶目茶にしたのは、「以の外」以上の以の外である。

東海道路傍の並木は、夏は日蔭をなし、冬は風雪を防ぎ、且其觀美にして大に旅情を慰するものなりしを、近頃東京より大坂へ電信線を懸くる爲め、横濱小田原の間、此並木を切拂へり。此の如く切らずとも、決して暴風の爲めに折らるゝの患は無かるべきに、大に街道の風景を失へり。電信線を張るの後は他日必ず鐵道を設るなるべし、其時に及んで再び植ゑるも能

はず、實に殺風景といふべし。ジヤパンガゼツト

昭和三年の國産博覧會にも、上野公園の大木は遠慮なく伐られてゐる。當事者は伐つた後で恐縮して、苗木を一萬本とか植ゑて罪亡しをするとあつたが。

妨害あとを絶たず

電信を妨害する者が跡を絶たない。

六年十一月

埼玉　群馬　宇都宮　栃木　福島　宮城　水澤　岩手　青森　の諸縣へ達

東京より青森迄之電信線路昨冬以來追々測量假標杭打建此程建築として電信寮官員宇都宮迄出張致候處右標杭過半拔取建築上差支有者追々御布告之旨も有レ之候處右體の所業に及候は以之外の事に候條沿道各管内末々迄諭告取締向精々注意可レ有レ之候也

念のいつた妨害だ。一人の所業ではなささうだ。

音信料

電信賃錢表の纒つたものが見當らないが、十年九月二十二日新潟迄電信開通、十月一日試通の旨達せられたが、その時附加された表がある。

和文歐文電信賃錢表

表中 右は和文 左は歐文

（前橋・高崎 支線）

	浦和	熊谷	前橋	高崎	上田	今町	柏崎	出雲崎	新潟
東	七錢 二十五錢	九錢 五十錢	十一錢 五十錢	十一錢 五十錢	十三錢 七十五錢	十五錢 壹圓	十七錢 壹圓	十九錢 壹圓	二十一錢 壹圓
浦		七錢 二十五錢	九錢 五十錢	九錢 五十錢	十一錢 五十錢	十三錢 七十五錢	十五錢 壹圓	十七錢 壹圓	十九錢 壹圓
熊			七錢 二十五錢	七錢 二十五錢	九錢 五十錢	十一錢 七十五錢	十三錢 七十五錢	十五錢 壹圓	十七錢 壹圓

	前	高	上	今	柏	出
高	六錢 二十五錢					
上	八錢 五十錢	七錢 二十五錢				
今	十錢 五十錢	九錢 五十錢	七錢 二十五錢			
柏	十二錢 七十五錢	十一錢 五十錢	九錢 五十錢	七錢 二十五錢		
出	十四錢 七十五錢	十三錢 七十五錢	十一錢 五十錢	九錢 五十錢	七錢 二十五錢	
新	十六錢 壹圓	十五錢 七十五錢	十三錢 七十五錢	十一錢 五十錢	九錢 五十錢	七錢 二十五錢

一音信字數ノ計算其他ノ方法ハ總テ從來定ムル所ノ例規ニ據ルベシ

一海外音信ハ東京以北後志國小樽ニ至ルノ例ニ準シ何ノ局ニ於テ發着スルトモ東京迄一音信料二弗トナシ長崎迄通計四弗ト定ム

明治十年九月廿二日

紙鳶禁止

傳信線へ雜物を投掛其他障碍を成す者取締の儀に付壬申四月線路地方へ布告の旨も有之東京府下違式詿違條例中にも掲載有之候處間々紙鳶を打掛る所より雨氣浸潤し夫が爲め澁滯不通

の害を醸成する事不レ少追々線數增加の際右様の儀有レ之候ては甚以不相濟事に付以來線路近傍に於て紙鳶を揚候儀令禁止候條此旨相心得線路に係る府縣に於ては一層取締行屆候様注意可レ致事　六年四月

こんな苦勞をしてゐる。

電信守線之儀に付各府縣に於て守線方法見込相立當省へ可二申出一旨昨壬申四月中御布告有レ之候處方法見込伺出候に付取調中之處既に守線人差置候向も有レ之哉に相聞候間右差置候府縣は早々相屆可レ申候事　六年四月

「守線人」は朝から晩まで電信柱の傍に突つ立つてでもゐたか知ら。

丁抹電信會社から

切支丹円天連の棒と鐵道製造

丁抹電信會社より海外の電信線長崎地へ陸揚致し同港内浮標を以て線路を差示候條通航の船艦障碍不レ致樣厚可ニ注意ー且其近傍へ投錨の儀は一切令ニ禁止ー候事 六年五月

海外電信線の最初のものと思ふ。日清戰爭當時はまだ會社の物だつた。

飛信

明治七年二月驛遞頭前島密から「飛信遞送規則」が内務省御達丙を以て出された。その要點

一飛信とは陸軍省又は各地の鎭臺營所或は一方出張の指揮長官より互に至急の音信を通ずる時にのみ用ゆる別段の飛脚便を云ふ

一別紙飛信遞送切手一枚づゝ相渡し置候間平常他人の目に觸れざる樣大切に保ち置き可レ申尤本人他行の節は代理人へ預け置其機に當り差支無レ之樣可ニ致置ー

一飛信は最至急を要候儀に付晝夜風雨の時を論ぜず繼立來るや否や別段一個の强壯なる脚夫を出立し平常の速度に拘らず其者を脚力に叶ふ丈けの早さを以次驛へ繼立べし

一飛信は郵便行嚢行李を用ふるに及ばず其地有合の袋又は風呂敷等に包み脚夫の懷中或は背へ大切堅固に着けて遞送すべし決して竹挾み等には致すべからず

一萬一途中に於て賊徒の爲めに其飛信を奪はるゝ等の變これある時は其趣を委しく認め封書を以て其飛信を差出したる方へ注進すべし　云々。

飛信といふ名が面白い。昔の早追である。佐賀の亂に其必要を感じたのではなからうか。

私設電信

私設電信が許されたのは七月だつた。今なほ許されてゐたら、各新聞社の競爭は見物であつたらう。

が、八月發布された電信條例は、繁瑣を極めたもので、腕木柳木陶器海底線浮標旗竿等に觸れて通信を妨げた者其他、五百圓より多からざる罰金、三ヶ月より長からざる懲役禁獄に處した。馬を繋いだり、舟や筏をかけたりしても、損害の有無を問はぬとあるから恐ろしい。紙鳶糸をからんでも十圓の罰金と、七日の禁獄が待つてゐた。それ程氣づかはれた物だ。

電信條例

面白いのは、文字論だ。

電信通信の儀從來章句は勿論地名姓名等に至迄總て「イロハ」四十七字を以て逡受可レ致裝置に相成居候處地名姓名等は多分漢字を以て差出候に付通信繁忙の際或は音讀を訓讀に錯り或は訓讀を音讀に誤る等の間違も有之其上受信局に於ては只其器械上に致二現出一候「イロハ」の字號に依り臆度（おくたく）を以て漢字に飜譯致し候儀に付往々異字同訓の相違有レ之より其邊苦情申出候向も寡からず抑本邦地名姓名稱呼の儀は往古漢字を以て飜譯致し候類不レ少候故其地其人の讀み習により各自區々に相成邦內普通の定稱も無レ之自然其讀方と相戾り候儀も有レ之電信

逡受の際右等の間違より逡達遷延致し候ては公私の事業妨碍不レ少候に付將來通信賴出候者は章句は勿論逡受の地名姓名等悉皆其地其人讀み習の稱呼を「イロハ」にて取綴句讀を點じ可ニ差出一候事 七年十月

假名文字論者等の喜びさうな資料の一つ。近江の「膳所(ぜゞ)」も他所の人はよく「ぜんしよ」と呼ぶので困ると鈴木義道君がいはれた。最近東海林(しやうじ)といふ人に宛てた電報が、二回迄屆かなかつた苦情が朝日にあつた。

鐵道製造

私の子供の時分には、鐵道を鐵道と言はず陸蒸汽といつてゐた。

明治元年十一月六日

天下一新の御政體被レ爲レ立第一民庶を綏し各其所を得て倦まざらしむる御趣意の處倉卒兵馬

之事起り不レ被レ爲レ得レ止次第に候得共今日に至候上は愈國本を强くし皇基を培植被レ爲レ遊今般新に治河使被レ設天下の水利大に御所置被レ爲レ在候に付ては差掛り近畿の地に於ては淀川堤防等十分に修復致此後水害を除き民利を起し候は勿論且又浪華よりの運送等を是迄の三十石通船にては徒に人力を費し實以不便利故今日の御偉業には不ニ相副一候間是非共蒸汽船にても仕掛利川可レ有レ之候處何分春來騷擾之折柄終に右淀川の提防さへも御不行屆候得共東北征討略平蕩の功を奏し候上は追々右等の儀も御詮議被レ爲レ在大に天下水利の道を起し民庶福を生し候樣被ニ仰出一

今淀川に浮いてるボロ船は、まさか當時の川蒸汽ではあるまい。

「鐵道製造」といふ珍語が出て來た（明治三年三月）誰の造語か。

大藏省から出た株金募集の公文は、

明治四年十二月　　大藏省御達

鐵道會社規則書　運輸の利往來の便世に益ありて人民營生の一大義たる交通と流通とを擴充するの根軸たるを僮僕の輩と雖既に能く其理を通曉す今や鐵道汽車の擧初めて我邦に行れ東京より横濱兵庫より大坂迄と東西二線を敷き其功漸く成業の期に近し然れども僅々たる此二線を以て我邦え鐵道を開けりと云べからず須らく衆力を協合し金額を募集し以て此鐵道を全州に敷延せしめ運輸往來の便宜を實際に施すに至るの速ならんことを祈望すべし只其鐵道の長程なると入費の不貲なるとによりて人庶皆之を論議するのみにして之を實地に謀るの徒なし惟るに簣に積て以て泰山を高くすべし勺水を貯て以て江河を深くすべし這般の大事業と雖其緒を開くに於て豈其方法なしと云べき理あらんや故に今新に大坂より越前敦賀迄鐵道を建築せんと企て先づ西京より大坂の入費金額を募る爲に鐵道會社を創立す其方法規則左の如し

まるで君父の恩でも説くやうな調子で、募集する會社の資本金は、「第一條京都より大坂までの鐵道里程凡そ十里と見積、京都の停所より大坂の停所までと取極むべし。其建築の入費は一里に

付凡七萬圓と見積、總高金七十萬圓を要用とす」この七十萬圓の會社は半官半民ではあるが、實は「故に政府の鐵道にして、會社の元金を出し政府の鐵道中間に加入し、其利足と其益金とを得る者なりと心得べし」百圓の株手形の利息は一ヶ年一割と定め（一株に付十圓宛）春秋兩度に割合せ、株手形に附たる利札を持參の者へ渡すべし」益金は「第十六條鐵道を建築するの後、汽車を通行せしめ、旅人の往來荷物の運輸を初め、鐵道の切手を賣出し、僅一年の出納を計り、愈々利益あるの期に至らば、諸入用を差引き、眞の益金より一割を毎年兩度に政府より會社へ渡すべし。是は元金を募りたる功に報ふる爲なり。此益金は會社仲間の株高に應じて分配すとも、或は功勞の多少によりて分配すとも、會社仲間の取極に任すべし」云々。十九條から成つてゐる。測量もせずに、京坂の間を凡十里、七十萬圓と見積つたには驚くが、結果はどうだつたか。

汽車動き出す

宿驛制度も變らねばならぬ時は來る。

東京横濱間の鐵道が初めて動いたのは、明治五年五月七日だが、それに先立つて鐵道略則が發

表された。例によつて珍文句が續出する。

一何人に不レ限鐵道の列車にて旅行せんと欲する者は先賃金を拂ひ手形を受取るべし

一手形檢査掛の者來らば手形を出し改めを受け又手形取集の者來らば之を渡す可し右檢査の節手形を出さず及渡方の時に手形を渡さゞる者は更に最初發車の「ステーション」(ステーションとは列車の立場にて旅客の乘り荷物の積み下ろしを爲す所を云ふ)よりの賃金を拂はしむべし、途中「ステーション」に於て列車中余地の有無に應じて乘り組むことを得べし若し其手形を買取し總人數を容るべき余地なき時は其中にて最遠き地に赴く手形所持の人丈け先づ乘組むことを得べし若し又同里程の地に赴く客數人ある時は其手形の番號の順序を以て乘るを得べし

一總じて列車の運動中に出入すると又は車内旅客の居るべき場所の外に乘ることを禁ず

一何人に限らず「ステーション」構内別段吸煙の爲めに設けし場所の外又は吸煙の爲め設し車より他の車内にて吸烟するを許さず且婦人の爲に設ある車及部屋等に男子妄りに立入る

を禁じ且拂たる賃金をも取上ぐべし

一列車乘組中又は「ステーション」構内にて醉態を現はし又は其他の不法を行ふ者は車外及鐵道構外へ直に退去せしめ且拂たる賃金をも取上べし

一「ステーション」又は鑛道構内へ侵入したる者は鐵道掛りの者より卽刻構外へ立去らしむべし

一旅客所持の荷物は總て之が爲め別段に賃金を拂ひ其受取證書を取置かされば若し紛失毀損等あるとも政府に於て敢て之に關係せざるべし縱令別段に賃金を拂ひ證書を取置とも其旅客の身廻り着用衣服の外荷物の內にある品の紛失毀損等は政府に於て敢て之に關係せざるべし且着用衣服と雖も其償ひ金五十圓以上過るをなし

「列車」と云ふ言葉が創作されたのは此時であらう。この規則は總て直譯ではなかつたか。當時にして、吸煙及婦人室を設けるのは突飛すぎる。Tickr を「手形」と譯したり、ステーションの說明、第三條の乘込み順序などは直譯としか考へられないが、それにしても大膽なのは明治政府で

ある。

九月の開業式には陛下臨幸あり。萬衆の拜見を許したが、「奏任官は着服直垂の事」

六年二月、往復十回となる。四月「追々長日、旅客多人數に相成候旨に付、五月一日より發車相增申候」花に浮かれる客が多かつたのであらう。七月には「暑いから」とて一列車へらされた。

書狀集め箱

――書狀集め箱――其賃錢と時間表――信書差出し心得――住所は附箋――受取のほしい者は二枚――速達は一時間五里――茄子のへたのやうな印――五厘の端書――新聞原稿は無税――訴狀は燒却――丁の日半の日――切手か印紙か――

書狀集め箱

名古屋靜岡從勝所桑名豐橋龜山小田原高槻岡崎水口刈谷の各藩、及び品川神奈川韮山度會大津堺の各縣に、東海道品川から大津へ、山城伏見から江洲守口迄、管內驛々へ書狀集め箱と切手賣捌所を取り建てよと命じたのは明治三年十二月四日。

飛脚便を可レ成丈簡便自在に 致候儀は公事は勿論私用向に至迄 世上の交に於て切要の事に候處是迄商家に相任せ置候より書狀の屆方兎角に日限相後れ其遲滯の甚しきは僅數十里の道法にて十日余も相掛り或は遂に達せざるの懸念も有レ之殊に急便にては賃錢高直にて 貧窮の者共遠國近在互に其情を通じ兼且四方の安否品物の 相場等も急速不二相分一より道路不二取留一風說に惑ひ候者も不レ少哉に相聞え不便の事に候依之追々 諸街道へ遍く飛脚の御仕法被レ爲レ立遠近の人情を通じ四方の模樣も急速に相分り 上下一般急便の書通自在に出來爲レ致候御趣意にて先試みの爲め來三月朔日より京都迄三十六時大坂迄三十九時限の飛脚每日御差立兩地は勿論東海道筋驛々四五里四方の村々並勢州美濃路等も右幸便を以相達し候樣の御仕法相成候條其意を得書狀差出人心得の通可レ致事

是迄公事信書は都て驛遞司へ差出往復致候處今般東海道筋新式郵便御開相成於二驛遞司一賃錢切手發行致候に付ては以來各局の定費を以右賃錢切手買入置規則通相拂東京は四日市京都は姉小路車屋町大坂は中島淀屋橋角郵便役所へ差出可レ申事

大阪まで三十九時限りで達したとすれば、餘りに早過ぎる。

其賃錢と時間表

東京より

地名	時間	賃錢	地名	時間	賃錢
川崎	一時三分	百文	横濱		二百文
藤澤	三時五分	百文	大磯	四時七分	二百文
箱根	七時	三百文	吉原	九時七分	四百文
靜岡	十二時五分	五百文	濱松	十八時一分	七百文
熱田	廿五時	一貫文	名古屋		一貫百文
大垣		一貫二百文	桑名	廿七時五分	一貫百文
四日市	廿八時四分	一貫百文	神戸		一貫二百文
大津	卅五時一分	一貫三百文	西京	卅六時	一貫四百文
大阪	卅九時	一貫五百文			

切手は四十八文　百文　二百文　五百文の四種に限られたて

信書差出人の心得

といふに、一毎日兩京は夕七つ時大坂は晝八つ時限り、どんな天氣でも往來差支へぬ限り差し立てる。書狀集め箱は方々へ出して置く。書狀を差出す節切手は賃錢表の割合を以書狀の裏へはなれぬやうしかと糊で張る事。都て書狀は表書の通り先方の宛名と自分姓名とを別段小札に書きしるし、はなれ易きやう書狀へ張りおく事。といふから今の小包へ荷札を附けるやうに、小紙片を附けたものらしい。すべて書狀は箱へ入れさへすれば間違ひなく先へ屆けるかはり受取は出さぬ受取のほしい者は、小札二枚張りおく事　さすれば次の日右一枚の札へ受取の印を押して元の書狀箱の所へ張つておく。書狀は長曲尺九寸巾三寸に限る。目方は五匁。五匁以上十匁迄は一通半、十匁以上十五匁迄は二通分の賃錢を拂ふべし。故に書狀は可成丈薄き紙を用ひ、文字は細字に認むべし　但五匁以上の書狀へ唯一通分の切手しか張つてなければ、決して差し立てぬ。急用狀は某驛仕立某地と朱書すれば、目方に不拘一里六百文づゝの割合で切手を張れば、一時五里の早さ

で屆ける。これは今の速達だが、一時間左果は隨分早い。但路のりにうそをついて切手張方不都合の時は屆け方おくれる。先方の返書若しくは受取要用の折は朱書書き添へ、倍増の賃錢切手を張る事。賃錢先方拂の書狀は繼ぎ送らぬ事。

郵税先拂の制度はずつとあとの事らしく、不足の分は差立不致はよいが、目方が重くなるといけないから、薄紙に細字で書けなどは屆いたものだ。

繼立て方

繼立場驛々取扱規則を見ると、新式郵便の正體が分る。日々繼立刻限を量つて、前以て飛脚人足を備へ置き、行嚢到着次第瞬間の猶豫なく、宿名ある行嚢を取りかへ直に繼ぎ送る事。行嚢は繼場驛々の分しか作らぬから、間の驛村へ達すべき書狀、たとへば繼場でない江尻驛に達すべき物は、繼場興津驛の行嚢中へ入置き、又京都から江尻驛に達する分は繼場靜岡驛の行嚢中に入れ置くべき事。東京からの分は、右興津驛で取り出し、脚夫にこれを持たせ、飛行の節江尻驛取扱所に立寄り、同驛から京都の方へ達すべき書狀と取りかへ、直に靜岡驛に至り、夫々屆先を區分

して其行嚢中に入れ送るべく、すべて間の驛村へ達すべき分はこの通りにすべき事。頭の悪い局員はのべつ仕苦尻るであらう。

人足はすべて其驛並最寄の住民に限る。流れ傭の者へは申付間敷、毎日の戌刻より寅の下刻迄は盗賊悪徒を防護の爲一個の脚夫を添へ、又夜行は定額三分之一を増す。切手は再度相用ゐざるやう檢査濟の黒印を押す事。以上。

當時の墨印は茄子の蔕でゞも造つたかと思ふ程で、拇の跡のやうな黒の中に横に白筋が附いたきりだ。

はがき

端書の出來たのは六年十二月一日で、市内往來に用ゆる分は半錢、全國郵便役所取扱所の有る所へ往復する分は一錢で賣る。郵便役所取扱所の無い所へやる分は一錢の増切手を張る。若し張らなければ先方から一倍の増税を取る。東京京都大坂横濱神戸長崎函館の三府四港で百枚以上纏めて買へば五分、二百枚以上は一割負ける。市内半錢は安いが、二百枚から買へば割引きしたのは

ハノーブル	三十四錢	書籍同斷	八錢	同斷	十六錢
葡萄牙	四十六錢	十錢	同斷		
北京	八錢	二錢			
香港	八錢	二錢	（六錢）	同斷	八錢
和蘭陀	二十八錢	六錢	四錢	同斷	
墺地利亞	三十四錢	書籍同斷	八錢	同斷	十六錢
廣東	八錢	二錢	（六錢）	同斷	八錢
加那太	二十八錢	六錢	（十二錢）	同斷	
佛蘭西	三十二錢	四錢半			書狀賃錢一倍
孛漏生	三十四錢	書籍同斷	八錢	同斷	十六錢
同國ライン河に沿ふ州	四十錢				
亞米利加共和政治國	十錢	六錢	（六錢）	同斷	十六錢
三乙	四十六錢	八錢	同斷		
上海	八錢	二錢	（六錢）	同斷	八錢
日耳曼各州	三十四錢	書籍同斷	八錢	同斷	十六錢
瑞西	四十六錢	六錢	同斷		
瑞典	三十四錢	書籍同斷	八錢	同斷	十六錢

書留となす物は、國內と同じく四錢。税不足の時は驛遞寮に於て支辨し其不足税の一倍を拂はしむ。外國より到着の書狀は税先拂といへども一倍の税を要せず。

大體こんなもの。細則は大日本租税史に據る

丁の日半の日

通貨入の郵便物は取扱所にて特定の取扱をしたが、通常郵便物の中へ竊に通貨を入れたと見とめれば、驛遞頭の權利で、差出人若しくは受取人を呼出し、目前で開封させた。昔も信書の秘密はやかましかつた。

郵便で差出す訴狀は「不躰裁」だからと燒き捨てたはひどい。しかし諸願伺等はさし構へなかつた。六年五月

新聞の原稿は開封四匁迄無税、

東京より各地方へ往復の郵便は縣地本廳所在の内半の日丁の日等の分も本年八月一日以來毎日相開き遞送せしめ候事（六年七月）

丁の日、半の日、えらい言葉を使つたものだ。

郵便はがき或は封皮より切り取りたる印章或は證券印紙を貼用せる書狀等を差出すもの往々有之候處右は郵便切手の用を爲ざる旨管下一般へ告諭可致候事（八年七月）

前者は心がけのいゝお方だし、後者は今でも「印紙お呉れ」と云つて、局員に「切手か印紙か」と吐鳴られて間誤つく人。

陸運會社の出來る前

――助郷の苦情――賃錢六倍五割增――遠見露拂を廢す――湖水渡――飛脚賃――出口走店走――熱田桑名間の船賃――お爺さんのはなし――

助郷の苦情

助郷の制度が無かつたら、諸侯の參覲交代は愚か、有無相通ずる經濟の道さへ閉ざされた儘であつたかも知れない。が助郷に出る村々は、一面或る種の賦課を免ぜられてゐたけれど、幕末やうに、羽檄東西に飛ぶ時代となつては實に難澁である。されば

慶應四年三月二十九日

先般御領を始宮堂上並寺院領地村々へ御割當之助郷相勤候樣被仰付候得共、近年宿驛助郷共至極難澁に及候段追々歎願仕候に付舊幣御一新の折柄且私を以助郷不同無之樣向後は海内一同に助郷可相勤候樣被仰付候事

助郷は高百石に付、六人六疋と定められ、其他の公役は除かれてゐた。全國一せいに助郷を課したとすれば　公役はどうなつたか。

六倍五割増

慶應四年五月、驛遞司から、宮堂上家並地下の官人等、自今御用發足の節は、當役所へ届けて人馬帳御印鑑を受け、自分先觸にて通行すべき事。征討將軍でも當役所の印鑑を用ふる筈で、幕下の士四方へ往來する時は、將軍府の印鑑を持參する事。府藩縣、大社大寺は印鑑を當役所に届け置く事。諸國小地の神官僧侶修驗者普化僧檢校及百姓町人は、夫々支配所へ願ひ出、印鑑を乞ふべき事。近來物價騰貴、宿驛一般疲弊の折柄に付、諸街道人馬賃錢、當辰五月より來る巳七月

迄・元賃錢の上へ六倍五割增仰せ出さる。諸國產藏物及町人請負の用荷物は、當役所へ屆け濟の上、八倍五割增にて繼立つべき事。右荷の內町人賣物を用物に仕立、或は竊かに取交ぜ荷造を更へ往來する者がある、怪しき荷物と見れば、其宿方において切りほどき吟味すべき事。

慶應四年六月三日

此度格別之御趣意に依り無賃人馬木賃米代之休泊等一切不二相成一候旨に付宿驛に於て其意を體し雇賃宿料等時之相場に應じ可ㇾ成丈相減じ區々に不二相成一候樣宿々家每に張紙に認め置可ㇾ申萬一過當之取方見掛取方等之儀有ㇾ之候はゞ急度御咎可二申付一候事

但是迄相對と申候得者一概に定賃錢へ倍增と相心得居候趣心得違之儀に候以來過分之取方致申間敷候事

遠見杖拂高張持等之儀以來不ㇾ及二其儀一候事

是迄幕吏通行之節而已一人持七八貫目迄爲ㇾ致 用捨一諸家之分は五貫目に限候條不條理之至に候に付以來御用私用共一人持七貫目と相定候事

御用物無宰領之分者差所迄之賃凡積を以相添被ㇾ遣候に付宿々に於て受取追而留り宿より過不足可ㇾ申候事

右之通驛々へ觸渡候間領主并通行之面々に於ても可ㇾ被ㇾ得二其意一候者也

やかましい規則のやうだが、同じ八日に、これまで近江の湖水を渡した御用荷物は、無賃でなければ、格外に低い價であつたが、以後御用荷物をはじめ、諸藩の物共相對賃錢を以て渡すべき事を定められ、六月東海道熱田今切の渡し賃は元賃錢よりは三倍五割増、其餘海道渡船川越等すべて二倍増とした。

處が無賃で繼ぎ立てゝはならぬ筈の御用狀が、相變らず出るので、七月晦日限り、何んな事になつてもいゝから、其宿驛に留め置いて屆けよと達した（慶應四年七月四日）同六日定めた賃錢表

東海道筋江戸表迄

一三日仕立　金二十一兩二分　―　一三日半限　金十六兩二分

一四日限　金十二兩

一五日限　金九兩

一六日限　金六兩

右何れも掛日三百目迄其餘拾匁に付錢

一朱宛

一正六日限幸便御状一通ニ付　金二朱

但掛目十匁迄其餘十匁ニ付　六百文

一早便御用状一通ニ付　五百文

但掛目十匁迄其餘五十匁迄　七百文

御荷物一貫目ニ付　九貫五百文

一中便御状一通ニ付　三百文

御荷物一貫目ニ付　五貫文

西海筋

一播州路　明石　林田　姫路　龍野

正九時限仕立　金三兩

十一時限仕立　金二兩一分

十三時限仕立　金一兩二分

但何レモ掛目百匁迄其餘百匁ニ付八文宛

一同國　三日月　赤穗

十時限仕立　金三兩三分

十二時限仕立　金三兩一分

十四時限仕立　金二兩三分

但何レモ掛目百目迄其餘百目ニ付十匁宛

一藝州

二日半限仕立　金八兩二分

三十四時限仕立　金七兩二分

三日限仕立　金六兩
四日限仕立　金三兩二分
五日限仕立　金二兩二分
六日限仕立　金二兩

一長崎

三日半限仕立　金三十兩
四日限仕立　金八兩
五日限仕立　金六兩二分
六日限仕立　金四兩二分

同幸便

書狀一通　金一分二朱
狀箱之類一通　金三分二朱

但道中十七日目ニ着ノ積

一大阪表

正二時限仕立　金一兩二分
三時限仕立　金一兩
四時限仕立　金三分
五時限仕立　金二分二朱
六時限仕立　金二分

右何レモ申刻ニ差立候節ハ夜増五割

同幸便

出口走　三百文
店走　百文
判元　七十二文
大封　百文
中封　百文

金子入　百　文

右状一通箱入ニテハ一倍半増ニテ都合二
倍半之直ニ相成候事

一奈良へ

四時限　金一兩二分

六時限　金一兩

明日屆ケ　八百五十文

明後日屆ケ　百　文

一丹後久美濱へ

二日限　金二兩二分

一但馬生野迄

二日限　金二兩二分

一兵庫仕立

四時限　金二兩二分

五時限　金二兩一分

六時限　金二兩

八時限　金一兩二分

同　幸便

店走　二百五十文

判元　百七十二文

状箱ハ二倍半ノ値段ニ候事

當時の交通狀態を見るには恰好の表である。これは總て京都からの事だが、奈良より大坂の安いのに氣が附く。距離よりも交通路の便不便から來たのであらう。出口走・店走は出口（家の出入口）店走は店先まで走つて屆ける義か。それにしても判元が分らぬ。

傳馬所の御定賃錢を擧げる。

京都より大津迄

人馬一人	六百三十九文
本馬一匹	一貫二百七十八文
輕尻一匹	八百三十二文

同伏見迄

人足一人	五百四十五文
本馬一匹	一貫九十文
輕尻一匹	七百十文

同淀　迄

人足一人	六百十六文
本馬一匹	一貫二百三十二文
輕尻一匹	八百二文

同山崎迄

人足一人	七百三文
本馬一匹	一貫四百六文
輕尻一匹	九百十三文

明治元年の事である。物價を知るの一端ともならう。

同じ十二月に、東京から京都迄三日限の飛脚賃が十三兩、宿繼なら六人人足で十八兩一分二朱以下六日限は六兩、宿繼三人拂九兩三朱、十日なら二分二朱で、宿繼一人拂三兩一朱。諸官省より御用狀日日差立方幾度にも及候ては御失費容易ならず、以來京都への定便は五十定日と定め、六日切を以て差立てるとあり。裸の逞ましい男が細竹に挾んだ御用狀をさし上げて疾苦する繪がある。これであらう。

東海道熱田桑名間、並佐屋道四日市への渡賃を定められた（三年九月四日）水主共洒手或は船玉抔と唱へ、船賃の外に取つてゐたのは以ての外の所業だから、以來止めよとて、

熱田桑名間

一錢一貫四百四文	引戸駕籠一挺
一錢一貫五十一文	乘駕籠一挺
一錢八百七十四文	山駕籠一挺
一錢三百四十九文	雨掛分持共一荷
一錢三百四十九文	乘合一人
一錢八百四十九文	乘合一西口付
一錢二貫百六文	馬棒駕籠一挺

一錢二貫八百八文　大長持一棹
一錢一貫五十文　小長持一棹
熱田四日市間
一錢三百六十四文　乘合一人
一錢八百七十二文　乘馬一匹口付
一錢二貫二百文　長棒駕籠一挺
桑名より佐屋へ
一錢百四十六文　乘合一人
一錢三百六十四文　乘馬一匹口付
一錢八百八十四文　長棒駕籠一挺
佐屋より桑名へ
一錢百三十一文　乘合一人
一錢三百二十七文　乘馬匹口付
一錢七百九十文　長棒駕籠一挺

桑名より佐屋へ行くのと、佐屋から桑名へ行くのと賃錢が違つてゐる。なほ賃切船は

熱田桑名間
一錢十六貫四百九十五文　五十石四十七人乘　水主五人
一錢十六貫四十文　四十石四十人乘　水主四人
熱田四日市間

一錢十七貫二百三十二文　五十石四十七人乘　水主五人

一錢十四貫六百六十四文　四十石四十人乘　水主四人

佐屋より桑名へ

一錢五貫二百八十八文　四十石四十人乘　水主四人

一錢一貫七百十九文　二十五石十三人乘　水主一人

桑名より佐屋へ

一錢五貫九百十六文　四十石四十人乘　水主四人

一錢一貫九百二十二文　二十五石十三人乘　水主一人

小船の安いのは、言ふまでもなく搖れるからであらう。

從來の仕來りを以て川場へ下されて來たお手當は、向後一切せぬから、渡り賃を取つての橋を架けるなり、無賃の橋を架けるなりして、往來の便をはかれと觸れたのは明治四年四月二十三日。

が、

治水修路之義は地方の要務にして物産蕃盛庶民殷富の基本に付有志の者共自費又は會社を結び水行を疏し險路を開き橋梁を架する等諸般運輸の便利を興し候者は落成の上功費の多寡に應じ年限を定め稅金取立方被ニ差許一候

で思ひ出したが、明治十一年グランド將軍の來た時、上野三橋（廣小路の三枚橋、佐倉宗五郎が隱れてゐて、將軍に直訴狀を捧げたと傳へらるゝ橋）の錢を取らずに渡らせた人の事が朝野新聞に出てゐる。其人獨力で架けた橋で、或る期間渡り賃を取つたのであらう。つい此間まで筑波山の西を流るゝ小貝川では、縣道にも拘はらず、橋だけは有料だつた。

箱根八里は馬でも越すが越すに越されぬと歌つた大井川は、明治四年はじめて渡船になつた。乘合一人は錢百二十五文、馬は口付三百七十二文、常水二尺五寸へ三尺の增水にて馬留め、四尺增にて船留め。「船頭共酒手をねだり候事あひ成らず。」

序に諸川の橋錢と渡し賃を擧げる。

安部川		
一錢七十二文	橋錢	同百十二文　船賃
興津川		
一錢四十文	船賃	同八十一文　乘合
瀬戸川		
一錢二十四文	橋賃	同四十八文　乘合
舞坂荒井間		
一錢七十一文	乘合	同二貫八十三文　十二人乘一艘
富士川		
一錢百五十六文	乘合	
天龍川		

陸運會社の出來る前

一錢百七十二文　乘合

横田川

一錢七十二文　乘合　同二十四文　橋賃

酒匂川

一錢七十二文　乘合　同二十四文　橋賃

橋よりも船の方が高い。

先達の洪水で東海道の大井川が渡れないでお客が困つたつてね、昔も彼處では川支といつて橋が無い所へ持つて來て大水が出ると渡れないから、閊へて通れなかつた事が度々だつたよ。東海道では馬入、酒匂、富士、阿部、天龍なんかは船渡で、大井川と興津川は船も無かつた。繪で知つてる通り、舁渡しだつたのさ。夫が一旦洪水だとなると什麽にもならないから幾日でも滯在して居た者さ。お祖父さんなどが殿様のお供して、此東京が江戸といつてる頃上つ

て來たのは、何時も四月の中旬に江戸に着く樣に來るのだから、途中で洪水に逢ふ事は無かつたけれど、今度お國へ下る時は四月の末に江戸を立つのだから、東海道でヨク川支だと騷いだ事があつたのさ。前後して方々の大名方が通りかゝるのが、漸々溜つて來るけれども一驛に大名が二人も三人も泊る事は出來ないから、後の方に段々閊へて來て其は大變だ。何しろ大名の江戸下り上りはお供は大勢だし、荷物は多し夫には人足や馬が澤山附くから、大名の泊つてる驛は今でなら兵隊が舍營した位の騷ぎだつたのさ。だから混雜は非常だし宿役人や問屋場(人足や馬を揃へる所)などで仲々此方の註文通にしない、大名の御道中といふものは宿々で喧嘩腰の談判はかりやつて居た。お祖父さんなんかは何時も草鞋穿の儘で家の內に上り込んで、刀の柄を緊と握つて懸合つたものさ。今から考へると亂暴だけれども左樣しなければ横着して困るからね。道中に馴れた足輕など供に連れてると其男が大概東海道中の宿々から出した詫證文を持つてるので非常に便利な事が有つた、何處へ泊つても何か愚圖々々言ふと直ぐ其宿から取つて置いた謝狀を突付けるので、先方で早速閉口してしまうのさ。詫證文を小さい行李一杯位持つてた男が有つた。夫で又川支だといつて故意と出發せぬ事もあ

つた、何か人足が馬の遣繰が付かぬか何かで其融通が出來る迄泊めやうとするのさ、或年殿樣のお供でなくお祖父さんがお國へ下る時、一度途で其樣事があつた、僞たと見たからお祖父さんは宿の者を呼寄せて、此處の宿役人に何兵衛といふのが居る筈だ、實は昨年此處で喧嘩を仕掛けた儘埒を明けないで置いたから、今早速呼んで來い、是から喧嘩の仕殘しをするから、と怒鳴りつけたら外の奴が飛んで來て・川が通れます早速お立を願ひます卜云ふから左樣か夫では喧嘩は來年に殘して置くよと大笑ひで出發した事があつた、通れないと言つて置いた癖に、恐くなつたもんだから早速通したのさ。『お爺さんの話』東京朝日新聞

傳馬所及助郷が廢止せられて、陸運會社の設立を見たのは明治五年で、其二月會社へ張出した規則書は、お役人が商人に早變りしたかと思ふ程である。陸運會社は一切の御旅行の便宜をはかる爲のものだから、何れの方何れの御身分の方でも、順を以て御世話をするかはり、どの樣な高貴の御方でも別格の繼立はお斷りするとやうに、叮嚀な文言に滿ちてゐる。

神ぬしと坊さん

――青天のへきれき――寺院破却――佛像燒棄――神ぬしと坊さん――宮樣名目金――守護不入の地――法華お灸をすゑらる――御所門跡を廢す――普化宗を停む――宣教師心得書――天社神道を停む――社寺領上地――氏子調べ――肉食妻帶を許す――美濃龍德寺和尚追はる――教導職を置いて――僧侶の洋服――特權悉く亡失――還俗蓄髮を許す――比丘尼の緣付――火葬を禁ず――什物――境内の木――教院――坊主根性――「生涯の我慢はこれでけしの花」――出開帳を禁ず――組打和尚――路傍の神佛――信仰の自由――お寺の商賣――盲僧――僧尼の俗籍――寺院の借家住居――禮服――神樂――月給廢せらる――みこ禁止――お祭さわぎを止む――私設神佛――勸財を停む――禁厭――鞍馬山大僧正樣――

皇室と淺からぬ關係を有つてゐたにも拘はらず、佛教が新政府から鐵腕を加へられて、徹底的

に敲きつけられた原因はいろ〳〵有らう。第一には上下に漲れる革命の氣運が、ひとり佛教佛徒の惰眠を容さなかつたせゐではあるまいか。どんな田舍にも寺院があり、どんな村にも僧侶があつて、其領內の住民に對しては、行政司法警察の權をも有して居、訴へをも聞けば、罪をも糺した。三越地方における一向宗は置く、坊さんでさへあれば、善男善女に隨喜渇仰されて、一生食ふに困らず、葬禮、法事、會式に專念して、作善の道を講ずるでもなく、轉迷開悟を勸めるでもない。眞宗以外に、おほびらで肉食妻帶する者はなかつたが、だいこく、般若湯、天がい、などの何を指す名か、知らぬ者は無かつた。「されば由緒も無き無格の小寺も、本山への献金に由て、寺格を進めらるることのあれば、昨日にび色の法衣着たる身の、今日は緋色を飾るも亦黄金の力たり。堂塔の新築改造には勸進勸化奉加とて淨財の寄進を俗界に求むれども實は强請に異ならず。其堂內に通夜する輩も風俗壞亂の媒たり」（元祿世相志）といふ樣だから、一旦革命の機に遭へば眞先に槍玉にあがる筈である。

靑天のへきれき

京都御觸書寫

此度御一新に付石淸水宇佐筥崎等八幡大菩薩の稱號止めさせられ八幡大神と奉レ稱候樣被ニ仰出一候事

中古以來某權現或は牛頭天王抔と稱し其外佛語を以て神號に相稱し候神社少からず候何れも其社の由緒に本づき稱號相改め可レ申事

但勅祭の神社は伺出の上相改め可レ申其餘の社は裁判所鎭臺領主支配等へ申出相改め可レ申各相改るの上は當局へ屆出可レ申事

佛像を以て神體と致し候社は以來相改可レ申事

附り本地抔と唱へ佛像を社前に懸け或は鰐口梵鐘佛具等の類差置候分は早々取除可レ申事

今般王政復古舊弊御一新被レ爲レ在候に付諸國大小の神社に於て僧形にて別當或は社僧抔と相唱へ候輩は復飾被ニ仰出一候若復飾の儀無ニ餘儀一差支有レ之分は可ニ申出一候仍て此段可ニ相心得一事

但別當社僧の輩復飾の上は是迄の僧位僧官返上勿論に候官位の儀は追て　御沙汰在らせら

るべき旨被二仰出一候

當今の處衣服は淨衣にて勤仕可レ致事

右之通相心得復飾致候面々當局へ屆出可レ申候也

辰　三　月　　　　神　祇　事　務　局

これが最初におりた神佛混淆禁止令だ。この一令布かれてより、神社と關係のあつた大寺院が毀たれ、佛像佛具の燒かれたる者夥しく、慘、いふに忍びざるものあるは人皆知る。近く筑波の山を仰ぐ時、私達は其處にあへなくも破却せられた大御堂を思ひ出す。大御堂蹟は筑波の峯に立て片夕ぐれに國ぞ戀しき。御詠歌をうたひつゝ山に登る巡禮の徒は、今日たゞ斷礎草むらにまろぶを見るのみである。

「祇園の社も牛頭天王を以て呼ばれ、八幡宮も大菩薩を以て稱せられ、大社小祠宮寺の附屬あらざるはなく、神社は事實上佛教の一附屬たるに過ぎざりしなり」元祿世相史 鐵槌下らざるを得んやである。

神主と坊さん

慶應四年四月十日

諸國大小の神社中佛像を以て神體と致し又は本地抔と唱へ佛像を社前に掛け或は鰐口梵鐘佛具等差置候分は早々取除相改可レ申過日被二仰出一候然處舊來社人僧侶不二相善一氷炭の如く候に付今日に至社人共俄に威權を得陽は御趣意と稱し實は私憤を晴し候樣の所業出來候ては御政道の妨を生じ候而已ならず紛擾を引起可レ申は必然に候左樣相成候ては實に不二相濟一儀に付厚く顧慮緩急宜を考へ穩に可二取扱一は勿論僧侶共に至候而も生業を不レ失益國家の御用相立候樣精々可二心掛一候且神社中に有レ之候佛像佛具等取除候分たりとも一々取計向伺出御指圖可レ受候若以來心得違致し粗暴之振舞等於レ有レ之は屹度曲事に可レ被二仰付一候事

但勅祭之神社御宸翰勅額等有レ之候向は伺出候上御沙汰可レ有レ之其余之社は裁判所鎮臺領主地頭等え委細可二申出一候事

神佛混淆禁止令は天海僧正以來の僧侶の勢力を根本から覆して、佛徒は古絶えて無き迫害を受くるに至つた。

されば當時、神主と坊さんとが、やつさもつさ揉めたらうと思ふ事は、上の御布告でも分るが、明治三年七月十三日には、神祇官でも持てあまして、當官に於ては神祇の政務一向の筈だから、神主と僧侶との訴訟は取り上げ兼ねる。彈正臺では神佛取別等の葛纏や、社領の違亂等はこちらで裁くのは困るといつてるから、一應は取調べもするが、紀斷は刑部省へお任せしたいと上申した。これは從來兎角澁滯するので申し出たらしいから、成るたけ滯らぬやうにしてやれと達せられた。裁判の長引くは今も昔に變らない。

四年五月、岩清水八幡大神の菩薩號を止め、魚味を備ふることを仰せ付けられ、七月岩清水放生會は中秋祭と改められた。(後明治三年八月中秋祭を男山祭と改めらる)

明治元年九月十八日

神佛混淆不レ致樣先達て御布令有レ之候得共破佛の御主意には決て無レ之處僧分に於て妄に復

佛の儀願出候者往々有レ之不レ謂事に付若も他の技藝有レ之國に益する儀にて還俗致度事に候得ば其能御取調の上御聞届も可レ有レ之候得共佛前にて蓄髪致候儀は不ニ相成ニ候間心得違無レ之様御沙汰候事

佛教に匕を投げて還俗しようとした者であらうけれど、還俗して國に益有るならとは、政府も考へたと見える。「國益になる技藝」は今だつて坊さんに有りさうも無い。蓄髪が許されたのは明治五年四月だが、十一年二月同上の儀は國法を廢せられたる旨趣にして、宗規に關係無レ之と達した。僧侶の肉食妻帯を許した時。聲を上げて泣いた名僧もあつたが、今は圓顱の僧侶すら滅多に見られ無くなつた。

名目金

明治元年九月十九日

伊豆相模其外へ宮公卿等之名目にて鎌倉五山其他より民間に貸附金相成居候を元利取立候趣

に候處當春以來兵事夫役竝水損等にて百姓共必死難澁不ニ忍ㇾ見折柄右樣之事有ㇾ之此末流離
亡散に立至候ては不二容易一次第に付追て御沙汰候迄利銀たり共取立候儀總て不二相成一

上野東叡山の宮樣も金を貸して居られたらしく、私の家に何通か殘つてゐる。京の宮樣も叱られてゐる（慶應四年五月）のを見ると、利にさとき坊さんが、宮樣を笠に着て、倒されつこの無い金を貸したのであらう。

尤上には上があつて、

慶應四年五月
過日御布令相成候宮堂上名目にて貸附金と稱し候向取扱之儀被ㇾ止候得共右御布告を口實と
致し借請返辨不ㇾ致者も有ㇾ之哉に相聞以の外之事に候向後心得違無ㇾ之樣更に被二仰出一
但從前取扱來候分は名目金と雖無二故障一返辨可ㇾ致事

これで貸金は助かつたが、

守護不入の地

明治元年十二月朔

帶刀人僧尼之類市中町並に住居致候者之內 其町戸籍之諸役出金を否み候者間々有レ之哉に相聞え有間敷事に候向後右樣之者於レ有レ之者居屋敷建家共取揚可レ申

同十二月十三日

諸國寺院之領地 從來守護不入と 相唱候分政務等自取行ひ 今以府藩縣之所轄に不二相成一も有レ之趣相聞右等寺院取調早々可二申出一

亦是剝奪された特權の一。

お 灸

神ぬしと坊さん

法華宗京都十六本寺へ

元年十月十八日

王政復古更始維新の折柄神佛混淆之儀御廢止被二仰出一候處於二其宗一は從來三十番神と稱し皇祖大神を奉レ始其他の神祇を配祠し且曼陀羅と唱へ候內へ天照皇太神八幡太神の神號等を書加へ剩へ死體に相着せ候經帷子等にも神號を相認候事實に不レ謂次第に付向後禁止被二仰出一候間總て神祇の稱號相混不レ申樣屹度相心得宗派末々迄不レ洩樣可二相達一

このお灸は法華宗にだけ据ゑられたものか、それとも同じ事が各宗各派にあつたものか。

明治三年八月

近世寺院の宗規日日紊亂して本寺本山と唱ふるもの或は積德持戒の念慮なく門地尊大に推移り隨て末派の僧侶に至り糊口安逸を貪るのみならず甚しきは政教を害するの徒有レ之趣今般寺院寮設けられ宗規僧風を御釐正相成候條今後銘々自反僧律を守り文明維持之御主意を奉體可レ致旨被二仰出一

と叱られてゐる。寺院等を置かれる以上は、各管廳で區々の所置を致してはならぬ。年祿も無く檀家も無い寺院を合併するやうな場合は、本寺法類檀徒等に故障が無いかどうかを調べてからにせよと命じた。

門跡を廢す

新政府は特權剝奪には勇敢だつた。

明治四年六月十七日
今般仁和寺大覺寺等を始め御所號門跡號院家院室等の名稱悉皆被ニ廢止一地方官管轄被ニ仰付一
但寺祿の儀は追て祿制を以下賜候事
一坊官候人等の名稱を廢し蓄髮の上都て地方官管屬士族卒へ被ニ差加一候事
一諸門跡比丘尼御所院家院室の家士三代相恩の者都て地方官管屬士族卒へ被ニ差加一候事
但二代以下は各其舊籍へ可レ爲レ復事

一諸家執奏の儀總て被ㇾ廢候事
一諸寺院總て地方官管轄被二仰付一候事
一御撫物被ㇾ廢候事
一祈禱卷數並諸獻上物被ㇾ廢候事
一自今僧尼と相成候者は地方官廳へ願出可ㇾ受二免許一事

まるでクーデターだ。門跡は皇族攝家の子弟を門主と仰ぐ佛門至高の寺院を指し、宮家より入るを宮門跡といひ、攝家より繼ぐを攝家門跡と稱す。內親王若しくは攝家淸華の姬君の剃髮して入室するものを比丘尼御所といふ。仁和寺御室大覺寺嵯峨隨心院山科勸修寺醍醐三寶院醍醐圓融院大原靑蓮院粟田口妙法院東山曼珠院北野毘沙門堂山科聖護院聖護院圓滿院大津實相院北岩倉一乘院奈良大乘院奈良知恩院京蓮華光院安井等は門跡、大聖寺京寶鏡寺京曇華院京光照院京靈鑑寺鹿ヶ谷圓照寺奈良林宮寺修學院中宮寺法隆寺等が比丘尼御所である。

ついで、泉涌寺般若院を除くの外は、由緒の有無にかゝはらず、すべて下乘下馬をとどめられた四年六月廿日　自今僧尼となり度く願ひ出る者があつたら、篤と情實を糺し、其身佛門に入りて一宗の學業を遂ぐべき程の者に限つて、免許すべしと達した。

普化宗を停む

明治四年十月二十八日

普化宗の儀自今被レ廢候條住僧の輩民籍へ編入し銘々の望に任せ地方の適宜を以て授產方可ニ取計一事

但廢宗の寺跡歸俗の本人より相望候はゞ相當の地代を以て拂下げ年貢諸役可ニ相勤一事

普化宗(虛無僧)は何故に廢されたか。私の子供の時分にはよく門に立つて尺八を吹く異樣ないでたちに威壓されたものだが。虛無僧同士途中で逢へば尺八の吹きくらをして負けると、天蓋をひんむかれ尺八を取り上げられる。何かといふとあの尺八で撲るんだといひあつた。村に馬吉と

神ぬしと坊さん

いふのら者があつて、親仁と喧嘩するとぢきに飛び出しては虚無僧になるので、しまひには馬鹿にする氣にもなつた。親仁に首を切り取られて死んでからは、村の虚無僧もあとを絶つた。「無頼の徒其宗門に歸する者あり、或は木賃米代を拂はず押して止宿し、或は合力を强請し若しこれに應ぜざれば、尺八を以て百姓町人を打擲する等の事ありしのみならず、惣本寺等は尺八は宗徒以外禁止の法令を利用し、本則授與の名を以て利慾を逞しうせしかば、百姓町人も亦本寺の許可を得て、尺八を弄するに至り、宗門漸く墮落して、一種の演藝家となり、遂に明治十年に及びて廢宗に歸し」と國史大辭典は說明する。明治十年は誤りである。

宣教師心得書

宣教師心得書といふが出た三年正月　耶蘇教の傳道師を指したのかと思ふと、意外にも神職をいふのだつた。今の坊さんが葬儀執行委員として纔に存在を認められてゐると同樣に、今の神官はお神輿を若衆に擔がせて暴れさせるだけのお役目しか持たぬやう。が維新の革命に際會して、明暗二途に迷ふの人有るにあたりては、神道亦一の宗教たるを失はず。政府のこれを救ふが爲に思ひ

を致したるをよしどいふべしである。其書

一教典誦讀講談の節は禮服着用威儀を敬愼すべき事

一己を修めて然る後人を敎ふべく己を正くして然る後に人を正すべし是故に其身に於て眞に皇祖の大敎を尊信し生死不惑神明に依賴し我言行を敬愼し身を以天下衆庶の先導たらんことを志願すべし是緊要の第一義也

一敎官たる者は我誠心を以億兆を誘掖薰陶して信從せしむるにあり先輩の儒彿を排斥せしは道を論ぜしことにして是は學校に於て學問の上には爲すべきなれども今日敎を布くときは他を誹謗し一毫も爭氣ありては人を服すること能はず大に敎化の大害となれば深く之を愼むべし是敎官第一の心得也

一說諭の際牽强附會荒唐戯謔の語言を發し世を惑はし人を誣ふる等の談說嚴に可ㇾ禁事

一飮食男女大慾の所ㇾ存人の過失此二事より生ず別して謹愼を加ふべき事

一貪汚の風聊も有ㇾ之時は大に人心を損し嫌忌を招ぎ深く敎化の妨害と相成候間嚴に戒愼す

さん達や、神官にこの心得書を授けたい。

おなじ四月に、宣教使を正大権大中少宣教使自今正権大中少博士と改められた。

天社神道

閏十月には天社神道といふを廃止した。

庚午年閏十月十七日

[illegible]

[illegible]右等の所[illegible]

[illegible]於ても此[illegible]

天社神道なんど物だか分らぬ間は、実際[illegible]大本教と同じ扱ひをされたものらしいが、どうも[illegible]

べき事

一御威光を負ひ人を凌侮し我意我慢の振舞等堅く愼むべし威嚴は己れの篤信言行を愼むより生じ候事にて聊も圭角を以威嚴を立つ間じく和易簡約忠恕之風心掛べき事

一教官は巡行先に於て孝子義僕節婦其他嘉德善行其村異能の者見聞に及び候はゞ其處の府藩縣に申すべし又善事を妨げ良民を病しめ賭博暴戾其他惡業惡意の者見聞候は其家族組合を初め頭立候者をも呼寄せ人事を盡し百方教諭を加ふべし一人にても教化に漏るゝ者あらば其責吾に在りと篤く念慮に懸くべく教に從はざる者あるは教官の不手際なり改心致す者あれば官の功たるべき事

一巡行先に於て願書訴狀等取次の儀一切停止並に私謁苞苴取扱に涉り候樣の儀致すまじきは勿論の事たるべき事

一希望の者有レ之候共禁厭祈禱の義一切停止の事

微に入り細を穿つてゐる。かくて佛教全盛の農村に神道を宣傳しようとしたのらしい。今の坊

さん達や、神官にこの心得書を授けたい。

おなじ四月に、宣教師中正大權大中少宣教使自今正權大中少博士と改められた。

天社神道

閏十月には天社神道といふを征伐した。

明治三年閏十月十七日

從來天社神道と唱ひ土御門家免許を受候者共兩刀を帶し繪符を立て宿驛通行候由甚以無レ謂事に付自今右等の所業被二差留一候條尚今後門入免許一切被レ禁候旨今般土御門和丸へ御沙汰相成候府藩縣に於ても此旨相心得管内取締可レ致候事

天社神道がどんな物だか分らぬ間は、天理教や大本教と同じ扱ひをしたくないが、どうやら俗神道の一らしい。

社寺領上地

社寺領上地を命ぜられたのは、明治四年正月五日。其の五月十四日は、神社の儀は國家の宗祀にて、一人一家の私有とすべきにあらざるは勿論なるが、中古以來大道陵夷し神官社家の輩の中には、神世ながらの由緒ある向もあれど、一時補任の社職其儘傳へて、或は領家地頭の變により終に一社の務に當るやうなれるもあり、村邑小祠の社家に至るまで總て世襲となり、社入を以て家祿となし、一己の私有と心得るに至り、神官は自然士民の別種と相成、祭政一致の政體に戻りて、弊害不ㇾ尠、伊勢兩宮世襲の神官を初め、天下大小の神官社家、精選補任致すべく、神官從來の叙爵すべて廢せられ、管轄を官に移し、神官本籍は士族平民の內適宜を以て編籍すべき事を命じた。革命の嵐は神職の世界にも襲來した。

珍令守札

四年四月戶籍の作成を命じた時、寄留や旅行には鑑札を必要としたが、政府は更に、

四年七月四日

今般大小神社氏子取調の儀左の通被レ定候事

一臣民一般出生の兒有らば其由を戸長に屆け必ず神社に參らしめ其神の守り札を受け所持可レ致事

但社參の節は戸長の證書を持參すべし其證書には生兒の名出生の年月日父の名を記し相違なき旨を證し之を神官に示すべし

一即今守り札を所持せざる者老幼を論ぜず生國及姓名住所出生の年月日と父の名を記せし名札を以て戸長へ達し戸長より之を神社に達し守り札を受けて渡すべし

但現今修業又は奉公或は公私の事務ありて他所に寄留して本土神社より受け難き者は寄留地最寄の神社より本條の手續を以て受くべし尤來申年正月晦日迄を期とす

一他の管轄に移轉する時は其管轄地の神社の守札を別に申受併せて所持すべし

一死亡せし者は戸長に屆け其守札を戸長より神官に戻すべし

但神葬祭を行ふ時は其守札の裏に死亡の年月日と其靈位とを記し更に神官より是を受けて神靈主となすべし尤も別に靈主を造るも可レ爲二勝手一事

一守札燒失又は紛失せし者あらば其戸長に屆け改めて申受くべし

一自今六ケ年毎に戸籍改の節守札を出し戸長の檢査を受くべし

一守札を受るにより其神社へ納る初穗は其者の心に任せ多少に限らざるべし

徳川時代の人別帳は、菩提所の手で證明され、關所手形の類に裏書する寺の名は、國主領主の名と等しき程の權威を持つてゐた。明治政府は寺院よりこの特權を剝いで、戸長役場に移したばかりでは安心せず、神職に命じて、國民の一人一人に「護符」を持たしむることを命じたのである。

明治六年五月辛未相達候氏子調の儀は追つて御沙汰候迄施行に及ばずと達したのは、さすがに守札を授くるの愚を悟つての事であらう。

氏子調の儀不レ及二施行一旨被二仰出一候處右は辛未七月公布相成候氏子帳取調並守札渡方等相見合可レ申儀にて郷村社區別方は勿論氏子の儀も可レ爲二從前之通一候

但出來宮參と相唱出生の兒產土神社へ參詣爲レ致相對を以守札等授受之儀も是迄之通相心得不レ苦候事

味噌をつけて、梟。

肉食妻帶を許す

五年三月

兩本願寺法主門末教導の爲め巡回の儀差許候に付ては自然教喩に托し勸財等の所業相聞候はば事情調査の上速に可二申出一此段兼て相達置候事

神ぬしと坊さん

まり勸財を禁じたが、空文に終つたであらう。大正末年に東本願寺の賽錢箱の上から水平社同人が募財拒絕を叫んだ劇的シーンを想ひ起す、

神社佛閣の地で女人結界の場所は自今廢止する。登山は勝手たるべし（五年三月） 自今僧侶肉食妻帶勝手たるべし（五年四月） これまた雷のやうな響きを全國に傳へた文字である。一向宗の名を自今眞宗と稱すべしとしたのもこの月である。なぜこんな差圖をしたのか、分らない。

しかし妻帶勝手には坊さん達は嬉しさ半分歎かしさ半分であつたらう、今でこそお寺の石塔におしめが干してあつても目ざはりではないが、

美濃國本鄕村龍德寺の和尙さんが八幡村から眞晝間に簞笥長持兩掛など大造かつがせて賑々しく嫁を貰ひますと檀家中が頑固說を主張して不埒だの不行狀だのといひ立てて大勢鋤鍬を

擔ぎ出して嫁さんを追出しに押しこみました故羿坊さんも泣の涙で別れて了ひしは七去の追加だと愛知新聞に出てゐますが隨分新聞かと思はれます。（九年五月十四日朝野新聞）

分らぬ屋の檀家もあつたものだ。

或浮屠氏の密妾何しか懷姙したれど深く隱匿して今日や墮胎さん明日や間引んと思ひ煩ひつつ八九ケ月をも過たりける。然るに思ひかけずも僧侶妻帶勝手たるべき旨の布令に遇悅び限なく頓て世に憚からず生しめたり、斯て誇に語て曰く此度の御趣意は更なり教則三條の旨を奉戴するの嚆矢なるべしと或人難して妻帶の令は去月の事にて懷姙したるは遙前事に非ずやと云ば夫善智識は未來を悟ると云ずや吾方今の形勢を未前に知たれば密妾を姙ましめたるにこそと答ける由蓋諺に吾腋臭を吾知らずと云比ひならんか（日要新聞第三十三）

これは新らしい。

教導職を廢いて

其の後教導職を廢いて、[illegible]すべきこととなり、その教団を統轄する為に各宗一名の管長を置いた。

[illegible]

説教場は到る所で布教の一助を借りてもよいこととした

僧侶の洋服

教部省で眞宗の僧徒十八社人十人に出仕を命じたら、「僧侶社人共從前の服を脱し、新製の洋服を着用せるよし」新聞雜誌四十二號「京都府下東山一心院の義玄寺純譽、聖光寺問譽、竹林院忠譽の三僧から、佛事の外洋服着用不ㇾ苦儀哉」の伺を立て可ㇾ爲ニ勝手ニと申渡された開化新聞十三號のも同じ頃であらう。

特權悉く亡失

葬祭ばかりでなく、一切の神事には憚かられた僧侶に、伊勢神宮をはじめ自今參拜勝手たるべしとし、神官は從來葬儀に關係しなかつたが、自今氏子の神葬を賴む者には喪主を助けて事を執れと命じ五年六月 自今僧侶も苗字を稱せよ五年九月と命じた。坊さん達が、釋だの竺だのと勝手な苗字を作つたのは此時である。

修驗宗を廢し、天台眞言の二宗に歸ることを命じ五年九月 法相宗、華嚴宗、律宗兼學宗・融通宗、念佛宗の五は望みの宗內總本山にかへることを仰せつけた五年九月 なぜだかは分らぬ。

托鉢亦禁ぜらる五年十一月 末法の世が來たのだ。修業も相成らぬと來なかつたのはめつけもの。

說法の名目を停め、自今說教と唱ふべし六年一月　これは神主もおなじなのだ。「百日の說經屁一つ」は聞いたことも無いやう。

僧侶の位階廢せらる六年一月　特權悉く亡失。

還俗蓄髮を許す

「還俗は其性行柔惰にして一宗の學術難ニ相遂一か、或は歸俗産業の見込有レ之か、篤と取糺支牾無レ之候はゞ聞屆候事」三月　餘程の馬鹿か才物で無いと出來ぬ譯だ。從つて殘るのは凡僧ばかりとなる。

比丘尼の緣付

自今比丘尼蓄髮肉食緣付歸俗勝手たるべし六年一月　尼さんの蓄髮は許されたとはいつても、まさか島田いてふがへしとまでは行くまいから、延ばしてせい〴〵一寸位のところ、やつと切下げに留めたであらう。近ごろは束髮に結つてもよからうと言ひ出す尼さんも出て來たが、まだ七三耳かくしのモガは無さゝう。

火葬を禁ず

火葬禁止せらる六年七月　何の爲か。駒谷芻言に或云、火葬は今の韃靼に至て始れり。明より以前は僧の外は無しと云。然ども唐時、貴官人も火葬せしにや。白樂天が哭元微之詩に哭送咸陽北原上、可能隨例作灰塵と作りしを見よ。淸人云、先代明より我朝淸の始まで、俗の火葬多し、今上乾隆の初禁ぜられて、僧の外火葬は止みぬ。邊土至賤のものは不ㇾ知、平民以上には無ㇾ之と。俗の云とはうらはらなり」まさか支那で禁じたからではあるまい。尤八年五月に取消したが。

什物

神社佛寺共古來所傳の什物衆庶寄附の諸器並に祠堂金等の類は神官僧侶は勿論檀家のものたりとも自儘に處分可ㇾ致筋無ㇾ之候條若不ㇾ得ㇾ已儀有ㇾ之候はゝ委詳具狀を以て教部省へ可二申立一候事六年七月

と釘を神主と僧侶に打つた。奈良の法隆寺をはじめ「處分」された珍寶奇物のたぐひは數へあぐるに堪へない。正倉院の御物すら其一部は早くから持ち出されて個人の物になつてゐる。

境内の木

「社寺境内の樹木は假令其社寺修繕等に相用候共猥りに伐木不二相成一候若難レ止事情有レ之候節は其地方廳へ可二願出一候事」六年七月千年の巨木が維新の際のごたく紛れに伐られた事は、どれだけだつたか、逆も數へられない。茨城縣眞壁郡大寶村大字大串には、常陸坊海尊の屋敷跡といふがあつて、其處には二里四方から見える程の大杉が立つてゐたが、當時僅か七兩で拂下げられた。同じ郡の村田村大字吉間の三所神社はでかい欅や太い杉で圍まれてゐたが、お宮を新しくするといふ名目で其木を荒まし伐り盡し、今は貧弱なお宮が裸で立つてゐる。欅の切り口は直徑二間あつた。

教院

教導職を立て教院を設けたのはよかつたが、愛すべき父兄は教院を學校と間ちがへて、子弟を通はせる者があつた。政府は面喰つて、心得違無レ之樣諭したが、「尤氏子檀家共外幼年の者たりとも篤志の輩學校の餘暇を以て教義講究のため、通學する分は差許不レ苦」とした 六年五月 學校と間違へるやうな手合や、幼年の者には「講究を許す」でもあるまい。

坊主根性

轉宗改式之節離檀に及ばざる狀の件 七年七月 第三十四號を以て相達し置候趣は只管人民の信仰に任せ決して抑制致す間敷旨に之あり候處近來檀家去就恒なく葬儀取扱ひ候者も往々權謀を以て自家へ勸誘する等遂に浮薄之所業に流れ當省達書之旨趣に背戾し不都合尠なからず候條今後信仰により轉宗改式候者は是迄葬祭受持之向より承認書申受候上他へ倚賴致させ其都度各管廳へ屆け出させべく此旨更に相達し候事

但し同宗內に候共甲乙相轉じ候節は本文の通り心得させべく候事 九年一月

檀家の取合ひは坊主根性の現はれだが、お蔭で轉宗までうるさくなつた。

千葉縣安房郡江戸村の眞淨院和尙、村中の檀家に轉宗されて、あがつてしまひ、庭の隅へ穴を掘り、寺男にいひつけ、上から土をかけさせて自殺を企てた話あり。檀家が一軒でも減ると布施の減る上に、本山からは罰を喰はねばならぬ。離檀はそれ程やかましいものなのだ。

生涯の我慢はこれでけしの花

ところが、坊主いぢめも徹底的だつたから、たまには悲觀する者も無いではなかつた。

死は人の惡む所なれども死狀によりて死榮することあり、去月十五日嵯峨の嵐山の麓戸無瀬觀音の下なる千鳥が淵といふ所に捨身せし僧あり、傍の石上に、紙入日傘履物を遺し置たり、其紙入の中を見れば辭世の俳句ありて

生涯の我慢はこれでけしの花

これは上京十三區元阿彌陀寺に住せし千淳といひし僧にて、平生楚の屈原を欽慕居しよし

屈原を慕うたにしては辭世が安價だ。

誌九年六月
西京煥文新

出開帳禁止

九年六月出開張を禁ぜらる。

寄進取戻

供養の爲に寺へ寄進することは人のよくする事だが、むかしは願ひさへすれば取戻せた。舊幕の頃お使番を勤めて時めいてゐた溝口勝貞といふ男、維新後は本所外手町に住んで、商法を初めたが、忽ちの内に元も子も耗つて了ひ、兎などに手を出して借金の上塗までして、身代限りを出したが、ある日風と先祖の何某が愛宕下町の青松寺へ、太鼓と錦の打敷と銅燈籠一對を寄進した事を思ひ出し、先祖がこの寄進も子孫の冥福を祈る爲なりしかど、我が代となりて斯く落

ちぶれた上は、彼の寄進物を取戻し、賣り拂つて一先手にしたら浮む瀬もあらう、佛は慈悲廣大なり、許したまはぬともあるまじけれど、國に王法あり、この趣を願ひ出ばやと、溝口家相續の爲に、右品を賣拂ひ、再興の後は元の如く寄附するとの書面を府廳へ出したら、許された。早速道具屋に見せると、何れも二百年前の物とて三十圓に賣れた。溝口は先祖の位牌を伏し拜み、御寄進の燈籠にてともり付かねば、太鼓の桴をこの勝負に中てたまふべし、程なく打敷の錦を飾り元の如く寄附し申さんと項禮して歸つたことが、十年三月の新聞集誌に見え、

大阪府下西成郡大道寺村澤田省吾(三六)は數代連綿たる豪家にて寶永年間には祖先佐平太より同村の大澤寺(日蓮宗)へ數十町の田地を寄附せし程の身代なりしも省吾の代には零落して昔の俤もなけれどフト思ひ出したるは今大澤寺の臺所があの通り富饒なるも畢竟は我が祖先の附與せし田地の故なれば坊主に藥をさせて置くより取戻すのが上策と當今の住職高木高善に再三かけ合たれど高善議論に屈せず說破りて彼が望みに應ぜざるにぞ可惜口をば酸くしたりと呟きながらもすご／＼立歸りしが殘念で堪へられず那奴(あいつ)は口こそ達者なれ丈(たけ)の知れたる瘦坊主

腕突ならば横面を撲倒すのは安からんと思ひ續けてゐたるが先月某の日は祖先の忌日故羊羮色の黒羽二重に縫つた麻上下を着做し大澤寺の本堂へ案内もなく打通り戸帳を開きて祖先の位牌を取出しなどする物音に和尚は訝り來て見れば此あり樣なれば御身何等の趣意ありて一言の斷りもなく斯不作法はせらるゝぞと咎められて冷笑ひ什麼我が家は此寺の一檀那にて有のみか附與した田地に湧く米を喰つて命を續ぐからは責て祖先の忌日には位牌の前に物を供へ一遍の讀經をも做すべき筈と來て見れば位牌は塵に埋もれて蜘の栖(すみか)となりたる故自ら之を清むるを生臭坊主が咎め立寄附した米で肥太つた先その汝が頽けたを斯してやると突然り握り拳で撲り付れば吃驚したれど和尚は怯まず法衣の袖を搔上て天窓に鉢卷腕まくりやがて省吾と引組んで上になり下になり須臾は互ひに揉合ひゐたるが口ばかりでなく此和尚は腕も中々達者と見えて遂に省吾を引抱へ庭へヅドンと投出したるに腰を痛めて起もえず和尚も顔に疵を受けしにぞ兩人共に曾根崎村の警察署へ拘引され大坂裁判所へ差廻され省吾は笞二十高善は禁獄二十日の所分になつたはつひ此間（東京繪入新聞千七百九十八）

かうした勇僧も出現した。

路傍の神佛

明治九年十二月教部省から、「山野或は路傍等に散在せる神祠佛堂の矮陋」なるものを整理して社寺の境内へ合併若くは移轉さすべしと府縣へ達したが、十年四月福島縣から其處分方に就いて内務省への伺書中に、當時路傍或は山野等に散在せる主なる神佛及石塔石牌等を擧げてゐる。

皇大神宮	湯殿山大權現	山神
道祖神	大黑天	甲子
庚申	巳待	金剛山
金毘羅大權現	辨才天	日待
山王權現	妙見尊	金華山
南無阿彌陀佛	南無妙法蓮華經	觀世音

聖德太子　　二十三夜　　馬頭觀音
地藏菩薩　　太子塔

流石は神國であり、佛教國である。

信仰の自由

十年二月二十四日　　和歌山縣

爰に夫婦あり其婦他より入嫁す其宗旨たる譬へば婦の實家は則ち眞宗にて夫は日蓮宗なり然るに其婦實家の宗旨を信仰すること最切なるより夫家の日蓮宗に賴らずとも其自由に任せ不ㇾ苦儀に候哉將た其婦は何宗を論ぜず夫へ入嫁する以上は必ず夫家の宗旨に賴る可き儀に候哉相伺候也

（御指令）二月十四日　　書面伺の趣は神佛諸宗の內各自の情願に任せ不ㇾ苦儀と可ㇾ相心得事

神佛諸宗内には自由を認めてゐたが、基督教に關しては、「ノー」とも「イエス」とも云つてゐない。

お寺の商賣

十年五月二十四日　山梨縣

一寺住職者の家族其寺院に居住の儘商業相營度願出候者有レ之右等の類は聞屆不レ苦哉相伺候也

（御指令）六月八日　書面伺の通

但寺院に於て開店等の儀は難二相成一筋ニ可二心得一事

こはだのすしを賣らせたのでも無さう。

盲僧

十年七月　　　　　　大分縣

縣下豐後國元靑蓮院派盲僧の義は先年總て相廢止候處明治八年舊敎部省達書第貳拾九號の趣に依り總て廢止の御趣意にも有レ之間敷且幼年より失明彈琴誦經を以て生路相營み候者俄に相廢止候ては忽ち飢寒に迫り候旨を以て再得度の儀一昨年來屢出願するも聞屆不レ申然るに豐前國宇佐下毛兩郡當所管に屬し候處該郡は向きに福岡縣に於て許可相成候趣にて他縣の處分振りに依り强て歎願申出候に付猶取調候處相違無レ之元來同一の盲僧にて一管內兩樣の處分に相成り候ては不公平に付宇佐下毛兩郡の取扱振りに準し聽屆可レ然哉相伺候也

（御指令）　九月十四日　書面伺の趣無二余儀一次第に付其廳限り適宜取計不レ苦事

「大菩薩峠」の辨信を思ひ出す。今は見ない。

僧尼の俗籍

明治六年の戸籍表九年に至りて發表せらるに、二十一萬人あつた僧尼が、七年から其階級的存在を失つて元身分に還つた。尤一寺の住職の取扱は士族に準じた。

寺院の借家住居

町並借家等しながら、寺號院號相唱候修驗道の輩、以後寺號院號さし留めらる九年六月　今神道の小さな分教會や、耶蘇教會所屬の日曜學校が、床屋の二階に間借してゐるやうなものだ。

禮服

神道教導職は大禮服着用の節、神官同樣祭服、僧侶は法衣。

月給廢せらる

府縣社神官の月給を廢止し自今鄕村社同様人民の信仰歸依に任せ給與可レ爲レ致事六年七月

私の村には赤城神社といふのがある、今以て鳥居に「大明神」の額がかゝつてゐる。神主は縣社大寶八幡宮の神官が兼ねてゐる。給料は一年に玄米一俵づゝ拂ふ。

みこ禁止

從來あつた梓巫市子憑祈禱狐下げ抔の玉占ロよせ等一切禁止せらる六年一月

お祭さわぎを止む

神ぬしと坊さん

お祭さわぎはいけないとあつたが六年九月黄河の清む時を待つ外は無いかして、茨城縣地方では六月になると、今でも各地の天王様が暴れ出す。神輿が渡るのに綻ちまつたといつては暴れ込み、割り當てに應じないといつては擔ぎ込む。暴れるのは若い衆でなくて天王様なのだから、巡査だつて見物人の尻にばかりくつついて、遙かにうやまひ奉る外は無いのだ。

私設神佛

私有地內へ神佛社堂を建設し衆庶參詣差許し候者有之趣相聞候處元來許可を經ずして右體之所業不相成等に付是迄無願にて參詣爲致居候者は最寄神官僧侶を以て奉祀之者相定め祭神佛像出所緣由等詳細相記し更に可願出此旨布達候六年一月

これはひとり東京ばかりでなく全國に流行してゐたのであらう。十二月十五日教部省から、一般社寺同樣故、自今總て可差止」と達した。

勸財を停む

神社遙拜所造營とか、講社教會建立とかの名で、みだりに配札或は勸財等する事を止めらる 七年一月

尤らしい顏つきで寄附を求める手合は絕えない。田舍では殊に官權のおどしが利くので、警察署長の送迎から、村の駐在巡査の餞別、小學校敎員のお別れと一年中切りが無い。

禁厭

神道諸宗管長

禁厭祈禱等の儀は神道諸宗共人民の請求に應じ從來の傳法執行候は元より不ㇾ苦筋候處間には之が爲め醫療を妨げ湯藥を止め候向も有ㇾ之哉に相聞以の外の事に候抑敎導職たるもの右等貴重の人命に關し衆庶の方向をも誤らせ候樣の所業有ㇾ之候ては朝旨に乖戾し政治の障碍と相成甚以不都合の次第に候條向後心得違の者無ㇾ之樣屹度取締可ㇾ致事 七年六月

信州今井村に農夫字兵衛と云る者あり其家極めて貧により人の爲に傭はれて田を鋤き畠を打ち聊の賃を得て其日の烟を立たりしに一朝病に染て立事能はず病床に在こと三年の久しきに及べり其妻阿仙貞にして且美麗なり能く夫に事へて其病中の盡力困苦傍人をして感泣せしむるに至れり時に東京の客僧慶山と云る者の此地を過るあり仙女是を家に迎へて夫の爲に病を禱らんことを乞ふ慶山仙女が十二分の姿色あるを見て竊に其床に赴き是を挑むと雖も仙女敢て從はず慶山なほ情慾を禁ずること能はず其翌夕又迫るに白刃を以てし强て奸淫せんとす仙女撓まず慶山竟に仙女を斬害して逃走せり時は壬申首春の事なり縣官令して慶山を捕縛し鞫問して獄中に繫ぎしとぞ　東京日日五年二月

まじなひなど賴むのが惡い。とはいつても、

いやもうどうも仕ようのない事、此まあ文明の世の中で、殊に京都は格別御世話、學校など

も日に榮え月に盛になる故に、阿房は無いと思ひしに、ホンに世界は廣いもの、京に田舍か田舍に京か、一寸先は暗の夜の闇馬の山の大僧正牛若さんのお敎師なる鼻高さんに願かけて無體を祈る願文は、正法ならぬ陸奥の千束に餘る錦木に、數はまされど遂けくも、劣りし智惠ぞ哀なる、此頃わくらばに願文の一紙を得たるまゝおほやけにかいしるしてもろ人に示し奉る、尙愚評は內陣へおまはりなさりませ。

奉　願

一私息佐七儀相續人之儀に御座候處兼而無法成儀計申立候而其兩親共困り入亦者朝寢商業も甚不精にて大きに困り入何卒右佐七事跡目相續人之者に御座候間右御願之通愚息佐七へ御利益之儀御授け被ㇾ成度此段御願奉ㇾ申上ㇾ候尙兩親より申候義相守候樣御願奉ㇾ申上候　謹言

明治九年五月二十八日　　　　下京住人　西　塔　慢　介

追願商業第一之事

鞍馬山奧院魔王大僧正樣

神ぬしと坊さん

こんな男もあるのだから。

西京煥文新誌九年六月

南校東校

—七歳から二十歳まで—解剖と彈正台の猛者—女學校の月謝—直譯學校—圖書館規則—博覽會の摺り物—出版條例—學校費—學士の等級—一六休み—佚書を求む—珍令—退校—生徒不足—一萬石一萬六千圓—再び解剖について—

學校

人材養育尤急務に付、三十歳未滿の輩は小番を免ずる故、大學寮へ出て勤學せよと公卿達に命じたのは慶應四年閏四月、其六月昌平學校を復して、

方今更始之御盛典專ら人材御養育之思食に付速に大學校を御興建可レ被レ爲レ在之處國家多事

之折柄其儀難レ被レ爲ニ行屆ー候間當分之内是迄之通於ニ昌平校ー年七歳より二十歳に至迄日日出席勤學被ニ仰付ー且三百俵以下之分者爲ニ御扶持ー一人口つゝ被ニ下置ー候間孰れも御趣意を奉戴し妄りに詞章藻華の末流を不レ覩實用緊要之學に基き日夜研究勉勵可レ致

七歳から二十歳までのごたまぜだから驚く外は無い。

大學校を大學と改め、開成所を大學南校、醫學校を大學東校と稱したのは二年十二月十七日だが後三年七月二十七日大學南校に於て外國教師を雇ひ、諸藩に命じて現高十五萬石以上三人、五萬石以上二人、五萬石未滿以下一人づゝ入學せしめた。

諸技藝師家の私塾を開く者は、生徒の身元取糺、地方官の添書が無ければ、入塾を許してはならぬとした。三年十二月生花三味線のお師匠樣もこの中に入れられてゐたのであらうか。五年十二月に、自今其儀に及ばず、師家より屆出ればよしとされた。

女學校の月謝

入學者があつたかどうか、女學校が初めて立つたのも四年十二月　文部省から、

人々其家業を昌んにし是を能く保つ所以の者は男女を論ぜず各其職分を知るによれり今男子の學校は設あれども女子の教は未だ備らず故に今般西洋の女教師を雇ひ共立の女學校相開き華族より平民に至迄受業料を出し候はゞ入校差許候間志願の者は申正月十五日迄に當省へ可願出

入門の心得

一受業料毎月金二兩可相納事　書籍等は銘々持參可致事　稽古時間は毎日五字間の事　生徒は女子八歳より十五歳迄の事　總て通ひ稽古の事

八歳からＡＢＣだから程度は高い。金二兩也はこれも亦高い。

静岡縣某の女、年十六、容姿端麗、獨逸語を學ぶ爲に某家に寄食した處、教師に挑まれて歸國した話が新聞雜誌第三十八號にある。津田梅子先生や大山公爵母堂、瓜生海軍大將夫人が、米國

留學の途に上つたのも同じ年の事だから、稀にはさうした入學者もあつたであらう。

「最初の師範學校は、二十四人の生徒に、一人の外人教師がゐた。「生徒に教授するは一切外國小學の規則を以てして、彼のレッテルは我の假名に直し、彼のオールドは我の單語に改め、習字會話口授講義一切彼の成規に據つた。本まで直譯だつた。私の小學校に入つたのは明治十九年だが、最初に敎つた讀本の第一頁は、世界の人種だつた。」

學校費

「昌平校の入費一ヶ月八百兩、尤書籍買入活板仕立賃の入費等を束ねて一ヶ年九千六百兩、開成校は一ヶ月千五百兩、尤敎師の給金を除き、書籍器械等買入費共一ヶ年一萬八千兩と定めらる。五年四月」當時としては大きい。

學士の等級

「學士に五等の等級が出來た。五年四月」一二等學士は今の博士に該當するかも知れない。大部の書

籍を著述した者に學士號を與へるのは、其勞をねぎらふ意味だつた。學士號は一々奏聞してから授與した。

一六休み

小學教則中、日曜日を休業とすとあれど、今般改めて一六の日を休暇と相定め候事五年一月　習、性と成る。

宇治二郎

元第一大學區二番中學入舍生
佐賀縣貫屬士族
鳥巣宇治二郎

右者第一大學區二番中學入校中規則を犯し暴行不埒の所業有之退學申付候條以後公立私立の學校とも入學不相成候事六年二月

南校東校

最初に文部省布達を以て退校を命ぜられた中學生である。

中學生の退校が天下に公布されるかと思ふと、一大區醫學校の里見義方は「不レ宜義有レ之」で退校、下等中學第一級の谷川營、上等中學第五級の岡田秀雄は「遊里に止宿し、學徒の有間敷不埒の義に付」退校、いづれも官立私立の學校へは「入學不二相成一」となる。どらにはいゝお灸だが、角を矯めて殺した牛も有るであらう。

生徒不足

入學難、受驗地獄は今の話。明治六年には政府は生徒不足に泣いたものだ。上等中學校下等中學校で、合計二百十五人不足だから、望みの者は至急願ひ出よ（四月）と。

一萬石一万六千圓

東京府貫屬華族從三位前田慶寧儀興學經費之多端を察し家祿之內一萬石代金一萬六千八百圓

献納致候に付全國人員男女共一人に付半厘余五一五の割合を以て其府縣へ相渡候條委托金と
同様小學普及之廉へ相用可レ申其遣拂は同第百七章之通可ニ相心得一事 六年五月

米一石は一圓六十八錢だつたやう。

解剖と彈正臺の猛者

昭和に入つてからだつたか、解剖に附すべき屍體が中々手に入らず、新潟醫專では一體十圓で買ふ旨廣告したと覺えてゐる。むかしは、

人體解剖之儀は醫道に於て尤至重之事件に有レ之實に此一技を以て醫術の基礎と致候然る處是迄重刑屍の外解剖致候儀御許容無レ之候得共年分終不レ過ニ二三屍一甚以遺憾之至に奉レ存候既に昨年平人病死體迄解剖御許容に相成候上に候得ば斷刑或は獄中病死之者共其屍宿より願受候者無レ之分は都而解剖御許容相成候樣奉レ願候尤解剖後は厚く埋弔等爲レ仕候儀に御座候

西洋各國醫術當今之場合に至候は全此一技莫大に試驗出來候より十分精巧要質に相成候儀に有レ之候彼國大なる學校に於ては日日五十或は百體之屍を解剖仕候由尤彼國とは御國體自違仕候は固同日の論には無二御座一候得共前文之通御許容相成候上は必醫術の進歩是迄より幾倍仕候儀と奉レ存候此段至急御許裁相成度候也

庚午八年　　大學東校

御附紙

可レ為二伺通一

梟、斬、絞、更に磔刑さへあつた時代に、其解剖を許さず、解剖志願者は年二三人に過ぎなかつたとは心細い。西洋を例に引いたはいゝが、一日百とは少し受けとり兼ねる。いづれにしてもこれでは伺ひの通りたるべしと言ひたくなる。

面白いのは、

病死解剖之儀伺濟に相成居且死後之解剖心願之者有レ之候處右願人昨日死去致候依レ之醫師爲ニ試驗一解剖爲レ致度候右に付貴臺より檢使御遣し御一覽の上解剖爲レ致候儀に候哉或は御聞屆のみにて解剖爲レ致候儀に候哉右兩事別紙相添及ニ御掛合一候尤秋暑も强く候に付御即答有レ之候様致度候也

己巳八月十三日　　醫學校

彈正臺御中

其時々御屆のみにて宜敷候也

八月十三日　　彈正臺

流石の彈正臺の鬼ども、解剖の物凄さにオヅ毛をふるつたものか。別紙紛失、解剖最初の「心願者」の解らないのは惜しい。

書籍館規則

書籍館即後の圖書館が左年六月に出來た。

一借覽人は貴賤を論ぜず毎日八字より夕四字迄を限り候事

但半袂闊袖等の見苦敷風體之者は不レ許入館候事

一館内之書は館外に出すことを禁ず

一借覽人外より他之書籍を携來ること亦之を禁ず

一書籍は甲乙二部に分ち甲部は世に稀なる品並高等學者の參考に供し乙部は初學並普通の用に供す

一借覽の者は前以て左の通り出銀相納め可レ申事

	半月以下	一月	半年	一年
甲部	新貨卅錢	同五十錢	同二圓	同三圓
乙部	同十五錢	同廿五錢	同一圓	同一圓半

一縱令參考に供する者と雖も同日に二部以上の書を借覽するを許さず

一館内火を警むる事最嚴重なり故に吸烟不二相成一事

　但烟草盆等之設は休息所に有レ之候事

一館内に於て高聲雜談不二相成一者勿論看書中發聲誦讀するを禁ず

一席上亂座するを禁ず

坐つて讀んだものらしい。

五年の博覧會

文部省が博覧會を開いた時、配布した「摺物」

博覧會の旨趣は天造人工の別なく宇内の産物を蒐集して其名稱を正し其用方を辨じ人の知見を廣むるに在り就中舊物に至ては時世の推遷制度の沿革を追徴す可き要物なるに因り嚮者御布告の意に原づき周く之を羅列して世人の放觀に供せんと欲す然ども其各地より徵集するの

期に至ては之を異日に得ざるを得ずして現今存在の舊器は社寺に遺傳する什物の外其用に充つ可き物少なく加ふるに皇國從來博覽會の擧あらざるに因り珍品奇物の官庫に貯ふる所亦若干許に過ぎず因て古代の器物天造の奇品漢洋舶載新造創製等を論ぜず之を藏する者は博物館に出して此會の缺を補ひ以て世俗の陋見を啓き且古今の同異を知らしむるの資助と爲すを請ふ

一拜見人は男女を論ぜず一日に大略千人を限り拜見の切手相渡候間右持參致す可き事

但し一枚一人に限り候事　五年二月

文部省

博物館

博覽會を拜見させて、知見を廣くしてやらうと云ふ有りがたい啓蒙的御志だ。だから、官員達へも、文部省博覽會今五日より來る九日迄の切手八十一枚差廻候條、各一枚充相受取順達可レ有レ之、但毎朝九字より午後四字を限り候間、同勤示談の上繰合せ候儀可レ爲二勝手一事　五年三月と命じた。

八十一枚と限つた點が注意に價する。この博覽會は博物館とも展覽會とも附かぬ內容をもつてゐる。」

出版令

「新著並飜刻書類は官許を受けてから出版すべきだに、近ごろ無暗に本が出る。謂れざる事だから、以後官許を經ずに賣買してはならぬと觸れたのは慶應四年閏四月共六月新聞紙の類が官許を待たずに陸續出たので、版木製本共取り上げ、書林頭取、並に賣人まで咎められることになつた。同じ二十日には、自今開板の書物は、都て草稿を學校舍へ差出し、改めの上彫刻致すべし、若し內々版行致し候者これあるに於ては屹度御沙汰あるべしと觸れた。福地源一郎等の江湖新聞などが矢たらに新政府に不利の記事を載せるので、鐵槌を下したのである。

製本一部を納める事と重版とを禁じたのは明治二年正月である。

が例外は何時も有る。牧民の要領は政教並び行ふにあり、今般京都府告諭大意といふを著し、神州の國體國是王政の御趣意字內の形勢等を庶民に相諭し候、其言簡にして通俗、戶每に藏し人

毎に函せば上下相戾らず、政教並び行ふの基たるべきにより、開刊下許と（明治二年二月三日）

明治二年六月、長文の條例が出た。これまでは議定官で改めたが、今後は昌平開成両學校で取調べるとて、

一出板の書は必著者出板人賣弘所の姓名住所等を記載すべしたとへ一枚摺の品と雖亦然り犯す者は罰金を出すべし

一妄に教法を說き人罪を誣告し政務の機密を洩し又は淫蕩を導くことを記載する者は罪あり

一圖書を出版する者は官より保護して專賣たらしむ保護は率ね著述者の生涯中に限ると雖親屬之を保續せんと欲する者は聽す

一圖書を出板するに先ちて書名著述者出版人の姓名住所書中の大意等を具し學校へ出し檢印を乞ふべし是免許狀なり免許の月日を併せ刻すべし

一刻成れば五部を學校に納むべし此れ各所の書庫に頒つ爲なり

一官に不ㇾ告して出版する者之を賣る者板木及製本を沒入す又此を賣て入所の金も亦官に入

る

一重板の書は板本盡く官に沒入し且罰金を出さしむ罰金の多少は著述者出板人の損害の多少に準ず即著述出板の本人に附與する償金とす

一凡舶來の圖書を飜刻する者亦專賣の利を收めしむ舊板漫滅重板を願ふ者は聽す

一凡著述飜刻双方より願出れば讓渡しを得て出板自在なるべし

一飜譯練兵書類は專ら新式を崇ぶを以て歳月の限あるべからず且大圖を縮小し小圖を擴大にし或は舊本に評註を加ふる等の如き臨時に議して本人に害なき者は聽す

一凡圖畫肖像戲作等之に準ず

草稿檢閱の制は止んだらしく、附錄に出板檢査の法必其稿を呈して閱を受く、副本を造り遠地に送り、時日を曠うし、事機に後るゝの患ありて、文化を傷ふこと少きにあらず、本局命を蒙りて出板を監するを以て、議して此法を變じ以て此患を除く。然りと雖嚴に約束を爲さずして、妄に書を刊行して世人を惑はさば、其害更に甚しからん。故に條例を頒つて遵守する所を知らしむ

明治己巳之夏、學校權判事の數十字を見る。
二年三月、この權、史局に移さる。

逸書を求む

皇親の御系に關係致候類の書籍所持の者は早々可二差出一候事」五年五月 九月にも古典籍古文書等の断簡零墨を求めた。が素人にはどんな物が役に立つか分らず、愚にも附かぬ似而非文書を擔ぎ出したことであらう。

歌舞音樂の類

「音樂歌舞の類、自今教部省管轄とす」五年四月

再び解剖に就て

病死體患部解剖の儀者是迄一々出願之上差許來候處今後死者之親族醫師双方熟談之上該區役

所へ届置患部のみの解剖は不レ苦候條此旨布達候事九年八月

これだけ進歩した、これは内務省からの達であつたのだらうが、京都府から全體の解剖は如何と伺ひ出た所「病體解剖は其患部に限り候儀に付双方熟談の上たりとも全體の剖視は不二相成一」と指令された。十二月

蒙を啓く

——「我は我祖父」——ゴム風船——甘露——蔓の生えた壁虎——狒々か山童か——

慶應三年二月の萬國新聞紙第二集に、

合衆國「ヘンシルワニヤ」地名の人發狂せしが、遂に次の事情に因て自裁す、死後其遺書を覽る、左の如し

其書に曰く、我一長女を携ふる所の孀婦を娶れり、然るに我が父彼の携へ來る所の女兒を愛戀し、これの餘り遂に父の妻となせり、故に我が父は我が婿となり、携へ來る所の女は我が母となれり、何如となれば其女は我が父の妻なればなり。又我が娶る所の孀婦一子を生めり、

其子は我が父の兄弟となれり、又我が叔父となれり、何如となれば彼は我が繼母の兄弟なればなり、又我が父の妻卽ち携へ來る所の女一女を生めり、其子は我が兄弟なり、又我が孫なり、何如となれば彼は我が子の子なればなり。我が娶りし孀婦は我が祖母なり、何如となれば我が母の母なればなり。我は我が妻の夫なり、又妻の孫なり、我は我が祖父なり、又我が孫なりと。

の珍譚を傳へた。何と思つて載せたのか分らぬが、私はこれと同じ記事を「太陽」で見た。「近頃有つた事だ」と讀んだやうに覺えてゐる。がそれと同じ頃西鶴の櫻陰秘事で、お白洲で原告は被告を伯父と呼び、被告は原告を伯父と呼ぶので、奉行が貴樣達の祖父が生きてゐれば其儘には置かないと叱つたはなしを見た。奉行は說明しなかつたけれど、祖父は孫にあたる娘に手をつけて、二人のうち一人を生ませたのだと西鶴は語つてゐる。自殺したヘンシルワニヤの話に比べれば、子どもがはひつてゐぬだけ、我は我が祖父なり、我は我が孫なりの結果にならないが、櫻陰秘事は支那の棠陰秘事にならつた物だといふから、類似の話しは支那にも有りはしないか。

先頃支那人横濱へ、蹴鞠より小にして、葡萄色の何やらの皮にて拵へたる袋なれど、中には氣籠りて一ぱい脹れたる丸き物を賣歩行り、此物の様なる物押へずして下へ置けば、自然と上へ昇る故、手を放すことの出來ぬなり、是に木綿糸などを結付て子供は凧の如く空へ上て遊ぶなり、然れども糸を放すと、上雲雀の如く何所までも昇り行て果は見へず成ゆゑ、いと面白き持遊びなれど、價一分より一分二朱位にして、殊に破れ易きもの故其後は見當らず、思ふに之は風船の袋へ込る石炭の油を此袋へも焚込しものか（開成新聞第一）

慶應四年の事である。ガラス渡來のはじめに伊達氏が買つて障子へ嵌めた品は、一枚六十兩宛だつた（甲子家話）一分二朱のゴム風船も仕方があるまい。

先年亞米加國のうち、ウエニングルンにてネウヨルクへ往くといふ風船を見たる人の話に、風船は石炭の油を焚込たる袋ありて、此袋は薄き布を塗たるにて、其色生漆の桐油に似たり、大

きさは四間四方ばかりの丸き袋にして、又長き口あり、袋の上に網の袋をかけ、四方に多くの紐を下げ鐵の重りをつけたり、又一間ばかりの笊の如き船に人一人乘り、側の家にて石炭を焚き其油を鐵の管にて袋の口へ入るれば、油の入るに從ひ袋は脹れ上るなり、袋滿脹する時、紐につけたる重りを解すて、右の紐を船の四方に結び付て放し、桿をとりて次第に上り凡一里ばかりにして、東北の間へ去り、其後は早くして見ることを得ざりしといふ、又此風船蒸汽を仕懸たるは猶早く、亞米利加國より日本まで六晝夜にして達すと、亞國人の測量に鐵砲丸の疾くして早く飛さへ、日本まで四晝夜半かゝるといふ、亞米利加より日本まで里數亞國の六丁一里にして凡四萬六千里ほどといへり。おなじく

ハワイまで行くのに、三十日もかゝつた時代だから、亞米利加から六晝夜で來ると聞かされたら大がいの日本人は膽消る。

因にいふ、蒸汽船は遲速一樣ならずと雖も、日本里數にして一時(とき)に凡三十里程はしるよし、

蒸汽車は大低日本里數にして一時に五六十里程は走るなれば、左右の草木皆縞に見えて、一里も先の物にあらざれば木とか家とか見分け附がたしといふ。おなじく

縞に見えてはうまいことを言ふ。

偖先にいふ支那人の持來りし袋の玉、空中へ上りて見失ひし物、野毛の定役屋敷にて子供の放せしなれど、一里半程隔たりし保土ヶ谷の在の松の木の上へ落しを、農業の者見つけ、火の玉降りたりとて大きに驚きしとぞ　おなじく

これは明らかに啓蒙記事と受取れる。

堺縣下河內國石川郡春日村鎌田富士三郎の庭前に楠の大樹と樅の木とあり、其下にある楠萬兩八手などの葉に銀色の露の如きもの降て、日光に當れども消えず、手に取れば粘りあり、口中に入るれば其味飴の如し、猶翌朝も見れば樅の木の枝葉、其傍にある猿猴杉にも下れり、日日點檢

するに樅の木の廻り一抱計りにて、其他には見えず、又他の草木を鉢に植ゑ樅の下に置き、一時間程經ると何時となく其露のやうな物が多くなるなり、尤雨ふれば消え雨やめば晝夜の別なく時刻移るに從ひ彌増降ること前の如し、二月十五日より本月六日に至りても替ることなし、實に奇妙不思議といふべし、天武帝七年文德天皇仁壽二年明正天皇寛永八年に降りし甘露といふも如斯ものにては無きや」とたづねられて朝野の記者先生「何ともはや」（十一年三月）

日日新聞の千三百十四號に、山口縣須田村に出た異草――壁虎（やもり）らしい爬虫の尾から蔓草の生え出した繪が載つた。誰もそれを說明する者が無いので、廣島の小林といふ人から忍峽棲夷兒の好事雜誌社へ尋ねて來た。忍峽氏は

植物學に曰、冬蟲夏草といふ物あり、春夏に當りては草なり、秋冬に至り草枯れ根變じて虫となり深く土中に入る、春其尾より草を生じ、虫變じて根となる、江南の野、處々之あり、卽動植二物を兼、合して成るなりと、記者曰、冬虫夏草は本邦所在に產す、種々の形狀あり、

臭梧桐の根に生じ、桑の木の下に生じ、艾の根に生ず。中夏にケラヨミギあり、亦冬虫夏草なり西哲リンナース創て植虫なる者をいふ、植虫は植にして虫なり、是故に知覺あり運動あり、根蔕あり枝莖あり、蓋し植物の動覺あるを植虫とす、植虫の動覺なき者を植物とす、飛彈の山中に笹魚あり、形笋の如し、五月の頃落ちて溪に入り、化して魚となり水中を泳ぐ、岩魚又笹魚ともいふ、食ふに鱒の如し。

韃而靼の部中に地生羊あり、莖三尺許りに及べば形羊の如き者を生ず、其體は蔕に連て頭耳爪足等皆具り、其頭に角を生ず、熟するに從ひ、蔕枯れ、身に皮毛を生ず、土人之を採て頭巾或は衣服に作る、按るに動植皆機性體也、植の最靈なる者動の終に接すべし、動の最蠢なる者植の初に列すべし、古人曰天の物を生ずる一氣呵成すと、誠なる哉

リンネの植物學まで讀んで、も一足といふ所。

川口慧海師が西藏から「夏は草にして冬は虫となりて地中に入る」といふ冬夏草を携へ歸つた

時、東京朝日に「冬虫夏草」が出、時事に「西藏の冬虫夏草」が出た、冬虫夏草生二雪山中一、夏卽葉岐出、類二韭根一、如二朽木一、凌レ冬葉乾、則根蠕動化爲レ虫（西域見聞錄） 冬虫夏草四川産者最佳、冬在二土中一身活如二老蚕一、有レ毛能動、至レ夏則毛出二土上一、連レ身倶化爲レ草、若不レ取、至レ冬則化爲レ虫、（本草從新） 此草兩廣多有レ之、根レ如二蚕一、葉似二初生芽草一（植物名實圖考） 日本で最初に見出されたのは享和の頃で「産地は先大方陰地にて御座候、海州常山の虫にて根株土上に生じ御座候、土より一二寸或は土中に御座候、陽地には未無レ之候、色々有レ之候、蟬花と同例にて御座候、鷄冠の如く、糸纏の如く、木の根の如く種々御座候（袖木常盤の書） 冬虫夏草は古來冬は虫にして夏に至れば化して草となるものなりと言ひ傳へしところなれども、是は恰も腐草化して螢となるといへる俗說と同一の思想にして素より無稽の俗說に過ぎず、是則昆虫の體に菌類の寄生せるものにして、昆虫と菌との合成體なり。歐洲に知られたるは、今を距ること二百八十年前（千七百二十三年）で、支那に産す、又日本並に西藏に産するの說ありと記したるもあり云々。（以上博士伊東篤太郎）

やもりの尾に生えた「蔓草」は菌類では無かつたとすれば問題だが、「植にして虫なり」は笑へぬ說明となる。

開國十年にしかならないのだから、仕方が無いけれど、同じ好事雜誌に美作の國眞島郡新庄村は伯耆の日野郡と背中合せになつてゐて、深山幽谷多く、昔から人の入らぬ杉森が多い。其麓までは樵も行くが、辨當を木の枝へ懸けたり石の上へ置いたりすると、半分は乾度盗まれる。殘つた半分の飯は死んだ鼠のにほひがぷん／＼して、色も紫に變つてゐるし、迚も食へない。不思議な事に、大きくても小さくても辨當は半分だけ取る、木こり仲間ではそれをヤマワラフのいたづらだと言つてゐる。時々出て來るのを見ると、猿に似て十二か三位の子供の格好をしてゐる。たのめば仕事の手傳へもするが、强いことは驚く程だと誰かゞ書いた。記者は

蘭山翁の啓蒙狒々の條に曰く、ヤマワラ按に山笑の義なるべし深山中に棲む、木曾及び豐前薩州飛州能州にありと、聞く人形にして毛あり、猴の如し、毛は皆刺の如くにして色赤し、死すれば脫落すといふ、其口大なり、人を見れば笑ふ、笑へば上脣額に至り目を掩ふ、故に人竹筒中に手を入て前に出せば、狒々其筒を握り、笑て脣目を掩ふ時、筒中の手を拔出し錐を以て上脣を

額に釘して捕ふことを集解に云り、又本草綱目を見るに別に異説なし、山小童とは別種なるか

樵夫の一家言に、ヤマワラフと云へるか、抑も稱呼同うして其種異なる者か。

山童、やまわらは。木こりは立派な言葉を知つてゐた。

海の彼方へ

——萬國新聞紙の勸誘——日本人上陸の光景——海外旅行規則——松田某の手紙——最初の遊學生——徳川民部大輔——モルモン宗に驚く——芝居の囮とたる——めくらの垣覗き——

萬國新聞紙の勸誘

洋行は自由だつた。萬國新聞紙第一集（慶應三年正月）に、貴國政府から異國遊歷を許した年、亞國汽船コロラドが横濱に着いたのは希有の奇合だからとて、海外に遊ぶのは今だとやうに、

爰に二君子あり、遠く海外に遊ばんと欲す、一人は海路を東に取り、一人は海路を西に取る。

其東洋行は彼の亞國蒸汽船「コロラド」に乘じ、橫濱港より出帆し、太平海を割破して直に「サンフランシスコ」（亞國の港名）に趣き（此海程大凡二千里船賃は四百十ドル或は百五十ドル位なり）夫より他船に乘じ東南に向て駛せ、海程五百五十里を經て「パナマ」の地峽に到着す、此の地峽の廣さ大凡十九里、此處を蒸汽車に乘じて、「エスピンウヲール」（地名）に到り、他の蒸汽船に乘じ、北航して駛せ、「ニユーヨルク」（地名）に達す、通して海程大凡二千八百里、即二十日行とす、此に又「サンフランシスコ」（港名）より「ニユーヨルク」（地名）との間に蒸汽車道を今盛に製造せり、今より四年を經ば成功を奏すべし。若し此蒸汽車道より行ば、纔に五日にして達せん、「ニユーヨルク」（地名）より又他船に乘じ（船賃百ドル）大西洋を經て「レヴルプール」（地名）に趣き、夫より「ロンドン」（英國都府の名）に着すべし、「ニユーヨルク」（地名）より「ロンドン」（都府名）までの海程は十日行と定む、若し「ニユーヨルク」に寄らずして直に「エスピンウヲール」（地名）より「ロンドン」に趣けば、夫より僅かに早かるべし、然る時は亞墨利加の地を多く觀る能はざるべし。然して「ロンドン」（都府の名）に到着の後、暫時にして先の印度行せし人と互に逢ふて其經過する處の旅情光景を談ずるは豈旅境の一適ならずや

嚙んで含めるやうに教へてゐる。尤西に向ふ船の航程を明かすに、先然印度行せし人」と出くはしては讀者は迷惑したらう。

西路の話は第二集に出た。佛船に乘るのもよいが、英船なら龍動までの船賃七百四十六ドルで東行よりは高いやうだけれど、英船では酒麥酒葡萄酒等も皆其中にあるが、亞船は別で「一盞と雖も其價實に驚くべし、英船は最廉にして且「アウロッパ」に趣くの最捷快なるものなり」とて「イジプト」（地名）の「スエズ」（地名）まで六週日、里數三千三百二十五里、そこから火輪車に乘つて「カイロ」（地名）まで三十六里、こゝで「ピラミツド」を見る。五十六日にして「ソーサムプトン」（地名）に着する、すべて六千六百六十里。龍動へは二三時で達する「マルセール」（地名）を廻れば六日早い、印度行せし人は紅海を過し時大いに酷暑に苦たり、歸路は必東洋行せんと談ず、東洋行せし人は船中酒を呑まざるを得ず、飲む時は價驚くべく高く、入費に堪へず、歸路は必印度行に路を取らんと話す」

日本人上陸の光景

千八百六十年(我が萬延元年)五月十九日の紐育イラストリアス(京都博物館珍藏)に、日本使節一行上陸の記事あり、寫眞もある。「汽船ロアノツクは日本使節(村垣範正新見正興)一行を乘せ、五月十二日の深夜ハムプトンロードに到着した。汽船フィラデルヒヤはデイボント、アイロアの二將校及びレチードポートマンの兩通譯、リー司令官、ポーター中尉も乘組んで、一行を華盛頓に案内すべく、十一日はやく紐育を出た。かくてロアノツクに近づくや、デユポント大佐まづ日本使節と會見し、大統領からの手書を渡した。日本の通譯が意外に英語が巧まかつたのと、一行の中に畫家がゐて絶えず周圍を寫すには驚いた。十四日には各新聞で一行の到着を知つた華盛頓市民は我も〳〵と待ちかまへた。カピトルヒルは一番場所がいゝので、同所に赴く者ひきも切らず、此日は空も晴れて、初夏の風さわやかだつた。混雑は時と共に甚しく、歡迎の意を表する太鼓は四方に起つた。かゝる盛觀を呈したるは華盛頓創立以來未だ觀なかつた。午後十時頃は造船所の四邊は八重九重の人垣で、彈丸の積み重ねた上や、野砲臼砲などの上に跨がつたり、家根に上つてゐるのもあつた。陸海軍の

士卒は埠頭より伸銅所に至る六百呎の地に整列した。かくする内に船次第に近づくや、群集のざわめき一方ならず、只々氣がちがつたとしか見えなかつた。

一行は上陸した。尤注意を引いたのは、條約文を納めた箱で、恰度輿のやう、二名の警官之を擔ぎ、日本の役人これに附き添つておごそかに歩武を進めた。「日本役人」寫眞に見える輿のやうな箱は四人で擔いでゐる。軍長持位は有るやう。前後を擁せる「日本役人」は羽織の裾を突つぱらかし、左の手で柄がしらを掴んで歩いてゐる。何にも冠らない。

洋行心得

明治に入つてから、洋行したき者は、東京外國官並に大坂長崎箱館兵庫新潟神奈川外國係役所へ願ひ出た。當時外國官から頒布した海外旅行規則が面白い。

明治二年四月

一各國御條約書中にある條々は一々心得可ㇾ申事

一何事によらず皇國の御爲筋見聞之節は精々心を用ひ穿鑿を遂げ候上書面を以外國官又は外國係役所へ可二申越一若又書通不便之節は歸國之上可二申出一事

一銘々父母の邦を離れ外國へ罷越候儀に付各覺悟可レ有レ之儀に候得共一身の愼方は不レ及レ申聊の事なり共御國之御外聞不二相成一樣萬一旅費其外差支無二餘儀一外國に於て借財致候はゞ歸國之節迄に何樣にも致し償戾決て不義理の事仕間敷若々引負等致し其儘逃れ歸り追て相顯るゝに於ては當人は勿論主家一類迄其時詮により急渡御咎の上償戾之儀可レ被二仰渡一候

一海外旅行中御國人に出會候はゞ假令不二相知一者に候共互に相親み其者不心得の事有レ之候はゞ異見さし加へ或は病氣等艱苦之體見捨兼候はゞ可レ成丈扶助いたし遣し可レ申事

一外國人へ對し恨を含候事有レ之候共可レ成は勘忍いたし不レ得レ止節は其土地の役所へ訴出靜に筋合糺し貰ひ可レ申何程忿怒に堪へざる事なりとて決て外國人を殺害いたし又は爲二疵負一候樣之擧動致間敷事

一他國の人別に加はり候事並宗門相改候儀堅く御制禁の事

一年限相立無レ滯歸國之上は旅行中之始末委細に可二申上一候事

新聞雜誌壬申四十二號には、これと對蹠を爲す一文が載つてゐる。

米利堅留學生松田某より來翰の略に此頃本邦の男女共米學多候に付以來留學心得の爲私共見込居次第を申上置候　一婦人學費は男子の倍金を要す共一事を言へば當地の婦人必金の時計を携ふれば銀にては濟み難きが如し　一風土は寒暑共に嚴酷なり弱體にては堪難し　一食物は大概粗なり先づ日本の茶漬鹽燒に限ると心得べし　一日本婦人は殊に無學故輕侮を免れず心得べし　一假令右等承知して洋行を企つる共數月間日本にて外國人の風俗を見習飲食起居の法を知り然る後出船すべし否らざれば國耻を免れず　一書生洋行せんと欲せば第一外國に留學して外國の風俗事情に通じたる人に萬端相諮ぬべし西洋旅案内又は外國に渡りたる者と雖も使節陪從などの人に依賴すべからず何となれば旅案内は死物なり使節陪從等は自ら艱苦を嘗めざる故眞の事情に疎し　右一通り相辨へ新約克迄來るの都合は出來る共上は必當國に在留する日本人に依賴すべし横濱在留の外國人の添書などを貰ひ之に安心

して留學生を憑まず後日留學生の扶助を受けねばならぬ事出來して大に困却したる實驗屢々有レ之留學の事は横濱在留の外國人より外國に留學したる日本人の方遙かに委し　一身體虚弱なる者必ず洋行すべからず假令疾病なくとも虚弱なる者洋行せんと欲せば骨を外國へ埋むる覺悟たるべし　一身體健年齢若き者洋行せんと欲せば兩三年日本にて數學を學び讀書出來る位になりて後踏み出すべし　一少年にて未日本の事情も知らざる樣なる者は成業歸朝の後益を爲すこと少かるべし　一日本俗諺に旅の耻は搔捨といふことあり大なる禁物なり外國へ出ては一人の耻は政府の耻なり　一日本人の常言にどうでもなろといふことあり大なる誤なり日本中にてはどうでもなるべけれど外國に出ては決して左にあらず海外の困しみは邦內に安座する者の推知すべきに非ず空論の物知りなどにゆめ〳〵相談などすべからず一近來書生間の浮說に海外留學の生徒は無益の金を費し放蕩なる由右に付留學費は五六百金にて足るとの說政府より命を受けたる者は辦務使ある故困苦することなかるべけれども右の說になづみ僅の金を携へ自力にて修業せんと欲し當國に來りて仰天し困苦する者不レ少なり右は私共逐一經驗仕候事故に後來新に洋行せんと欲する者の一助に供す自然洋行に志して手

願不ノ得困惑致居候者あらば御示諭可レ被レ成云々

前のが「規則」なら、これも「規則」といへる。

最初の留學生

四年十一月、東京府士族吉益正雄女亮十六歳、靜岡縣士族永井久太郎女繁十一歳、東京府士族津田仙彌女梅九歳、青森縣士族山川與七郎女捨松十二歳、米國留學の途に上る開化新聞第一 永井繁子は後の瓜生大將夫人、山川捨松は後の大山元帥夫人である。

留學生の學資は公私共文部省で取り纏めては、辦務使まで届けてやつた。「洋銀札に而內譯書一通相添內一通は薄葉紙に相認め可二差出一」五年二月中には往々學資の絶える者ありて、借金をしたり、友達の有金で凌いだりする者も出來た。文部省ではやつきとなつて、父兄の怠慢を攻めた五年八月がとう〳〵根負けして「自費の留學生は自今管轄不レ致候」六年九月

留學生の消息は中々見つからぬ。萬國新聞紙に「大君の尊弟」「德川民部大輔」の英國で歡迎されたことが見え、軍艦、大砲、王宮、操練とお定まりの通り、方々を引つ張り廻されたり、「日本大君の尊弟民部大夫樣當今佛國パリス都名に在まして、四年の間は諸學問操練等を學ぶことを勸めと遊はされ、元より智仁にまし／＼て勇なる御方樣故、日ならずして御上達あるべし。」と油をかけられたりしてゐる。「パリスの博覽會に、日本の茶屋及び諸品を大に賞翫す。又三人の娘おくにおさとおすみ、此女子の日本の衣服を珍らしとて人々夫をみる」萬國新聞紙第七集と下手な書き方で紹介されたのは仕かたも無いが、「大君の令弟民部大輔」は守山侯德川昭武をいふらしい。慶喜公の弟。

モルモン宗に驚く

御使節一行去十二月廿二日桑港を發し途中大雪同月廿六日ソールトレーキシテイへ滯留今日まで未だ發程難ニ相成一同退屈併し何れも無レ恙候間御省慮可レ被レ下候尤も數日の中には積雪相開け可レ申との風聞に御座候

右シテイは山間湖邊の一幽境にして、土地頗る繁昌居民一同モルモン宗を尊崇し市中に大伽藍有レ之此宗派は一夫數妻を娶り候事を免し開宗之導師ヨングと申者は現存の人なり十六人の婦人を擁し居候由依て市中一夫一婦の家は絶て無レ之生弟の宿し居候ホテルの主人も三婦を擁し居候趣實に未曾聞之宗派にて始め此宗徒ニウヨルクより放逐され此地に來りて草萊を闢き屋宇を營み漸く市府をなし追々繁盛にいたり此節華盛頓より官吏を置て管轄せり各國人ゟ能く見物に來り候程のよし開化文明自由の權を講ずる共和聯邦の如き此邪宗あるは疑はしき事にて候

桑港より當地までの途中積雪五六尺已上の山谷を經過し當地も四方之山嶽何れも雪を戴き候得共寒威は概ね御地と相敵し候程にて四十度計寒暖内外に有レ之候

が日日新聞の創刊號に見える五年二月　岩倉右大臣の一行であらう。

芝居の咄となる

此處に、

北亜米理加國のうちフエルトルヒヤにて見物せし芝居は、其狂言所作事に至りては日本と異ならねど、土間棧敷などは少し違へり、廻り舞臺せり出しとうもありて、至て大仕掛なり。狂言間男の幕にして、密夫忍び來り婦人と噺などしながら、何か思ひ入れある所へ、亭主の歸り來たる足音に驚き、密夫を戸棚の中へかくし、婦人は亭主をすかし、間を見て密男を戸棚より出し歸さんとするに、都合あしきゆゑ、亭主に他行を求むる身振、亭主は是を悟りしや、出さうにしては出て往ぬ仕うち、言葉は何うやら分らねど、實に面白く人々一笑を催したり。爰にて幕を切落すと、幕の間に見物の男女芝居を出て、側の酒屋へ行き、酒を呑むもあれば、菓子屋へゆきて菓子を喰もありて、幕明前になると、又元の曲彔へ來りて見物す。都て芝居のうちにて飮食の物を用ひぬなり。芝居見物の人は、狂言を見ずして日本人計りを見、遠き者は双眼鏡などを出して見ることなり。日本人此處へ來りてより、日本人を見物せんとて、芝居の入り落しゆゑ、此日日本人を招待せしは芝居の入りを取らんが爲なり、日本

人芝居見物と聞と、其日は芝居大入なり。

「ある時留學生打揃ひて芝居に入りしに、見物人皆脫帽なり、よりて此方も思はず脫帽したるに、見物一同其まけを見てドッと騒ぎ出したれば、到底ゐたゝまれずして狐鼠〳〵出でゝ歸りし」

ザンギリ物語はこの時ではなかつたか。

日本使節村垣範正新見正興等があちらへ上陸した當時の寫眞を見ると、大たぶさに、大小を横たへての異裝だつた。私達の子供の頃には村にもちよん髷の年よりはいくらもゐたし、繪は無數に目なれてゐる。それですら今活動寫眞に出て來るちよん髷を見ると、悲觀する。アメリカ人がその日本人を見るのだから、この際芝居どころでなかつたのも無理もない。

めくらの垣覗き

見物の囮にされた日本人はいゝ面の皮だが、原田重吉を舞臺に立たせて「玄武門の一番乘」を

やらせたり、花井お梅に何とか殺しを寫演させたり、手無しの妻吉に高座で唄を歌はせたり、日本人はアメリカを學ぶ間においてペルリを辱しめないのだ。曲禄は肱かけ椅子であらう。

「何をいふやら分らぬ」劇評はまた續いて。

次の狂言は、大家の娘に馴染の男ありて、今宵二階の窓へ梯子をかけて忍び來ませとの約束するを、燈籠の陰に立聞する男ありて、一人胸にてうなづきゐる、此處を立去ると廻り舞臺となり、忽暗夜の景色と變り、彼の立聞せし男が馴染の男を出し拔、はし子をかつぎ出したれど、暗くして懸る處分らぬゆゑ、其地此地思ひ入あるところへ、彼忍び男も階子を擔いで來たれど、是も懸どこ分らぬゆゑ、同じく種々思ひ入れありて、頓て双方より階子と階子と懸合せ、手を叩いて喜びつゝ、先なる男階子にのぼり、上に至りて探りまはせど手に障る物なければ、不思議な顔して下へおりると、次なる男も階子に登り、これも手をのべ探りまはせど、虚空を掴むのみなれば、怪しむ見えに階子を下れば、又先なるが階子へ登り、かくすること四五度にして、はては兩方一度に登り、双方よりして手を出すゆゑ、互に其手を握り

あひ、娘と思ひて二人の男が種々の思ひ入れ、道化有るうち、空は忽地雲はれて滿月の景色となるゆゑ、顔見合せて悔りし、瞽子の上の立まはりに、瞽子の上より一度に落、直に下にて立てとなり、忍び男を立聞の男が井戸へ投込、とたんに娘が妾へ駈出すなど、其身の輕さ思ひ入れの仕打、實に感服なしたりとぞ。

亞國に限らず、各國ともに女形は女が爲るとぞ。（此はな新書第二號）

これならせりふ一つ聞かなくても分る。

外國人の廣告

――癩病なたづね――口中一切の療治――せり賣――疥癬の妙藥――豚のたれづけ――ウホンリードの渡米案内――

橫濱に病院が出來たのは慶應四年で、入院費一日一等は四ドル二等は三ドル三等は一ドル。日本人は支那人マレース並であつた内外新報

其前年左の廣告を萬國新聞紙に見る。

萬國新聞紙を編成する者に臨る

夫萬國新聞紙を作れるは、日本の諸君子に要用たらん爲めなり、其の如く我外國人にも要たらんことを願ふ、因て今此を君が新聞紙に加へ、余をして日本にて癩病の病痕（ママ）及び療治の術

を問ひ聞くことを容さしめよ。

○今日何れの地にてか此病の流行せるありや○夫れの盛に行はるに因て、是をして別村に住居せしむるありや○此病を傳染病とするや○食物住所に因て起るや○父子の間代々の傳病なるや○父祖並に病まずして二三代の後其子孫に起る者ありや○遂に癒ざる病なりや○療治は如何なるや○余八九年前長崎に在りしが、今に比すれば實に其學問諸術の益々開け盛なること驚くに堪へたり、我彼時より絶へずして進み、尚此後益々盛大に開くる證據を見るを喜ぶなり、此新聞紙の日本諸子に多く利益を爲すは、日本の尚開け進まんとするの一證と言ふべし、遂に諸君の此新聞紙を實に缺くべからざる書と貴ぶを願ふ也

西洋紀元千八百六十七年第三月一日

亞國の醫　嗎　高　温

しまひの方は脫線してゐるが、處女地に鍬を入るゝの愉快に居たであらう。

嗎高温はもしほ草にマカオンとあり、横濱から布哇へ移つたかとも思ふ、この廣告は後年熊本

に癩病治療の病院を建てたリドル孃とは違つた考へから出したのではあるまいか。

リデル孃の感謝すべき事業は長く續いて、どれだけ多くの人が救はれたか分らないが、三十六年の頃は財政上に行き詰つて、補助を朝野に求めたことあり、萬朝に「リデル孃の爲めに開かれた熊本の回春病院補助相談會に於て東京養育院醫員光田醫學士山根正次氏等の述べられた癩病に關する談話は頗る有益で我國民が必ず傾聽すべきものであつたからこゝに其要領を記述しよう。

最も驚くべく悲むべく且つ慄然として恐るべき事實は我國が世界第一の癩病國なる事である。從來世に知られたる癩病國は印度と布哇とであるが日本は此等二國よりも癩病患者の數に富んで居る、印度は人口三億以上にして其癩病患者の總數は十一萬なるに對し、我國は人口五千萬にして其總數は三萬餘(或は五萬五千ともいふ)である、故に印度に於てもし日本の割合に癩病患者があるとすれば總數は十八萬餘になるのである。

「癩病が如何に我國の生力を侵掠しつゝあるかは毎年壯丁の兵役身體檢査に於て此病にかゝれるため免除せらるゝ者が平均五百五十餘人あることを見ても分るのである、此他に略ほ同數の婦女子の同病に犯され居る者があるべければ少なくも毎年一千の癩病患者が我國に生じつゝあるの

である、而して在來の患者及び新に生ずる患者は、年中絶間なく直接に間接に病毒を傳播して同患者を增加せしめつゝあるのである、豈に寒心すべきことではないか、癩病が恐るべき傳染病であることは學問上確定不動の事である、彼の有名なるダミエン師父が布哇モロカイ島に於て癩病患者の間に働きつゝある中に、此の病にかゝつた事や、布哇に於て一死刑囚人に病毒を接種したところ、暫くして發病した事は、癩病の傳染病なることを證して餘りあるのである。

癩病の恐るべきこと斯の如くなるにも係はらず我、國にては其撲滅を計るの設備はいふ迄もなく其蔓延を防ぐの設備さへ殆ど少しも備はつて居らぬ、其僅にこれあるは熊本、御殿場及び東京目黑にある癩病院であるが、これ等は皆外國人の設立にかゝるもので、收容する所の病人の數も甚だ多くない、斯の如きは文明國の列に入りたる我國の體面上果して賞すべきことであらうか、體面は先づ如何でもよいとしても、我國民の衞生上捨ておかれぬは此問題である。今の如き有樣にて捨ておかば癩病人は益す蔓延するばかりで遂には此病を絶滅することが出來なくなるやうにならぬとも限らぬ。

「遠からぬ前那威國に於て癩病人が大に增加し一時は其數二千餘人に及んだことがあつた、こゝ

に於て同國政府は大に驚き、嚴重なる手段を以て悉く癩病人を隔離し其撲滅に努めた結果、今日では其半數以下に減じたといふことである、我國に於ては熊本縣ばかりでも癩病人の數は二千七百に達して居る、官民協力して速かに大なる注意を拂ふべきは此病の豫防撲滅に關する手段であると思ふ。」(山縣五十雄)

日本は渡來の外人に取つては、實に荒蕪地であつた。癩病を異とする國手から、豚のたねつけまでが日本人に呼びかけてゐるのだ。試みに其の廣告を見よう。

口中一切療治仕候

横濱百八番　ヴ　キ　ン

私店にて外國の衣服書物筆紙墨の類其外色々品物何に寄らず商賣仕候間何卒御光來被下度奉二願上一候

横濱百八番　ピ　ー　ル　ソ　ン

私店にて七日目に一度づゝ外國品物追賣仕候間直段御披露仕候以上

横濱本町通五七番　ツレツチュル

私店に瘡病及び瘡毒の妙薬「サルサパルラ」根の「エキストラクト」並に排毒の奇薬御座候間御買求奉レ願候

横濱本町通八十三番　ハルーリー

私方に英吉利産の牡豕一疋御座候間若此種を取度御思召の御方様は牡豕御持参可レ被レ成此段諸人に御披露申上候　以上

横濱海岸通五番　スメッス

（海外新聞紙）

廣告の中に有名なウエンリード（もしほ草の經營者）が「アメリカ」え學問修業交易又は見物遊歴に渡海被レ成度者は随分御世話可レ申候」が萬國新聞紙第一集（慶應三年正月）から見える。はじめは渡米希望者の周旋だけだつたらしいが、次の年には無頼漢を三百人ほど布哇へ運んで問題を起したことがある。ウエンリードが「サンドウイチに在留せる者に贈りたる破船の始末」に、

支那人「ハワイ」島人幷に日本人八戸喜三郎等余と同じく「ホノルヽ」島より「リベル船に乘じて「ホンコン」日本に向て出帆せしに、余輩實に不幸にして、乘し所の船艦を破壞したり、此夜萬死を逃れ漸くにして明朝激浪の間を凌ぎてある島に達す、然れども人煙絕てなく余等に飲水を與ふる者なし、此島に溜する二十三日、遂に小艇二隻に別れ乘じて、一千四百里英國の法里の海程を經て「ギュアム島」に趣かんとす、一舟には八九人を乘せたり此舟遂に見へず余等の同舟は二十二人なり、内に婦人小兒共に八人あり、其艱苦實に言ふべからず、幸くして「ギュアム」島に達せり、此所の鎭臺、病者及び衣食住に缺乏せる者を中心より懇情を盡して遇待撫慰す、實に仁慈深き人なり、故に余輩彼が爲には何如なる艱困事件なりとも心力を盡して其用に趣き、其江海の恩に謝せんとす、

千四百哩の海上を小船を繰つて、グアム島に渡つたのを見てもウインリードが冒險心に燃えてゐたことは分る。

ウインリードに齎られてハワイへ渡つた牧野富三郎の手紙がもしほ草第二十篇に見える。横濱から三十五日で達してゐる。三十人五十人づゝ別れて働いたが頭分の者は月五弗、下働きは月四弗づゝ貰ふとあり、「着岸之節より當時に至るまで、ことの外丁寧にて、一同への手當向行屆き、日本にてのお話よりは、餘程よろしき城下にて、大悅罷在候」月四五弗の手當でが「大悅び」だつた。世態、おもひ知るべしである。郵便報知新聞の第一號に、サンフランシスコへ來て見たが、僅に亞米利加の入口の港なれど、制度文物の盛んなること、日本で推量したとは天地の違ひだと書いた手紙が出てゐる、其十一號壬申八月には亞米利加から、日本はわづか三四年の間に、文化の發達著しく、家作衣服等も大半歐羅巴風になつて、學校では英書を專らとすると聞いて、一儲けする氣で渡來した本屋が、上陸後まだ中々評判の百分の一にもいかぬ樣を見て愚痴つたはなしが出た。

日本には千餘年前佛法渡りてより、上下之を信じ、此世は假の世などとひたすら無常を勸め、因果を說き、或は方便などと唱へ、怪しき術を以て愚人を欺き、ますく人心を愚昧に導くやうに仕かけ、巫祝(ふこかんなぎ)山伏の類家相人相祈禱者など種々の妄說先祖代々骨髓に沁込たる人民なり、その上これまでの學問は、迂遠なる漢學にて、數萬のむづかしき字を讀覺えて、性理を講ずるとか、四

角な字で文をかき詩を作るとかするのみにて、新智を發明する抔いふことなく、たま〳〵天然の奇才子ありて、珍らしき新工夫の機械等作り出す者あれば、妖術なりとして上より是を罪に行など、人民の智識の開けぬやうに仕かけたりし風習なれば、如何に御一新とてさう急には眞の文明開化に進みがたきなり」と報知で辯護したのはをかしい。

明治初年の裁判

―明治初年の裁判所――しらべ振――引かれ者――千日前の刑場――首の切賃――小塚原の墓掃除――死囚の遺言――四刑三等――浪人の小遣――目安箱――拷問――逃亡する被告――くはへ煙管の判官――民事に拘留――口書――親告代告――懸賞告發―斬首の光景(島田一郎高橋おでん)――首斬淺右衛門の男ぶり――二十歳時代――小塚―身代限り――拷問廢止――囚人の賄ひ――入獄費自辨――「汝の面」――棒しばり――「囹中規則」――獄中の燈火――信書食物衣類――差別待遇――讒謗律の祟――強賊闕口文七――囚人を傭へば――罰金屋――

明治初年の裁判所

雨の降る日も風の吹く日も絶えず大阪控訴院と地方裁判所の公判廷に姿を見せるごま鹽頭の奥

村彌吉五十九年といふ年よりがゐた。維新前の御番所時代から、明治四十二年の頃まで殆ど四十年間絶えず裁判を傍聽してゐた。裁判が面白くて明けても暮れても入り浸つたものらしい。其話。

私は密偵(其頃猿といつた)や牢番に、酒をふるまつては連れていて貰ひました。其頃は罪人の親類か何ぞで無ければ滅多に白洲に入られなんだのだす、お裁きは慘酷なものだした。先づ板敷があつて、そこへ荒莚を敷き、後手に縛られた罪人がずらりと並ぶ。

しらべ振り

正面一段高い處が御吟味役の席で羽織袴、牢番(今の廷丁)は法被股引、何の事は無い、今の車夫に番號が無いばかりだす。これが青竹三本を心にして藁で捲いた大鞭で容赦もなく打据ゑる。白狀しなければ算盤責に掛けるのだす、二十貫匁の重石を膝の上へ載せられてはミリ〳〵と足の挫ける響がして大槪の者はヘト〳〵になつて足は立ちまへん、苦しい痛いと泣き喚く聲が恐ろしいやうだしたが、夫でも强情な奴は白狀しまへん、

昔はこんな仕かたで、押切強盗、家尻切、板場稼ぎ、偽印を拵へた奴、皆其場で勘定なしに大概斷罪にしたものだすが、今は打擲する杯は爪の垢程もおまへん、

引かれ者

引廻しは、淀屋橋と難波橋との間に栴檀木橋（せんだんのきばし）といふのがおました、罪人は其處を渡つて東に折れ、堺筋を通つて日本橋筋を行つたのだす、所謂果ての二十日に限つたものでした。この日は道筋の商屋（みせや）などは滅多に戸も明けまへん、人子は無論おつかながつて通りまへん、それを十五六名乃至二十五名位宛の罪人が馬に乘せられて通ります、もう最後だすよつて、自暴で亂暴狼藉の仕度い三昧だす、酒屋を見れば酒呑ませ、饂飩屋を見れば饂飩喰はせと一生懸命な聲で強請ります。大概は喰ひ醉つた勢でヤツトコサの拍子を揃へて熊野節を謳つて行つたものだすが、それも日本橋八丁目の極樂橋を越えると、處刑場が近くなりますので勢ひが無くなり、バッタリ歌が止んだものだす、お處刑場は飛田の墓つて、未だに罪人を縛りつけた松の木が殘つてゐます。

千日前の髑髏

斷罪がすめば例の千日前に曝したので、私が三十であの邊を開墾しました時、何百といふ髑髏が山のやうに出て、震ひ上りました、人間の首も生きてゐる間は奇麗なものだすが、死んでは化物より恐ろしいものだすな、目や鼻の穴など飯喰茶碗より大きなものだす、あれからいへば別嬪の美人のつて詰らぬものだす。

馬の脚の壯士連がする裁判の芝居は見てゐるとほんに滑稽なものだすが、明治になつてから間の無い頃はあんなものだした、辯護士など今こそ洋服姿で素ばらしいものだすが、初めは木綿の紋付に小倉の袴だして、大ざつぱに矢たらにしやべつたものだすよつて面白いことも多うおました。世の中は變つたものだす。（大阪朝日）

引き廻しを一時に執行した事は、明治元年十一月の新律に、絞首は秋季に至り、一時に之を刑すとあるに合ふ。

首の切り賃

首斬り役を劊子といつた。難かしい名だ。

斬首の劊子及び自盡の介錯は獄舍附等外の中一人を專務と定め其用ゆる刀は獄署に設け置き磨礪修補等は總て官費たるへき事
但し獄舍狹小にして事簡なれは專務者を置かす等外の中輪番を以て劊子に充つへし專務者を置くと雖も若し疾病事故或は事湊合するときは輪番方に從ふ輪番劊子に當る者死囚一人を斬首すれは手當金二圓を給與すへし（五年十月）

僅か二圓で化けて來られてはたまらない。が、地方では米一石二圓の所も少くはなかつた。（新潟縣、一圓五五錢、宮城縣二圓一五錢、若松縣一・二五錢、岩手縣二・一四錢、石川縣一・六七錢「貢米石代相場表」の明治五年の平均に依る――日本租稅志一三二―三頁）

斬首の光景

熊本縣代議士高田露氏の獄中談に「私は長谷場純孝氏と同じに、西鄕の亂に與して五ケ年の禁錮を食ひ、市ケ谷に囚へられ、室頭で三年を過したが、斬首の刑があると何時も見せてくれた。で私は前後二十八名の男女の斬られるのを見た。刑場は市ケ谷監獄の裏手の欝蒼たる杉林の中で方五十坪ばかり黒塀をめぐらした中が地獄の辻なのである。一方に絞罪臺が淋しく聳え立ち、其臺の下が當時の極刑たる打首場であつた。日も射さぬ杉の森のしかも黒塀の中であるから凄慘の氣人に迫る位である。罪なき者も一度此處へ入ると悚然として背に汗する。斬首場は疊一疊敷位な處を深さ一尺位に掘つて、それを漆喰で固め、周りは嚴丈な木材で框を結つてある。一度首を打落すと直に洗ふ掟であるが、それでも血痕は點々として血腥い不快な臭氣がある。打首の方法は後手に縛つた罪人を連れて來て、目かくしをして入口の方、即中の狹い框の前へ坐らせてヌット首を突出した處を框の横に控へてゐる首斬淺右衛門が一刀の下に斬落すのだが、其刀の尖先が框の木に支へられて、深く淺く框を切つた痕が新月形に凹んでゐる。それが丁度寸莎を切る寸莎臺

に似て、共凹んだ様子が今でも眼に殘る。

島田一郞、高橋お傳の往生際

島田一郞はそこへ引き据ゑられてからも、神色自若として目隱しをされた處に皺一つ寄つてゐなかつた。高橋お傳は成程美人であつた。日の目を見ぬ永年の獄中生活に、頰にいくらか窶を見せてゐたけれど、色が透る程白く、長面の凄味を帶びた美人だつた。加之頭を櫛卷か何かにしてゐた樣だし、氣が上づつて震へが現はれ、勿論目が吊上つてゐたから餘計凄く見えたのであらう。美人であつたことは事實だ。着附は普通の衣服と思つたが、白の晒木綿で目かくしをされ、すご〳〵と引かれて框の前まで來た。處が往生際が惡く、申上ることがございますと身をもがいて、キー〳〵泣くのだ。淺右衞門もしたゝか弱らされた。男の名を呼んで猛り狂ふのを無理から押倒して騷ぐなりに一太刀浴せたが、行り損ねた。白電一閃コッといふ音がした、後頭部に當つたらしい。ヒーといふ、それは聞くに堪へぬ不快な聲を出してお傳は一層狂ひまはる。そして男の名をしきりと呼んで身をもがく、血はたら〳〵と顏中へ流れて、おまけに目かくしが外れてしまつ

たから、まるで夜叉のやうだつた。が二度三度と押倒された。お傳はもう駄目だと觀念したので。あらう。大きな聲で南無阿彌陀佛と二三度呼はつた。それでも身をもがいてゐたが、とうと押倒。されて捻ぢ斬りにされて了つた。其後あさ子といふ廿二三の女の斬られるのみ見たが、此奴は瞻の坐つた女と見え、一しよに斬らるゝ筈になつてた男に、では私は一歩先に參りますよと笑談をいつてゐた。

淺右衞門の男ぶり

「淺右衞門といふと、鬚むくぢやらの色の黑い目の凄い一見鬼のやうな男を聯想するが、それとは反對で、色の小白い、目元の凉しい鼻筋の通つたきりゝとした美男子であつた。私の見た頃は年は廿五六の血氣盛りであつたが、餘りに男ぶりの可い凜とした顏立であつた丈に一層物凄く思はれた」一 郵便報知新聞

高田氏の獄中談は猶續いて、

「前後三年間に斬首された二十八人中、其十中の九分九厘迄は二十代の男女、二十四五から六七八代の者で、卅以上の奴は只一人宮崎某といふ蝋畫殺人の凶漢のみを見た、私は熟考へた。人が一身を賭して善かれ惡かれ大事を爲すのは廿代でないと駄目らしい。舊藩の時代に人殺しは多く廿代で、卅以上の者は滅多に無かつたさうだ。卅になると分別が附くと共に活氣とか覇氣とかゞ薄れて來るのであらう。

私が入獄中は思ふ儘勉强が出來て、政治書でも金さへ出せば買へた。尤愉快だつたのは、同囚を連れて無緣の者の墓を掃除に行く事であつた。斬首場は最初鈴ケ森であつたのが、小塚原へ移され、維新後市ケ谷に轉じたらしい。

小塚原の墓掃除

「小塚原は回向院の下寺、雜草離々たる處に、無緣の墓が落葉に埋められ苔に鎖されてある。中には吉田松陰や賴三樹三郎等の墓がある。私は掃除の際に此等烈士の墳墓を淸めるのが何よりも愉快であつた。當時は幕府へ對して本名をは石碑　刻むのを遠慮したと見えて、大日

本古狂生の墓と書して、碑の横に雲を排しての詩がある。此は賴氏が斬られた時、本所小梅にゐた大橋順藏が夜陰に乘じて亡骸を奪つたといふ傳説があるから、これ亦大橋一派の立てた石であらう。松陰の墓は灰石といふ劣等な而も小さな碑で、それがまた傾いてゐた。碑面にはたゞ二十一回猛士の墓とだけあつた。云々 知報

興味ある數節を傳へた。

死刑囚の遺骸

梟首の刑に處せられた者の遺骸は、親族から願ひ出ても下げ渡さなかつたが、自今斬絞同樣親族乞ふ者あれば、遺骸下附被二差許一 四年八月二十四日 更に「願出度輩は行刑の當日、東京府囚獄係へ可ニ申出、若し當日願無レ之分は、東校解剖場へ引渡置候間、同所へ可レ申 十月十日 首は何日間か梟して置く必要があるから貰ひ受けられなかつたらしい。首無し死體では情けない。

新律をお定めになるまで、四刑各三等を以て假に輕重を配當すとて、明治元年十一月、

四刑三等

火つけ、強盜、人を殺す者、	梟首
強盜、百兩以上の竊盜、強姦、	刎首
竊盜、五十兩以上、	徒罪
同二十兩以上、	笞百
同一兩以上、	笞五十
同一兩以下、	笞二十

欲レ盜未レ得レ盜者亦同、其餘之犯罪準レ右

一死罪之儀は經ニ奏裁ー候而可レ刑事

一於ニ盜賊ーは流罪除レ之

但梟刑之内姑も難レ閣事情有レ之者は其府　に於て即決追て奏聞之事

一火刑は永廢止之事

一殺ニ君父ニの大逆罪は臨時勅裁之上可レ處ニ磔刑ニ事其他磔刑廢レ之

一絞首は至ニ秋季ニ一時に刑レ之自然御大禮等にて赦令有レ之候はゝ可レ被レ免事

一官人并諸藩士等之刑科は（刎首自盡）流禁錮之事

死	梟首	刎首	絞首
流	七年	五年	三年
徒	二年	一年半	一年
笞	百	五十	二十

九月十三日（今上御誕辰）三月十一日（神武天皇御忌）二月六日（仁孝天皇御忌）十二月二十五日（孝明天皇御忌）　右の當日には、刑罰並拷問等を除かる。

これ迄は無宿の者だけが、入牢中の諸費を下されたが、以来は士農工商共、衣類扶持方服薬費、官から下される。二年三月十七日

流人の小遣

遠島者出帆申付候節於二舊幕府一は目見以上の者へは金二兩分侍出家等都て揚屋入の者は金一兩分雜人は金二分分何れも錢にて其掛々より相渡候仕來に有レ之候趣の處當時諸色直段比較致候ては如何にも瑣細の儀に付以來は是迄の倍增譬は二兩の者へは四兩被レ下候方時勢の釣合且御仁恤の御趣意相立可レ然哉と存候間流罪の者へは右之通被レ下候樣相成候方□には有レ之間敷哉此段御相談申候也

三月二十三日　東京府

と面白い相談が刑法官へ出た。附紙は可レ爲二伺之通一事とあつたが、五月八日太政官から、有宿の者

入牢に就ての諸入費は、從前の通りたるべしと改められた。習慣は中々更へられぬものと見える。

目安箱

當時目安箱といふが有り、人々私かに訴ふることが出來た。役に立つ事もあつたらしいが、弊害の方が多かつたらしい。

二年七月二十七日

目安箱之儀は下情を可レ被二通爲め御設けに相成候處近來私の怨を以て人を譏り又は自分重罪を犯しながら却て無失を申立又は上之御益筋を名として一己之利を營むの類往々不レ少實に不埒の事に候就ては自今何事によらず不實意を以申立候儀は居所姓名相認印形を押し可レ申其儀無レ之者は封之儘燒捨べき物也

「以來目安箱に入れ、建言する輩は無二忌憚一姓名を記さしむ」の文が、明治元年に見えてゐる

から、其設置は徳川時代であらう。撤廢は明治六年六月で、壬申五年八月二十八日の茨城縣令に、今般訴訟箱を縣廳門前へ差出したから、區內制札場へ張出し置くよう、何事に寄らず申出度き事ある者は詳細相認め差入れおくべく、

訴訟箱置かせられ候儀は人民の言路を開き從來の壅蔽を解かせられ候厚き御趣意に候間凡て公私の□□幸福と相成べき儀は勿論其證跡有レ之に於ては官員の不正と雖も詳細に書取聊無ニ忌憚ニ差入可レ申事但差入候書面は封紙にも住所姓名を相記印形を押し申すべし若無名無印にて差上候書面は封の儘燒捨可レ申尤事機密に涉り令參事の□訴を乞ものは其旨封紙に相記し姓名印形は本紙のみにて可レ然事

拷問

罪囚推問に拷訊を用ゐるのは宜しくないが、止むを得ずして用ゐる時は届け出る。七年八月

後ち口供甘結の律を廢して、之に代ふるに斷罪依證律を以てすと令せられた日から、拷問は廢せられたやうだが、禁止の命令は無かつたので、明治十年の亂後、長崎で臨時裁判を開いた時、犯罪人を吟味するに拷問を用ゐたき旨申し出た、政府は驚いて電信で差し止めたはなしもあり、「訊杖已に朽ちて白洲に號泣の聲を聞かず」は、裁判所だけの事で、警察署では猶算盤責箱責などを竹橋暴動の犯人に課してゐる。「今日より顧れば、拷問治罪の世界とも名くべき舊幕府時代にてさへ、拷問は輕罪違警罪の招承白状に用ゐたるにあらず、寛政律に拷問可ニ申付一品之事、一人殺

火付　盗賊　關所破　謀書　謀判　右の悪事を致し證據慥に候へども白状に及ばず、並に同類の者有レ之白状に及び候へ共、當人白状せざるは拷問可ニ申付一、一詮議の決せざる内に、外悪事明白に相知れ候はゞ、其科にて死罪に行ふべく、右の外にも拷問可ニ申付一品も有レ之候はゞ、其節評議の上可ニ申付一。享保七年四月の御書付に、總て拷問申付候儀は人殺或は火附盗賊と申す様の類、畢竟死罪に行はれ候科の未相決せざる節の儀に付、輕き科人白状致さずとて拷問に及ぶまじく候。知るべし、其重罪を犯し證據明白なるに招承に服せざる者を拷訊するに出でざるを。拷訊を以て罪囚の臀腰を交打するのみを以て拷問と限るべからず、手を以て頰を打ち、棒を繩の間に挿て締

め上げ招承せざるの故を以て拘留し、或は辱身の所爲を施し、或は罵詈凌慢の耻辱を與へ、或は威迫の糺問を爲す等みな拷問の一のみ」　東京日日新聞千九百二號

其廢止は十二年の事である、まづ聲をあけて喜んだのは天下の仁人だつた。

維新以來今日に至るまで、星霜を重ねると十有二、其間に於て制度法律の最も苛刻殘忍なる者を改めて寛仁公正になせし者一にして足らず就中拷訊の如き嚴にして寛ならざるにあらざれども未だ全く其事を廢せしに非れば或は公庭治罪の際苦楚號泣の聲みな牆外に洩すとなきを保し難く識者常に憂苦して措かざりき政府夙に之を察知し今回の盛令を天下に布けり吾黨謂へらく明治維新以來未曾有の一大美典なりと何ぞや罪を治するに苟も拷訊を用ゆる時は無罪の者をも以て有罪の者となすに足るべければなり

昔は唐の李勉鳳翔に鎭たり耕夫あり田を耨して馬蹄金を得之を縣に送る令公藏主守の不謹あらんとを恐れ之を私宅に置く翌日開視すれば土塊なり狀を以て聞す府乃椽をして之を察せし

む自明するを能はざる、以て金に換るに誣服す初め曰く之を糞土に藏して人に竊去せらる後曰く之を水中に投じて其所在を失ふと會ま府中に語該事に及ぶ皆共に嗟嘆す時に滋獨り首を俛れて語無し李公之を問ふ滋曰く余疑ふらくは枉あらんと乃ち獄を移し滋をして鞠實せしむ滋甕間を閲し二百五十餘塊を得又其初め獲し者を詰る曰く二農夫巨竹を以て舁して縣に至ると因て別肆に於て金を索めて土塊に擬し鎔瀉校量するに其半を秤るも已に三百餘斤に及び其總數を計る時は無論二農夫の竹擔を以て舉ぐべき者にあらず於是さきに在路の時に於て金は已に土と化成する者なるを詳明し百疑氷釋し邑宰始て寃を雪ぐを得

先哲言あり苟も拷問を用ゆる時は廟堂の大臣も亦以て罪に服せしむることを得べしと此の如くんば天下殆んど一の善人無罪者なからんとす今我政府國に令してこの不良事を絶たしめんとを欲せらる吾黨言責の任にあり一言以て之を讃へざるを得んや　（茨城毎日新聞　十二年十一月）

田舍の記者すら此の禮讃を惜まなかつた。尤引用の文は下手な譯し方なので、よく分らぬけれど、掘出した馬蹄金は、風化作用か何かで、土塊となつて居たものらしい。金は腐らぬ筈だが。

腐らぬといへば、明治十四年の春兵庫縣攝津菟原郡生田川開鑿の折、某賀勘造といふ男、朽け箱を掘り當てゝ、毀して見ると黒色の塊りが轉がり出た。鍬の刄の當つた處は金いろに光つてゐるので磨くと純金だつた。勘造は嬉し喜んで縣廳へ屆けた。知事は伊藤俊介（後の博文公）だつた。其のち森岡昌純が知事として來任した時、勘造から金塊下戻しを願ひ出た。十四年三月九日「書面伺の趣、篋に差出したる埋藏物は金塊には無之、全く圓形の鐵塊にて已に明治十四年中土方勘藏へ下渡候事」とあつた。勘造親方は仰天して代言人を頼み大阪控訴院へ告訴したので、十五年十二月二十六日開庭、兩三度對審したが、十六年一月縣廳から、明治十四年三月九日の指令に鐵塊云々とせしも右は誤謬の廉あるを以て左に更正す。書面伺出の如き埋藏物は發見したる事無レ之と勘藏に達した。結局どうなつたか。

所謂拷訊に用ひた訊杖はどんなものかと云ふに、新律綱領に、「訊杖は竹片三個を內合して、圓形に成し、其圍曲尺五分、兩頭大さ一の如く、長さ三尺、禾藁を以て竪に之に之を裹み、小麻繩を以て密に橫纏す、其重罪を犯し、贓證明白なるに、招承に服せざる者を拷訊す」と。改定律例

では「其間曲尺五分、徑曲尺五分、圍一寸五分」と太くなつた。
少し痛味が減つたわけだ。

逃亡する被告

訴訟被告人等は官廳より呼出候節其以前已に致二逃亡一候輩間々有レ之由に相聞以の外の事に候向後心得違の者有レ之候に於ては嚴重搜索致二捕縛一速に主管の廳へ可二差送一事 五年六月

逃げるのは道理なのだ、次の布告を見よ。

聽訴之儀は人民の權利を伸しむる爲に其曲直を斷ずるの設に候得者最懇說篤論して能其情を盡さしむべきの處右事務を斷獄と混同し訴訟原被告人へ笞杖を加へ候向も有レ之哉に相聞へ甚以無レ謂次第に付自今右樣之儀無レ之樣厚注意可レ致事 五年八月

どうやら、民事の原被両造をぶんなぐつたやうである、

さうかと思ふよ、

白洲上取扱振に於て尊卑の分界相立候處自今人民一般の公義に基き從前の分界を廢し官員華士族平民に至るまで同様たるべき事　五年十月

當時まで「お白洲」と云つたのである。今でもこの區別は言葉なりあつかひの上にある筈だ。被告を悉く犯罪者と判官が思ふのは昔も今も同じだ。昨年、京都で學生事件の被告が「お前」と云ふ檢事からの呼稱を「君」と改めさして、反對に、一被告が檢事を「馬鹿野郎」とやつゝけたのは、恐らく空前のことだらう。

くはへ煙管の判官

裁判官の聽訟庭上取調の節煙草を用ひ候儀不㆓相成㆒候事　八年八月

くはへ煙管で「其方儀……」などとやつたからだらう。明治十四年七月、東京日日の福地一源郎氏が東京裁判所からお目玉を喰つた時、届けを却下されたり、裁判長を相手とつて指令不當の訴へを起したり、「右の訴訟程枝に枝がさき夫から夫と蔓延することも又珍らし、去十一日又もや日報社長福地氏へ代人相成らずの召喚狀を附與せられし時、小遣閣下が受書を取り歸られし樣とて、翌日の新聞に長々と記せるを見て、右小遣（使部高橋孝三郎氏）より檢事局へ告訴せしが昨日は同社の編輯長中林潔氏と、引合人には右受書を取扱ひたる社員鎌田德之助氏等檢事の審問を受しよし、裁判所の御繁忙、日報社の多事また深くお察し申すなり」（東京繪入）で、田舍では支拂命令など持つて來る人足は、帽子もぬかないから「人民ども」は恐れ入つてる。

民事に拘留

從前民事呼出の上拘留致候儀も有レ之哉に候處右は不都合の儀に有レ之候間自今不二相成一候條此旨相達候事　九年一月

民事に拘留したのは無茶だが、現今の警察は検束のたらい廻しの對當をやる。

口　書

口書きは元來本人の申口に從ひて其眞を傳へる爲めのものにも拘はらず、勉めて漢語をつかつて、本人に讀み聞かせても分らぬやうなのがある。萬一それが爲に誤刑を生じてはならぬから無益の文飾をせぬやうにと命じたのは七年月三　裁判官の中には、被告の人がらによつてはてんで讀み聞かせもせず、直ちに口供に調印せしめたものだといふ。

書記は速記ではないから、缺陷はこゝにもある。いつぞやお袋に手を貸して、瀕死の父をくびつた少年の口供に「三尺でやつちやつた」といふ語あり。

少年は「やつてあつた」と言つたのだと抗言したが、一語牢乎として拔けず、母は死刑に、少年は無期徒刑に處せられた。父の首に三尺を卷いて縊つたのは誰か知らないが、「三尺でやつてあつた」のを見たのなら、少年は犯罪に關係は無いやう。が「やつちやつた」では仕方が無い。いづ

れにしても、口供を文飾されてはたまらぬ。

親告代告

裁判所取締令七年五月に、勅任官を罵る者は懲役一年、奏任官を罵る者は九十日、判任官を罵る者は六十日。「並に親ら聞いて乃坐す」むづかしいのは漢文ばかりでは無い。

凡そ姦事、他人の指稱に係る者は論ずる勿れ七年五月が若し本夫故ありて告ぐることを得ざる時は、親戚より代告するを得べきや」と伺ひ出た者あり、指令に曰く「親告に非れば受理せず。」

凡人の妻を略して他人の妻妾と爲し自己の妻妾と爲す者は懲役五年、人の妾を略して妻妾とする者は懲役三年、和誘する者は一等を減じ、誘せらるる婦人は三等を減ずと、この調子だから、滋賀縣から、親族相姦の場合と、强姦の場合は如何と伺ひ出たのも無理はない。指令に「專ら有夫姦の事を謂ふ、親族相姦の如き夫無き者は犯人の尊卑屬より告訴する時は受理すべし、他人の指稱に係るは不問に置く。强姦は此限に非ず」

懸賞告發

火つけ盜賊人殺し等を告げる者には五十錢から一圓の褒美を與れた七年八月但し不軌を謀り、其他容易ならざる事を企てた者も、未前に訴ふれば、別段の賞與を出すとの但し書がついた。幸德秋水一派の逆謀を嗅ぎつけた巡査は、たしか百圓の賞與しか受けなかつたと思ふ。

身代限り

過去の金穀貸借關係を一まとめに整理する爲に、時効の中斷を宣して、華士族に掛る貸借は、明治二年已前の分は裁判に及ばぬとし。今後、貸し方で期限後滿五ケ年に至る迄、一度も訴へ出でざる者は裁判に及ばぬとし、家祿を引き當てにした貸借は一切裁判せず、平民相互の貸借、慶應三年丁卯十二月晦日以前に係る者は一切裁判に及ばぬと達した。

が切角の「德政」も制限が有つて、借りはやはり返さねばならないから身代限りが出る。平民の身代限りに、押へてはならぬ物は、時服着換共男女各二通り宛、夜具男女共一通り宛、職業

用品、食料は家族の人口を計り一ヶ月間の飯米を殘す。男は一日五合、麥は一升、雜穀一升五合、婦女幼少は四　、麥は八合、雜穀は一升二合宛。鍋釜及炊具一通り。

華士族は家祿は人口を革り、飯米を引き、大小は各一腰宛、僧侶は、法用に必要なる建物、什物帳記載の什物、法衣、(寺主、所化、尼共)一通り宛。むかしは寺を追はるゝ坊主は傘一本だけ貰へたものだ。身代限りを出す程の坊主でも、一揃の法衣だけは鬼の目こぼしに預つたと見える。

身代限りになると、「三十日間裁判所門前並本人家宅へ掲示する」これは役場の掲示場へ出る滯納督促のやうな物であらうけれど、當時の人にとつては致命的打擊だつた。今はマイナスを脊負つてる人の方が多い。

六年二月、身代限掲示は六十日に改めらる。耻さらしの期限が三十日延びたのだ。

囚人の賄ひ

囚人の賄は「以來一人に付泊白米四合錢五百文、晝白米二合錢二百五十文宛にて、握飯並味噌

香の物の内を以可レ爲ニ取賄一事」十月 五年九月には「一泊米四合新貨四錢」十月には「華士族平民の無差別一人一食二錢七厘、禁錮人護衞の者賄は一人一食新貨三錢五厘」となる。おなじ頃新聞雜誌に常平社といふ下宿屋の廣告が出てゐる。

樓上

一金六錢	三食代
一金二錢五厘	席代疊二枚敷
一金二錢	夜衾代
一金一錢	炭油代
計晝夜金十一錢五厘	

樓下

一金五錢五厘	三食代
一金二錢五厘	席代同
一金二錢	夜衾代
一金一錢	炭油代
計晝夜金十一錢	

に比べると、優待したものだ。

入獄費自辨

不思議な御布告は、

囚人賄料の儀無籍の外一切自費に候處一時不審筋を以て留め置推糺の後事理明瞭放解の者に限り有籍と雖も自今官費支給候事（六年七月）

だ。自辨で入獄とはつらい話だ。官吏が拘留や檢束を當然と考へてゐるのは今も昔も變らない。が、八年一月一日からは、有宿無宿の別なく官費にされた。

監獄內に書庫あり多く佳書を藏して囚人の誦讀に供す

獄則の中に見える。が、ろくな書籍もないのに「佳書」と自惚れてゐる。が愈々放免の節に

は、

丁長其囚を引て監獄の守兵所及び邏卒屯所に至り戒て曰く汝の面貌各所の兵卒皆之を知る若し再び法を犯せは直に之を捕ふへし今後悪心を改め善事を行ふへしと畢て其囚を本籍に交附し其由を裁判所に告くへし

と、寫眞や指紋のない時代だから「汝の面貌云々」と云つておどかしたのだ

棒しばり

棒しばりの刑は現在は支那に殘つてゐるだけだが、

棒鎖は婦女を罰する具に無レ之候處或は之を用ふる向も有レ之不都合候以來婦女は監獄則闇室の條に依り處分可レ致事（八年三月）

無理も無い。徳川時代はやり手の攻道具だつた。

圏中規則

獄舍の制は樓二層若くは三層なるべし每層の中央に登降の梯階を設け左右數十房を區別し一房一囚を法とす然とも已むを得されは一房に五人を容る（一人以上奇數を用て偶數を用ひす。共猥褻のこと有るを防くなり）共食事所夜具所等は之を每層の一隅に設く

同性愛の實行を防がうとするのだ。處で、

六年六月四日

小島仁三郎　三十七年

自分儀御吟味中入牢被ニ仰付ー居候處當五月八日岡田善吉と申者新入仕候折柄無事の餘り同人

ハ相戯れ流行歌謡ひ可レ申若シレ謡候節は　さ∴る二円出規則と申べき其夜遂に同人を　仕候處翌朝同人より前夜の次第御訴ハ申上自分御吟味を受け恐入候事　東京日日

獄中の燈火

燈火はどうだつたか。

東京市ケ谷の禁獄所(新聞記者がぶち込れる所)へは新聞紙も差入るやうになり且つ夜中は點燈を許され煙草をもお許しになりたる由なれば同業記者は嘸かし歓喜せられしならん此事に就て可笑な話あり両枝忠介とか言う綽名の野郎が大警視へ建言と出かけ其文の略に曰く近來罪人ども左處置左寛大に相成りし故罪人日増に多く相成り良民の難澁多く何卒罪人強盗の御處置は嚴重に願度云々とやらかしたる由イヤハヤ大馬鹿野郎の野蠻の頑固の隊長新聞記者を盜賊などと同一視するとは論外な奴ではありませんかネー皆さん　茨城新報十年十月廿日

「ネー皆さん」と讀者に呼びかけてゐるのはよいが、「大馬鹿野郎」には吃驚する。

罰則

罰則には棒鎖、貶等、鐵丸、擔重、暗室、懲鞭あり。棒鎖は一鐵棒を兩足に緊鎖して片立せしむ」とあるのからして恐ろしい。鐵丸は兩手を延ばして重さ二貫五百匁乃至三貫匁の鐵丸を掌の上へ置いて、「洋字一二字間、長さ五六十間の地を往來せしむ」今の鐵丸投のチャンピオンも尻ごみする。

兩石、或は兩水桶の重さ十八貫乃至二三十貫有るを一荷として、長さ五六十間の地を歩かせる。暗室は七晝夜を限度とすとあるから、氣ちがひになるには持つて來いだ。懲鞭は讀んで字の如し。先づ罪囚の手足を十字架に緊縛して、其臀を打つ、十より三十に至る。

信書、食物、衣物

書信は許されるが、「印紙」と稱する獄印のある縱五寸五分橫八寸の紙をつかはせる。勿論檢閲制である。

食料は「朝夕　鹽菜別に一菜あり晝飯は七日の間に野菜三次鮮魚貳は乾魚三次合して七次と爲す」米の分量にも色々の差等は設けられてある。其の外に囚人の喜びとする日の御馳走は、

一正月七日　二餅一魚
一三月十一日　一魚
一七月十五日　素麪三椀
一九月二十二日　一魚
一十二月二十五日　同上

社會運動家等の獄中記にもこの話は聞く所である。

獄衣は柿色で今日のと同じ「夏時の臥具は毛布一枚席一枚とす冬時は毛布二枚草褥一枚と爲す(草褥は粗布に藁を包み褥と爲す者なり)枕は杉の半圓木を用ゆ」。

佃島にも檻獄があつて、そこへ入つてた人の書いた物によると十一年の頃らしい禁獄の室は「坐がら帆檣の林立を牆外に望み、晨には邪許(やこ)拔錨の聲を聞き、夕には汽船の湯鑵沸騰の聲を聞く、彼の市ケ谷の老狐霜月に叫び、鵄鵂夜雨に嘯きし慘澹凄涼の景と趣きを異にす」云々とて、新檻は首を東北に起し、尾を西南に伏す、中に長廊あり、廊の兩側に十四室、七は東南に面し、七は西北に向ふ、一室毎に格子の樞扉を設く、廣さ四疊半、一隅の半疊を板張とし、上に三菱形の棚を架け、下に雜具を置く、火桶一坐、燈一基あり、銅瓶土瓶鐵鍋各一、一室三四人、通宵枕を轉ずる能はず。」厠は遠く長廊の西の隅にありて、浴室は共有。運動場は檻の東南に十餘畝の地を占め、花卉を植ゑてあつた。陸軍囚獄では圍棊將棋を許したけれど、佃では新聞だけ讀める。風呂は一晩おきなりしといふから、虱垢皮膚に滿るうれひはなかつたであらう。成島柳北曰ふ、「我輩の

去る明治九年の春獄に入るや、筆硯無く、燈檠無く、煙火無く、徒だ溲桶と共に兀坐せり云々と。

差別待遇

「閏刑」とは新律綱領に依ると「凡士族罪を犯し、罪笞刑に該る者は謹愼に處し、杖刑に該る者は閉門に處し、徒刑に該る者は禁錮に處し、流刑に該る者は邊戍に處し、死刑に該る者は自裁に處す」破廉恥罪の場合には、除族若しくは庶人とは異る監倉に入れることになつてゐるのを云ふ。「邊戍」とは「北海道に發遣して邊境の戍役に充」てることで、「自裁は自ら屠腹せしめること」を指した。

が改定律例では「謹愼、閉門、禁錮、邊戍、自裁に處する律を改め一體に禁錮に處」することに改正された。その禁錮とは「一室内に鎖錮せしめ外人に接見通信することを聽さす」とある如く、現在の「禁錮」とは大に異つてゐる。その禁錮が、七年六月禁獄に改められた。

讒謗律の弊

讒謗律は悪徳新聞を制せんとして、手を燒いた感が無いでもない。たとへば木枕を嚙ると書かれた女郎が訴へたり、家根の庇合から路次へ男と落つこちたと書かれたおさんどんが訴へたり、深川濱の手邊の差配の袋叩きにされたことが出ると、濱の手邊の差配連から我々を侮辱したものだと訴へたり、屁をひつた事にまで騷ぎ立てゝいゝ加減新聞社をいぢめたものだ。續いて發布された新聞條例は新聞を待つに嚴酷を極め、記者の捕へられて獄に下る者前後二十一人、繪入自由新聞は百號に達するまでに八十四日間の發行停止を喰はされ、東京曙は案才役君と書いて八百圓の罰金を課せられてゐる。

强賊關口文七

淺草の宮戸座で關口文七をやつた時、松林伯圓の口上で、文七自身ざんげ悔談をしたので芝居は大入だつた。「關口文七故鄕の春風」はどれだけ眞實性を帶びてゐるか知らないが、名を懺悔に托

して、強賊を舞臺に立たせたさもしさが我々を寂しくする。

文藝春秋第六卷第六號には悟道軒圓玉が「古郷の春風」を演じてゐる。其内容をあなぐつたところで仕方が無いから、文七が破牢の際の公文書を寫さう。

十年九月　群馬縣

別紙警察官上申書

本年(十年)六月四日獄吏始末書相添會て及御屆置候同月三十日強賊闕口文七外一人群馬郡天河原村已決囚假檻へ亂入宿作取調候處當夜十二時頃拔刀の者二人該檻へ突入役囚へ申聞候は自分等は鹿兒島縣の者也我に從ひ新田郡金山に到れは三日の後放免すへし若し不隨は立ろに斬んと卽各囚に令し構內に備置く役具大鉅斧又は天秤棒の類を持して直に門を開き吶喊而出(此時一囚躊躇するあり立ろに背部を斬らる輕傷死に至らすと雖も群囚奪膽)又中間候は今より前橋未決檻を襲ひ該囚を合して縣廳に放火し其騷擾に乘して高崎驛に奔り同驛輜町にて(該町は古道具商の多く開店する所なり)刀劍を強奪し同所未決分檻若鼻已決檻を毀

ち業を併せて群馬郡觀音山に屯すへしと申すより別紙名面の者共不二容易一事と存し巨魁の透を窺ひ脱走して各處に急報或は賊の放火するを消防して燒燬に至らしめす抑該賊の事を擧るや進退窘縮走路を開著計の外ならすと雖も蓋西南の事件と改租事業等を時として黨類を嘯集するの擧動あり萬一防處に失するときは三重縣下の轍を踏むも計られす然るに幸ひ手配行屆賊眠食の暇なくして狼狽遁逃遂に其悪を逞する能さる者畢竟其報急の功勞に原し候儀と存候且又囚の獄を出る亦火震災等に依り官命を受て出たる者には無レ之候得共賊に脅迫せられ萬不レ得レ止場合に有レ之就ては律例正條無レ之と雖も囚奴不似合の功勞ある者及ひ急遽危險の場合能獄則を遵奉する者ともに至る迄總て他勸誘の節に候條特典を以て目今服役中の者は各本罪を宥るし刑期中已に滿期放免の者は賞金下賜致度別紙見込書二冊相添此段上申候也

勿論減罪の恩典に預つた。

囚人を傭へば

「囚徒を傭んと欲する者あれば幾連(十囚を一連とす十人廿人卅人等は傭ふ可し寄留の者ゝ傭ふ可らず)を以て之を定む其傭錢は一日百文とす」

赤襦袢が通るから出て見なと母に言はれて、私はあわてゝ下駄を片々穿いた儘門へ駈け出した。同じやうな柿色の着物を着、二人づゝ足首と足首とを太い鎖で繋いで、ガッチンガッチンと鎖の音だけさせて、口を利く者は一人も無い。暗い顔をして、目のぎらぎらした異様な一群の男が、門の前は通り過ぎて、隣の前を今西へ曲らうとするところだつた。觀音樣の前までゞ引きかへして來たが、赤い人達は田圃の中を下谷の方へ歸つて行くのが見えた。それは私の家で向山をつなつて貰ふ爲に頼んだので、毎日朝來てはひる過ぎには歸つた。

中には短い鎖を足首から吊つて腰の帶へ結んだ一人者もあつた。罪が輕いので半ば自由を許されてゐたらしい。逃亡の機會の多かつたことは想ふまでもない。

神田柳町一番地の石井要藏といふが、小石川指ケ谷町にて古土藏を買取りしが、尋常の人夫

にては入費がかゝるとて、懲役人を雇ひて先頃より取崩しに着手なし、大勢囚人が集りてゐると、その中に下總松戸宿の太田市太郎といふ者が煙草休みの折に、同じ鎖りに繫がれし囚人を小陰に誘ひて、お前もおれの舊惡を知つての通り始めは僅か八十日の懲役であつたが、今度は長い十年の苦役となつた。短い命を十年間鎖にしばられ牛馬にひとしき苦役を受けようよりは、此外役を幸として逃亡せんと思ふが、同じ鎖に繫がれたは何ぞの深い緣でもあらうからお前も一所に逃げなさい、これからおれが子分にして放火强盜人殺しの諸學を傳授してやらうから、それを本資に榮曜榮華をするがよいといふと、同鎖の囚人は小首を傾けて、たとへ此場を逃れても探偵をきびしくされた日には、罪に罪を重ねる道理なれば放免の日を待つが上分別だといはんとするを冷笑ひ、そんな膽の小さい奴は相手にならぬ、おれはこれから逃亡するからだまつてゐろよといふより早く鎖を切らんとするにぞ、其手にすがりて相鎖のお前が逃るを見遁してはどんな難儀がかゝるかも知れぬと拒むを、ウヌ面倒なと有りあふ鍬おつとつて二つ三つ力に任せて打ちしかば、ウンと其儘氣絶せし間に鎖をちぎり、其場を足早に逃去りて其夜神田柳原堤の往還にて商人體の男が通行すると見るより突然うしろよ

り手拭にて咽喉をしめ、悶絶せし間に衣類を剝ぎ取りそつくり着替へ五兩あまりの所持金までも奪ひとりて、暗に紛れて立ち去りしは四月下旬のとなりしが一兩日前淺草公園地内をぶらつきゐると、下代警察署詰の探偵方がこれを認め、御用と呼びかけむんづと組みしところへ、忽ち巡査が馳せつけて難なく捕縛せしは目ざましかりける事どもなりし　東京曙新聞 十四年五月

罰金屋

六年六月から、十月以上の證文には印紙を貼らなければならなくなつて、貼らぬ者を告發すれば褒美が貰へることになり、はじめて罰金屋が生れた。

若松町兩國に住する山本何某は今年四十二年なれど、五年以前より是といふ職業もなさで日を送りしかば、次第に身代も傾き、衣食も心の儘ならざるより、何がな骨の折れぬ事にて好き金儲せんと工夫を凝せしが、風と一策を案じつき、日毎に早朝より家を出で、東京中を歩きて、印紙を貼用せでは賣買を許されぬ煙草などの類を少しづゝ買求め、其品に印紙の無き時

は直に其筋へ訴出で、罰金の半額を頂戴して漸く活計を立しが、果は漸次と此術に長じ、今年の二月ごろなりとか、横濱の商人多賀吉兵衛より渡邊源助へ賣渡したる生糸の代價四千百圓の證書に印紙を貼らざりしを訴へて其半額をしてやり、其外同港の商人中村伊兵衛より島田新助へ石炭油を賣渡せし證書、あるひは深川の武藤周平より伏見長造へ金五百圓を預けし證書等、何れも印紙なきを見出して密告したるにより、此頃は其半額にてなか〳〵ゆたかに暮し、近所の者が罰金身上の、半額商賣のといへど、何某は少しも構はず、世の中が文明になると種々の御規則が出來るから、世渡りの仕方もまた幾らもあるとズツと濟して、今でも目をきよろつかして無印紙の證書を探し廻るは、道德の上より見たなら、是を何とか評すべきや、併し貼用せぬ者も悪い　新聞集誌百四十二

山本某は一人や二人では無かつたらしい。

賞を懸けて規則違反を求むることは識者の陋とする所であつた。大坂日報は「丸橋忠彌が訴人

したる者に今も猶ほ公事師といふ、総じて武家の風俗にて訴人をするを臆病とす、そは己が意趣ある人を打果すことは命惜ければ、その悪事を訴人して殺さしむるを臆病とするなり、兎角訴人は臆病の所為といふより、武家に限らず、依之其時分人々刀を一所に置かざるより、喧嘩を氣遣て其時の老中の申付たるにより、今に至るまで御奉公仰せつけられざるなり、之を今日煙草に印紙を貼用せず賣藥に免許の鑑札を受けざる等を告訴すれば、例規によつて其賞として金を賜はるを利とし、専ら之を探求し、屢々見出して屢々官に告訴し、終に其家を富ます者有るに至る」と慨し、東京日日も亦、

正徳元年五月に定めたる高札第一札第七項に曰く、盗賊悪黨之類あらば可㆓申立㆒急度御褒美可㆑被㆑下事第二札第一項火を附る者を知らば早々申出べし、若し隠置に於ては其罪重かるべし、假令同類たりと雖も、申立るに於ては其罪を免され、急度御褒美可㆑被㆑下事第五項火事場其外何れの所にても、金銀諸色拾ひ取らば御代官地頭へ持參すべし、若し隠置、他所より顯はるるに於ては其罪重かるべし、同類たりと云ふとも申出る輩は其罪を免され、御褒美可㆑被㆑下事第三札切支

丹宗門は累年御制禁なり、自然不審なる者有レ之ば申出べし、御褒美として、ばてれんの訴人銀五百枚、いるまんの訴人銀三百枚、立歸りの訴人銀三百枚、同宿並宗門の訴人銀百枚、右之通下さるべし、假令同宿宗門の內たりといふとも、申出る品により銀五百枚下さるべし、隱置き他所より顯はれるに於ては其所の名主並五人組まで一類共に罪科に行はるべきものなり、（第四札第一項）毒藥並似せ藥種賣買の事を制禁す、違背の者は其罪重かるべし、假令同類といふとも申出るに於ては其罪を許され、急度御褒美可レ被レ下事、又享保七年十一月の町觸に、火を付る者は召捕へ町奉行へ可レ來事、火を付候者の在所より早速可二訴出一事、右御褒美として銀子三十枚下さるべく、假令同類たりとも其科を免じ御褒美可レ被レ下と、しかも當時の人心は尙此重罪犯の訴人たるさへ快しとせざりしか如し、況んや密告の公然たる告發に比すれば更に隱微に渉るに於てをや、故に政府も密告密訴の德義の惡たるを顧みて敢て之を公衆に求めざりしなり、然るに今日の改進政府は、却てこの告發法を重罪に非るの域に渉らしむるの勢あるに似たり、酒類密釀を訴ふる者に過料金並取上品拂高金十圓に付一圓宛下さるといひ、煙草には科料の半高を與ふべしといひ、印紙は其科料金の半高を下さると定めらる、是

脱税の患を豫防し、一方に遵法の人を保護する意に出づと雖、市井の奸智に長けたる輩は、專ら此種の犯則を見出すことを心掛け、之に遇へば忽に告發して折半或は十分の一の賞を利する者あるに至る、如ㇾ此にして衆人皆愧る所無きに至らば人情敦厚に進むべきか、將た澆漓に赴くべきか、（東京日日新聞 千九百一號）

罰金屋の横行を裏書する。

其布告は

先般印紙發行候に付ては右印章類贋造並印税を免れんため犯則の者を見屆訴出事實糺の上相違無ㇾ之に於ては訴出候者へ左の通賞金被ㇾ下候事

第一　第一類中一錢印紙を貼用せずして相渡候者を訴出る時は犯人過料の半減可ㇾ被ㇾ下候事

第二　一金十圓以上の高を曲て十圓以下の高に作爲し印紙を貼用せずして第二類の證書を出す者云々

第三　印紙界紙を密賣致候者を訴へ出る者は密買犯人の過料印紙代價五百倍の半減並密賣犯人過料金代價千倍の半減被ﾚ下事

第四　印紙界紙又は印税收領の印章を贋造する者又は印紙の消印を洗滅し再用せし者等を訴へ出る時は相當賞金可ﾚ被ﾚ下事　六月

更に七年七月の「證劵印税規則」第四則（賞罰例）第十四條では「其過料金の半高を下さるべき事」と改正された。過料の最高は贋造のそれであるが九拾圓として、其半額四十五圓、又税額の高いのは其の二十倍が過料だから、其の十倍だけは賞として頂ける。商賣になるわけだ。

規則違反告發者に賞を與へるので思ひ出したが、いつぞやの總選擧に、滋賀縣彦根町の堀部久太郎は選擧違反者を摘發した者に一千圓の賞を懸けたが、間もなく當局から禁止を命ぜられた。本人はそれで名を賣つて、實業同志會から公認されて候補に立つた。が次點で落選。

昭和三年秋水戸の裁判所で放火事件の公判があつた時、選ばれた陪審員は十一人。被告は陪

審員が事實を認めなかつた爲に無罪を宣告された。私は今讀んで明治初年の裁判を考へる。高橋お傳のあまりにも酷たらしい斬られ方を考へても見た。首切淺右衞門の終りをも考へて見た。

麹町區紀尾井町六番地の裏長屋、永井喜一方の二階六疊の間を借受けて住むでゐる母子四人の一家族がゐる母は山田おかつ(七一)其子を淺右衞門(五三)又次郞(四七)元三郞(四一)といふ、破れ障子破れ壁の晝も薄暗い穴のやうな二階に、母子額を集めて明日の凌ぎは如何しようかと鍋口にも苦しむ境遇に沈んでゐる、この淺右衞門といふのが幕府時代に、

首斬淺右衞門　と唄はれた御試御用山田淺右衞門九代目の主人である、山田家の祖先といふは白鞘組六方組などゝ稱して俠名を賣つた旗本奴の居合の師匠であつた、居合に妙を得た處から幕府の刀劍お試御用を仰付られ、後に首斬同心といふ罪囚斬首役人の頭になつた、代々の淺右衞門が刀の銹になつたものは幾千人か判らぬ、七代目は鼠小僧次郞太夫を斬つた、八代目は橋本左內、賴三樹三郞等の勤王家を斬つた、毒婦高橋お傳もまたこの八代目の手にか

かつた、殊に八代目の技倆が鮮やかであつたと評判せられたのは、吉原火焔玉屋の遊女花鳥が情夫梅津左門の許へ走つた時跡を晦ますために火を放ち

五丁街を燒拂 つた罪で、小塚原で斬罪に行はれた、其日は雨がしとしとと降つてゐた、淺右衞門は左の手に雨傘をさしたまゝ、右手が覇にかゝると見た瞬間花鳥の首はころりと落ちた、見物は其早業に驚いたといふ話もある、けれでも厭な職業である、首の呪ひ血の祟りは直接淺右衞門の身にかゝつて、山田の邸には幽靈が出ると代々言觸され、繪草紙などにもよく書かれた、それをまた幸ひとして、夜は不思議があつて眠ることが出來ぬと

長夜の酒宴を 張る贅澤の口實として其筋の手前を作つた、淺右衞門の手に入る賄賂袖の下または斬罪に處した女囚の手の小指を切取り吉原の遊女に賣る、遊女はこの小指を幾本も買入れて本當に切斷した自分の小指は情夫に遣り、買入れた分を自分の指の如く見せかけて普通の客に誓紙の保證とする、或は刑人の生膽を取つて藥に賣るこれ等の收入が莫大なもので其驕奢三昧は身分不相應のものであつたが、幽靈に附會けてお尤めを脫がるゝことが出來た、その贅澤な生活が身の仇となつたか、たゞしは世にいふ首の祟りが報つて來たか、今の兄弟

三人共皆變り者で零落の因となつた。

淺右衛門の家は麴町平河町にあつた、土藏の三棟もある立派な邸に住んでゐた、維新後首斬りの役が廢され、些しの收入もなくなつたが、財産を賣り食ひにしながら、つひ先年まで贅澤な暮しをやつてゐた、その惰性で當主の淺右衛門始め母も弟二人も、明日の食に追はるゝやうになつても、何の爲す事もせず遊んでゐる、家族揃つて少し變つてゐるのも何かの因緣であらうなどゝ人に云はれる、今の淺右衛門は東京に生れながらまだ一度も電車に乘つた　ことがないといふ變りもので人に逢ふのが嫌ひで家にばかり籠つてゐる、已むを得なければ俥で出かける湯屋に行くのも近所の人に顏を合はせるのを厭つて、俥を雇つて赤坂邊の遠い湯屋へ行く、今は夫れが出來ないので家で行水を使ふが、これも同居主の人達に見られるのが厭だと、二階の座敷へ盥を擔ぎ上げる、まるで死人を湯灌するやうな騷ぎをやる（大坂毎日）

呪ひはすでにかけられてゐる。

お伺ひ

—兩頭蛇—裸で寢た女—九人の若衆—和姦夫—賭の爲に—けだもの—四圓十六錢　若き妻—片眉毛—化物を退治て見れば—棒杭に繋げ—遺失物—流れ鯨—汚名を雪ぐに七年—犬の價—ミイラで錢儲—時辰儀の類—辭令で鼻を拭く—居合拔—借物返却業—

伊香保山中で捕へた慈悲心鳥を、博覽會へ出したいが、生きながら送るには途中人夫がいるさりとて腸肉其他脫去するには手術に老けた者が無い。如何可レ仕候哉と伺ひ出たのは群馬縣。

明治六年　違式詿違條例中男女角力蛇遣其他醜態云々の醜態とは何を差し候哉と三重縣から伺ひ出たのが九年六月。「私娼を買淫せし者は無罪と相心得可レ然哉」と伺ひ出たのは明治七年。質疑者はし

かも東京裁判所である。

明治八年五月、足柄縣から「管下豆州熊坂村地内狩野川附用水字大口と申す場所、去月廿八日修繕の砌、同村農菅尾與八と申者、兩頭の枯骨一體水中にて見付候段申出候に付、一見候處頗る奇骨にて、原體未詳、若し其筋へ御差廻しにも相成候はゞ差出可レ申、別紙圖面相添上申候也」が出た。其筋の指令は書面の奇骨相當代價を以て買上、博物館へ差出可レ申、右費額受取方の儀は同館へ可ニ申立一」とて圖も出てゐる内務省日誌 原體未詳とはあるが、疑ひも無く、交尾の爲にからみ合つた蛇の其儘死んだ骨である。蛇は多い時は五匹も六匹も繩のやうにもつれあうて木の上で交尾するものだ。博物館に其骨が現存するかどうかはさしおく。その頃忍峽稜威兒の岡山から出してゐた好事雜誌は、曲亭馬琴の耽奇日錄と同じやうな物だが、第二號に一骨董商から兩頭蛇の骨を持ち込まれた。一頭は龍のやうな、一頭は蛇のやうな、怪物は怪物だが、高いので買ふのは止めた。手寫した圖はこれだとて出した繪を見ると、牛か馬かの胎兒の、尻骨の異樣に曲れるのを蛇頭と見、一方の本物の頭骨を龍頭と見たらしい。四肢は缺け去つたのであらう。

忍峽氏は「山崎美成が提醒紀談に聞見小錄を引いて、出羽國米澤の日朝寺に三頭の蛇骨あり、

我れ親しく其骨を見るに、一端は双頭、一端は一頭也、一頭の方は双頭に比ぶれば頗る大也と。本草啓蒙兩頭蛇の條に、兩頭蛇は尾にも頭ある蛇なり、然れども尾の方は頭のみにして目口無し、是蛇の蛇を呑みて成る也とあり。然らば世に此類無しともいひ難し」と。蛇の中には何かの事情で尾の斷れたのがある。蛇は誰しもこは〳〵見るから、尾のぶつきら棒なのに出あふと、尾にも頭が有るやうに仰天する。彼の叔孫通が打ち殺した兩頭蛇もさうした蛇に違ひないのだ。

試みに少しばかりあつまれる「お伺ひ」を見る。

裸　女

明治七年　和　歌　山　縣　伺

紀伊國牟婁郡田邊榮町商小倉庄作ヨ同町捕亡吏下使丸山春吉他行せし故當十月廿六日夜留守見舞に罷越し其妻まつと火燵に暖り雜話の末將に歸宅せんとする節同人裸體にて火燵に臥せしに心動き色欲止み難く戀情申掛け終に同臥し殆と姦淫に及ふ揚合春吉の同僚等に見咎めら

れ候

（指令）

有夫の婦に戀慕の情を通し姦せんとするの際他人に撞見せられ事を遂けすと雖も事理爲すへからさるを以て雜犯律不應爲の重きに擬し

懲役七十日　　　　小倉庄作

小倉庄作と同く擬し懲役七十日收贖を聽す

收贖金一圓七十五錢　　　　マツ

人の歸らぬ先に、裸になつて炬燵へ寢に入る女も珍らしいが、それを口說いた口說かれたといふだけで、お互に七十日の懲役なのだ。

九人の若衆

明治七年　　　　山口縣伺

お伺ひ

周防國都濃郡小畑村農吉見小平太倅　私儀當村重永米次郎娘まし大島村梅田柳藏と密通の末同人宅へ行込居趣を聞及ひ當村の風俗を破り候段憤怒の余り一夜村内吉光啓次郎宅へ私始め重永鶴千代吉光啓次郎立野彌兵衛立野房之進石田治三郎石田豐吉石田鶴松石田長兵衛石光安次郎集會酒席にて私發言せしには彼のましこと當節歸宅の由に付兼ての始末責督す可しと申に孰も同意致し私鶴千代先立ましの家に到り用事ありと呼立る處まし出て來るに付立入見れば父は他行母は臥病に付一同ましの寢室に入り前件同村の若者を踏付たる仕方聲高に申聞し處母に聞ゆるを愧て候哉戸外へ罷出しに付一同まし諸共に一町許村外に到る頃鶴千代ましへ艶言せし處強て否む體もなく情慾相果し候に付石光安次郎を除き私始一同輪姦し孰も憤怒解、散しましを宅迄送り戸外に　分袖仕候

〔指令〕

凡男一女を輪姦するは姦婦の自ら許す　係ると雖も其猥褻の行ひ風俗を紊亂するに依り情量り雜犯律不應爲重に問擬し

懲役七十日宛　吉光小平太

以下八人同罪。驚くのはましが懲役七十日、收贖一圓七十五錢を食ひ、石光安次郎は同伴の和姦を傍觀して勸解せざる罪で苛責を喰つた事だ。

二十年前、私の村にうるさく附き纏ふ若衆を片端から跳ねつけて誰の手にも乘らぬ女があつた。がある夕方里がへりの土手路で七八人に待ち伏せされ、野花一輪、だいなしになつた事あり。若い衆に耻を搔かした罰が中つたのである。

和姦夫

或場合には——女に不利な立場で、內緣の妻を法律上認めてゐたらしい。

明治七年　千葉裁判所伺

紀伊國名草郡本渡村農儀助倅無籍

森川儀助

お伺ひ

武藏國足立郡二宮村農配島兼吉姉無籍

クラ

右はクラ儀草間巳之助と久く夫婦同樣の心得を以て諸所流寓し其子を産する旣に四人なりと雖とも厥初め媒酌の手を以て尋常婚儀をなしたる者に非す則今之を公法上について論すれは是野合私通にして眞の夫婦に非す其姦罪は之を不問に置き逃亡條に依り可申付哉

（指令）

クラの巳之助に於る野合私約と云へとも配偶の久しき殆と十八年已に四子を産するに至る其情狀無夫を以て論すへからす依て改定律例第二百六十條和姦夫ある者

各懲役一年　　森川儀助

クラ

逃亡罪は輕し論せす

二人は驅落ちをしたのであらう。

また愛媛縣から、其家に入籍はしないが、内實人の妾となつてゐながら、姦罪を犯した時は、二人共懲役百日に處すべきやと伺ひ出ると、凡妾と稱するは双方許諾の上初めて定まる名だから其名有る者姦罪を犯せば有夫を以て論ずるとされた。妾は妻とひとしく二等親だつたのである。

母の爲に

明治七年　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　磐前縣伺

磐城田村郡本村農十平長男根本寅吉曰母ナカ先年近内源造と姦通し同人と再度迄逃亡せしを稍く引戻し候處其後源造斷念せす自己の妻子を放逐し近内忠藏(六年九月死)方に同居し復も機會を伺ひ母を誘出せんと艶書を贈り若脱走の儀を母より漏泄せは打殺し家屋を放火すと申居る趣を右忠藏より承り驚駭の余り其事柄父十平へ相話せし所右は不埓至極に付母幷源造共打果さんと云ふ就ては母ナカ源造の誘引を拒めは同人に殺され又同人と逃走せは兩人共倂て父に殺さるへく依て思念す　に母の身上斯く切迫に至るも其原は源造の惡心より起りしことにて且逃走すれは同人も父の手に死する者に付寧ろ同人を毒殺し母の一命を助けは孝道にも

相成へくと意を決し其情實を吐露し忠藏に相話せし所同人一應は差止め候へとも元來同人家の妹イサを私の妻に致す內約せし後同人イサと密通し懷姙墮胎せしを以て內約も破談に及はんとする折節に付前條周旋せは妹の緣談も熟和せんと察せし樣子にて遂に同意し毒藥調達の上は同人宜く取計呉候約定に付其事柄父へ相話し遂に同意致させ其後同姓彥藏を招き私并父より前件切迫の情實相話し是又終に同意致させ毒藥調方周旋を賴み私彥藏兩人にて大內茂十方へ行き腹心を吐き强て藥の調進相賴み同人承諾致し候へとも其節毒藥調達相成さるに付茂十方より歸掛け私彥藏兩人にて鼠取藥製造すと僞り礬石を求め其礬石三分五厘を忠藏に相渡せし所庚午十月廿二日同人方へ源造來り腹痛する趣にて爐邊に臥せし際忠藏窃に源造方に行き其飯內へ礬石を投入せし所後ち源造其飯を食ひ烈しく吐瀉し骨節相痛み同廿四日曉死去せし由に候

（指令）

人命律人を謀殺する者斬の處該犯の毒殺を起意するや其母曾て姦夫あり已に拒絶するの後艶書を贈り共に逃亡せんことを促し若し同意せされは殺害すべきの文あり該犯之を憂て父に謀

る父怒て其事あれは姦夫と母と倶に殺戮を加ふるの言あり是に於て母の進退二つなから生路無し由て親子の至情止むことを得す毒殺を謀るに至る尋常の謀殺に擬すへからす依て事情を酌量し本罪に二等を減す

懲役三年　　根木寅吉

犯罪三流一減改正の前に在を以て本議の如し

同律人を謀殺する従にして加功せさるを以て論し懲役十年の處該犯毒薬を以て殺に係ると雖も姦情確實なるに依り殺死姦夫條例闘毆殺に二等を減するの權衡に依り

同二年半　　根本十平

該犯親屬交友の間事義念に係るを以て根本十平と同く擬すへからす闘毆余人を以て論し

同九十日　　根本彦藏

存命なれは同九十日　　大内茂十

該犯の毒を施すや機に乗して殺害し別に求爲する所あるを以て本犯根木寅吉に比擬して減等すへからす同律人を謀殺する従にして加功する者を以て論し

存命なれは絞罪　近内忠藏
義妹に姦するの罪は輕し論せす

犯姦律同母異父姉妹を姦する者を以て論し
懲役一年　近内イサ

同律和姦夫ある者
同　根本ナカ

隱れたる農第の暗黑を見る。姦通、驅落、脅迫、兄妹相姦、毒殺、墮胎。是小說や戲曲に非ずして一個の人生記錄（ヒューマン・ドキューメント）である。

けだもの

明治七年　熊谷裁判所伺

上總國甘樂郡田篠村農新井若吉供　自分儀己巳二月より三度强盜し合て金三十四圓余奪取

り且つ當戌一月十日夜前夫の長女マツ十五年十一月妻トウ倶々同間に相臥し候節酒氣に乘し
マツへ　　中掛け妻トウより異見され憤怒の余り之を毆打し終にマツを　　し同十四日同樣
の所業に及びし處マツ母トウに向ひ人倫に悖り世間に容れられぬ身となる趣き相歎くを聞き
木履を以て又候トウを撃ち左眼を殆と潰し同二月次女タカ十三年三ケ月を　　せんと欲せし
處肯せざるに付柱に縛し嚴く打擲し共後も兩度迄　　に及と雖も少女にて一度も情を仕遂け
す候

（指令）

改定律例百二十七條持兇器強盜財を得る者

斬　罪　　　　　新井若吉

強盜瞭望及ひ姦通等は都て輕きに依て論せす

繼父か無道の姦淫を避んとすれは實母毆打の酷虐を受け正理を陳て諫爭すれ共暴威を以て逼
り姦せらる皆勢ひ止を得さるに出るを以て罪を問はす

無　罪　　　　マツ

お伺ひ

言語の道斷ゆ。

四圓十六錢

明治七年　山口縣伺

長門國厚狹郡西須惠村農白石定助曰妻リサ儀昨申六月頃兼て止宿せしめ置く　工江本柳助と姦通せしに柳助より金四圓十六錢に誤證文相添へ詫出るに付內濟致し同人は直に出立せり其後リサ擧動何となく怪敷存する折柄七月十七日朝自分他より歸りし處裏口より柳助を逃せし樣見受け憤怒に堪へす脇ゟ取出しリサ朝飯を炊く後ろより切掛け同人驅出を終に切害に及び其後の始末は覺へす後に隣保の者より聞にリサの首級を佛壇に備置き近所畑中に茫然イむを召捕られし趣且　柳助は其節吉敷郡穗浦に働き在し由に候。

(指令)

該犯姦に親ら姦夫姦婦を獲已に他人の勸解を經金を受て私和後尙ほ姦婦の擧動を以て常なら

すとし遂に慮を認め實とし怒氣激發して之を殺死す故殺する者と謂へし然に姦婦は已に有罪の犯に係り其殺も亦他故に由に非す因て捕亡律罪人拒捕條因罪已に拘執に就き及ひ拒捕せさるに捕吏之を殺す者を以て論し

懲役終身　　白石定助

私和の罪は輕し論せす其首を佛壇に上け畑中に佇立するは覺へすと雖も脇差を取出すより驅出すを終に及ヒ切害ニ迄歷然供出す瘋癲を以て論す可らす

故殺か謀殺か、無罪か有罪か、今ならいろんな議論が起つたであらう。すくなくも終身懲役にはなるまい。

若き妻

明治七年　　東京裁判所伺

東京中橋出生石井卯之吉曰　自分儀同居の深川西町夏目繼吉娘サクと馴合ひ同七月妻に貰ひ

受け来た御届けなさすと雖追々別居の心組に有レ之所兎角サク身持善からす少しく戒むれは却て云若き妻を持ては密夫は當然なり抔罵り且別居の事より度々口論し向來の見据も無レ之より引分れんと致せし節同人私荷物に取付飽迄罵り且鋏を投付し故忽然殺意を發し傍の鑿にて頸の邊へ突込し所直に絶命致し候

(指令)

該犯のサクを殺害するや口供に忽然殺意を生するの文あれは故殺に相當すと雖も顛末を推考すれはサク屡々教令に逆ひ罵詈愚弄至らさる所なく剰へ鋏を取て投付け悪口す其悖慢無禮誰か悪まさる者あらんや死自ら取るものあり概して故殺すとなすは重に過く由て其情状を酌量して闘毆條例闘毆人を殺すに後に手を下して理直なるを以て論し

懲役十年　　石　井　卯　之　吉

「若き妻」が幾つになるか、考へようも無いが、卯之は大工らしい。

外役

明治九年　岡山縣

本縣一年以上の已決囚現今四百有余名有レ之候處其十か七八は盜賊にして最も逃走の恐れ有レ之夫迚內役にのみ使役候ては其工錢些少にして半日の食費を償ふに足らす莫大の官費相嵩候に付種々の方法を以て可レ成丈け外役に驅使せしめ候處動もすれは獄丁守卒の透を窺ひ逃走する者少からす隨て捕獲隨て逃走終に死刑に至る者比々絕えす是れ自ら爲す所の殃にして憫諒すへきなしと雖とも其外に在て罪を犯すや自ら復生くへからざるを知り兇暴を縱にし掠奪剽盜至らさる所なく良民の患害尤も甚し其之を制禦するの方法に於て獄衣あり片鈦あり連鎖あり全く備るか如しと雖とも獄衣は勿論戒具も亦宿姦强賊の機智なる之を脫却する容易なり依之一年以上罪囚の內最も逃走の恐有レ之者に限り其鬚髮或は眉毛を剃し置候はゝ假令逃走するも忽ち其刑人たるを諦認せられ身を容るゝに地なく罪を犯すに遑あらすして自然逃走を防くへき歟尤維新以來肉刑を除かれ追々律例獄則等御釐正寬宥の御所遇に相成候今日に候得共元來敎なきの悪漢に付尋常の法を以て之を處すれは却て其悪を長し其害を大にするの弊

お伺ひ

なきにあらず追て懲役の良法相備り候迄當分の內前件の如き方法を設け一層懲戒を嚴にし適宜施行不ㇾ苦哉相伺候也

「元來教なきの惡漢云々」は、地方官相應の低能振りを發揮してゐるが、本省は

（御指令）

書面の趣難ㇾ聞屆ㇾ候條重罪は無論輕罪と雖とも逃走の嫌ある者は皆連鎖を爲ㇾ帶日現場と役限とにより重鎖足釱を用ひ取締向嚴重方法可ㇾ相立ㇾ候事

但强賊の機智と雖とも容易に戒具を可ㇾ脫得ㇾ筈無ㇾ之尙戒具鎖錠の制可ㇾ注意ㇾ候事

政府では許さなかつたのだ。朝野新聞十年二月四日、埼玉縣では懲役人は片眉毛又片鬢を落とし、いづれも銘々の職業に應じ、いかけ屋桶屋瀨戶物やきつぎ箕の繕ひ足駄の齒入などにして管內を巡らせることにしてあるが、一人も逃亡する者がないと出てゐる。

化物を退治て見れば親仁なり

九年

秋田縣伺

羽後國秋田郡北の丸新町

石井隆太四男　石井助太郎

右は別紙罪案の通該犯黑夜異氣の耳邊に觸るゝあるにより糢糊朦昧たる物を妖魔と認め劍刄を投擲して其の父を傷する者形跡稍過失者に類すと雖も細に其情狀を推究するに大に然らさる所あり如何となれは該犯連夜異氣に觸るゝも毫も落膽恐怖の體なく其沈着自若たる宛も壯夫の如し加レ之父隆太の枕邊たるを確知しながら劍刄を投し父苦聲を發するを聽くも逡巡狼狽の體無く靜に衾中に入て枕に臥す其情狀彼の蠢兒痴漢が夢寐の間物に魘はれ神心錯亂不測の暴動をなし傍人に大呼喚覺さるゝも猶恍惚其妄夢なるを覺らさるか如き者に比するに何そ翅た霄壤のみならん抑過失殺傷は耳目の及はさる所思慮の到らさる所に出つる者にして該犯の所爲之と遙に相同しからさるに付闘毆傷に準し當否如何に候哉若し又過失傷を以て論する儀に候はゝ改定律例第二百二十八條子孫祖父母父母を過失傷する者に依り懲役一年凡人の如

お　伺　ひ　　五四九

く過失殺傷收贖の例を用ひすと雖も該犯は齢十五年以下なるを以て老少癈疾收贖例に照し收贖金三圓申付可ㇾ然哉前題犯罪實に奇異に出律中正條無ㇾ之に付相伺候以上

（御指令）

伺面の如きは過失傷を以て論す可きなりと雖も當省職制第一項司法卿は裁判に干預せさるの明文に依り指令に及はす候事

變なさばき方だ。

棒杭に繫げ

十年十一月　　熊本裁判所伺

熊本縣棒鎖器械之儀先般兵燹に罹り候に付ては右器械調製迄之間棒鎖の刑に該る可きものは笞杖に換へ處分致し不ㇾ苦哉

（御指令）　十一月十九日

棒鎖は笞杖に換へ難き事あり因て適宜棒抗等に繫き立たしむ可し

熊本縣ではよ程笞や杖でなぐりたかつたと見えて、十一月再び「限りあるの器械一時多數の決行あるに臨み實際上極めて不都合なるに依り棒鎖三日以下に限り適宜笞杖に換へ處分不レ苦樣有レ之度候」と願ひ出て、「變災の場合に付特別を以て棒鎖三日以下の宣告は何の通り笞杖實澤に換へ苦しからす」。

遺失物

新律綱領及び改定律例では「凡遺失物を得るに物品、盜贓に係ると雖も私物なれば一半を其主に給し、一半を得る人に給す」と折半主義で、三十日間に持主が解らぬ時は全給と云ふ規則であつたが、九年四月の「遺失物取扱規則」に依ると、

第二條　凡遺失の物を得れは五日内に其主に還し其主分明ならされは之を官に送るへし官之を榜示し壹年内其主なき時は之を得者に給す

第四條　凡遺失の物を得れは之を其主に還すと雖とも其費用を償はしむることを得且得者に

報勞のため共物價百分の五より少からす貳拾より多からさる金圓を給すへし　云々

福島縣より伺

郵便函中に紙幣を投入する者あり依て成規の通掲示候處事主申出無レ之右は尋常遺失物と看做し處し可レ然哉此段伺候　已上

（指令）　五月二日

一年を待て主なけれは官沒すへし

ポストの中から、時計が出たり、指輪が出たりするのは、人の物をモノした盜賊が、追ひかけられるか何かする途中、そつと投げこんで行くのださうだ。福島縣のもそれであらう。

流れ鯨

明治八年十二月　茨城縣伺

一流鯨一尾長八尋

此入札拂代金百二十五圓八十錢

内　金三十一圓四十五錢　四ヶ一官へ收入

金九十四圓三十五錢　四ヶ三引寄候者へ下附

右は管下多賀郡神岡下村沖に漂ひ候を同郡大津村外二ヶ村漁船乘組の者共を以繋ぎ留め神岡下村渚へ引寄せ候旨屆出候處時日遷延しては腐敗可レ相成レ品に付不レ取敢レ最寄村々へ入札爲レ致大津村伊藤幸次郎落札前書代金にて拂下取計候處右は官民收入の區分御成規も無レ之に付舊領主水戸松岡兩藩舊慣法取調候處濱々寄鯨沖にて切取候者（半分官納半分村方へ下附）岸へ寄候鯨は（三ヶ一官納三ヶ二村方へ下附）沖にて見付引寄候鯨（四ヶ一官納四ヶ三村方へ下附）の仕來に有レ之依て此舊法に照し前書内譯記載の通收領金員大藏省へ別途上納取計ひ且一般の成規御布告有レ之迄は右舊慣の通取計可レ然哉

が、内務省は、其代金は悉皆引寄せた者へ渡さした。慣習は兎もあれ、人民の拾つた鯨の代を、

三分の一なり半分なり取りあげていゝと思ふ官吏もないものだ。

汚名を雪ぐに七年

明治九年四月

愛知縣伺

三河國幡豆郡十一大區五小區荻原村廿七番地

黑野喜助

同國同郡同大小區酒井村三十一番地

手島淸兵衞

同國同郡同大小區小牧村

鳥山淸助

右の者共儀去明治二巳己年七月廿七日夜同大六小區鞍馬村鈴木久助木村彥兵衞の兩人同村木村勘助を殺害候より舊三河縣の不審を受け入牢の上嚴敷拷問に相成共證憑なきを以て村役人へ責付相成候處無根の嫌疑を受け汚名を得たるの遺憾に堪へす同國豐川神社へ連月參詣斷食

にて新噸等致し之れか爲凡七ヶ年間營業を廢し昨八年十一月中遂に本犯の蹤跡を探偵し分明に訴出其賊就縛相成候間明治七年太政官第百十四號達に照し輕きは金五十錢重きは金一圓訴人へ下賜の取計を爲へしと雖右三名の如きは無罪にして拷掠の苦楚を受るのみならす探偵中莫大の金錢を費し殆と一家の生計を蕩盡するに至り其情狀實に憫諒すへき者に付出格の御評議を以て黑野幸助へ十圓手島清兵衛へ七圓鳥山清助へ六圓更に手當として支給候樣致度云々

と伺ひ出ると、伺の通取計ひ、其節の官員不都合の點取調更に申出べしと沙汰された。七年とは根氣のいゝ話である。

犬の價

九年四月　　　　　兵庫裁判所伺

爰に盜犯あり神戸在留外國人某の飼犬を盜取す其後該犯縛に就犬は現存致候に付本主へ還付の上其價を尋問候へは五十弗の旨にて且つ洋犬體質の良否價位の貴賤を熟知する者の評價を

以て相當の處置を乞度旨申立候元來請求無レ之其評價人に估計爲レ致候成規に依り右の犬を評價人に相示し候處內國の獸畜に於ては其價格を辨知致候得ど洋犬に於ては評價難レ致旨申立候依之當港內に其評價者相尋候得とも更に無レ之居留外國人へ尋問候得とも是亦贓品の評價は罪名に關する儀に付難レ致旨相斷はり候就ては如レ此場合に及候得は唯本主より申立の價位のみ依罪名相定可レ申哉援據可レ致律條も無レ之故如何取計可レ仕哉御指令被レ下度奉レ伺候也

(御指令)

事主の申立に依て計贓するの法なし尙評價人に命し估計せしむ可し

　但洋犬已に舶來し內國にも展轉賣買する者あれは評價す可からさるの理なかるへし

泥坊した金の多少によつて、罪の輕重があつたから、判官も五十弗と聞いて驚いたのであらう。百圓以下にしても懲役五年乃至七年、下手をすれば十年だから、犬一匹のために可哀いさうである。

ミイラで錢儲け

茨城縣

九年六月二十八日

當縣管下茨城郡太田村平民富田平藏亡二男子之吉過る文久元年三歳にて病死同村開通寺域内に埋葬致置、其後四年同人祖父彦十病死即同寺同地に埋葬候節不圖該兒棺頭に堀當候處全體乾固依然舊容を存し候趣一時に傳播し衆人來觀の余僻鄕の風習種々無稽の臆說相唱候故該寺前住職正鵠木堂に引取今日迄回向致來候へとも古來比類稀なる儀に付當住職稻波昌海右平藏と協議の上東京府下第五大區五小區淺草新猿屋町七番地居住醫師原田道義に問合せ粗考證も有レ之依て同府淺草寺境内に巡回縱覽爲レ致度旨出願有之候へと人情難レ忍儀に付難二聞屆一旨及二指令一候處再應出願の趣も有レ之自然究理上考證の一端ともも相成可レ申に付即本人の自由に任せ願意聞屆可レ然哉　云々

(御指令)　七月廿八日

書面伺の趣縱覽の儀は難二聞屆一候尤右は東京醫學校に於て學術上實驗の爲め甚緊要の者に候間文部省へ差出候樣本人へ說諭に可レ及候事

茨城縣では風土の關係か何かで乾骸佛がよく出る。ミイラ（眞の木乃伊では無いが）は埋めるとよくないとして、寺などへ寄進する事になつてゐる。それを見世物に出して錢儲けをしようとした處に、新しい坊さんを見る。

時辰儀

九年七月二十八日　鶴岡縣伺

當縣の儀は北陲の僻地にして人民多く舊習に安し盛世の景況を知るもの稀れなり故に改正時間の如きも未だ舊唱に憑る者なきを保し難し且時辰儀の類と雖も一二士族中に之を弄する迄にして利用の如何を知るもの少し依ては十二時號砲の儀木砲を修理し合藥等民費を以て調達致度旨區戸長共より申立有レ之前題御洞察の上御聞屆有レ之度相伺候也

（御指令）八月四日

書面伺の趣難二聞屆一尤梵鐘等を以て代用致候儀は不レ苦候事

當時時計は田舍でばかり珍らしかつたのではない。ほんてうし〳〵雪に待ちあられに忍びしのぶ夜もかへさにやならぬ首尾となりまた獨寝の閨のうちあたりに殘る面影は袂時計の音ばかり」（雅俗日新）

辭令で鼻を拭く

九年五月　山梨裁判所伺

判任官以下の者免職せらるゝを憤り縣印ある辭令書を引裂き鼻を拭ふ等の所業に及ふ士族は破廉恥甚を以て論する歟又は閏刑に處し可ㇾ然哉奉ㇾ伺候也

（指令）

閏刑に處す可し

これも亦ひかれ者の小唄。

居合拔

お伺ひ

大分縣伺

明治九年十月

從來居合拔と稱する者即今管內へ入込人民群集の地を逐ひ路傍等に於て拔刀揮擢し或は故らに其肱腕等を傷け膏藥を粘し其速癒を驗とし右藥を衒賣し或は齒牙拔取の治療を施し過當の賃錢を貪り剩へ邊境の地に至ては愚民を誘ひ藥物を押賣等の不レ良業有レ之趣其衞生の障碍をなすこと少からず警察上に於ても大に差支有レ之に付右取締方如何相心得可レ然哉相伺候也

（御指令）

伺の趣居合拔營業の者猥に拔齒の治療を施し或は藥品を押賣し愚民を迷誤せしむる等不良業致候はゝ賣藥治療共差留可レ申事

私も居合拔を見た事がある。今にも長い刀を拔きさうなので、胸どき〳〵寄つて行くと、刀は拔かずに友達の一人を捫まへて、口をあけさせ、何か藥をつけ紙をあてた。と血が泌み出してほろりと齒が落ちた。みもしないのに、拔くのだから不思議だつた。

借物返却業

九年十月　　　　　　　　　　　　　　　　　東　京　府　伺

府下第五大區四小區下谷練塀町二番地村上貫輔外二名府内限り人民の賴みに應し提燈雨具等の些々たる品物を其借用さきへ屆る一の營業を相開き度旨願出候處右は必然人民の便利を得へく候得共危險受合の豫備金無レ之ては必然迷惑を生し候も難レ計に付願書却下候處金千圓を豫備として府廳へ預置云々申出依て一應驛遞寮へ照會候處郵便規則に抵觸の廉無レ之旨回答有レ之に付許可致し可レ然哉相伺候也

（御指令）

書面府内限貨物運送營業の儀は官許に不レ及候條人民の相對に任せ候儀と可ニ相心得一依て別冊下戻候事

些々たる提燈雨具等とあるだけ、千圓の受合金を出すのが變。下手をすれば飛脚屋の復活を見たかも知れぬ。

自由の權利

——女子の離緣——罪無き聟を逐ふ——「得意場」「出入場」——「家の抱へ」——「水呑」——「草分」——農家の副業——勝手作——「自由親爺」——

七去三從の不道理な桎梏に苦しめられてゐた女にも自由は與へられた。

夫婦の際已むを得さるの事故ありて其婦離緣を請ふと雖とも夫之を肯んせす之かため數年の久を經て終に嫁期を失ひ人民自由の權利を妨害するもの不ㇾ少候自今右樣の事件於ㇾ有ㇾ之は婦の父兄弟或は親戚の内附添直に裁判所へ訴出不ㇾ苦候事　六年五月

離婚の請求權が與へられた譯で、これ迄結婚に關して婦人を保護した法令は一としてなかつたのである。男の方には新律綱領戶婚律の中に、「凡無罪の聟を逐て女を嫁し或は再び聟を招者は杖九十其女は坐せす男家の娶る者及び後贅の聟情を知る者同罪知らさる者は坐せす」とす、無罪の嫁を逐ふ者の罰も有りさうなものだ。

むかしは地代店賃は府下を初め、其制限を立てゝ人々の勝手にはさせなかつたし、奉公人や雇人の給料等にも相對では定めぬ習はしがあつた。それを以後勝手に取りきめよと令したのは五年八月ところが

諸職人等、是迄得意或は出入場と唱へ、常に傭はれ先を極置候分、雇主方にて他の職人雇入候節、彼是故障筋申掛候者有レ之由右心得違無レ之樣可レ致

と觸れ、

從前土地の風俗に因り舊慣を私法となし候類間々有レ之祖先の代々召仕候者へ地所を付與致候分其子孫に至る迄家抱抔と唱へ家來同樣の扱ひに致し一村の者同輩に見做さす或は他より入村する者は水吞と唱へ是亦同輩の交り不レ致等の類間々有レ之人民協和交際の道に相背き候間右等舊習を以家格相立候儀堅く可レ令二禁止一事

古來荒蕪の地を拓き一村を取立候もの之を草分けと號け舊家たるの故を以他人を輕蔑致し往々非義の擧動致し候者有レ之趣最祖先の功績に誇今日に至り他人を凌くへきの理無レ之候間自今右等の唱令二禁止一暴慢の所業致すへからさる事

農業の傍商業を相營み候儀禁止致し候向も有レ之候處自今勝手たるへき事

人民所持の耕地畔際へ擅に遺骸を埋葬致し候者有レ之趣以の外の事に候自今可レ爲二嚴禁一事

河岸場の儀新規相設候儀差止候向も有レ之候處自今願次第吟味の上可二差許一事

不定地年季を定め割替致し來候向は向後持主相定可二申立一事

田畑勝手作の儀旣に去辛未八月御差許し有レ之儀にて漸々米作を減し桑茶漆楮土地に相應する物品或は牛馬羊豕の牧畜等常々心掛充分物産繁殖の方法可ニ相立ー事

但追々外國より草木禽獸類勸農寮へ相集候上分配試驗可レ致筈に付有志之者は其筋へ可ニ願出ー事

右條件管轄内無ニ遺漏ー可ニ相觸ー事　五年八月

想像も出來ぬ事だが、文政七亥年の仰渡しに、近來小前末々の者共心得違にて農を怠り商を專らに致し、田畑作り餘り、高持の百姓及ニ難儀ー候由、農家にて商賣致し候者、自然と其處の者に長じ候共、不レ宜事に付、新規商賣始め候者は勿論、追々相止候樣可ニ心懸ー候事とありて、其御請書藏家に、他所の村々へ住宅仕度旨願出候はゞ、其者の出所相糺、農業而已にて商向を不レ致者に候はゞ、出所の村方役人より證文を取り差置、遠國の者等は其所役人の送書無レ之候はゞ決而差置申間敷候事と、農家に生れた者には農業以外許さなかつたのは事實だ。

が、明治十年の頃は「自由」も極端になつて、

自由といふ說があらはれてより變顚固（へんてこ）な處え是も自由共も自由とやらかす者がいくらも出來て妙な世の中になり升た那珂郡野口村の石川彌左衞門は質を取て其間には百姓をする位の相應の人なるが昨年中近村より聟を貰ふたる時親類初め近隣の者が祝儀に行きたるにイヤ僕には自由の權があり升から祝儀もせず祝儀も受けず極手輕に聟をとり升たと答へ之を辭したるよし孫が出來たる時も同樣他人へは一切知らせず祝もせずにありしが其孫が此程病氣で死だ所が親類は勿論誰れへも知らせず近隣の者が手傳にゆけば自由の權で互坐るから自由に致し升お手傳には及びませんと舅が墓所へ行て穴を掘れば聟が棺槨を擔ぎ出す抔親子二人で片付て仕舞うたるよし お手輕で よろしい事に相違あるまいが餘り自由々々とやらかして飛んでもない所へ自由の權をつけられては自由の本家たる記者は閉口いたし升。（茨城新報十年十月廿日）

通貨のいろ〳〵

—地下相場—銅專賣—惡金—大砲を潰さんとす—太政官札—錢は—僞造紙幣—銀臺の似せ金—藩札—新貨條例—金券證券—新貨と金札—紙幣を燒く—ひどい銀貨—贋造紙幣のはなし—

今の通貨に落ち着く迄にはどれだけの苦勞をした事やら、明治初年のごつたがへしを書くには第一錢の名からして覺え切れない。覺えようとすれば神經衰弱にかゝるが落ちである。

地下相場

洋銀一枚を以て、金三分に當てよと仰せたのが初めで（慶應三年二月）古金銀はこれ迄通用を停めて置

いたが、追つて仰せ出さるゝ迄、當分地下相場を以て通用せよ、萬一隱し置く者があつたら、嚴重に沙汰する（慶應三年二月）銅錢一文は鐚錢六文に通用せよと達した。鐚錢はジャビ錢、ナビ錢とも言つた。私共の子供の頃はまだ殘つてゐたけれど使へず、使へるのは十文錢一厘、十五文錢一厘五モ、青錢二厘の三つがあつた。

銅專賣

慶應四年四月、大坂へ銅會所を建てゝ、諸國の銅は大坂へ廻送せしめ、國中の賣買を禁じた。德川氏の金銀錢製局を取り上げたのも此時である。

惡金

惡金は御用の兩替屋で見て貰ふのもよいが、黑石又は黑碁石へ擦り付け、精硝酸へ入れると、黃金だけ殘つて銀銅鉛は消える、硫化加溜母を用ゐてもよい、硫化加溜母は硫黃十六文目ポツトアス六十五文目水三十倍で出來る。右二品を土器へ入れ火にかけ、よく煮て二百四十三文目の水

に溶かすのだと教へ、慶長金百兩は九百五兩一分に、元祿金は六百三十五兩に、一朱金は二百二十七兩に換ふべき旨を發表した。

天保錢百文が八厘にしか通行しなくなつて、足りぬ人を嘲つて天保錢といひ初めたのは此頃からであらう。錢の相場は九十六文が百で、六貫六百文が一兩とは誰も知つてゐたが、明治二年七月十貫文を以て一兩と定められた。處が世間はまち〳〵で、眞鍮等は直增に成るなどいふ者もあつて勝手な相場が立つた、「右躰の者有レ之候はゞ召取るべく」と觸れた。兩替屋を脅せば濟むからいいけれど、八月各國公使から、市中通用の貨幣を天皇政府で保證するかどうか、あの金で運上を受取るかどうかとかけ合はれ、十月惡貨の内銀臺百兩を金札の三十兩と引き換へた。

大砲を潰さんとす

政府は各藩に令して、銅製大砲を早々東京の錢座へ廻すべしと令した、二年十一月潰して錢にしようとしたのであらう。梵鐘を溶かして大砲を作つた水戸様とはあべこべだ。三年四月、取消した。

いたが、追つて仰せ出さるゝ迄、當分地下相場を以て通用せよ、萬一隱し置く者があつたら、嚴重に沙汰する（慶應三年二月）銅錢一文は鐚錢六文に通用せよと達した。鐚錢はジャビ錢、サビ錢とも言つた。私共の子供の頃はまだ殘つてゐたけれど使へず、使へるのは十文錢一厘十五文錢一厘五モ青錢二厘の三つがあつた。

銅專賣

慶應四年四月、大坂へ銅會所を建てゝ、諸國の銅は大坂へ廻送せしめ、國中の賣買を禁じた。徳川氏の金銀錢製局を取り上げたのも此時である。

惡金

惡金は御川の兩替屋で見て貰ふのもよいが、黑石又は黑碁石へ擦り付け、精硝酸へ入れると、黄金だけ殘つて銀銅鉛は消える、硫化加溜母を用ゐてもよい、硫化加溜母は硫黄十六文目ポツトアス六十五文目水三十倍で出來る。右二品を土器へ入れ火にかけ、よく煮て二百四十三文目の水

に溶かすのだと教へ、慶長金百兩は九百五兩一分に、元祿金は六百三十五兩に、一朱金は二百二十七兩に換ふべき旨を發表した。

天保錢百文が八厘にしか通行しなくなつて、足りぬ人を嘲つて天保錢といひ初めたのは此頃からであらう。錢の相場は九十六文が百で、六貫六百文が一兩とは誰も知つてゐたが、明治二年七月十貫文を以て一兩と定められた。處が世間はまち／＼で、眞鍮等は直增に成るなどいふ者もあつて勝手な相場が立つた、「右躰の者有レ之候はゞ召取るべく」と觸れた。兩替屋を脅せば濟むからいいけれど、八月各國公使から、市中通用の貨幣を天皇政府で保證するかどうか、あの金で運上を受取るかどうかとかけ合はれ、十月惡貨の內銀臺百兩を金札の三十兩と引き換へた。

大砲を潰さんとす

政府は各藩に令して、銅製大砲を早々東京の錢座へ廻すべしと令した、二年十一月潰して錢にしようとしたのであらう。梵鐘を溶かして大砲を作つた水戸樣とはあべこべだ。三年四月、取消した。

札

慶應四年閏四月、太政官札を發行した。諸大名へは高一萬石に就き、一萬兩宛貸し與へて、返納方は毎年の暮に一割宛、共金札を以てせしめた。諸國の農商にも拜借を願ひ出る者には貸し下げると觸れたので、私の祖父なども同志五人をかたらつて二萬兩の貸下げを願ひ出た事實がある。

錢

錢は十貫文で金一兩に通用させたが、三年七月安くなつたので、當分時の相場を以て通用せよと達した、「但相場通用相成候得共、錢拂底抔と申立、十貫文より內へ引上候樣の事は決して、不二相成一」

慶應四年八月版 さても內々物づくしに、文久出世がほうづが無、しかし八文にやなりそもない、百錢そうばが分らない、夫でもしまつちやおかれない、こうこもうつかりくはれない、あぶらげ三十文ためしやない、手拭一朱ぢやかはれない、三分のたん物よくはない、ふんどし二朱ではかはれない、ぶら〳〵させてもゐられない、かみち二百ぢやゆはれない、はたごち一分ぢやとまれ

ない」がある。

艱まされた札

太政官札には政府も艱まされたが、民間の苦痛も一ト通りでは無かつた。第一は其信用問題だ。「往々不心得の者これあり、打賃を貪りて正金に替へ候哉に相聞、謂れざる事に候故、向後屹度御咎仰付く」と觸れ（慶應四年六月廿日）當辰年の租税は金札にて上納せよ、片田舍の未だ融通行き屆かぬ分は正金取交ぜて上納するも苦しからずとさへ達した。（明治元年九月二十三日）

それでもやはり不心得者が絶えないので、早速召捕るべしと命じたのが、諸藩はまた借りつ放しで使はずにゐる者が多かつたかして、右は全く朝命を拒み候筋に相當るから「屹度御沙汰に及ぶ」ぞとおどした（十月七日）西郷が斬つて了へと激怒したといふのも此時である。

同じ日、國處によつて十二文通用の錢を八文に値切つたり、六文に取引したりするのは以ての外の次第だ。元來貨幣は御定通りどんな片田舍でも一樣に使ふべき物だと「嚴重御沙汰」された。

それでも金札は正金のやうに好かれないのだから仕かたが無い。政府も二年には根負けして、

二割の差を認めねばならなかつた。

金札之儀は租税其外諸上納正金百兩に付札百二十兩立相場を以上納被二仰付一候下方に於ては日日の立相場を以取引可レ致處間々諸買物拂代等に不二受取一者も有レ之哉に相聞以の外之事に候右樣心得違の者は屹度可レ被レ及二沙汰一候條兼可二觸達一者也（正月二十四日）

今日百兩で明日は百廿五兩にならぬとも解らないのだから、商人が受け取らぬからとてあまり「以ての外」でもあるまい。

明治二年二月二十八日

二月五日金札分間被二仰出一候以前府縣並御預所有レ之藩々へ取納置候税金三月中に上納致候得ば分間附け候に不レ及若四月に至り上納之向は假令二月前共役場へ納置候共百兩に付二十兩の分間相立可レ申事

滞納の罰金といふところ。私の方の耕地整理組合では日歩三銭五厘の延滞利子を取る。お手本が六十年前に有つて見れば、文句は言へぬ。しかしこんぐらかつた廉に手の附けようがなくなれば、きれ味のいい及物が出て來る。明治二年四月二十九日、政府は

金札御發弘之儀は先般被仰出候通り厚き御仁恤の御趣意を以て御施行に相成候處兵亂の際自然不通用の向も有之普く融通難成遂に下々商賣方致難澁一時不得止場合より相場を以通用可致御布令有之候處今日に至日日之高下無際限衆庶及困難加之僻遠の府藩縣正金同様通用致居候場所迄も疑惑を生候に付通用年限兼て被立置候得共今般新貨幣鑄造の上は改而引換の道被相立候間自今斷然相場被廢正金同様通用可致旨被仰出府藩縣管轄中心得違の者於有之は畢竟主宰之不行屆に付府縣は官長藩々は領主の曲事たるべき事

一方、金札を正金に引き換へることを禁じ、公租はすべて金札たるべき旨を達し、大札を小札に換へ、釣錢に使ふとは格別、かりそめにも正金に引きかへる者があつたら双方共曲事たるべき也

と令した。政府も困り切つた上句なのである。先達五千萬兩の金札を出すと觸れたが、それを出しては正金と引き換へる時になつて金繰に困るから、五千萬兩の製造增は差留め、製造機械は燒捨てるとあり。製造增しといふ言葉には驚くが、機械を燒き捨てたのはあつたら事だつた。

要するに、金札は御仁恤の思召から、府藩縣へ貸し下げて、生產富殖の道を開く御趣旨だつたが、金札を三都にて正金と引き換へる計りでなく、通用を拒むので、通用するのは三都に過ぎず、諸國からは物產を送つて來ても、國許で通用せぬので、代價を金札では受け取らず、正金で持ち行くから、三都の正金自ら四方に散じ、金札ばかりになり、物價日を逐ひて沸騰し、都府の人民困窮今日にきはまれるを見る。仍て都下に集つた金札を府藩縣に配當して正金に換へ、それを都下に散らすより外はあるまい、さすれば金札も正金同樣全國に流通するであらうと傳へた。そして高一萬石について、一萬千五百兩宛の金札を配當して、正金を集めた。これなら嫌も應も無い。正金は立ちどころに都下に充滿したであらう。三十里以內は三十日、五十里は三十八日、七十五里は四十六日、百里は五十四日とやうに、期限は有るにはあつたのだが。

尤田舍では大札を持ちあつかつて、正金と引きかへてはならぬといふのだから、どうすればい

いのか、難儀した。政府では二分一分二朱一朱の小札を急造して大札と換へ、引き上げた大札は斷截したと觸れた（明治二年九月十七日）藩札の製造も留められた（明治二年十二月五日）

こんなに物騒の種を蒔く金札も無いものだが、用紙は何處から出たかと調べて見ると、

明治二年二月十二日　　　　松平越前守へ

其方領内越前國大瀧岩本新在家不老定友五ヶ村へ金札紙御用被㆓仰付置㆒候取締三田村筑前初以下之者共從㆓其方㆒申付置候通他村他國へ移住等之儀決而不㆓相成㆒候且又舊來調達致居候藩より札紙注文等有㆑之候者共由會計官へ伺出差圖を可㆑受候猶又今般右村々之者共へ奉書紙御用調達被㆓仰附㆒候間厚相心得御用相勤可㆑申旨相達候樣御沙汰候事

僞造紙幣

貨幣相場の一定しないのも困りものだが、僞造紙幣の流布には弱らさるを得ない。

三年四月二十九日

貨幣僞造の儀は元より嚴禁に候處國家紛擾の際於二各藩一往々私鑄し或は兵馬の費用を資け或は燒眉の急を救ひ無知の小民に至ては其流布するを見て其嚴禁なるを忘れ終に其罪を犯し候者も不レ少全く政令の未廣布せざるより右樣立至候に付今般深き思召を以て去歲五月箱館殘殘平定を期とし其以前犯罪の者は已發覺未發覺已結正未結正を不レ問一切赦宥可レ致

七月さらに、貨幣の贋造は素より國家の大禁ではあるが、騷擾中の犯罪は出格の筋を以て非常の寬典を仰せ出されたが、却て恩に狃れ禁を犯す者が多い。以後地方官に於て犯罪の者を捕へた場合は卽決を許すとて、

凡寶貨を僞造し已に行使すれば銀數の多寡を論ぜず首たる者は梟、從たる者及匠人及情を知て買取する者は並に斬其雇人雜役(干曝挑水打炭等に從事せる者)は徒三年

僞造已に成り未行使せざる者は斬從たる者及匠人は流三等雇人は徒一年半
僞造未だ成らざる首たる者は流三等從たる者及匠人は徒一年雇人は徒一年若し過を悔て自首
する者已に行使すれば一等を減じ行使せざれば罪を免ず

處するに梟を以てした。

銀臺の贋金

銀臺の贋金は引替期限が終へてからは、すべて斷截の上下げ戻したものだが、四年一月から三角形の極印を打つて下げた。「追つて造兵寮を開いたら吹替用として持參勝手たるべし」

藩札

藩札は早く發行を禁じたが、各藩は平氣で製造もすれば、金銀米札、並び錢切手、諸産預り、切手等をどし〳〵出してゐた。「右は決して不ニ相成ニ萬一違犯の輩は處置の品も可レ行レ之」四月四日

新貨條例

兩替十一貫だつた三陸の錢相場を、十貫文に數へることを命令したのは五月だが、政府は同じ月に新貨條例を發布し、貨幣統一を企てた。昔から外國と貿易しなかつたので、貨幣が自然まちまちになつて、慶長金もある、享保金もある、文字金がある、大小判がある、一分金二分金二朱金もあれば、一分銀一朱銀當百錢がある。銅貨には大きいのも小さいのも有るし、一國一縣限りの錢もある。「方圓大小、其價を異にし、混合雜駁其質を同うせず、良性の貨幣は徒らに富家の庫中の寶物となり、或は外國へ輸出され」不良の品ばかりが殘ることゝなつた。

玆に新貨幣を造る所以なりとて、新貨幣は圓を記票として、多寡を論ぜず、都て圓の原稱に數字を加へて計ふる事、圓以下は錢(一圓の百分の一)と厘(一錢の十分の一)とを以て小數の計算に用ふる事。等則は十進法によりて、一厘十を合して一錢とし、一錢十を併せて十錢といひ、十錢十(卽百錢)を一圓とす。以上十百千萬に至る迄十數を合せて一位を進む。其他半錢五錢十錢五圓の如きは、十數を半割し、二十錢二圓二十圓の如きも、亦一十の數を倍する迄にて固より軌範の

外に出てはゐない。

新貨には通用制限といふのがあつた。本位の金貨（二十圓十圓五圓二圓一圓）は拂方に制限無き事。銀貨幣（五十錢二十錢十錢五錢）は一口の拂方に十圓を限る事。銅貨（一錢半錢一厘）は一口の拂に二圓を限りとする事。一圓銀貨は開港場專用たるべき事、內地に用ふべからざるは勿論、一般の通用としてはならぬ事。尤相對で用ふる分にはさして構へなき事など。私達は一厘の銅貨は知つてゐるが、二圓一圓の金貨を見ずにしまつた。

金券

四年十月十二日　三井組に命じて三百萬圓の正金を引換へ、十圓五圓一圓三種の證券を發行せしめ、希望者には三井組で正金と引き替へさせた。けれどもあまり歡迎されず、「取引に差障り遂に一般の不融通を釀し」「以ての外」だと政府はこぼしてゐる。十二月十四日　六年十二月通用を停めらる。

證　券

古金銀類所持の者は、望み次第政府で預つて代りに證券を渡したが、成貨にして千圓以上なら預かるといふのだから貧乏人には用の無い制度で、其通用期限は二十四ヶ月に限られた。辛未四年十二月廢止。

新貨と金札

新貨と金札は左の割合で通用せしめた。新貨一圓は金札一兩、五十錢は二分、二十五錢は一分、十二錢五厘は貳朱、六錢二厘五毛は一朱（十二月十九日）一朱二朱の稱呼は廢れたが、二分一分の數へ方は今でも傳へてゐる。

舊藩の錢札は追て御引替にはなるが、當分縣々管内限り、七月十四日の相場で通用せしめる。たとへば百文錢札が七月十四日に四十八文の相場なら二厘錢二枚と換へる。といふのだから「諸

府縣から上納致候貢租金を東京にて纔に各種の貨幣に換へる向有レ之趣、如何の事に候、畢竟右樣不都合の取計致候より下方疑惑を生じ、差等を立て、融通の差響に相成候（十二月四日）結果ともなる。

十二月廿七日、新紙幣の發行となつた。百圓五十圓二十圓十圓五圓二圓一圓五十錢二十錢十錢五錢の各種を製し、壬申（五年）二月十五日より通用せしめることとなつた。追て官札藩札とも取りかへると達した。

紙幣を燒く

元年以來厄介な問題ばかり引起した太政官札と民部省札も、五年三月には

昨年十二月新紙幣之儀當二月十五日より御發行の儀相達候就ては追々御引揚相成候幣楮三百五十五萬千七百四十三兩余東京八代洲河岸舊紙幣寮跡に於て來る十五日燒捨致し共當日下民へ縱觀爲レ致不レ苦候事

さつには色々あつた。五年七月

舊藩々製造紙幣の種類數多にして殊に小札は數札にて其價位新貨一厘に足らさる品種も有レ之新紙幣は十錢以上に付總右引換候ては取引上不便利も可レ有レ之に付差向五錢以上に當る分のみ致二引換一其以下は追て一錢半錢一厘の銅貨鑄造の上交換可レ致云々

言つて見ようなら、昔のルーブル紙幣である。

ひどい銀貨

是迄成貨包紙の糊銀に觸れ酸化して銹を生じ往々見苦敷貨幣有レ之或は貨幣の割目等有レ之響き悪き分は人疑を抱き流通不便の趣相聞候間向來右樣流通不便の定位銀貨は造幣寮並東京大坂國立銀行へ持參次第正否相改贋品に無レ之分は引替可レ遣候事

酸化するのは銀の性質上止むを得ぬが、割目を生ずるとはひどい。

贋造紙幣のはなし

處するに梟を以てすとおどされながら、どうして贋造を止めなかつたか。一つは太政官札の模樣が器用の彫師なら誰にでも彫れるやうに出來てゐたせゐである。

「少し珍らしければ、羽が生えて飛ぶやうに物の賣れる世の中だ。同じ一文錢でも和銅開珍とか延喜通寶とかの本物だと、舌を卷く程の高價で取引され、ベラ〳〵のマッチの商標一枚で數十圓もするのがあり、それで奪ひ取り勝ちとは正氣の沙汰とも思へぬ。かうした好事家が涎を流し咽喉を鳴らして欲しい〳〵と手招ぎして金では買へぬおかねが何百枚となくブックに挿んで大事に保存してゐる所がある。それは大阪西區江の子島の警察部高等課、といへば色も香もなき心地すれど、おかねは卽贋造紙幣の數々、古きは明治十六年頃より近きは四十四年まで、二十錢五十錢一圓五圓十圓を寄せも寄せたり、出來榮えは樣々で、中には玩具の代りにもならぬ不細工なのがあり、又緻密な輪廓から大黑天の肖像、日本銀行と書いた赤印まで、一々肉筆でなすりつけた素ば

らしい入念なのもあれど、大抵は銅版に石版、どうして似せよう、どうして法を潜らうと苦心慘澹、日本銀行など記したのは珍らしく、大抵は日本帝國玩弄紙幣、日本銖行などしたのが多い、面白いのは明治何年の銀行條例を遵奉して發行するもの也とある古き紙幣の文句を、此の劵を所持する者は福德自在なるもの也とし、下に明治の教育たる主とする所は經濟なり、依つて此玩具紙幣を製し聊か幼者發眼の爲にする者也」甚しいのは五圓紙幣に、「明治廿五年發行教育開運の柱神宮滿言口に信じて萬學行ふもの也」但此のかみ引換に五錢相渡し可ㇾ申候也」靑い大黑像の一圓紙幣に「明治十七年五月廿六日大佛布袋金比羅妙見辨天供養の物第十八番に於て執行する者也」があり、紙幣贋造など大外れた惡事を巧む惡人の頭から絞り出された凄い物とは思はれぬ。「此菓子御求めの君は無病健康子孫繁榮福壽無量の實功あり」はだまされた人も笑ひ出すであらうし、「子供敎育玩物紙幣おともだちに與へ座敷にておとなしく遊ぶもの也」のやうに傍若無人めちゃなのもある。（大阪朝日）

稅のいろ〱

――酒稅――冥加金――地子――貢米――人を見たら――慣習稅――僕婢稅――大七
大八――滯納は――自轉車――

酒

「諸國稅法の儀、土風を辨へずに新法を立て候ては、却て人情に戻り候、一兩年は舊慣に仍り候」とて、金は會計官、米は大阪會計官へ當辰より納める事、諸府縣月給其他諸入用は、凡積りを以て、租稅の內より夫々備へ置き、皆納の節明細勘定書さし出す事、舊幕旗下釆邑沒收の分は府縣並諸藩御預所支配たるべき事と定めた。慶應四年八月七日である。

徳川時代の酒税は、酒屋に制限があつたやうに、石數にも制限あり、とり立ては運上冥加金と稱した。新政府では酒造は古來定法も有ることだが、規定外增造は堅く禁ぜらる。凶年には分割を以て減造させる。百石に付金二十兩の上納金を仰せつける。前年心得違して規定外の增造した者で、鑑札取上られたる者、悔悟の上とあれば、百石五十兩の割で納めよと命じた。

濁酒は税を取らなかつたのかと思ふと、同じ八月二十日に、本年は水損凶作の聞えあり、或は軍事等の課役も少なからざるを以て、一時冥加金酒造は高百石に付金十兩、濁酒は二兩とすとあり。一時冥加金とは新たに酒造の營業を許可する時收むる免許料をいひ、年々冥加は一期の營業税を謂ふとある。

私造の子供の時分には、どぶろくは何處の家にもあつた。清酒に比べれば少額の税で造れたから、呑助でなくても造つて自他の呑料とした。甘酒を造つて、粳の固い握り飯を打ちこめば白馬になるといふのだから世話は無い。税が出るやうになると　盛んに密釀された。戸棚の中で造つ

たり、天井の上で造つたりした。匂ひが高いからぢきに見つかるので、肥料小屋のやうに見せかけた小屋を山の中へ建てゝ、地中へいけ込むこともあつた。税務署の連中は蚤捕眼で村中を巡つて歩いて、初めは覗かずにゐた肥料小屋まで、氣がついて探すやうになつた。今は造る者が殆んど無いから濁酒の本當の味も忘れられて行く。

船

明治最初の船稅は

慶應四年八月十九日

舊來尼紀水三藩並旗下の名前を借り無稅にて改も無レ之船數多有レ之惡漢共不所業之次第有レ之儀以來軍船之外假令武家所持の分と雖商船遊船の向不レ殘相改稅銀上納改濟の分は日印の燒印相付可レ申無印の船決て往來不ニ相成ー

にはじまる。

地子

明智光秀が京都や堺の人達から大して爪弾きされず、あべこべに好感を殘したといはれるのは、信長を殺した時、地子を免じたせゐである。明治政府が三年二月二十七日洛中洛外境界御改正に相成、洛中は從前の通り地子免除仰付けられた。「諸道驛々並船場」はこれ迄免地だつたが、右は改めて右免地の租税高を渡す」とした(五月七日)。五年五月驛場が相對賃錢制になると同時に「川場も相當の賃拂可二相成一等に付當申年より以來免地の租税高相渡候儀令二廢止一」

貢米

三年十一月十日

貢米納方の儀は手本米上中下三等に分ち可二差出一吟味の上其國柄適當の分は留置正米御藏納の節引當手本米より劣候分は貢米不二相成一

お上も抜かりはない。

貢米を運ぶことは私達の想像以上に手數がかかつたらうと思ふ。其掟

一賭勝負並口論等堅可ニ相愼一事

一難風の節打米不レ致して不レ叶時は先粮米を打捨其上にて貢米を刎捨可レ申若粮米を殘置に於ては不レ殘取上可レ申

一粮米を捨候後は貢米を食料に致し着船の上精算致可レ申

一澤手米有レ之候はゞ精々干立可レ申

一若打前抔と僞り聊にても隱置候儀於レ有レ之は其米高の倍數外に一石に付金五兩づゝの割合を以て科料爲ニ差出一以後船稼差留可レ申

一粮米と僞り商の爲買入に於ては其有米不レ殘外に錢十五貫文科料として取上可レ申

一難澁者にて科料差出兼候はゞ其者雇主より取上可レ申

人を見たら泥坊と思へ。船頭はてんから悪い事をするものと定めての上の掟だ。亂妨の様ではあるが、私達の地方から東京へ出す米は、常總鐵道の出來る迄は鬼怒川の船に積んだものである。處が一俵から一合位二合位づゝさしで盜むのがむかしからの船頭の役徳だつた。今でも運送屋によると、荷馬車で運ぶ酒を途中で錐を刺して小さな穴から盜んで飲む。穴のあとへは卯つぎの小枝を挿しこんで置けば分らない。

僕婢税

皇族の外、家事用向に使用する召仕は、十八歳以上男は一年二十五錢、以下十二錢宛、女は以上十二錢、以下六錢宛兩度に納める（六年一月）六錢づゝ二度に取り立てゝおつくうがらなかつた點は何としても今とかはつてゐる。

二頭立から上の四輪馬車は一ヶ年五圓、一頭立は四圓、人力車四輪立は二圓、三輪以下二人乘は一圓、一人乘は一圓、引戸駕籠は五十錢並以下は二十五錢を納める。四輪三輪の人力車も有つたのだ。色娘毒蛇淵の挿繪に、高欄附の御殿がまへで、龍頭鷁首めく頭までくつついた俥が畫いてあるのを思ひ出す。

荷積大七大八車は一圓、大六車は五十錢納める。

「大六」「大七」の區別は十一年七月大藏省乙第五號に依て「荷臺(全く荷物を積載する場所)の縱横相乘尺積十四坪以上を以て大七車以上とし右未滿を以て中小車(大六以下)と相心得云々」と定められた。少し話は古いが、大八車に課稅したのは將軍綱吉で、一ヶ月銀壹匁とある。(大日本租稅志六三八頁)大八車の定義は三才圖繪に「輦は物を載る車なり邦俗之を大八と謂ふ」

自轉車は一ヶ年一圓、西洋形小車は十三錢といふのが見える。西洋小車は乳母車でもあらうか。

釀造稅徴收のために東京府に於ける諸酒の平均相場が發表された。

自九年六月 至十年十月 諸酒平均相場

一清　酒　一石に付　金四圓七十二錢三厘
一燒　酎　同　金十二圓六十八錢六厘
一白　酒　同　金十二圓六十一錢九厘
一銘　酒　同　金十九圓八十九錢八厘

教徒受難

――佛蘭西人尻おし――逮捕四千百人――一向宗の申出――四年目で許さる――

肥前の國あまくさに、きりしたんの者一揆をおこしたり、是は法蘭西人いりこみてをしへたるよしなり、中國邊の脫走人ども、おほくは此内に加はりておよそ三千人餘におよぶといへり（もしほ草第二篇）

佛蘭西人が一揆を敎へたといふのは、單なる噂らしい、三百年來、信仰を棄てずにゐた浦上村へ二人の佛人宣敎師來りて、ひそかに傳導した事實が、長崎裁判所總督の澤宣嘉に知れ、慶應四

年閏四月十七日、切支丹宗の儀年來幕府に於ても固く制止候得共、舊染信嫌絶切不レ申、近く長崎近傍浦上村の住民共、竊に其教を信仰し、追々蔓延致候に付、今般諸侯預仰せつくとて、柳澤紀伊守へ凡百人、藤堂和泉守へ凡百五十人、德川元千代へ凡二百五十人、井伊掃部頭へ凡百三十人戸田釆女正へ凡八十人、酒井若狹守へ凡八十人、松平越前守へ凡百五十人、青山左京大夫へ凡五十人、松平圖書頭へ凡五十人、本莊伯耆守へ凡五十人、紀伊中納言へ凡二百五十人、大河內刑部大輔へ凡五十人、前田宰相へ凡二百五十人、右大坂迄、但藏屋敷へ相渡す。池田因幡守へ凡百五十人、松平出雲守へ凡百五十人、龜井隱岐守へ凡三十人、池田備前守へ凡百五十人、淺野安藝守へ凡百五十人、右尾之道迄。松平三河守へ凡八十人、阿部主計頭へ凡八十人、右鞆津迄。蜂須賀阿波守へ凡百三十人、松平讃岐守へ凡百人、右丸龜迄。伊達遠江守へ凡八十人、山內土佐守へ凡百三十人、右三濱迄。中川修理大夫へ凡五十人、內藤備前守へ凡五十人、右鶴崎迄。毛利大膳大夫へ凡八十人、右下の關迄。奥平大膳大夫へ凡八十人、右中津迄。小笠原豐千代丸へ凡五十人、右小倉迄。黑田甲斐守へ凡百十人、右博多津迄。有馬中務大夫へ凡三十人、立花飛彈守へ凡八十人、右若津迄。島津修理大夫へ凡二百五十人、右鹿兒島迄。細川越中守へ凡百五十人、右高

橋迄。〆二十四家人數凡四千百人。

右宗門元來御國禁不ニ容易一事に付御預の上は人事を盡し懇切に教諭致し良民に立戻り候樣厚く可ニ取扱一候若悔悟不レ仕者は不レ得レ止可レ被レ處ニ嚴刑一候間此段相心得改心の目途不ニ相立一者は可ニ屆出一候事

開發地土工金工或者石炭堀其外夫役等勝手に可ニ召使一事

山林に住居可レ爲レ致候事

當日より三ヶ年之間一人に付一人扶持宛其藩々に被レ下候事但長崎表より追々差送候間其藩より人數差向受取可レ申候事

四千人からの厄介者を好んで脊負ひ込んだのだから、政府は流石に大まかだ。預けられてからどんな日を送つたか、そして何人が生きて故郷の土を踏んだかは、浦上村の故老は知つてゐようけれど、日本に於けるクリスチャンの受難はこれが最後であつたらう事を信じたい。

八月に至つて一向宗の坊さん達が、お預けの耶蘇の徒を教誨したいからと願ひ出た。本願寺、東本願寺、興正寺、佛光寺、專修寺、錦織寺と、大きな寺は悉く出てゐる。けれど政府は巨魁の者共は既にお預け濟になつたから、教誨の儀御沙汰に及ばせられぬと傳へた。邪宗門の蔓延を憂へての事なら、本願寺は進んで浦上村に布教せねばならなかつたのだ。新政府の四千人を放逐するを待つて、教誨を言ふは既に遲しである。

尾州藩へは後更に七十一人預けられた。「何だかこわさうなものが來たとて、監視人のすきに覗いたら薄汚い百姓だつたと誰かの書いた「巡察異宗徒說諭覺え書」を見ると、「當藩は多人數で最初は三百人の所、死亡した者もあれども、まだ多人數じや、今日仰せ聞かさるゝ御趣意は、皆一同の身の上の事と、御仁惠の難有き趣にて、餘程長き事なれば、何れも退屈不レ致膝をくつろげて篤と承れ」とて、三百年前二十八萬人斬つたこと、御法に背く上は親も子も兄弟も悉く殺さるるが法で、何萬人あらうと兵隊を向けて御成敗になる、それをお憐みになつて、改心の者はお縱ち下さる、不改心の者は川浚切起しなどにお使ひになる、今に宗旨がお許しになるなどゝ考へ

たら量見か違はう、改心の者は死ねば神葬祭とて日本古來の葬式になし下さる、改心の者は小屋の出來次第家族一纏めになさる、不改心の者は向後はくつろぎのある所へ移し、夫々手業の出來るやうにする」と申し渡した。（新舊時代）本願寺の本堂へすわらして置いての訓誡だそうだから笑へる。

縱たれたのは五年二月「去る巳年各地方官へお預けになつた異教徒の內悔悟した者はお宥しになる、管下の籍に編入するか、本籍へ渡すか、いつれにしても厚く世話可致」と命じた。

橫濱新聞に米國より女教師一人着港、內一人東京府に召され、二人殘り居り、いづれ橫濱に女學校御取立有之趣と報じたれども、右三人は完く耶蘇宗門の教師にて、東京府へ召されたることゝ虛報なり（京都新聞第五）

京都新聞は明治五年から出たが日つけなしだから、これはいつの事か不明。

原胤昭翁の話に、明治五年横濱の本屋へ邦譯聖書を買ひに行き、忍び窓から漸く手に入れたとあるは尤のやうだが、十一年の頃「警察が尾行をつけるのでうるさくて困つた」はどうあらう。

切支丹禁制の高札を撤し、其旨を各國公使に傳へたのは明治五年である。

尤伊藤某の母が遺言して耶蘇教式葬式を爲さしめた爲、其世話人が仕末書を取られたことは新舊時代に見え、神田雉子町松本儀兵衛は妻ミスを耶蘇式にて葬り、三十日の懲役九年七月朝野新聞宮城縣志田郡古川村早坂甚左衛門は妻キク長男甚七同式にて埋葬せし爲懲役四十日を喰つた。同朝野新聞

刀を取り上げて

――はじめは廢刀勝手――もしほ草の廢刀論――巷談――劍術は――神官と巡査と――
――仕込杖は惡いが木刀は差支無し――

はじめは佩刀勝手

刀を帶びようと捨てようと勝手たるべしとしたのは早かつたが、自今大禮服着用、並に軍人及警察官吏等制規ある服着用の節を除くの外、帶刀被二禁止一、違犯の者は其刀可二取上一と令したのは九年三月廿八日　これより刀は廢れることゝなつた。

もしほ草の廢刀論

外國人の初めて日本にきたりしは僅に嘉永七年のことなりし、その頃は諸大名あつまりて不同意の暴論を唱へ、しかのみならず士人の外人に向ひ、殘忍なる人殺あり、その頃外人にあへば、刀の柄に手をかけ、さも賤み侮る身ぶりをなし、外國人を威したりし、日本人も衣食住の法は、漸々とふるき形をすてゝ、外國の法に從へり、これまで外國へ渡海せし豪邁の人人は、太平の時にても二本の刀は無用の時とてとりすてたり、無事の時は實にいらざる飾なれば、家に藏しおくこそよかるべし、去年奥州の戰に、會津の弓矢を用ひたる兵は「スペンシル」幷に七發「ライフル」にて教へたる官軍には敵する能はざりし事、これ何よりの證據なり、今にては多くのさむらい、脇差の代りに「ピストル」を用ゆることあり、若し政府にて儀式の外は刀を用ゆべからずと觸られるならば、助貞長船も親子代々の讓物か、寶玉の如く虫干の飾物ともなるべし、外國人は刀を指ともさゝぬとも、それにつきて尊恭のしやべつはなきゆゑに、このことはまつたく廢する事こそ望むところなり　もしほ草 第三十四

の出たのは明治二年二月である。これと前後して森有禮の佩刀廢止論が建白され、六年八上某の廢

刀延白書が提出された。九年の令が出るまでには、かなり强い反對說もあつたのであらう。

巷　談

京富小路三條に刀劍の拵へを家業とし、傍に風流を好む六十餘の翁あり、齢は老たりと雖も身體至て壯健、心も亦固陋にして、平素何事も人に負くることを耻ぢる氣性あり、常に云、刀劍は人の魂と、又我日本人は倭魂とて、外國にも比類なき魂なれば、取もなをさず刀劍は倭魂なり。されば我業に於ては日本あらん限りは永續するの職業なりと誇れり。偶他人時勢の轉換に心づき西洋店など開く者あれば、智識なき者とし、無刀の兵隊を見ては魂なき蛻(ぬけがら)の如く思へり。或知己の友、彼の頑固終に產を破らんことを慫慂し、時態の變遷に付ては、諸職業も舊きを襲て依然たることを得ざるの道理を說くと雖も、一朝一夕に氷解の氣色もなく、唯我家業は日本と共に並び存することと決着せり。然るに方今刀劍類の商業日に衰微し、買ものあつて買ものなく、殆んど餬口に關はらんとするに至ては如何せん、倭魂の切先も鈍れ、時勢には敵し難く思ひけん、近頃六十餘年の偏屈忽ち夢の覺たる如く、此形勢にては容易に餬口

の命が出る上下には、かなり強い民間信仰もあるのである。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

し難きを自反し、様々時宜有用の職業を求めたりとぞ。嗚呼世間の人、此翁の事のみとせず、仕來りとて舊習を墨守するとなく、勉めて世界の情態を探り、時機の變轉に注意し、早く適宜の業を起し、家の繁榮を圖らば、祖先には孝に、子孫には慈、併せて國家富强の御基礎を助け奉り、大政維新、明大御代の人たるに恥ざると云べし　京都新聞第五號

これ亦明治五年に出づ。廢刀論の先を爲すものであつた。士族に取つては何しろ「魂」だから、これを取り上げられるとなるとつらい。廢刀令を出さねばならなかつたのは、全國に充滿せる不平士族を考へて、せめて往來でだけも持たせぬやうにしたのではなからうか。

先般禁帶刀の令がありましてから、刀を袋に入れたり、手に提げたりして歩く人があると申す事、世の中は様々なもので、上州の伊勢崎に住む後藤一雄さんは造次顚沛にも佩刀を放したことのない先生でありました、發令の後は股肱の者と賴み切つたる朱鞘の大刀に訣別して了

ひ、詮方なさの餘りにや、鐵砲を持ち歩かれますさうだ、無鐵砲をやられてはたまりませんが、有鐵砲だからしよことがない　四月十八日

鶴岡縣下では兵隊と稱する士族ありて、常に割羽織筒袖襠高袴をはき、兩刀を帶して居たる處帶刀禁止の令ありてより、據ろなく例の割羽織に鍊木を帶して歩くもあり、或は五尺より六尺位の丸き棒を携へて行くもあるよし　四月三十日

鹿兒島縣では廢刀令の出た時、士族川端某は縣令へ建白して、責めて薩隅日の三州だけでもお許しありたし云々　六月二十九日

熊本縣ではこれまでの結髮帶刀の武士方は、せめて武士の印にと、木太刀のやうな棒を携へて歩くとのと、こはい人であります

土州では例の長刀組が佩刀は不㆓相成㆒とあれど、下刀は不㆓相成㆒とないから、刀を持て歩く分には差構ひあるまいとの御名說で、長刀を提げて歩く人があつたといふ、猶こはい　六月二十九日

三年たつた。十一年九月四日

昨三日前十時頃に、齢の頃五十計りで、糞船のたはしの如き大髷野郎が、紺麻の襠高袴に、麻の割羽織を着て、長劍を背負ひ、赤坂邊を彼地此地と逍遙してゐるを巡査が拘引し、尋問すると、拙者儀は靜岡縣士族にて、方今神奈川縣下に寄留する井上瀧主といふ者なり、此刀は先祖以來累代の重寶にして縱令廢刀の令ありとも、士族の肩書を除かざる間は片時も身邊を離されず、此刀あればこそ三百年の泰平に浴せしなりと答へしよし、全く風癲人に相違あるまいが、何にしても如斯種類が時々出かけるには誠に困る（以上朝野新聞）

劍術は

九年四月十一日　京東府伺

今般廢刀の令公布相成候に付ては人民私に擊劍術練習候等は斷然差止可レ然哉此節府下人民

演因撃劍術傳習の儀願出候者有レ之旁一應相伺候也

（御指令）　五月三日

書面伺の趣撃劍術練習の儀は不レ及二差止一候事

差止めなかつたのはお手柄。

神官と巡査と

諸神社神輿渡御の節供奉の者共從前刀背又は大紋素袍等着用にて帶刀致し來候向は供奉中に限り一社の古例（しきたり）に任せ帶刀不レ苦候尤も其都度其筋へ屆出候儀と可二心得一此旨相達候事

と念を入れ、

六月二十日　山形縣伺

刀を取り上げて

一　各屯所詰一等巡査をして警部代理をなさしめ事務爲ニ取扱ニ可レ然哉

二　前條の如く一等巡査をして警部代理爲レ致候節は警部同樣佩劍可レ然哉

三　警部市在巡視の際制規ある服の内正帽のみを着け巡視候節は佩劍不レ苦哉

（指令）　書面伺の趣左の通可ニ相心得一候事

一　伺之通

二　佩劍の儀は不ニ相成一候事

三　制帽のみ相用ひ佩劍候儀は不ニ相成一候事

又警視廳から廢刀令違反者の處分に就いて司法省へ伺を立てたら、御指令に「違反の者は其廳に於て處分し裁判所へ送致するに及ばず勅奏官位華族たりとも直に處分し苦しからず」と嚴命が下つた。十一月

司法省日誌に「第三拾八號布告は一切の刀劍を佩帶するのみを禁じたるなり懷中若くは嚢懷に包藏し及び其余の兵器を携帶するが如きは此限にあらず」と指令された。これでは鐵砲を持ち歩

くのや丸き棒や木刀や長刀をさげるのは差支ないことになる。

仕込杖と木刀

九年十一月岡山縣から內務省へ「刀劍を杖に仕込提携する者有レ之右は帶刀と異たりと雖ども其實は帶刀同樣に付其刀取揚可レ然哉」と伺ひ出たら、內務省からは「取揚に不レ及候事」

さうかと思ふと、

九年九月二十二日　　　大坂府伺

相撲興行の際行司と唱ふるもの從來脇差帶用候處帶刀禁止の御規則に付登場の節のみ木刀相用度旨申出候右は畢竟遊藝の一部にして劇場に帶刀致候とは格別異ならざる儀に付聞屆可然哉相伺候也

（御指令）　木刀と雖とも佩帶の儀は不ニ相成一候事

刀を取り上げて

仕込杖は差支へないが、木刀は悪いといふのだ。

東京の繁昌

—明治五年の銀座——裸の駕籠かき——素股の魚屋——ふんどし無しのあさり賣—

—床屋は二年から——銀座の改築——市民七里けつぱい——銀座見世物街となる——

榊原健吉の零落——八年の東京——珍あほだら——珍いろはうた——

五年二月二十七日本丸下會津邸より出た火は御所にまで及んでゐるが、銀座も此時燒けて、煉瓦造りに改められ、繁榮今日に及び、銀ブラの成語をさへ見るに至つた。

明治初年の銀座は、京橋日本橋と同じく八間道路で、京橋から新橋まで、中央は四間、兩側二間宛の木戸八ケ所あり、自身番あり、番太郎小屋もあつて、木戸は夜十二限りゞめた。何事か起つた當座は、通行人のある度番太郎は其人數に應じて拍子木の數を打ちて、順おくりに次の小屋

まで送つた。明治に入つてから、いつか自身番もなくなり、番太郎も姿を消して木戸だけが殘つてゐた。木戸の近くは今の共同便所で、犬や猫の死骸が捨てゝあつた。

駕籠かきは共穢い木戸際に客待をしてゐた。駕籠屋と魚屋とは年中素股で、魚屋が股引など穿いてゐようものなら、魚まで腐つてゐるとされた。駕籠屋は夏は素裸、褌一つ、冬はどてら一枚で、客があると、どんな酷寒でも丸裸になつて、ホイ籠〳〵と驅け出した。

裸商賣は必しも魚屋と駕籠屋ばかりでは無く、佃から來るあさり賣りはまつぱだかのふんどし無しで歩いた。

明治元年七月、舊幕時代の役場を廢して各處に代官を置き、京橋南詰には「是より南岩永市左衞門支配地」とした木標を建てた。

二年、はじめて床屋が出來て、第一着に斷髮したのは鳶の頭の龜と市と笊勝の三人だつたと傳へる。

五年二月の火は丸の内から數寄屋河岸に飛び、西紺屋町に飛んだが、龍吐水でかけた位では追ひつかず、火は四方に廣がつた儘、自然に消えるのを待つ外なかつたから、一時から夜の十時ま

で燃えて、京橋を境に南は山城河岸、八官町、日吉町、及山下町の一部を殘しただけで、銀座全部、木挽町築地門跡等を烏有にした。

此火災以後東京府知事由利公正は、道路を今の如く擴げ、家屋を煉瓦に改めて、木造の建物を建つることを禁じた。尤明治二年に建てた煉瓦倉庫といふが出雲橋際にあり、尾張町にも三河屋といふがあつたが、當時煉瓦積の職人が一人もなく、瓦屋が積んだ物なので、五年の火事に二つとも落ちた。由利氏は英人オードロユを雇ひて、明治十一年までに完成せしめ、五年に燒け殘つた土藏は、由利氏自ら生國越前から丸山三吉といふ土藏引きを呼びよせて後へ退かせた。完成した煉瓦家屋は一等地一等家屋坪七十圓、二等五十圓、三等四十二圓で拂ひ下げ、百五十ヶ月の月賦で納入させた。

處が、煉瓦建築令が出ると、市民は七里けつぱいにして誰一人入らず、若し住めば必ず青ぶくれにふくれて、死ぬといひ囃して、名主笠原五郎兵衛を惣代として陳情する所あつたが由利氏は元より聽かなかつた。

でも住み人が無いから仕方が無い。七八年頃は香具師が借り入れて、いろ〳〵の興業をはじめ

た。銀座二丁目に熊の相撲、竹川町に犬の踊、四丁目に貝細工、殊に當つたのは榊原健吉が博覧會を眞似た笑覧會で、表面に源氏車の紋ある幔幕を張り、中に榊原健吉自身小倉の袴に白筒袖のいでたちで椅子に控へ、一錢五厘づゝの觀覧料で、古びたる貧乏徳利を赤垣源造の徳利、破れ蛇の目を斧定九郎の傘、こはれた忍びがへしを浦里時次郎の梯子、木劍二本を宮本武三四の兩刀、古太鼓を大石良雄の陣太鼓、古長刀を巴御前の料、大弓を爲朝の十三人張、さては精綺水の瓶に水を入れたのを阿波の鳴門のお弓の涙といつたやうにして見せたのが、大入を〆めた。徳川慶喜公が十五代を繼ぐことゝなつた時「榊原健吉大奮慨の由」などと書かれた程の男も、落つれば落つる。

十二三年まではこれが續いて、大坂の千日前、淺草の六區とおなじ見世物が出た。舊日報社の脇には、長吉の砂字、跛軀(びつこかあ)の阿呆陀羅、梅坊主の活惚、竹次郎の輕業など。今それが想像出來ようか。（時事新報）

八年のころの東京の繁昌は目ざましいものであつた。もう桑を植ゑるどこではない。はうた「東

京の繁昌は御所をひかへて諸局の司、馬車に人力引きちがひ、電信郵便蒸汽車の路、いつも開帳はやらせて、ホテルに瓦斯燈牛肉の店、煉瓦普請に變りしちまた、巡査見まはり絶間なき」雅俗日新談八年十月

「あゝらめでたいな〳〵、文明開化の御世なれば、馬鹿氣たことを笑ひましよう。西洋かざりはよけれども、家の角には年徳棚。くゝり枕に寶舟。黒の襟ふく着かざつて、卷たゑりまき目より下駄。ざんぎり頭にステツキで、恵方まゐりや大師行。鐵漿剝がした細君が、觀音堂の砂掃除。光る帽子で錢閥や。帆をかけ船の上下は、腰にろ塗のお大小、流石に貫屬むかしふう。坊さん年始は晴がよい、大黒頭巾がぶらさがる。野郎の羽子板顔の墨。お三が双六負つゞけ、腹を立たる顔は河豚。子守は日南で錢車。小供の小づかひ締と化け。月給おとりの殿さまは、お禮をすまして歸り道、車に召されて洋犬と猫、二人一匹合乗で、自慢らしくも晝日中、がら〳〵曳かせてにこ〳〵と。かゝる馬鹿氣た其中へ、立派なお方が飛び出て、文明開化にする處へ、此やく拂ひと厄を入れ、西の洋とは思へども、言語同斷の事なれば、どうで生涯ぶら〳〵」讀賣新聞八年一月

砂掃除はたゞ堂を掃くことであらう。子供の小遣が綿と化けは分らない。坊さんでなくても女と歩くのは夜の方がよい筈だ。

も一つ面白いのを舉げる。註は私が入れた。

いろは歌の評

いぬも歩けば棒に當る、立小便。巡査は棒を持つてゐた

ろんより證據、貫屬非役の風俗。免官の士

はなより團子、妾奉公。士族の娘、官吏の妾となる者多し

にくまれッ子世にはだかる、日日新聞。御用新聞

ほね折損の草臥まふけ、支那の官員。台灣事件を指すか

へをひつて尻つぼめ、三谷の油。

としよりの冷水、熱湯好。

ちり積つて山となる、罰金。
りちぎ者の子澤山、小學校。
ぬす人の晝ね、遲刻して出る勤務。
るりも玻璃も照せば光る、藝。
をいては子に從へ、漢方醫師。
われ鍋にとぢぶた、卜祈禱。馬鹿者の他力信心
かつたいの瘡うらみ、鳴子の病院。
よしのずゐから天上のぞく、漢學先生。
たびは道づれ世は情、暗の瓦斯燈。
れう藥口に苦し、說教。
そう領の甚六、奈良の大佛。
つき夜に釜を拔かれる、樺太。前年露西亞に入る
ねんにはねんを入れ、馬車人力。賃錢なきめてから乘れの意

なき面に蜂、をとゝしの焼け去年の破産。

らくあれば苦あり、教導職の試験。神主坊主

むりが通れば道理ひつこむ、生酔の兵隊。

うの眞似する烏、のぞき眼鏡。

ゐものにえたも御存じないか、華族。

のど元過れば熱さを忘るる、ぢごく。百狸ぐらゐ屁とも

おにゝかな棒、巡査に割竹。

くさい物にふた、島田組。

やす物買の錢失ひ、虎斑（とらふ）のざんぎり。下手糞な床屋にかゝる

まけるは勝、車をよける人。

げいは身を助ける程の不しあはせ、元はお嬢さん。

ふゐはやりたし若手はもたず、士族の商法。

こは三がいの首枷（くびつかせ）、いん去の脇ざし。春いまだ老いず

えてに帆をあげ、天王寺の穴ほり。
ていしの好な赤烏帽子、肝入りの洋服。
あたま隱して尻かくさず、應來げいしや。 まだ見ず轉とはいはず
さん遍廻つて煙草にしよ、日曜の兵隊。
きいて極樂見て地獄、煉瓦の勝手向。 銀座は外見だけ
ゆだん大敵、支那の事ずみ。
めの上のたん瘤、新聞。
みから出た錆、小野組。 小野は自殺せる政商
しらぬが佛、今の小娘。
ゑんは異なもの、子守が奥樣。
びん乏ひまなし、小金の開墾。 舊幕臣の小金原開墾
もん前の小僧習はぬ經をよむ、唐物屋の英語。
せに腹はかへられぬ、人力ひき。 落ちぶれ士族多し

するは身を喰ふ、箱屋。

讀賣新聞
八年二月

外國から歸つて來ると、日本位泥雜の國は無いやうに見えると誰もがいふ。男女の服裝の千差萬別で、どれが本當の日本か分らなくておどろいて了ふといふのだ。五十年前はさらに驚いたであらう。

勸農役の嘆き

――勸農役心得書――龍顏を衆庶に拜ませられたき事――遷都なすゝむ――農人として――手ほこ名主――馬の耳――穢僧――暴徒の横行――糊にする飯粒無し――御約書――五人組御請書――村議定――白川在の村觸れ――愛知の手拭冠――靜岡の村議案――村八分――村揉み――質地騷ぎ――

「近頃村々におゐて小前のもの共、大勢竹鎗等携、寺社境内等え寄集、數日焚出致し、諸色直下の儀に事寄、連判等致、徒黨ケ間敷義相企、村役人又は身元宜敷ものえ、立間敷願筋、或は無レ謂難題申懸及二騷動一候趣不屆に候、右鎭り候跡にても頭取候もの召捕嚴重吟味の上其筋へ差立可レ申」と關八州へ觸れたのは慶應三年卯十二月、脫走騷ぎのそろ〳〵初まつた頃である。

私の祖父は勸農役だつたので、一面廿八ケ村の孝子義僕貞婦力田、其他心掛宜敷奇特の者を見出して其筋へ報告し、惰業の者には異見を加へて、改めざれば其筋へ訴へ、博奕其他賭物の勝負を取締りては、見付次第に捕縛して、加入者は場所書假口書を取りて村預け申付、貸本筒取は直樣御役所へ差し立てた。のみならず

勸農役心得書

一、盜賊惡黨共立廻候はゞ見當次第捕縛の上、場所書假口書共相添御役所へ可ニ差出一候事

但平日粗暴の擧動相誡べく、拔群の盡力致候者は其旨可ニ申立一候事

一、村々の儀は從前相達置候通相心得可レ申事

但村々徒黨ケ間敷儀承及候はゞ、精々及ニ說諭一至急其情實申糺可レ申事

一、窮民救助の道精々篤と世話方可ニ心掛一事

但道橋普請堀溜浚村普請等或は身元有餘の者開墾等致し、窮民相雇生活の道にも相成候樣

可レ致候事

一、人別無レ之者住居は勿論、止宿爲レ致間敷、萬一無籍と心得ながら、住居又は止宿爲レ致候者は篤と取調可ニ申立一候

一、何事によらず上下爲筋に相成候事心附候はゞ、書取を以て可ニ申立一候事

右之條々堅相守、依怙偏頗なく、正實公平の道を盡、可レ致ニ精勤一候、尚時宜により増減致候節は其時々相達可レ申者也

三　月

が示すやうに警察署員と役場員と、風俗係りとを兼ねてゐた。新政府の手は山の奥野の果てに屆かなかつたから、暫くは地方人を舉げて一村のおきてを任せたのであらう。

祖父は親も兄弟も無く、二歳の時から寂しく育つたので、早くから家藏の書に親しんで、まがりなりに詩や歌を作つた。徳川幕府瓦解の際、天子みことのりして言路を開きたまふに會し、踴躍して太政大臣三條公に、右府岩倉公に、民部卿大木喬任に、さては知縣に、上書したらしい草

稿の夥しく殘れるを見る。不學無術、もとより際立つた意見の有りよう筈は無いが、

皇上誕辰之賀莚御開被レ遊度事

正月兵端相開官軍諸道より進擊の所、德川氏恭順、東京關内數百萬の人民干戈の愁を免れ、王師神武不殺の德顯然に御座候得共、德川氏祖先の功德未二全墜一レ地、東京並關内の人々名分條理不二相辨一、會津征討は眞の叡慮より出候儀に無レ之、官軍非道の樣申觸
聖天子御年はわづかに十歲未滿なれば、只要路の人々弄レ權矯レ命と心得候者十に八九有レ之既に仙臺中將の建議にも
天子御幼沖と申文も相見え、積毀銷レ骨衆口鑠レ金の譬へ、勤王素心の我輩迄轉嚮背に迷ひ候所、去月在京の折、千歲一時の遇と申すべきか、簸川明神行き還りの兩幸共をろがみ奉り、輕やかなる御裝ひ、數月の疑念氷釋し、不覺の涙にかきくれ申候、これより心いよ〳〵勵み奉レ報二鴻恩萬分之一一度、戶ごとに諭し人ごとに說き候へど、頑愚固陋の徒執拗に偏見を執り候間、乍レ恐

聖皇御降誕の賀莚御開、衆に御示有レ之度事 慶應四年

その年の天長節には別に賀莚を開かれず、御酒下されがあつただけだつた。祖父の建白は天子みづから盛宴をひらいて衆と共に歡をつくすやう遊ばされたいといふのである。

先月出京、巷説承候處、今般御東行非二眞。天皇一と申す者過半有レ之候間、乍レ恐御行幸の折は、御簾を捲上、龍顏拜見被二仰付一候はゞ、一同疑念相晴可レ申候得共、夫にては西洋夷風の如く成行、餘り輕々敷可二相成一候間、賀莚御開被レ成候はゞ明了に相成可レ申候

これは當時の江戸の人心がどんなだつたかを語る絶好資料ではなからうか。

日附は無けれど、祖父は遷都論にさへ言ひ及んでゐる。

一、出㆑爾るものは爾にかへる、慶長庚子關原勝利の時、福島正則向㆓東照公㆒曰足下以㆓半日㆒定㆓天下㆒振古所㆑無也と今般皇運御挽回の御盛隆とは乍㆑申、徳川氏の覆沒も振古所㆑無之大變局に候へば、遷都の大典を擧げさせられ、浪華東京の內永久御駐驛の地と御確定被㆑遊度事

一、歷世の御皇居を廢墟とし、列聖の山陵を御離隔被㆑遊候儀、於㆓御孝道㆒所㆑不㆑安に御座候、然りと雖も平安は山川秀麗四神相應の地には候へ共、乍㆑恐萬一凶徒伺㆑隙の時に當り、防禦應援に不㆑便、尙大津浪華の糴を閉候はゞ、不㆓一旬㆒粮米に竭可㆑申、且闔國の來同を待の地に非ずと奉㆑存候間、非常の御英斷を以て、神國保護を大孝の至極と思召、速に遷都の盛典御擧行被㆑遊度事

一、平安數十萬之人々異議百端相發可㆑申、是も於㆓人情㆒難㆑忍次第に御座候得共、因循姑息に相流候はゞ、乍㆑恐御一新の大業も水泡に屬し候樣相成可㆑申候、出船の順風は、入船の逆風と申如く、顧慮致候はゞ、何か拒障は有㆑之ものに御座候間、一段向上の御定策有㆑之

たとへ、鴨河のほとり榛荊滿地の狀を呈すとも、天下形勝の地、武藏を措いていづこに求めたまふやと申し上げてゐる。もとより大久保市藏の遷都論を聞くか讀むかして、尻馬に乘つた物であらう。行幸の折に御簾を捲いて龍顏を黎庶に見しめたまふことを願つた祖父としては考へさうな事ではある。

南畝に田がやす農人の一人として、隣人をよりよき農夫たらしめんが爲に訴へたのであらう。元年十月、貢米は先地頭引付の通り仰せつけられた事を感謝し、これまでは地頭の飯米だけ江戸に積み送つて、其運賃は地頭から下つたが、先納相踵ぎ可なりの過渡になつてゐるから、多少なりとも御拂戻仰せつけられたい。萬一御聞屆これ無きに於ては、皇上萬民の疾苦を救はせられたく御焦慮遊ばさる御主意に齟齬する事、貢米不レ殘御廻米仰せつけられては、來る巳年貧民共買食ひの目的これ無く、飢渴に逼ることとなれば騷擾を生ずるであらう。所々潛伏の脫兵流賊、出沒

屯集して不思議の大亂を釀成中すべきやら計り難いから、やはり地元でお拂ひになりたく、

一、是迄御料所に而は五ヶ年目切替と唱、其都度毎に貢米相增、近年奸吏益跋扈聚歛、民の膏血を絞り、己々の口腹を飽しめ、民心を失ひ、今日

聖業御隆興之良媒に相成候儀と奉レ存候間、已來右樣の弊風御一洗有レ之度事

一、方今奥羽未レ至二鎭定一、深被レ爲レ惱二宸襟一、被レ爲レ遊二御親征一候向遙に奉二傳承一、乍レ不レ及於二我輩一も踏二虎尾一涉二春氷一不レ安二寢食一、右動搖之機會に乘じ奸人跋扈、良民塗炭に陷候折、各藩鎭撫被二仰出一奸徒屛息仕候所、今般又右鎭撫御廢止に付、奸徒暴行之機頓に顯れ、既に下總國野田にては七八十人程群集し晝夜搏奕興行、加之近隣村々豪家掠奪に及候得共、傍觀坐視、一人も捕獲之策相建候者無レ之、夜に入候得者、宿中往來絕、無人之境の如く相成、一同苦心罷在候儀に御座候間、今般御指配之郡村鎭撫方、嚴重に相備申度事

一、舊幕の時縣令手代爲二關內取締一八州御取締出役を指す廻村致候折、道案內の者岡引差添、賄賂公行之

愁等有レ之候得共、又奸徒追捕之功不レ尠、右者道案内之者、從二取締一切米金の手當無レ之、平生は搏徒之音物にて活計罷在候間、自然奸曲不レ得二止事一場合に御座候、右樣の仕方に相成候共、衣食足知 禮節一の御所置有レ之度事

一、御宿驛助鄕之儀、七八里或は十余里相隔候所へ人馬觸當、一日之役相勤候に往來共三日相掛候儀に付、無二詮方一宿方へ賴候得者、空敷宿役人共溪壑之欲に飽しめ候、宿役人共一己の利相考、小高村除レ之、大高村而已書上、御印狀相願候事に御座候、近國最寄一般御國役に被二仰付一候儀當然の事に奉レ存候事

其後年貢の先納は三分の一だけ下げ渡されたが、村役人共の扶持米を取り上げたので「困窮の里正勤役無二覺束一」と訴へてゐる。名主庄屋ともあらうものが、二俵や三俵の扶持を貰はなくてもと思ふやうだが、表向は堂々たる名主でも、家にゐては振り桶を擔いて、馬の尻をひつぱたくといふのが多かつたから、一村數給に別れてゐる村は、尤人望の有る者を一人選んで一村の里正とされたい。でないと他給の人に何か言うた時、自分は其方の支配では無い抔としつぺ返しを喰ふ

ことあるとて、

一、里正は一村の長として、朝廷の官人の末也、輕蔑すべからずと申付べき事細給の弊所謂「てほこ」名主（テホコは農夫の肥を入れて首にかけ作物に施す器にして貧しき里正は斯かる賤しき業をするをいふ）といへる者多く、小前の農夫里正の片名を呼ぶ（里正たとへば源平と呼ぶ者を源と一字に呼ぶ）類多し、故に夫婦喧嘩の如き小事は里正の說解をきかず、終に政廳の手數を經るに至る、（二年十月）

とこぼしてゐる。「源」と呼び棄てにされるやうな名主樣、一村のたばねどころではあるまいから途中名主に逢へば下馬する事、又笠頰冠等を取るべき事、是程の權を貸さゞれば一村の取締は出來ざる也」と說いた。名主を呼び棄てにするのは、他給（領主を異にする）の株持ちなどで、一反歩か二反歩の土地しか持たぬ名主もあつたのだ。

太政官御布告が馬鹿たらしい程難解だつたことは、假名附法令全書などの行はれたことでも分

るが、祖父の上れる書に、御法令は民情に徹底して、本體せしむるを第一とす、然るに御布告第一の鰥寡孤獨癈疾の者とある、人たる者五倫の道を正しうすべしとある、近村の里正一人も知る者無し、新治にて動産不動産の調査を命ぜし時、一區長は私町内の不動様は一つしか無レ之候と上申したことあり、老人調べを命ぜられたる某里正は、老人を亡人ととり違へ、過去帳位牌から、百年以來の死人を書き出した事あり、是れ臣の親しくあづかり知る所、馬の耳に念佛を聞かせて何の用をか爲さんと述べ、

一、御一新以來簡便要略御布告の中、超凡風雅の熟字有レ之、無學の里正殆ど困却、府藩縣管轄の地と被二仰出一候處、一向不二相譯一旨にて、兩三人臣方へ尋問に相成候、是等は無學にても其志殊勝に御座候、甚敷に至りては意味不通の御布告寫置候而も無レ詮抔申し、其儘順達候向も相聞え、俄に讀書も不二相成一以來音訓兩假名付にて御布告仕度候事

租は米、稅は永と心得候向有レ之、

或は租をタン　稅をエツと讀候者も有レ之由　二年三月

祖父は東兩國の棒示に邇嵯郷助取締所と書いた郷を卿と取り違へて、邇嵯といふ公卿樣の取締所だと傳へ、濱町に靜鎭隊陣營とした標札が建つたら、營を宮と讀んで、宮樣の御宿陣だと申觸らしたさうだからとまで書いた。邇嵯をどう訓んだかも疑問だが、新聞雜誌第百四十二號に、「區內不レ洩樣可ニ觸知一者也」を區內に洩さゞるやうと讀んで、外間へは秘しかくしに隱した戸長が秋田縣に居たと傳へてゐる。

勸農役の手こずつたものに、浪人と坊主がある。浪人は二人三人づゝ來ぬ日無く、惡くからかつて刀など拔かれては溜らぬので、一人二朱とか一歩とか献上した日記が續いてゐる。

一、奸僧の蓄髮して神司と稱する者、猥りに双刀を佩び、尊大倨傲のふるまひに及ぶ、且里正の支配を受けずして、萬事不都合の事也、何とか法律を定むべき也。此者舊幕の法によれば、海島竄謫の者共也、一新によつて嚴然たる俗人となる、愼で羞惡の念を忘るべからざるを、却て公然と不行狀に及ぶ、惡むべきの甚しき也。

十石以上受封の神司は格別、無祿の神司等は名主の管轄に歸すべき也（二年十一月）

妻帶肉食は怪しからぬといふのか、毛をはやしたのは不埒だといふのか、嚴しい。

村々の除地から上る米金で、貧幼院を建てたい。建物はこれまでの寺寮をつかへばよい。貧民は餓口に苦しむ結果墮胎したり生れた子を縊つたり、（上總九十九里邊にては啼泣する赤子を生埋にさへする）慘見るに忍びぬから幼院はぜひ取り立てたいとて、

別當社僧蓄髮被レ仰付、近年火宅僧同樣、肉食妻帶の穢僧多く御座候間、喜而奉レ歸二從詔命一、從レ是子孫蔓延王者の民殖候儀御國益の一端と奉レ存候所、眞言天台門徒眞宗等多くは其村鎭守の別當を兼居、今般復飾に相成、本寺は清僧にて此節限り本末の因緣斷然に付、宮地寺内等の竹木爲二伐拂一金子相貪、其機に乘じ村々貧民共一同荷擔伐木致候所も有レ之哉に相聞、右は御崇神の御叡慮よりの詔命にて、神林却て寥々に相成候事、是等何とか御指教被レ爲レ在度事（二年三月）

明治六年神木伐採苦情を名として各地に起つた暴動の無理ならぬ事情も呑みこめる。

自分の家へ火の附かぬかぎり、「天朝様」も「公方様」もあつたものではないから、脱走騒ぎを見聞きして初めて御一新を知つたのが百姓である。されば

閣下任職以來、攀轅臥轍の美政管轄の億兆共に其盛徳を謳歌す、中に就て一事の云々する者あり、曰く禁暴

草賊狗盜の凍餒に逼り止むことを得ざるに至ては少しく恕すべきなれど、劫掠の强賊に至ては、公然門戸を撞き倉庫を破り、時宜によりて緊縛殺傷放火鞭撻强姦等、亂暴至らざるなし、僕の與かり知れるものを擧ぐれば、眞壁郡倉持村三郎兵衛は殺され、筑波郡高道祖村善左衛門は放火せられ、小女子一人焚死の厄に逢へり、眞壁郡坂井村吉兵衛亂斫せられて不具となり、下妻町瀬兵衛手銃にて打たれ、西保末村源左衛門は兩度の劫掠に會ひ、居宅の廡下に大柵を

結ひ、狀宛として監獄の如し、泉村清右衞門は逆しまに釣られて火を以て焙られ、下館町嘉七は未だ嫁せざる娘を眼前にて凌辱せらる。ことに去月下浣上曽(うはそ)峠にて筑波山西築地村一向宗西光寺某の妻と、山東下林村某の母子と、乞丐の徒にとらへられて、三人ながら白日の下に辱められ、衣類をさへ奪はれて、婦をしては一生不洗の節を失はしめ、未だ嫁せざる小女には終身良媒を得ざらしむに至る、乍レ恐御職掌の缺典と奉レ存、不レ顧ニ忌諱一愚衷を吐露する所以、此儀にては今年を出ずして白晝横行するに至らんか、

狗盜の贓價百圓に至らざれば斷頭せざると、小民これを知る、苦者糲飯にだも飽かざる者、これが爲に甘んじて徒罪斷髮の律を受くるに至る、寛に過ぎずや。

惡徒の横行を見るにいたりて、新政を呪ひ、怒り、怨む、といつたやからもあつたらしい。斷髮の律とあるは、當時髻を斬り、髮を剃り、片々の眉毛を落とすの類、刑罰の一つであつた。

今の醫者は甲患者の家へ往診する時、田舍では一里一圓位の俥錢を徵收する。甲から乙丙丁と

同じ村の患家へ廻る時は、隣へ行く程の距離でも同じ一回づゝを取り立てる。太政官御布告はやはり屆け先きの村から一つ〳〵同一の飛脚賃を取つた。

> 御布告の儀緩急の時宜に隨ひ、緩々たる御布令は五十ヶ村一通位に御布被レ成候はゞ、御上にても御手數相省き、村々にても飛脚賃の割賦相減、御撫恤の一端と奉レ存候事
>
> 急告の事件に候はゞ、是迄の通にて可レ然候得共、前村へ飛脚賃立替又請取書等相渡、御布告寫留、村名下張紙調印等暇取時刻相後、機會を失申候間、村名下へ直ニ受印致し、村名上へ拜見斷り書致候はゞ一手數相省可レ申候、困窮無人の里正共時に臨張紙差支隣に乞、或は店屋へ人を走らし候事も有レ之、殊に糊に致候飯粒無レ之、近隣へ乞候等之手數相省可レ申候事　二年七月

糊にする飯粒無レ之に讀み到りて破顏せぬ者はあるまい。麥飯か挽き割りを常食とする田舍である。そこでは何處にも有るとは言へなかつた事實を語る。

御約書

一、婚禮之儀可レ成丈質素を守、花奢之衣類器物等決而不レ用、親類組合之外立會候儀不ニ相成一事

但積年之弊習にて高價之衣類等相用、馬駕籠乘掛、或は多人數寄集飮食數日に及候抔、如何之風聞相聞不埒の儀に候

右等の儀見當り候はゞ、嚴重の沙汰可レ及候事

一、葬式之節多人數寄集り猥りに致ニ飮食一失費不レ少趣相聞、以の外の事に候、以來親類組合の外立會候儀可レ爲ニ嚴禁一、精々質素取行可レ申候事

但菩提寺布施物等も僧より貪りケ間敷儀申出候はゞ、當人に不レ拘、村役人より早々可ニ屆出一、等閑に置候はゞ、役人まで嚴重可ニ申付一候事

一、搏奕之儀は從來禁止之處、村々に於て心得違之者有レ之旨に付、今般別而嚴禁申付候條、精々取締行屆候樣可レ致、村内に於て搏奕相催隱し置、外よりあらはるゝに於ては村役人の

落度に候條小前末々迄兼而可ニ申聞置一候事

平生惰業にて摶奕等に携候者は名前取調、村役人より可ニ相伺一屹度御所置可レ有レ之候也

一、村々に於て小前百姓等大勢申合、集合致候旨相聞自然混雜相醸候根元に付、以後決而不ニ相成一候事

但村々小前共村役人の申付にも無レ之に、大勢私に寄合候儀、今般禁止の上は、兼而小前末末迄篤と可ニ申諭置一依而已後私に寄合等觸出し候者は、徒黨人の首謀も可レ爲ニ同樣一に付村役人より早々取調可ニ屆出一若し等閑に置候に於ては、村役人迄落度に候條、屹度可ニ心得一候或は村々若者と唱へ、婚禮葬祭其他酒盛講花見抔名付、村役人之申付も不レ待、私に集合飲食等致し或は村々に寄候而は提灯等若者之印を付、彼是徒黨がましき儀、不レ穩所業有レ之樣相聞候、已後若者突合又は若者仲間抔と申儀屹度禁止候條、村々名主組頭重立者百姓老人等より精々教諭可レ致、若不ニ相用一者有レ之候はゞ可ニ屆出一事

前書之條々堅相守可レ申、若心得違之者於レ有レ之は、屹度御處置可レ有レ之者也

以上四ケ條板札え書記、村々制札場え屹度掛置可レ申事

この時のものであらう。

結城郡豐加美村大字御原に傳ふる五人組御請書（文政七亥年）といふには、

一、婚禮其他祝儀事に就、若者共使ひ酒と名付酒を送り、大勢罷越大酒いたし、又隣村へ聟入嫁入のせつ、通行の村方へ頼みと名づけ酒樽を送り、又送らざる村は途中へ若者共大勢罷出妨、祝儀と名づけ金子爲ニ差出一ゆすり同樣の所業有レ之、以の外の儀

一、近年村の内家業出精休日も不レ休身代好くなり候を惡み、又若者共百姓町人娘下女等不義致し候樣申掛、遺恨有レ之者は若者共大勢申合、附合を相省、又は田畑屋敷等へ石碑持込、或は井戸へ塵芥下肥抔打込み悉く迷惑爲レ致、仲直りと名づけ社堂へ集り酒食致し、諸入用爲ニ差出一不法の所業有レ之趣

とあるを見ると、由來は遠いのだ。嫁入聟入の有る家へ、若衆から贈る酒は大概水樽で、それを

先きに立てゝ、夏なら洗ひざらしの湯かた一枚、冬なら夜着のやうなどてら一つで、どやどや上りこんで坐る。顏を見られるさもしさなどは何とも思はぬ。嫁入聟入の通行を邪魔するには、第一路の曲り角〳〵へ通せん坊の繩を張る。往來中へ馬を繋いで置いて悠々閑々と草でも刈つてるようといふのだ。何時日が落ちるか知れぬから一々論判しては居られない。

なぜまたかうした稅がいつたか。あの娘この娘は、村の若衆から見れば、共有物ともいふべき無價の至寶で、他村の者には指を指させぬ不文律があるのだ。それを他人に貰はれる。嫉妬も手づだへば、業はらもまじる、一つは共せるである。

明治二年正月、祖父は村中の人達を集めて、

村内議定書

一、今般改而新規議定取　村内一統無₂違失₁相守可ㇾ申候共件々

一、博奕の儀は舊幕以來御制禁の所、今般御一新に就ては尙改而嚴重取締不ㇾ致候而は不₂相濟₁總而小給所々の外一手御支配に相成候次第に付、相互に心附左の通過怠錢差出候事

錢十貫文　　「敷」に相成候者

錢三貫文　　組合の者不レ殘一人に付三貫文割

右無二相違一差出可レ申候事

一、博奕興行注進の者え五貫文の褒美差遣申候事

一、寺寮等にて興行致候はゞ、其節之頭取の者より貳十貫文過怠錢差出可レ申候事、頭取無レ之候はゞ、連中銘々五貫文の過怠錢差出可レ申候事、頭取の者の組合より十貫文の過怠錢差出可レ申候事、連中の者組合よりは五貫文の過怠錢差出可レ申候事

一、寶引と相唱候義は勿論、小兒たりとも賭の諸勝負一切仕間敷事

一、神佛奉加一切受申間敷事

一、馬つくろひの時遊行致候舊弊一切停止の事、酒盛致候義勿論の事

一、婚禮葬禮孫祝等は近所組合丈にとゞめ、其家有合の一汁にても一菜にても宜敷候事

一、春秋兩度村内老若酒盛興行致來候所、從二今年一五ヶ年の間一切廢止の事、遊日等に大勢相催酒盛致候義手錢割合に致候共一切制禁の事

一、大杉囃と唱ひ春中三度興行致來候分二度に致し、遊日一日宛に致可レ申事・但村内大勢にて催に不レ及、茶番人共計に而興行可レ致候事（茶番は一年交代の村世話人を指す）

一、初囃に家々より米持寄り喰候儀廢止の事

一、川狩山荒仕間敷事

一、九月廿二日者　今上皇帝被レ遊二御降誕一天長の御祝日に付、萬民一同可レ奉レ祝旨に候・鎮守赤城大明神祭禮の儀は右吉日に可レ仕候事

一、草刈の義自分持場の外他人の地所一切刈取申間敷事

明治二己年正月　　村中連印

を作つた、數はばくちの宿であらう。馬つくろひは馬の爪を切り吻に針を刺し、あしに燒きがねを當てることである。馬をがんじがらみにしてせつてうするのだから、夜は一杯位呑みたくなる。がこの掟は過代金の法外に大きい點だけでも實行は難かつたらしい。

尤福島縣北白川郡常豐村大字塙に殘れる文書に、斷髮の事、湯屋男女を分くる事、神佛を正しく

する事、地藏觀音願、其他無緣の石塔類、並に辻堂類取拂の事、無籍之流民差置儀不二相成一事、念佛踊廢止之事、音信贈答禁止之事、五節句、日待、庚申待廢止之事、少年手踊狂言廢止之事、若者連中之稱呼廢止之事まで定めてゐる。

のみならず、十一年三月五日の愛岐日報に、愛知縣十八區々長竹本長三郎が各村用係へあてゝ夙起夜寢、資産を興し、學事を振起し、人知を開暢し、聖恩萬分の一に答へ奉るべきの秋、これを妨害するもの一あり、何ぞや、祭禮狂言なるもの是なり、此弊たるや、豫め是を擧んに、手拭被りと稱し、手踊と稱し、村民一時俳優營業と稱するもの是皆名のみ、其實は祭禮狂言なる也、名實相反するも亦甚しからずや、一村協議を口實として官の允許を乞ひ、前後數十日の時間を費し、各戶許間の資産を損す、いましめざるべけんや」と達し、同五月、靜岡縣第十二大區第二十五小區の民會議案の中に、庚申、日待、初凧、初雛、花火、手踊等の舊弊を廢する案といふに曰く、各村庚申日待と唱へ、村落の者集合して、酒食を貪り、舊弊を脫せず、夫が爲御祝日御祭日の何物たるを了知せず、其集合の場にて或は博奕を爲し、然らざるも夜を更して明日の家業を怠り、或は其場より見附濱松等の妓樓に走り、父兄の心を煩はすの類往々有レ之、又男子生るゝ時

は、初凧と唱へて、該家より酒食を出し凧を揚げ。又女子生るゝ時は、同斷雛を飾り、酒食する等、又神佛の祭禮開張に事寄せ、煙花を揚げ、手踊を爲し、奢侈に長じ分限をも忘れ、之が爲に身貧苦に迫り、民家第一の公租を明け、隣家組合の厄介となる者往々少からず、依て各村議員用係十戶一名の順に於て、よく注意し、庚申日待凧雛花火手踊等一切相廢し可レ申事、但庚申は作神農神故百姓の廢すべからざる者と心得たる輩もある向なれども、決して然らず、作物は銘々勤惰に在りて神に在らず、一村各家收穫の同じからざるを以ても知るべき也、併し信心を止めよといふにはあらず、自分限りに致しよろしからん乎。」御嶽講を廢する議案といふには、こゝに御嶽講といふ講中あり、該講たるや、神佛混淆にして愚夫愚婦を迷はすこと甚しく、可レ禁可レ制者也、其妨害たる、一に神と佛とを總合して兩部を用ふること、二に病者あれば神に伺ふと稱してごまを焚き、御座を立て、九死一生の病人に寒暑の別なく水行させ、又は神の告なりとて藥の差圖をし、貴重なる人命を害ふこと尠からず、今より我區内人民は右講中たるを禁ずること、但御嶽神社即國常立命を信仰するは各自の隨意たるべし、講中結社は一切之を廢すべき事」（朝野新聞一三六〇號）といふを見る。

由來「村規約」は角を矯めて牛を殺すの弊無きにあらず、聞かざる者を罰するに「村八分」の制裁あり、「村八分」即村絶交の制裁は追々無くなつては來るが、まだ殘つてゐる處もある。四十一年八月の大阪朝日に、兵庫縣川邊郡立花村の内東富松村には、區長村總代議員の外に荒增（耕地五反歩以上所有者）世話役若衆頭若衆小屋家（無産者）の團結申合せの會がある、其申合せは盆踊砂持ち等を無届でしてはならぬ、九時過夜遊びをしてはならぬといつたやうなもので、十三歳以上の男子は皆加入する、基金として二期の積立（春は麥五合 秋は米一升）を積み立てる。惡事醜交をした者には臨時會を開いて「退會を命」じ、村民一人として交際する者が無くなる、日用品其他の買込も一切しなくなる。若し當人が商人である時は斷じて取引をしない、萬一當人に言葉を交す者があれば、同罪とする。はちぶされた者は第一兵糧攻めで、一日も村に居られなくなるから、閉口して荒增連にあやまる。あやまつて呑んで貰ふ、少くとも四五十圓はいる。これは警察でも干渉のかぎりでもなさゝうだが、

大坂府東成郡南百濟村の村長藤木某は藍綬褒章をさへ授けられた程の模範村だが、昔から中老組と若衆組とで、財産は有つても勢力の無い者と見込むと、些しばかりの過失を咎め立てゝは、村揉みと名づけていろ／＼にいぢめ、結局少からぬ詫金を出させて、數日の酒盛に費す惡習があ

つた。近年此村掟みに採まれた人達を擧ぐると、明治三十五年夏、雨乞祈禱のため、同村大字鷹合から遠州多渡神社へやられた奥田巳之助は、途中懈怠があつたといふので金八十圓を出させられ、三十八年には同字寺田太右衛門が他の地主から小作米の割引を多くした廉で酒五挺と金五十圓、三十九年には同字水利委員今井利右衛門が貯水池の水量を例年より少くしたとて百五十圓、四十年九月には大字湯谷島の水利委員藤田源次郎が貯水池の水量を滿たし過した爲に百圓を强奪され、四十一年三月頃には大字鷹合で此事盛んに行はれ、西村豊吉は祭禮の大提燈を點すことを怠りて五十圓、辻野彌三郎は風呂屋にて下駄を穿き違へて百圓、寺本忠同は親族の家で、若者の搗き上げた白米を黒いとけちつけた罰で七十圓出させられた。何れも村の仕きたりだからと泣寝入になつてゐたが、

此處に哀れなるは、大字砂子の松本駒吉にて、村會議員某々等の感情を害したりとて、村掟に遭ひたるも、赤貧にて詫金を出すと能はざるより絶交の處分を受け、日用品さへ大字中にて買求むること能はず、一家泣の涙にて暮し居れるが、其他の村民も亦駒吉一家の者に挨拶

せしか、目標せしとかにて規約違犯を言ひ立てられ、十圓二十圓の金を奪はれ雜濫を極め居れり、然るに鷹合の青年團五十六名並に老人團百餘名が連夜集會し不穩の模樣有るを所轄平野郷署にて聞知し、豐田署も同地に出張て取調べたるに、青年團は毎年集會所を變更する規定にて、其場所は字中の名望家中より推擧し、其家の主人は青年團に大なる勢力を有してこれを左右し得ることゝなり居れるが、本年は先々月中房本安次郞四十三年方と決定したるを、一昨年より本年迄集會所たりし松本清造四十九年が過去二年間青年の風儀矯正に盡力したれど、未其功現はれざるを遺憾とし、是非今一年自分方に集會せしめ、十分に惡風を芟除したしと念ふより、房本と青年團との間を阻隔せんとし、去月十三日青年團における種々の風評を記し房本方に匿名にて郵送したり、房本はこれを一見して大に立腹し、これは必ず自分と青年團とを離間せんとの策なるべしとて青年團の有力者に示し、投書家の詮索を頼みたれば、事あれかしと待ち設けたる若者共は、直に集會して彼れか是れかと物色し、尙老人組にも通牒したれば、老人等は二十五日字中の淨賢寺に會合し、投票にて投書家を決定せんとしたるが、其際松本清藏の出席無かりしかば、誰れいふとなく投書は清藏の所業なりとの說出で、一人

これに異議を唱ふ者なければ、最早投票も必要なしとて直に字中の五人衆北田茂吉(四十九年)同苗楠太郎(三十七年)寺元楠松(三十七年)西野宇之助(四十四年)濱田乙吉(四十八年)を佐々木方に差遣し談判せしめたるに、清藏は自分投書の旨は自白せざれど、兎に角宥恕してくれと哀願したが、これを清藏の弟なる藤本文吉(三十八年)が聞き「兄さん、覺えの無い事なら、左樣謝罪しなくとも宜からう」と側より言葉を添へたるを、五人衆は村の輿論を蔑視する者として殊更に立腹し、淨賢寺に歸りて大袈裟に清藏兄弟の不埒を報告したる上、二人共村拂に處する旨決議し、斯て其夜より青年團は集會所にて、老人組は西村虎吉外七ヶ所に分れ、二十九日夜大酒宴を催し、其費用六百圓を清藏兄弟に請求したれば、兄弟は泣く〳〵三百圓仕拂ひたれど、殘額は金策できざりしを青年團は毎日集會して至急仕拂方を請求し居る次第なりき、

署長は今日猶かくまで野蠻の風があるだらうかと呆れかへつたが、將來許すべからざる事なればとて、早速前記五人衆並に老人組、青年團の重なる者五人を脅喝取財として引上げた。字中の若者は此處置を不當とし大擧して警察署を襲ふと放言した。署長はかくと聞いて此輩を一人

も漏らさず掃蕩すべく手をつけたので、二三日は村中上を下へのさわぎだつた。（四十一年大阪朝日）日露戰後でさへ此通りなのだ。

德川時代には土地の賣買を許さなかつたので、田地をかたに金を借りるには質地にする外無かつた。年限が來て受け戻せなかつた場合に、初めて所有權の移轉があつた。處が百姓の中には質入證文の中に反別を擧げず年月日もしるさず、唯右質に入れるとだけ書く者さへあつた、從つて不完全な證文が多い。公事師はそれを知つてゐた。新政府が「徒黨」を禁じ、「强訴」をおさへたにも拘はらず、各地に質地の取戾しの騷ぎが起つた。私はこの件に關する祖父の一件留を寫して、この篇を終へよう。

乍レ恐以二書付一御屆奉二申上一候

一眞壁郡横根村名主忠右衛門奉二申上一候去月七日村内百姓清右衛門伜靜一郎舊年の質地取戾之儀奉二願上一候所　御採用無レ之段被二仰聞一候處不束の强訴仕候に付　御白洲留被二仰付置

嘆願人有レ之同十日村愼被　仰付ニ候後に至り百姓代重兵衛百姓丑藏次男定次郎父兄の申聞を不
レ用兩人之者又々奉ニ再願一候處私始め五人之者御呼出之上安政四巳年以來の質地當時相應之
價に而返地可レ仕旨仰ニ渡御ニ受書差上歸村仕候處同廿四日私儀別御用召にて出縣留守中村内
藥王院境内に積置候藁え放火致候者有レ之

但願人共願意不ニ貫通一時は一同放火濫妨之上逃散可レ仕旨專ら流言申觸候事

忽鎭火に相成候處右惣代願人共俄に騷立小前一同引連大惣代若柳村名主嘉平方へ罷越村役人
方より御役所樣へ御訴に相成候而は奉ニ恐入一候間私共方より御訴可ニ申上一旨申候折節嘉平留
守にて同人親嘉兵衛共儀には及申間敷旨申聞歸村爲レ致私儀も御用濟歸村仕候處隣村下新田
名主三右衛門大賓村名主平吉百姓利兵衛等扱に立入願人共一人之田畑一反五畝歩平均に當時
之相庭にて返地致呉候樣咄合之上安政四巳年已來之質地取調可レ申旨申置歸宅仕翌日に至り
三右衛門利兵衛並嘉兵衛名代として若柳村名主淸右衛門等參り趣意柄申聞候所小前の者共不
法强情申募候に付無レ據同人共品能申斷歸宅仕候所同夜深更に至り小前之内四郎次久次郎甚
七喜右衛門百姓代重兵衛差添合而五人之者共與頭太左衛門方へ申出候者私共困窮に而村方住

居相成不レ申候間一同他方出稼可レ仕候間此段名主忠右衛門方へ屆出候旨申立候に付太左衛門同與頭平右衛門兩人私方へ申出候間私申聞候は小前一同と申譯も有レ之間歎望之者は名前書取調　御役所樣へ伺之上可レ及二善圖一段申聞候所御伺之上は御咎も恐入候旨に而其曉に至り集會場藥王院を一同出立大惣代若柳村名主嘉平方へ罷出一同逃散仕候旨申立候に付御大法を相背不二容易一所業に候間如何樣にも取計遣し可レ申旨被二申聞一候内御領組頭太左衛門　淀藩知事支配名主治兵衛兩人引戻として出張一同歸村爲レ致其後嘉平親嘉兵衛大寶村　名主平吉百姓利兵衛等出張被レ致一先私並與頭平右衛門方へ村方一統より申譯として先願惣代之者三人罷越候上夫々地主方へ折入談合可レ仕手續に相成候後嘉兵衛方より首謀靜一郎方へ　篤と談判致候處舊來之質田畑返地不二相成一候上は存分の遺恨相晴候と覺悟仕候旨申立候に付嘉兵衛よりも種々説解に及候得共何分不法强情申篤無二詮方一旨昨十日私共方へ　斷御座候間　此段御屆奉二申上一候

明治二己年十一月

眞壁郡横根村

名主　忠　右　衛　門

若森縣御役所

「村方懇情自愛の掛合に御座候はゞ、縱百ヶ年過候共次第により返地可レ致候、今般徒黨連判の暴擧を以て、自愛を失候上は斷然拒絶致候より外無レ之場合に御座候」との述懷も見える。精一郎は小一反歩の屋敷しか持たぬ小前の一人で、天狗騷ぎの當時は祖父の伴して筑波に往來した下僕だつた。晩年は村の人達からそろばん先生と呼ばれてさゝやかな寺子屋の師匠で終つたが、瓦解當時は誰れ一人咎めぬをいゝ事にして、割羽織を着たり、刀を指したりして公事ばかり巧んで居た。昨日までは釜の前に這ひ廻れる一人が、村中をかたらつて反旗を飜へしたのだから祖父は仰天した。身の程をもはからず、御爲筋を心がけては太政官へ建白もして來たのだが、「何ぞ料らん變難肘腋に生ぜんとは、自今口を噤して敢て忠を忘れん」の詩も殘つてゐる。

慶應から明治へ

「此頃鴨東の藝妓少女に至るまで、專ら漢語をつかふことを好み、霖雨に盆池の金魚が脱走し、火鉢が因循してゐるなど、何のわきまえもなくいひ合ふことゝなれり。又は客に逢ふて、此間の金策の事件につき、建白の御返答無きは如何など、實に聞くに堪へざることなり、おのれ若かりし頃は、近國近在富農の娘を京奉公に出すは、給金に不拘、行儀言詞のやさしきを習ふが爲なり。糊をノモシと呼び、葱をネモジといひ、カチンをはやして、ヲムシにて煮るなど、如何にも皇都の優なる言葉なるを、鮪に天誅を加え、鮒に割復させて晩酌の周旋せん、閨中の事件は我が關係せざる所なりなど、厨下の少婢に笑はるゝ面白き時勢となれり」（都部新聞第一）慶應より明治へかけては實に面白き時世であつた。大きい事は大きい儘に、小さな事件は小さい儘に。

楠公をあはれむ

楠公一家は天正年間松永久秀の取りなしで、皇室の永勘當を解かれるまでは、或る程度のにくしみを受けてゐた。慶應四年四月には、來る二十五日は楠中將の忌辰に付、河東鴨河東操練場に於て假の神座を設け、祭典を執行せらる。諸人拜禮、詩歌献供および兵隊の操練を神覧に供へよと達せらる。さるにても楠氏の後と稱する人達が、今なほ埋れてゐるには、仔細があらう。

足立某

鳥取藩足立某外兩人、中禪寺へ登り、乘馬にて石の鳥居內へはひりこみ、仁王門をくゞらうとしたが、馬が動かないので、番所の柱へ繫ぎ捨て、皮靴の儘拜殿へ上り、石の間へ進み、陣の階段に上つて、膳かけに唾はきかけて歸つた。慶應四年閏四月三日 田舍ものは思ひ切つたものである。

江戸町人總代共へ

「此者共儀、去る卯年、舊幕府より用金並立替申付られ、銘々國恩の程相辨へ、身分に應じ用金差出有レ之、奇特の至に付、今般幕府被レ爲レ廢、王政一新相成、江府鎭臺被二差置一候に付ては、下々御憂憐被レ爲レ在御趣旨も有レ之に付、格別之譯を以て、此者共より差出有レ之候用金は鎭臺府御引受に相成、此上年賦割合下戻し遣し候間、難レ有く存ずべし、但受取方之儀は、毎年盆暮兩度に三井組にて相渡可レ申候、是迄渡置候手形は引替可レ遣候間今般渡置手形を以て金銀の融通に相用候儀は勝手たるべき事」慶應四年六月四日　駿河町藤次郎地借八郎右衛門京都住居に付店預甚三郎煩に付重兵衛外二十二人、新革屋町名主木村定次郎外二十二人に申渡された。明治八年山口某から手形引戻を東京府へ願ひ出たら、あれは明治六年の布達で無效になつてゐると諭されてそれなりになつたらしい。

七月十九日慶應四年「今般東京に鎭將府を立て置かれ、駿河以東（駿河甲斐伊豆相模武藏安房上總下總常陸上野下野陸奥出羽）十三國支配仰せ出され、大總督の宮に代つて三條右大臣鎭將に任ぜらる。東京といふ字を初めて見る。其廿七日、「自今江戸を稱して東京とせん」と仰せられた詔書が出た。

養老の典

七月七日、八十八歳以上の者へは毎年二人扶持、百歳以上へは三人扶持を賜はる。當時戸籍が目茶だつたので、本當は幾つになるのか分らぬ年よりもあり、係りの役人を手こずらした。其せゐか、四年十月、從前の養老扶持は辛未年限廢し、改めて八十八歳の者へ金五兩、百歳の者へ金十兩を賜はつた。八十歳以上の高齢者は明治六年の戸籍表に十一萬八百七十人と見える。

天長節

九月二十二日慶應四年　聖上誕辰相當、群臣に酺宴を賜ひ、天下の刑戮を停めらる。後陽暦十一月

三日となる。

一世一元の詔

九月八日（慶應四年）即位の大禮を濟ませられ、一世一元の詔を下したまはる。

館入

土御門家免許の天社神道が禁止せられたので思ひ出したが、

慶應四年七月二十七日

百姓町人共聊之由緣を以て堂上方へ入込用達又は館入抔と相唱へ提灯抔に御用と記し或は紋印を附け權威がましき振舞致候者往々有レ之哉に相聞へ兼て御布令の趣も辨へ乍ら右樣の所爲不届之至に候以來見附次第召捕へ御詮議可レ有レ之

と乾度仰せ出されたが、東京日日新聞明治十四年二月廿二日に、河州平群郡守口町に、代々贊を業として先頃まで京都錦小路殿御内と威張つてゐた鷲田南山は、西南戰爭の手柄で勳七等に叙せられた倅の景惟が病に罹つて危篤になると、同町某といふ金持から、景惟の勳章を三百圓までに買ふと申しこまれ、其筋へ讓與願を差し出した。是は從來金を出して富家抔の官位を買ひ、夫れを子孫に相承するの弊は世の知る所のみならず、現にこの鷲田も錦小路殿御内の看板をかけて田夫野人に誇つてゐた云々とあり。さもしい時代相である。

缺畫

明治元年十月九日、「惠、統、睦、御名自今缺畫に及ばず」惠は惠仁、仁孝天皇御名、統は統仁孝明天皇。睦は申すもかしこし。

大正天皇御即位の當時、坂井久良岐といふ川柳家、嘉の字を避くべしとの運動を起したが、世間から相手にされなかつた事を思ひ出す。

病院

天子御東幸、鎭將府を廢せらる。病院は以後東京府支配たる旨見ゆ（元年十月十九日）後の醫科大學の事であらう。

官報

今の官報は明治十六年に創刊された物だが、それまでは太政官日誌、鎭將府日誌、東巡日誌等に御布告を載せた。

最初慶應四年四月五日、近來太政官にて日誌を出版し、廣く天下に御布告遊ばさるゝ儀は、上下貴賤となく、御政道筋を敬承せしめ、一意方嚮する所を知り、其條理を踐行せしめんとの御仁慮より出づ。諸國裁判所諸道鎭撫使諸藩留守居等へ御渡し相成る事故、大切に取計ひ、僻邑邊陬末々に至る迄不ㇾ洩樣速に相達すべしとて、太政官より出る御布告類は、二十四藩中申合せ三藩づつ觸頭となりて、毎月順廻りに勤むべき事、御達しは右月番の三藩呼出し御達三通御渡しに相成

る。月番の三藩より觸頭へ達し、觸頭から觸下へ達する事」と定められた。二十四藩は大藩だけの數かどうか。

一張り綱

馬苦勞仲間は七匹繫ぎの馬を一帳綱と呼んである。「今般牛馬御取締被二仰出一、七匹より七十匹迄牽繫御免許相成候に就ては、以來諸道牽通候節、不法亂妨の扱致す間敷は勿論、多く獸類牽居候に付眞實に世話致、通行可レ爲レ致、尤往來之妨不二相成一樣牛馬方夫々差添牽通候筈宿村に於ても不都合無レ之樣」元年十一月と沙汰したのは珍らしい。

明治元年の歳出歳入

明治十二年十二月。大藏卿大隈重信の太政大臣三條實美に呈した報告書から、明治元年の決算表を抄いて見る。報告書の全體は上下二編に分れ、詳密を極めたものである。

自慶應三年十二月至明治元年十二月 第一期歳入出決算表

歳入ノ部

款	項	両	
第一款	地税	二、〇〇九、〇一三	七三〇
第二款	海關税	七二〇・八六六	九三六
第三款	開市場諸税	一〇一、七三三	五七六
	運上冥加等諸税	三二四、七七六	九〇二
	川々國役金	九一八	五九一
第五款	通常貸金返納	一二四、五二一	七七一
第六款	地所賣拂代	二三、六九九	五三八
	不用物品賣拂代	二六、六七一	六七九
	家屋貸下料	一二二	四九五
第七款	計出米	五、三二六	七三四
	諸藩賦課軍資金	七三・三七六	八三七
	大宮御所造營國役金	一三一、二〇六	八〇二
	諸過料	三九、〇〇五	六二七
	雜收入	八三、八四四	一九二

通常歳入	三、六六四、七八〇	四一〇
第八款 太政官札發行	二四、〇三七、三八九	八一三
第九款 調達借入	三、八三八、一〇七	二七八
外國商社ヨリ借入	八九四、三七五	〇〇〇
十款 貸金利子	一〇、六三六	七三八
第十一款 舊幕殘金	三六二、五四二	〇三八
第十二款 獻納	一五四、二四九	三六一
諸藩過料金	一二七、二三二	七五〇
例外歳入	二九、四二四、五三三	〇七八
歳入合計	三三、〇八九、三一三	四八八
總計	三三、〇八九、三一三	四八八

歳出ノ部	圓	
第一款 太政官	二五〇、九三一	八二七
神祇事務局神祇官	二、八一七	八七三
外國事務局外國官	一一一、六七〇	六七八
內國事務局	九〇三	二五〇
會計事務局會計官	三四、七一四	〇六一

款	費目	金額	
	學校及病院	五七、七〇九	四一三
	刑法事務局刑法官	三、三四六	〇八六
	皇室諸費	二四九、五九四	七七五
	官祿及手當	九〇一、九五五	二八九
	旅費及賜饌料	六一、七三四	一五六
第二款	陸海軍費	一、〇〇八、一二〇	〇八六
	神奈川港兵營費	二一、六七七	七六二
	軍艦買入代	三〇、〇〇〇	〇〇〇
第三款	三都裁判所	三八一、八五四	〇一四
	開港場府縣	三九八、〇七七	八四三
	諸府縣	二二、二八九	二九四
	山陵造營費	二、二〇七	九四七
	祭典費	一三三、七九四	六二五
第六款	家祿	二九四、九六五	四八一
	諸向扶助	四四、七一一	一三二
第七款	官省ニ屬スル營繕	二九八、八六九	八八八
	土木費	四八八、〇七九	七三九
第八款	恩賞養老賑恤金	二〇六、六六〇	六六九
	通常貸金	二八六、三〇一	三〇三

款	費目	金額	
第九款	大宮御所造營費	五八、一三一	一三九
	御即位諸費	四二、五二三	七七〇
	回米諸費	六四、九二一	九二九
	沈没及欠減米	四二、五九二	九一六
	雑支出	五、〇九六	四二九
	通常歳出	五、五〇六、二五三	三七四
	征東費	三、三四八、八八二	九四四
	箱館追討費	一二五、四四六	二五〇
	大阪行在所及御東行費	八二八、三二二	九〇六
第十款	鎮臺府鎮將府	一二、四八〇	九九七
	民政局	六六、〇〇〇	〇〇〇
	臨時賞典	一三〇、八〇〇	〇〇〇
第十一款	舊幕外國負債償還	五四五、九三六	四二五
	諸藩外國償金	一〇三、六五四	一四九
	諸藩特別賜金	一〇九、七〇〇	〇〇〇
	轉封手當	二四五、五三〇	九七〇
	領地收納不足渡	一七、三〇〇	〇〇〇
	鑛山諸費	一六、六二七	九七二
	電信諸費	三、七三九	〇二〇

款	費目	金額	
	燈臺諸費	四三、六六九	一六六
第十二款	製鐵所諸費	二五六、三六二	一六〇
	造幣諸費	二五六、三〇六	七〇四
	紙幣製造費	一一七、五〇一	五〇一
第十三款	海外留學費	四、二〇〇	〇〇〇
	雇外國人給料	七〇、九〇四	〇八〇
	船舶買入及修繕費	七六、二六七	〇三三
第十四款	石高割貸付金	九、一四五、七六一	五〇〇
	勸業貸付金	九、〇一一、五一八	四五三
第十五款	調達金返償	二六三、二九三	四五〇
	借入金利子	一九七、六三六	五九三
	例外歳出	二四、九九八、八三二	五九三
歳出合計		三〇、五〇五、〇八五	九六七
殘		二、五八四、二二七	五二一
總計		三三、〇八九、三一三	四八八

十年後に出來た報告だが、今見ると實に珍らしい。

猶、累年の歳出入は

	歳入之部	歳出之部	殘額（＋）不足（－）
第一期 自慶應三年十二月 至明治元年十二月	三三、〇八九、三一三・四八八	三〇、五〇五、〇八五・九六七	（＋）二、五八四、二二七・五二一
第二期 自明治二年一月 至同　年九月	三四、四三八、四〇四・五八〇	二〇、七八五、八三九・八九一	（＋）一三、六五二、五六四・六八九
第三期 自明治二年十月 至同　三年九月	二〇・九五九　四九九・一〇一	二〇、一〇七、六七二・六五九	（＋）八五一、八二六・四四二
第四期 自明治三年十月 至同　四年九月	二二、一四四、五九七・八〇四	一九、二三五、一五八・〇一六	（＋）二、九〇九、四三八・七八八
第五期 自明治四年十月 至同　五年十二月	五〇、四四五、一七二・九六九	五七、七三〇、〇二四・七〇四	（－）七、二八四、八五一・七三五
第六期 自明治六年一月 至同　年十二月	八五、五〇七、三六四・六二四	六二、六七八、六〇〇・八三二	（＋）二二、八二八、七六三・七九二
第七期 自明治七年一月 至同　年十二月	七三、四四五、五四三・八九三	八二、二六九、五二八・三五三	（－）八、八二三、九八四・四六〇
第八期 自明治八年一月 至同　年六月	八六、三二一、〇七七・〇五七	六六、一三四、七七三・一二一	（＋）二〇、一八六、三〇四・九三六
合計	四〇六、三五〇、八五三・五一六	三五九、四四六、六六二・五四三	（＋）四六、九〇四、一七〇・九七三

明治七年度の說明に曰く、「本期歳入の減退せしは外國債即ち借入金の全く無きと舊藩に屬する收入の漸次寡少なるとに職由する」とあり、歳出の膨張は、各地の暴動鎭撫費、四三、八八八圓

餘、佐賀征討費九五五、六一四圓餘、征藩諸費二、二三〇、三七六圓餘、合計三百二拾二萬九千圓餘、それに加ふるに、馬關の償金（長州藩に關する償金）百五拾貳萬四千圓餘、更に「清國政府と葛藤を生じ大に陸海軍の準備を爲すに由り兵器軍艦購入代價を支出するもの五百九拾三萬二千圓餘」等ある上に、秩祿償還資金七百六拾五萬八千圓餘も著るく目につく。

御評議の上

肥前國嬉溫泉外國人入浴の儀は、近日御東行御評議の上、可レ被レ及二御沙汰一候間、夫迄相見合可レ申事　二年三月八日　外人の入湯を許すか許さぬかに、御前會議がいつた譯だ。

堂上方叱らる

今般賊徒追伐仰せ出され皇威漸く盛に成らせられ候に付ては上親王公卿より下非藏人諸官人に至る迄感激奮發朝廷の御爲身命を擲て忠勤可レ仕の所傍觀坐視尺寸の功無レ之輩剩へ自己の利欲を貪り行く々々大祿を可レ賜抔と噂仕居候者も有レ之哉に相聞へ以の外に付諸家世襲の祿

に付ても時宜により減ぜらるゝともら加増被ニ仰付一候儀は無レ之

但此等御奉公の廉により功勞有レ之候向は其身限り加祿を可レ賜儀に付官位に至候ても同樣世襲の弊は御改革被レ遊人材に應じ御補任在らせらるべき儀に候間一同其心得にて文武の事業精々勉勵可レ仕候

從前在朝の人々武は只武家の業にて朝廷に於て御用はあらせられざる事と存じ一切廢業致候而已ならず文勢に至候ても固陋拙劣草莽布衣の士には萬々相及ばず徒に軟媚の風を喜び上品抔と稱し華奢風流を專らと致し候より滿朝婦人の如く遂に紀綱　皇道陵夷に至り候段實以て愧づ可く嘆ずべきの至りに候

と面の皮を剝かれてゐる。

皇學所

明治元年九月十六日九條家を皇學所に、梶井宮を漢學所として、宮堂上及び非藏人の、三十歳以

下八歳以上の者に入學を命じた。中世以降武門大權を執り名分取違候者許多あり、急渡心得べき事、虚文空論を禁じ、着實に修業して、文武一致に教諭すべき事等を定められた。生徒は堂上は狩衣直垂、地下は麻上下。

學　神

皇學所には學神を祭つてゐた。祭神は何とも無いが、皇學所を廢した時、學神は一まづ神祇官へ返した。（二年九月）

庶　子

明治二年四月十七日

宮堂上方の庶子等追々其材に隨ひ御登用可ㇾ有ㇾ之候間以來僧徒に致間敷樣被ㇾ仰出

徳川氏は皇室の繁榮を忌みて、男御子を水になし奉りし時代も有つた。宮方堂上の君達が、大

かたは心にも無く樺をかへて、わづかに門跡門院等の名に慰められてゐた悲喜の事實をおもひやる。

悲喜交々到る

元年五月から官員の月給は半減されてゐたが、二年正月元の通り賜はる旨發表し、ついでまた取調べの廉あり半減の儘渡し賜はると達した。當時月給の受取日には不參すれば翌月の渡し日まで受取れなかつた。

刀持ち上り

二年九月「諸官員參朝の節奏任以上の者刀持ち上り被差許」但宮内役員は判任と雖これ迄の通刀持參不苦」。普通の判任は刀持ち上り罷り成らぬであつたらしい。尤十一月には、太政官から、當官へ出頭の節、判任官たりとも扣所まで提刀の事」と達した。まだ洋服を着る官吏は無かつたのが分る。

官員樣のお盆

二年七月十五十六兩日休暇の事を觸れた。官員樣にも盆があつたのだ。

漢方醫

昭和三年一月の頃、おれは漢方の醫書を澤山持つてゐるが、出板する資金が無い、誰か出してくれ手は無からうかと廣告した人があつた。誰に讀んで貰ふ氣かと驚いてゐると、今度は漢方醫大會を企てゝ、全國から二三百人の年よりを集めた者あり、洋醫何するものぞとの氣焰を揚げたには二度驚いた。私だつて三歳の秋から１２３も讀めぬ田舍の「先生」から助けられて生きて來たのだから、今さら白眼視するわけはないが、

明治元年十二月七日

醫師之儀は人之性命に關係し實に不ㇾ容易ㇾ職に候然るに近世不學無術之徒妄に方藥を弄し性

命を誤候者不レ少哉に相聞え大に聖朝仁慈之御旨趣に相背き甚以不二相濟一事に候今般醫學所御取立相成候に付ては屹度規則を相立學之成否術之巧拙を篤と試考し免許有レ之候上ならでは其業を行ふこと不二相成一樣被レ遊度思召に候條於二府藩縣一兼て此旨相心得治下醫業之徒へ改て申聞置各其覺悟を以て益學術を研究可レ致旨布令有レ之候樣被二仰出一

醫師法の最初ではあるが、正しく是藪醫に取つては恐慌來であつた。

堺縣下に區務取締を勤むる某はこの時節にも冬至に屠蘇を喫ひ引戸駕で病家を廻る漢方先生なるが近來洋方の日に增し開くるより風藥にも葛根桂枝を飲む者なく金匱傷寒論は二束三文の反古紙となり行くを深く恨み一日慨然として同業の漢醫十餘名を集め抑も我邦の醫業は遠く淵源を唐朝より傳へて代々朝廷の和氣丹波の兩家をもて典藥となさせ玉ひしより後は其流國中に廣がりて古方後生の二派と分れひとしく濟世救民の道を盡して足らざる所なきに近年洋醫等ほしいまゝに其術を弄し漢醫を行るか無きかに取り扱ふは如何にも殘念なる次第なら

ずやいでや是より同志の者申合せて扁倉を祖述し張華を顯彰してひたすら古遺の良法を研究せば怎でか新まいの西洋醫に負くべきぞと席を叩いて談じたれば此座に列りたる先生は皆此儀に同じ鼠尾齒の病家に募りて金若干を出させ私立漢方大病院を建てんと騒ぎ居るよし志や善し其事や我れ未だこれを知らず（新聞集誌第八十六號）

これは明治十一年の話なのだ。昭和の漢方先生はこの二の舞を舞はうとしたのだが「舊幕時代には江戸中に一萬二千人ありし醫者が、今は二千人に足らず、それさへ多く手明で何か商法でもと考ふる者が多い」と朝野新聞（明治十一年）に見え、

現今全國にて醫を業とする者官私を合して六萬五千人あり其内開業免狀を得し者五百四人東京府下のみにて五十人餘なるが或人の說に醫術開業の本免狀は勿論假免狀も無く規則の出來る前より奉職し來れる者ありと云々（新聞集誌第百三十二號）

明治十一年に六萬五千人の醫師の中で、開業免狀を持てるは五百四人しか無かつたのだ、試驗に思ひ至るは當然である。

或人、頃日第七大區笠間大和田邊を通行の節、乘馬の人に行合しに、其行裝鳥毛の雨着を着し、大鍔の長き雙刀を橫たへ、手に竹鞭を提げ、瘦馬に古びたる日本鞍をおき、口付をして一間ばかりの頸綱を曳かせ、意氣揚々として乘行く形、近頃珍らしき故、何人なるを尋ぬるに醫者なり、抑も武器は國家の不虞を保護する兵士の携へる器にて、其他の者更に之を弄するの理なし、併し昔の國體なればさもあるべけれども、今日文明開化の世に此の如き古習を守り異形をなす醫は、醫業も亦古の醫業にして今日の發明は知らざるべし（茨城新報壬申第三號）

前の年「醫者右之者貴人之容體にて往返致候事不二相成一候、村役人より屹度可二申聞一」との縣の達しが出てゐるのだから、醫者は間違ひではあるまいか。

女醫と産婆

現地開業を許されたものに、なほ産婆と女醫者とがある。

開左衛門の書上げには、取り上げ（産婆）は共支配に屬すとされてある。穢れ多きを忌む者があつたからであらう。由來は知らず。間引きは郡部一般に行はれて、人もあやしまず、富人の妻もこれを行ひ、貧家のかかもこれを爲して、恥とせず、むしろ子多きを恥づる傾きありて、五人以上の同胞を數ふる家は、郡中に一二有るか無しであつた。あはれむべくして、惡むべきではなかつたけれど。生れ來る者に何の罪があつたか。

明治元年十二月二十四日

近來産婆之者共賣藥之世話又は墮胎之取扱等致候者有ㇾ之由以の外の事に候元來産婆は人之性命にも相拘り不ㇾ容易職業に付假令衆人の賴を受無ㇾ餘儀次第有ㇾ之候共決て右等之取扱致間敷筈に候以來萬一右樣之所業於ㇾ有ㇾ之は御取糺の上屹度御咎可ㇾ有ㇾ之

が、糠に釘である。

女醫は何の支配だつたか知らないが、新政府はお手柔かだ。

九年六月二十八日　愛媛縣伺

本年御布乙第五號開業醫師試驗法御達中從前開業の者は試驗を要せずと有レ之候處管下の内婦女子にて既に先年より醫術開業致居候者有レ之右は從前開業の者に付其儘差置き可レ申哉又は婦人の儀に付概略試驗を遂け相當習熟の者に候はゞ醫業差許不レ苦候哉

（指令）　書面伺の趣試驗に不レ及候事

陸奥尻矢崎の燈臺は、晴るれば千三百萬燭光、霧深ければ二千六百萬燭光を放つばかりでなく
土佐室戸崎の火は三十哩の沖をさへ照す。今は押しも押されもせぬ日本だが、明治二年までは、
暗礁の上に立てる排燈浮標や立標のやうな物もなく、潮流信號すら無かつた。

海岸に火を焚いたり、突き出た巖の上へ灯を點じたりして、夜間出漁の船の目あてにした昔か
ら、海岸に鎮座する神のみあかしは其近くを航行する舟人の絶好標識となつたので、自ら航路標
識となつて來た。攝津住吉神社の高燈籠、常陸大洗の磯崎神社の高燈籠、下總船橋の意富比神社
の高燈籠、安藝嚴島の嚴島神社の高燈籠など名高いのは其せゐだ。

燈明臺は寛文十二年、志摩國白崎山腹に火を焚いて船を導き、また安來神島の二所に烽を設け
たのが初まりだと傳へる。細川侯が豐後國姫島に篝火を焚いて船を導かしめたのは慶長年間だと
いふ。同じ頃能登國羽咋に日野吉三郎といふ男あり、福浦に石造の小塔を建て、上に燈籠を据
ゑ、油紙で被せた灯を置いて航路を照した記錄もある。

幕府は慶應二年、英佛米蘭の四國と、觀音崎、剱崎、野島崎、神子元島、樫野崎、潮崎、佐多
崎、伊王崎に燈臺を置き、本牧、函館に燈明船を設くることを約したが、明治元年九月、薩州士

州紀州の三藩へ、今度海岸の要所へ燈明臺の建築を仰せつけられたから、地所を見立てゝ置くやう、英國機械匠、長谷川三郎兵衛同伴火船で其地へ向くと達し、二年一月觀音崎燈臺成りて先づ點火した。

尤其前安政元年？　に浦賀の平根山(俗に船見山)に洋式の燈明臺を建てたが、建築は粗末で、點火の方法もまづく、大して役には立たなかつた。英公使パークスはもどかしがつて、下關事件の賠償金を燈明臺建設費に寄附した。幕府も面目上捨てゝおけず、ぼつ〳〵初めてゐたのを、明治政府は引きついたのである。二年十一月、

一横濱港碇泊場之東南即ち本牧より出張れる淺瀨の外面へ一個の燈明船を設置せり
一此燈明船は深さ十尋の所に設置し赤色を以て之を塗り前柱の上へ赤色の玉を揭げり
一日沒より日出迄赤色不動の燈明を水上より三十六フートの高さに揭げ其光線十マイル（我四里二丁半十間半）に達す
一本牧の鼻は燈明船より南三十三度西に當り「メンデリン」（本村地内俗地本と唱ふ）は南五

十三度西に當り堀割の口は西に當れり是實測なり

千八百六十九年第十二月二十一日（我巳十一月十九日）　於横濱燈明臺役所　ブラントン

の報告が出、燈臺の數はだん〳〵ふゑて來た。明治四年には大阪安治川口天保山燈明、兵庫和田岬燈明、淡路北岬燈明が點き、箱館には燈明船が點いた。八月に石室崎燈明、十月に佐多岬燈明、十一月六連島燈明が點き、十二月部崎豐前燈臺が出來た。部崎から燈明が燈臺の名に變つた。

渡邊工學士の「燈臺」及大阪朝日に據る

涅齒掃眉を停む

華族自今元服之輩齒を染眉を掃候儀停止被仰出候（三年二月五日）

華族一同を名指してはゐるけれど、猶もとの公卿の人達を指したのであらう。それとも女房の御達をいましめたのであらうか。

「傳授」を停む

今般太政官中雅樂局被レ置候に付琵琶道傳授之儀於二其家一致來候處被レ止向後大曲秘曲傳授の者より相傳可レ致候三年十一月九日

伏見宮
菊亭從四位
花園從四位
西園寺從四位
綾小路正二位
持明院從五位

今般太政官中雅樂局被レ置候に付從前曲所之號を廢し神樂道を始諸取扱並傳授等於二其家一致來候處被レ止向後諸事總て雅樂局に於て取扱敎授之儀は大曲秘曲傳習之者より相傳可レ致事

當然過ぎる程の廢止である。今「家元」の許しを金科玉條と信ずる道の人達は、むしろ耻づべしである。

停止いろ〱

元諸大夫侍、元中大夫等の位階を廢し、更に國名並に官名を通稱に用ゐることを禁じ、神職の有位の輩、諸官省出仕中、舊位階を停めらる。

諸藩、封土を還し奉り、府藩縣一途の政令に歸した時、華族の輩總て地方官管屬仰せつけられ、非藏人執次使番丁等を士族卒と改め、宮華族三代相恩の家士はすべて士族の中へ加へられた。十一月

學校

新聞の取締を學校今の大學へ命じたのは、二年二月八日病院の管轄を學校に移したのは五月。學校が今の學校と違ふ點を見よ。

華族の名

自今公卿諸侯の稱を廢し、改めて華族と稱すべし。元年六月十七日

留守居

「諸藩公用人之内には、從來留守居の風習を不レ脫、組合を結び、用談に事よせ、無用の集會相催し、不レ宜風儀も有レ之哉に相聞ゆ。甚以如何の事に候。以來右樣の儀一切廢絕宿弊一洗候樣、主人主人より屹度可二申渡一」二年二月三日　政界の巨頭はつねに待合に遊んで、天下の政治を「呑む」といふではないか。

五位樣

「堂上諸侯共嫡子十五歲に達し元服すれば、初官位叙任仰付」二年二月五日　馬鹿でも五位樣。

龍頭蛇尾

公議所會議を開いたのは二年二月十五日、出席を命ぜられたる者四十四。萬機公論に決すの蛇尾となる。

外品さつとう

諸官並府藩縣共、開港所に於て通商司の免許狀を受候上ならでは、買入注文等一切不ㇾ相成。（二年二月二十二日）何故のさつとうか。

國名受領停止

「是迄醫師畫工諸職人等、位階國名受領の儀、仁和寺大覺寺勸修寺より許され來り候者向後廢止せらる」（二年五月八日）京のお寺にはいろ〳〵の專賣品が有つたものだ。

十津川郷士

「其方共古來於 朝廷ニ御由緒有レ之、勤王之志不レ淺、殊に近年爲ニ國家ニ奔命盡力候段神妙之至に候、依之以ニ思召ニ現米五千石下賜候事」二年三月六日

「十津川郷六十ヶ村土地之儀は、奈良府支配被ニ仰付一、郷士頭立候舊家之者十人、行政官支配被ニ仰付一兵隊規則相立、年々交替在京可レ致。尤在番扶持の儀は五千石の内を以可レ賄事」同

通商司

二年六月通商司を設く。物價平均流通を計るの權、兩替屋を建つるの權、金銀貨幣の流通を計り相場を立るの權・交易の輸出入を計り、諸物品の賣買を指揮するの權、廻漕を司るの權、諸商職株を進退改正するの權、諸商社を建るの權、商税を監督するの權、諸請負の法を建るの權を委任せらる。

彈正台

二年六月徵士を廢し、彈正臺を置く。七月より市中を巡察せしめらる。

過料千兩

外國船を雇ひて開港場以外の地に出入するを禁ず（二年六月三十日）犯す者は船荷を沒收し、過料金千兩とす。

門鑑

門鑑を落すと罰があつた。「奏任以上は執事の者一日取落候家來之者五日謹愼之事判任以下は主人一日取落候家來之者五日謹愼之事」（二年八月十五日）句讀が無いと間誤突く。

辻番保存

慶應から明治へ

「東京中朱引内諸侯邸辻番所の儀、一手持或は兩家以上組合持の分共、從前の番人差置可ㇾ申」

二年三月二十七日

水葬は相成らぬ

西洋形風帆船と蒸汽船とを一般に買ひ得るやうにしたのは、二年二月十七日。三年正月に「郵船商船規則」が出た。面白い條々を拔く。

御國旗之事

右は決て取外し候事不ㇾ相成ㇾ艀舟に至迄可ㇾ揚置ㇾ事無ㇾ之時は海賊船の取扱受候而も申譯なき事萬國普通の公法たる事

御軍艦へ出合候節は我旗章を三度昇降可ㇾ致事夜間は燈明可ㇾ揚置ㇾ燈明は青赤白の三坐を設け航海中赤は左舷青は右舷に點火し白は前檣頂遠方より見留易所に揚置消えざる樣可ㇾ致事

船中乘組の者病死致候節は水葬不ㇾ相成ㇾ陸地へ相當の葬禮可ㇾ取行ㇾ事

西洋形蒸汽は百噸に付一ヶ年十五兩風帆は十兩の税金可ニ相納一事在來の日本船は積石數百石に付金一兩

淫雨

朕登祚以來海内多難億兆未だ綏寧せず、加之今歳淫雨農を害し民將に生を遂る所無からんとす、朕深く憮惕す、依而躬ら節倹する所あり、以て救恤に充んとす。主者施行せよ」二年五月 御一新になつてから、お觸れのむづかしいのに困つた話はよく聞いた。これなどは其尤なるものであらう。

閉門

九月二年 吹上藩に鈴木錞次對辻正宗之進等十三人の殺傷事件あり。畢竟其方平生の示方不行屆によるとのお叱りで、藩主閉門。

二年五月十五日九戸縣自今八戸縣と改候。同十九日八戸縣自今三戸縣と被ㇾ改候事。時人稱して六日知事といふ。ところが十一月に、「江刺縣へ合併仰せつけ」られてしまつた。

六日天下

兎

一

明治四年、豚の値が出て一頭五百圓までした。五年には兎が流行つて、十月頃から待合茶屋抔へ持寄り、高價を爭ふやうになり、更紗種は一羽數百金した。六年二月「近來兎會と稱へ集會、格別の高價を以て賣買致候趣、右は心得違、破産の本にて、自今集會致し候者有之候はゞ、屹度禁止させ可ㇾ申候」と達した。「其産せし兒、牡なれば五六圓に過ぎず、若し牝にして毛色更紗形をなし、或は垂耳大耳なれば、必ず五十圓に上れり」新聞雜誌

三月には獨樂鼠が流行り出して、黒は二十五圓、斑は十圓した。「嗚呼豚の流行變じて兎となり、今また變じて鼠となれり。終には狐狸と變ずるも知るべからず、世好の移る恐るべし懼るべし」（新聞雜誌第八十三）

兎提籃とて、兎を籐組提籃に入れ、見かけは茶道具のやうにして歩くのが出來た。また鼠提籃とて、こま鼠を入れた小さな提籃を袂懐抔に入れて行く人を見る。「山氣野師の所業、欺詐の手段は限りもなきことにて、又々かなりや鳥かけつこう鷄流行の兆ありとの噂なり」（新聞雜誌第八十五）

二

その頃藝妓のうたへる大津繪節「大籠(おかご)を立(たて)ぬいて、兎の姿が目にたたば、提げ籃に身をうつし、馴れぬはた師の手にかゝり、二日三日と身を任せ、二十日姫みが四十兩、つがい離しておすが二分、柿より大事の黒更紗、さぞやお売(から)も高かろが、たんと喰はして、子をふやしやんせ」（新聞雜誌第九十一）といふ有様だから、兎と猫とをつるませて、三毛の兒兎をこしらへた者が麻布鮫が橋にあつた。これは珍らしい毛なみだと百圓に買つた男、ある集會の席で自慢たら／＼提籠から出さうとしたら、兎は驚いてにやあんと鳴き出したので、大立ち廻りになつた（新聞雜誌第九十四）受けとれぬ話だが、

「山師共愈々思案を凝らし、牡兎の陰嚢を切りて牝兎に見せかけ、或は毛を染めなどして、掴ませられたのろまは褌まで剝がるゝに至り、身投首つり喧嘩刄傷に及ぶ者多し、世の人兎を抱てこの罪に掛る勿れ」と漸く熱がさめて。

三

十二月には「就中最も淺ましきは兎にて、處々街頭に持出し、無錢にて路人に與へ、稀に馬鹿なる田舍者は猶一二圓の寶貨を抛て買ふもあり。又藏前筋蓮久保町邊の大道にはしめこなべを出し、一杯十文ばかりに立賣をなし」（新聞雜誌百八十四號）には笑はせる。

明治九年五月九日 兎を飼ふ者は頭數增減の節三日を限り屆け出る事、一頭につき月稅一圓を納むべき事、二ケ條共手續きを怠る者は兎を取上げ、一頭に付過怠金二圓づゝ取り立つべき事、かくし飼ひを告ぐる者には過怠金の半を給すべき事、兎賣買所を設け、招牌等を掲ぐる義は相成らぬ事と令した。これなら大概降參する。

四

其名も高橋毒婦の小傳東京奇聞四篇中の卷に、お傳の情夫小川市太郎が「旅籠町へ飯屋の店を

開きどうやら其日は送つてゐれど、思はしき事もないので、少し厭氣味の來た折しも、兎の賣買が流行り出し、更紗の上等といふ毛色の物は、一羽の價が百圓以上にのぼり、安きものにても五圓十圓はする程にて、諸方に兎の市を開き互に賣買して利益をはかる一種不思議なる流行物にて東京市中大抵の家にて兎を飼はぬ者は無き程なるより、互ひの賣買を媒酌して其間で幾許かづつの口錢を取る才取といふ者が多く出來ければ、市太郎も此才取をはじめ、店の事は雇人に打任しおき、己れは日々島原邊の兎市へ出張り、本手いらずに多くの利益を得」畫を描いた人力に乘つて田舍道を驅けさせる市太郎を畫いてゐる。煙草盆のやうな提籠から兎を取り出して店先きでおしひきするらしい澤山の人物も出てゐる　兎は夥しく小便をするものである。提籠は匂つたことであらう。

密賣

大學のお雇教師との契約書にすら、密賣をしないといふ事を書かせた當時である。外人は拔け賣拔け買ひをする無頼漢とばかり見たのではあるまいけれど、密賣商人を取りしまる傍、又相對

で外國人を雇うてはならぬ旨、嘗て二年二月二十日達してゐるのだから、開地開發或は西洋形船々運用筋で賴むなら、聞屆けて御印章を渡す。御印所持の外國人は何れの向でも御國人同様に心得、隔意なく接待して、差支なく通行させる事、尤諸場所で印を改めて、持つてゐぬ外國人が有つたら通行させてはならぬと達した。日本人ですら四年四月の戸籍法から旅行に鑑札がいつたのだから仕方が無い。其心得に

一何れの濱邊又港浦に於て西洋形の船入津候はゞ村長罷出入津の趣意可ニ相糺一言語十分難相分ニ儀可レ有レ之候共初めて來る外國船は故なく入津致候儀甚少く候間其大意丈和語手間似にて相分可レ申候

一薪水食料を求候爲の入津に候はゞ横濱函館新潟兵庫長崎までの里數を計り船中人數相當の分渡遣し代金可ニ受取一事

一闕乏の品相渡候上出帆遲々致候樣子に候はゞ催促可レ致事

一軍艦に候や商船に候や蒸汽船風帆船共總而形大小とも取糺相伺可レ申

一軍艦に候はゞ大砲の備有レ之商船とは船形相違に付相知可レ申何れも禮儀を正し不敬の取扱致さゞる樣必可ニ心掛一候事

一薪水食料等船中必要之品の外餘分には勿論其他土地産物類相求度旨申立候共一切賣渡候儀不ニ相成一萬一利慾に迷ひ賣渡候者有レ之後日相顯はるゝに於ては吃度御咎可レ有レ之事

一船中の積載有レ之品々彼方より賣渡度段申立候とも買求候儀是又一切不ニ相成一萬一竊に取引致候節は前同樣御咎可レ有レ之事

一濱邊に近き村里の者共其濱邊の者共内々外國人と荷物の取引致候樣子に候はゞ可ニ申立一時宜により御賞可レ有レ之事

一難船に無レ之食料缺乏等に托し密商仕向候節は定而其土地にも呼迎候者可レ有レ之速に探索の上彌密商致候に相違無レ之候はゞ双方共差押外國人者引留置御國人は入牢手鎖等其土地相當の處置に致早々申立差廻可レ受尤横文字の書付類後日の證據に可ニ相成一品は始末致可レ置事

但各國御條約書に何れも外國人共日本不開港場へ參り密商企候者は其品取上爲ニ過料一メキシコドルラルにて千枚に當り候程取立相成候間御國人に於ても同樣の事

一外國船を御國人共借受開港場より開港場へ荷物運輸の儀は願の上御聞屆可ニ相成一筋に候得共不開港へは決而御聞屆無レ之儀に付萬一不良の徒村民を欺き御免許受候に付賣買致度抔と申唱候共一切差許申間敷事

一湊へ碇泊不レ致沖がゝり又者其近浦に於双方の船出合密商致候樣子に候はゞ早々穿鑿可レ致

德川時代の取締から一足も出てゐない

互結婚

華族から平民に至るまでの互結婚は、相方願に不レ及、戶長へ屆けよ四年八月二十三日　華族と平民と結婚した皮切は誰か。

子取り

「各地在留の支那人共竊に童男女を買取り海外へ可二連越一奸計相企候者有レ之、既に捕押に相成候に付、追て嚴重の御處置可レ有レ之候得共、元來外國人へ御國民賣渡候儀は第一御國體に於て不二相濟一事に候間、向後地方官に於て管内屹と取締相立教育行屆候樣厚相心得可レ申」四年八月十三日 私達の子供の時分「子ウ買ォ」といふ遊びがあつた。支那人に買はれるといふ恐怖から來たにしては深刻過ぎる。

土地の自由

「竊に空地を開墾し、又は持地へ切添、作り取致候隱地の類、或は荒地起返を申立てず、或は願無しに畑田成田畑成、及田畑を屋敷地に致候類、以之外の事に候」四年一月十四日 を見ると、あたり前の不埓をあたり前に叱つたやうに思へるが、「是迄夫食不足の譯を以て、田畑へは米麥雜穀を重に作付致し、桑楮漆茶藍菜種其他、其土地に適當致し候ても作付不レ致、地頭領主より差留候向

も有レ之候處云々、自今屋敷成并田畑勝手作御差許相成候」四年九月　自由にならなかつた最大原因は、食糧と租税との問題から來てゐたのだ。五年二月土地の永代賣も許された。

新俵

貢米俵の儀、新藁のみ相用候ては米保ち方不レ宜哉に相聞、以來中俵は必古藁可ニ相用一　四年六月　二重俵だつたのが分る。

專賣特許

專賣特許制は早く出來てゐた四年四月七日　これまで御國内に未だ開けざる舍密（セーミ）諸機關器械諸器物武器織物類に許されたのだ。舍密は死語の一。

諸職人

東京市中諸職人の内、當時尤盛んなるは軍服洋服の仕立屋、尤衰へたのは駕籠屋。四年五月

軍服可相用

「武官の輩自今 朝拜禮式の節軍服可ニ相用一。」四年三月

岡田貢

龜田藩管内羽後國岩野澤村長岡田貢儀、馬鈴薯を以て酒味噌醬油等製造の儀、同藩管内限り御差許相成候處、右官許を名とし、追々社を結び、社中の者を各地へ出し、會社出張所取建、猥りに株鑑札相渡し、或は無ㇾ故帶刀差許し、官吏に紛敷所業相働候趣、以の外の事に候。右は官許の御趣意に戻り、不埒の儀に付、各地へ出張會所等取設の儀嚴に被ㇾ禁、貢並同社の者取締の儀同藩へ相達置候間各地前件の所業致候者有ㇾ之候はゞ、篤と取糺し夫々舊籍へ差戻し、會所等有ㇾ之候はば廢止可ㇾ致、尤製造方法は被ニ差停一候譯には無ㇾ之候間、管内限乾度取締相立、開墾育民の爲施行致候儀は不ㇾ苦候事」四年二月 馬鈴薯から酒の出來ることは分るが、株主に帶刀など許したらしい形跡のあるのを見ると、大山師のやうでもある。

片山管藏

「香川縣讃岐國豐田郡原村百姓片山管藏　一年齢三十五歳　一中丈中肉　一惣髪
但濃き方　一鼻目常體　一面長き方　一色白き方　一眉太き方　一言舌靜かなる方
一其節着用衣類紺茶堅縞布子　右は元山口藩脱走人野村昭三郎同類の者に付於香川縣入牢致置候處去月廿二日夜破牢脱出致候に付府縣共嚴密搜索致捕縛候はゞ司法省並香川縣の內へ差出可申」四年十二月　何ぼ太政官お達でもこんな人相書で見つかるだらうかと思つてるたら、流石に御威光は今の警視廳よりはずつと素ばらしい。五年正月二十六日京都府でつかまつた。

梵鐘停止

「來る十七日大嘗祭行はせらる。十五日よりは不淨に不觸樣各可被相心得候也」四年十一月七日　これでは便所へも行けぬやう。「梵鐘一切停止」の令も出た。

府縣列が發表された、三府七十二縣。磐前、置賜、名東、豐岡、深津など土地の人以外には知られなくなつてしまう。

産穢

「自今産穢不レ及レ憚」五年二月 今でも神主の中間では産や月經や甚しきは婦人共ものをけがれた者としてあつかつてゐる。

孤兒

從來捨兒救育の儀預りの分は養育米被レ下貰受人有レ之分は不レ被レ下候處 自今預り貰受に不レ拘棄兒當歳より十五歳迄年々米七斗宛被レ下候以二實意一養育可レ致 四年六月

立派な太政官布告。この心で今の嫌はれものゝ孤兒院の孤兒を救ふことは出來ないものか。

人力車

人力車の數二萬五千に至る（辛未五月）發明の當時は駕籠屋共色々言ひて車ひきを罵つたが、車は安いし、早いし迚も勝てぬとあきらめてか、もと一萬人あつた駕籠かきは三分の一になつた。（五年五月には六萬八千輦となり、運上金一ヶ月一萬七千圓を數へた。）處で珍談を一つ。朝鮮で初めて鐵道の出來た時に、乘るのが唯嬉しくて、用も無いのに毎日毎日乘り廻して、身代を乘り潰した朝鮮貴族があつた、しかし笑ふどころではない。「東京本町邊に住める一富家の主人力車に乘ることを好みて、終日雇切にして用事も無きに所々方々へのりまはり、市在社寺は云に及ばず、峻坂險路と雖も避ることなく、朝より夕に至るまで曳き歩行かせ、僅に中食の間を休息せしむるのみ。車夫も初めは意外の利を得るを喜びて、汗膏の勞を忍んで用に從ひしが、如此すること已に三四日にも及びければ、後には初めより斷りて來らざるもあり、たま／＼來ると中途にて辭し去るもあり、遂には車夫の者共其人を見るや否逸足して車を引き遁去りしとぞ」（新聞雜誌第十一號）

「今般東京府下道路修繕に付、商賣所用大小の車取入、賃銀百分の三を入費へ差出させ候間、諸

官員及華士族卒たり共、馬車人力車所持致候者、右定額に準し入費可ニ差出一事」五年五月二日　賃銀百分の三の定義が六つかしいけれど、新聞雜誌第二十五號に、東京府下人力車の總數四萬餘一車の税銀一ヶ月八匁宛なりといふ。大阪より歸りし人の話に、彼地にては人力車日を追ひ盛んなれど、西京にては未だ數十輛に充たず。東海道は箱根以西は靜岡にて一輛、草津にて一輛見かけたるのみ云々」

銀のかんざし

信州上田城は鍋島藩兵が交番で守つてゐたが、四年十二月、大手先にきん玉を銀のかんざしで刺されて死んでた兵隊あり。伊達には指さぬとうたふ銀のかんざしだから尤か。

名妓の燒け死

吉原の燒けた時辛未五月二十九日江戸町某樓の名妓行方不明となつたが、灰かきをしたら糞中に落ちて死んでゐた。

金、金、金

「ある夜道行く人の話、當時總ての商ひ儲け薄く骨が折れる故、商人は褌を〆てかゝると云、町人は金を上げろと云、士族は金を下げろと云、巢子お山は金を遣はせんと云、坊主は金が納らぬと云、ねぎ山伏は金が出來ぬと云、比丘尼は金が無いと云、札の勢ひよく金がだれたと云、金の急がしき事昔に十倍せり。ぶら〳〵としては居られぬ金玉の握つてくらす人もなき世や」新聞雜誌第二十號

これは世相ある出しの名文である。

笑ひ玉へ歡び玉へ

備中玉島のひで屋作兵衛、小間物屋を止めて名を一元德と改め、愚民を集めて一宗を起した。其歌「天地の神と結んで笑ひたまへ喜びたまへ」屋敷を拂うて田うりたまへの先をなすものだ。處が東京では、一人が中に居て多勢が周りで三味線を彈く歌「あさやまはやま羽ぐろの權現おかまの神さま當家は稻荷の大明神」新聞雜誌第廿四號がはやり出した。

六部禁止

平民廻國修業の名儀を以て六十六部と稱し仲間を立て、寄宿所を設置、米錢等の施物を乞ひ候儀自今一切禁止候事 四年十月 香具師、萬歳などを禁じたのと同じ意味かどうか。

川流れ

三府下川々溺死人有レ之節見當次第速に可二屆出一處等閑に見過候類有レ之趣不レ謂事に候自今溺死人見當り候はゞ直に人夫相雇引揚置其段諸役人へ申出諸役人は右死骸最寄寺院へ假埋致共管轄廳へ可二屆出一候尤見當人へは士民の差別なく鳥目十五貫文差遣人夫雇料埋葬料等は官費に相立可レ申候自然等閑の儀於レ有レ之は其諸役人の越度たる可に付屹度可二相心得一事 四年四月

二三年前、私の家で持つてる野地（やち）へ漂着した溺死人があつた。用水堀へ入水したのが、水門の中を潛つて小貝川へ流れ出したのである。いごみ土にくるまつて、まるで泥の塊としか見えなか

つた。處が困つた事に、明治四年と異つて當役人は死骸を最寄の寺へ埋めて管轄廳へ屆ければ善い譯にはいかない。本人は下妻管内だが、漂着した場所は郡も違へば警察も違ふから、檢死の豫審判事は七里も先の土浦から來るのだ。どんなに急いでも次の日一日死骸を炎天下の野原に横たへて置かねばならない。これが目と鼻の下妻へ屆ければ、夜明けぬ中に取り置きが出來るといふところから、漂着した場所を左岸の筑波郡で無しに、右岸の眞壁郡にしたいからといふ交渉を受けて據ろなく承知してやつた。昔は川ばひりを見つけると、何處の村でも突き流したものである。

施し金

五年二月二十六日・和田倉御門内から出火して、市中は餘程燒けたらしい。太政官から三職の名で、窮民救助の爲拙者共施金を出すから、御心得の爲申入れるとして、一、二等官（左右大臣）は二百兩（月給の三割三分強）三等官は百兩（月給の二割）四等官は五十兩（月給の一割一分）五等官は四十兩（月給の一割一分強）六等官は三十兩（月給の一割二分）七等官は二十兩（月給の一割）八等官は十五兩（月給の一割）以下十五等二兩に至る。今なら罹災者は施しだなん

て何いやがると跳ねつけよう。

銀座の煉瓦建築は此時の大火が動機となつたのである。燒失町數四十一　戸數四千八百七十

四　類燒人員一萬九千八百七十二人　死者八人　傷者六十人

幼兒賣買禁止

各港在留の支那人共我窮民の幼兒を買取候儀に付ては去る庚午八月中相達候得共未だ右樣の所業致候者も有レ之哉の趣畢竟内國人より賣渡候故支那人に於ても買取本國へ連行販賣するに至候次第にて御國禁を犯し不レ容易レ儀に付向後右等不心得のもの於レ有レ之は嚴重所置に可レ及候間地方官に於て管内取締厚く可レ加ニ教育一候事（辛未年二月）

「内國人が幼兒を賣渡候も畢竟貧窮に苦み候故」とは氣がつかなかつたか。

辨當料三十五文

慶應から明治へ、

事務繁劇又は差掛候調物等にて退出夜に入候節八字を過候得ば向後判任以下等外に至る迄一般辨當料三十五文つゝ被レ下候尤宿直の者へは其夕翌朝兩度分〆七十文つゝ是亦被レ下候事
但現品又は代料にて相渡候儀は其廳の適宜に取計不レ苦候事　五年三月

ラシャメン

横濱で紙商賣の男が、南京人の姿に通じて見つかつた。開化新聞記者曰く、或云外國人の抱へ女を羅紗綿と唱へるは、外國にて下賤の者抔は、兎角綿羊と交通する趣よりして、此等の婦人は綿羊に等しき者にして羅紗綿抔と稱せるよし。案ずるに羊は紙を嗜むより起るか。依之見れば紙商賣の者は能々注意し商賣可レ致事也」壬申四月

豚の尻を吸ふ

長崎では子豚一匹百兩から百五十兩に賣り買ひされ、乳離れ一匹四十兩したのは、辛未十二月だつた。京都に娘を七十兩で賣つて豚を買つた男、糞づまりで死ぬばかりになれる豚の尻を吸つ

て糞をたすけ、仔豚を二百五十兩に賣つて、娘を助けたのはよいが、糞臭腹に入りて大病人となる。壬申六月 新聞雜誌

地頭への貸し

舊諸藩又は舊旗下の者へ米金を貸附領內又は知行所の郷印證文を取置候事件より起る訴訟は相對の濟方に申付來候處右返濟方相滯下方難澁不レ少哉に相聞候に付相對の示談難二行屆一者は自今訴狀取上裁判に可レ及候條來る七月晦日限り其筋へ可二願出一候事 五年四月

泣く子は知らず、地頭には勝つ見込がついた譯だ。

これと同じに、宮華族其他寺院の名目を以金銀貸附置候事件より起る訴訟の者相對の濟方申付候處右返濟相滯難澁の旨相聞へ候に付相對の示談難二行屆一者自今訴狀取上可レ及二裁判一候事 五年五月

嘗てはこの種の貸附に對してひどいお叱りだつたが。

ところが其五月には、馬喰町役所をはじめ、大阪銅座各地方奉行所又代官所から、舊藩及び士

民へ貸した金穀は、自今一切棄捐す」とされた。無い袖は振りようが無かつたからだ。

無刀の乗馬

「近來無刀にて乘馬の者有レ之、右は素より士族の輩には有レ之間敷候得共、口付其他の者共兵隊に相紛れ、右體の所業致候者有レ之哉に相見、如何の事に付、向後不心得の輩無レ之樣其主宰々々より屹度取締可レ致」二年十一月二日 士族なら刀を指す筈だからといふのらしい。町人は馬に乘れなかつたのだ。

京都のお角力

京都のお角力さんといへば、私達よりも弱いかと思ふ程弱いが、御一新の折には働いたと見えて、「戊辰の歳賊徒掃攘の砌、京都在住の力士共諸道出張の段、奇特の至に付角力場として便地一ケ所永世下賜候」二年十二月十四日

泣き面に蜂

華士族在官の外は農工商を營むを許し（四年十二月）ついで舊縣貫屬の士族卒の歸農商を願出た者には、五ケ年合算の祿高を下されぬことゝなつた（二年十二月）士族の商法とさへいふ、儲からぬ上に祿を止められては泣面に蜂だ。

陰莖を賣る者

「從前刑餘の體を以て、刀劍の利鈍を試み來候處、右は殘酷の事に候間、嚴重取締可レ致、其他人膽或は靈天蓋陰莖等密賣致候哉に候、其功無レ之事に付嚴重取締可レ致」（三年四月）ゐもりは黑燒にすれば利くさうだが、陰莖は買つて、丸の儘くふのやら、割いて灸るのやら。

明治八年の雅俗日新錄に、腎藥臘肭臍酒、同肉及たけり截醬、本郷三丁目十番地大井孫四郎の廣告を見る。たけりの切賣もそれであらう。

花火、鐵砲

自今郭内外諸邸宅に於て、發銃、揚火、花火、一切不二相成一（三年五月）揚火はのろしであらう。

朱座

「是迄朱座と唱へ、年寄又は取次所等の名目にて、受領地抔所持の者有レ之候處・總て廢せらる」三年正月十二日　朱及朱墨の專賣權を奪つたのである。

廳

府藩縣公廨、自今總て何府何藩何縣廳と可レ稱　三年二月三日

乘込禁止

江戸の火事には、諸藩のお使番が馬を馳せて紅蓮地獄の中を往來したものだが、以來出役の外乘込候儀禁止せらる　三年二月五日　勇ましい景物がまた一つなくなつた。

京のさびれ

京都に有レ之候諸藩之邸宅地所近來往々荒蕪に相成候場所不レ少、右は全く地力を廢棄し候儀に付、不用の向は桑茶等植付地力を盡し候樣可レ致、不レ及二其儀一分は貢拂候か、又は上地致候か、孰れとも取極早々可二申出一」京都が次第に寂しくなる。三年三月八日産業基金として五萬兩を下賜された。

馬車の馳驅を禁む

馬車は横濱文庫（文久二年版）に、「車に馬を附けて走らする」とあるから、早くから往來したのであらうけれど、馬車の儀近來路人を怪我致させ候事不レ少、以の外に候、就ては市中は勿論街道筋にて狹隘混雜の場所は馳驅をとゞめ不都合の儀無レ之樣可二取締一」と東京神奈川品川へ達した（三年二月二十八日）。更に十一月（十九日）には、馬車騎馬等には夜中無燈通行之儀堅く被レ禁が出た。乘馬の際の提灯は昔から有るが、馬車へは何處へさげたか想像もつかない。

も馬車が珍らしいので、官員連中無暗に乘つたらしく、諸官省急御用にて、近傍出張の節馬車乘用、右賃錢其省月費金の內より仕拂候向も有レ之、向後右樣の節は旅費早追を以て渡方可二取計一

十一月と叱られてゐる。

御門

衞士が警戒兵と呼ばれるやうになつて、外櫻田和田倉馬場先日比谷數寄屋橋鍛冶橋吳服橋常磐橋神田橋一橋の十門が、暮六つに〆められ、無提灯通行を禁ぜられた。三年三月五日親王宮大臣伯大納言の夜中通行には片扉を開け、晝は下座、但し平伏には及ばず。三御門へは乞食軒付等一切制禁の事といふは通行を禁じたのであらう。何ぼ馬鹿な者でも、御門へ立ちはしまいから。

維新資料

「癸丑以來天下有志之徒、時事に奔走、力を國家に效す者不レ少、其成敗得失素より多端と雖、要するに忠誠義烈の事蹟、決て湮滅すべからず。其砌の日記手扣及書翰等國事に關係候分所持候者は早々其筋へ差出可レ申事」とて、關白以下の華族、諸藩、靜岡藩等へ達したのは四月五日。處

が攘夷は措くも、尊王佐幕のあらそひから、國を擧げて生れ更つて、まだ二年にしかならない。薩長政府の存續する限り、非伊家やなどからは、本當の資料は提供されぬ筈だし、靜岡だつて、おめ〳〵と出せらせまい。されば五月廿九日「今以差出無レ之、御沙汰の旨に相戾り候」とて更に提出を命じたが、六十年後の今日、完全に集められたかどうか。

五門を開く

六月十七日、竹橋雉子橋清水田安半藏を開く。但雉子橋を除く他の四門は、暮六つより通行を留めらる。

類曆

頒曆授時の儀は至重の典章に候處、近來種々の類曆世上に流布候、無レ謂事に候。自今弘曆者の外取扱候儀一切嚴禁被二仰出一」（三年四月二十四日） 今日猶類曆を迷信する人間が絕えない。

蠶種製造の儀近來杜撰に相成數多の濫造有レ之趣、畢竟無識の細民、唯自己目下の小利を貪り、終に御國産の品位を隊し、隨て外國貿易上にも名産の聲價を減却し、民間至要の善業却て破産の資と相成候」三年八月二十日 粗製濫造は日本人の先天的悪質だが、父の話に據ると、厚紙へ菜種を糊で貼附けたのを横濱へ持つて來て外國人へ賣らうとした商人もあるやう。

龍動の博覧會

龍動に來未年（四年）四月から毎年五ヶ月間博覧會がある。右は各國商人銘々製作物品を出品して誂品引受る爲だが、出品する希望は無いかと觸れた。三年六月十三日

帶刀は無賃

府下の渡船場は、是迄帶刀の者は無賃だつたが、今後相當の賃錢を渡すべしと命ぜられた三年九月二十七日のを見ると、今の巡査が電車のロハ乘りは當然である。が、

八月十七日

士族の輩沓來武門の流弊に泥み動もすれば下民へ對し瑣屑の不敬を咎め甚しきは之を刄傷する等御維新の今日右樣の所爲は無ㇾ之筈に候へ共僻邑遠陬に至りては自然心得違の者有ㇾ之候ては不㆓相濟㆒候條右地方官に於て告諭可ㇾ致

は威張つたものだ。「士族の輩、士族卒を從者に召仕ふ儀は苦しからず十二月二日」は妙。

小舍人

給仕を廢した月「十一」といふから、かはりに何を置いたかと思へば「小舍人」三年

東京市の測量

今般東京一圓明細測量被㆓仰出㆒候に付、民部省より出張、道路は勿論各官省藩邸其外諸邸宅社寺町地に至る迄測量致候條、此旨可㆓相心得㆒三年閏十月十六日

彈正

彈正臺は本來「官公吏の非違を彈ずる」役目だつた。後刑部省と合して司法省となつたのだが「彈例御改正に付、既往の小過失一切不問に付すべき事」五月の文字が見える。「彈正臺の纒提灯之御印」といふ字も見える。纒を何にしたらう。尤「彈正臺探索の役目を假り、無根の說を唱致徘徊候者有之哉之趣、不埒の事に候條召捕可屆出」三年十一月十日こはもての僞彈正も出沒したらしい。

金のしやち

名古屋の金鯱をとり外して、朝廷へ差し上げたのは四年だが、新聞雜誌第六號「高さ九尺餘、鱗鰭尾みな葉金を以てつゝめり。運轉の人力兩個に八十人を用ゆといふ」

淫蕩開化

金澤で流行つた歌「文明開化のドーイ　淫蕩開化のドーイ　淫蕩サイ〳〵　開化のヲムペケタイナンドーイ　文明開化のドーイ　文明のサイ〳〵　開化の弊より起るヲムペケタイサンドーイ」開化新聞第十四號

印鑑を貸すな

「御門通行の印鑑、私に外人に貸渡候者有レ之、以の外の事に候、自今屹度相心得可レ申」四年一月十日

外人とあれど、此處では他人の義であらう。外國人は借りた處で仕方があるまい。

覆面

「外櫻田馬場先和田倉數寄屋橋鍛冶橋吳服橋常磐橋神田橋一橋雉子橋日比谷の諸門通行の節、覆面並頭巾等一切不レ相成ニ」四年一月十四日　想像を逞しうすると面白い場面が心に浮いて來る。

ド　ン

舊本丸に於て來る九日より、晝十二字大砲一發づゝ、每日時號砲執行候條、爲ニ心得ニ相達候事（四年九月二日）

大皷櫓は何時からやめたか不明。

元老院と大審院

四年右院を廢し元老院大審院を置かる。

貫屬廢止

從來氏名の上へ、東京府士族とか佐賀縣平民とか書いたものだが、以後それに及ばぬ（四年三月）とされた。今は有難い事に「平民號」も行方不明にならうとしつゝある。

商船武裝

西洋型官船と人民所持の西洋型商船に、大砲口徑四寸以内二門小銃三十挺を備ふることを許さる。四年

借上

水戶上市塙某、雇人の所務を定めて、店の正面に貼り出した。初めに事務取扱人員とし、外務係某、内務係某、土木係、出納係、庶務課など一々名を書いてあつた日日新聞一一四九 塙氏今は七平といふ。

大學

大學を廢し、はじめて文部省を置かる。四年七月

非常號砲

自今非常並御近火の節は大砲三發を以て合圖と定候事但御近火の節鐘太鼓打交候儀は廢止候

事[五年三月]

愛嬌がなくなつて物凄くなつた。

「庄屋さん」

今では童話と拳の世界にのみ生きる庄屋が廢されたのは五年四月である。

一莊屋名主年寄等都て相廢止戶長副戶長と改稱し是迄取扱來候事務は勿論土地人民に關係の事件は一切爲ニ取扱一候樣可レ致事
一大莊屋と稱候類も相廢可レ申事
一戶長副戶長給料並諸入用は從前庄屋名主年寄等の振合に相心得官員神官華士族僧尼等は每戶か或は小間割等にて割合可レ申事

一村町の外城郭内外又は陣屋地等にて華士族多分住居の地は右の内にて戸長副戸長を申付土地の廣狹人家の多寡等粗比較すべき村町戸長副戸長の給料を支給可レ致

岩見銀山か

五年五月鼠取蠅取に礬石の類を調合することを停められた。夜嵐おきぬが岩見銀山を夫に呑ませて斬首の刑に處せられた年である。

大判小判の泥坊

五年六月六日博物館に入りて、元祿大判古金大判正德金武藏小判馬押小判小吉小判大𫝆小判享保大判慶長金享保小判等十九種の大判小判を奪ひ去れる者あり。泥坊の恐悅おもひ見るに足る。

太鼓櫓廢止

「太鼓櫓に於て是迄時太鼓執行候處自今被レ廢候間爲レ心得レ相達候事」（五年四月）ドンの出來た結果だが、惜しい氣がする。

いはゆる生血

赤毛布（緋毛氈）は赤兒の生血を絞つて染めるといふ話は、徳川時代から傳へられてゐた。富岡製糸場で女工を募つた時、大藏省から出した告諭文の中に、「此製糸場に於て女職人四百人餘御雇入相成り、製糸の法學ばせらるべきに、右女は外國人に生血を取らるゝ抔と妄言を唱へ人を威し候者有レ之由」（五年六月）今なら書くまい。

赤坂溜池の葵町勸工寮構内に女工場の出來た時（六年七月）は、外國女教師を置いて、襟飾の雑飾及組縫織箔の技藝を授け、一日修業の者からは月三圓五十錢、半日修業の者からは二圓づゝの授業料を取つた。あまりに亭主ばかりをたよつて、萬一ごけになつた時うろたへぬやうに覺えておけといふのだ。今の女學校は何を教へるか知らないが、卒業してもおはり一つ出來ないのは確かだ。

かむり笠さし傘

大手坂下雨御門晴雨に不レ拘かむり笠差傘共被二差許一候事五年六月

自葬

「自葬は向後不二相成一、神官僧侶の内相頼み可レ申候」五年六月　自葬といふ字が珍らしい。家人の手だけで葬ることらしいが。

免狀

外國船に乘り組めば、內地廻りでも免狀がいつた。

外國郵便船に乘込御國內地他港へ廻り候者へ免狀相渡其身分により手數料取立來候處御詮議

の次第有レ之以後内地乘船の者へは有免狀不レ及二下渡一候事　五年八月

これは平民だけで、官員及華士族は手數料を要しなかつたのだ。

九等出仕

本月四日夜石鐵縣に於て何者共不レ知同縣九等出仕植村徳昭へ深疵爲レ負逃去候に付各地方官に於て遂二搜索一速に捕縛可レ致事　五年九月

太政官も大抵ではなからうが、こんな達では地方官も手を束ねてゐるより仕方あるまい。

大禮服制定

洋服を着ると國が亡びるやうに騷いだ人間もあつたが、

今般勅奏判官員及非役有位大禮服並上下一般通常の禮服別冊服章圖式の通被ニ相定ー從前の衣冠を以て祭服と爲し直垂狩衣上下等は總て廢止被ニ仰出ー候事

但新製の禮服所持無レ之分は禮服着用の節當分是迄の通直垂上下相用不レ苦候事

一武官禮服は從前の通たるへき事（五年十一月）

これで服制の問題は洋風と決定したわけだ。洋服を採用して五十年、日本の國は決して亡びはしなかつたことを國粹右傾論者に教へたい。

服制改制の影響の一として、

勅奏任官免職の節滿二年以上勤仕の輩へ是迄直垂地下賜候處以來織物に被レ改候事

香具師を廢す

從來香具師と唱へ來候名目自今被ニ廢止ー候事但銘々商賣の儀は可レ爲ニ勝手ー事（五年七月）

譯の分らぬ布令の一

何ドル何合

文明開化の影響を受けた痛快な和洋折衷

洋銀等數の儀是迄何弗何十何セント何分何厘又は何弗何合何夕或は何弗何十何錢何厘抔と種々の唱呼有レ之不都合に候條以來何弗何十セントと相記し其以下は數字のみ相用可レ申事 五年八月

SENとCENTとは同音相通ずるが、何ドル何合は驚いた。

おれが死んだら

福山におれが死んだら解剖せよと言ひ遺した醫生あり。兄その屍を執りて、寸斷すること三日

三夜、後これを葬る。新聞雜誌第七十四

制外者

演劇に對する明治政府最初の取締令は

一能狂言以下演劇之類

御歷代之

皇上を模擬し　上を褻瀆し奉り候體之儀無之樣厚注意可致候事

一演劇之類專ら勸善懲惡を主とすべし淫風醜態の甚しきに流れ風俗を敗り候樣にては不相濟候間弊習を洗除し漸々風化の一助に相成候樣可心懸事

一演劇其他右に類する遊藝を以渡世致し候を制外者抔と相唱へ候從來の弊風有之不可然儀に候自今は身分相應行儀相愼み營業可致事五年八月

河原乞食の稱が止んだのも、この頃からだ。

道路掃除條目

當時餘程道路が汚なかつたと見えて、『新聞雜誌』に載つた風俗改良案にも「一市街に塵埃を投ずる事」をきめつけてゐるが、太政官からも從前掃除請持有レ之道筋は勿論、持場無レ之場所は最寄町村へ公平に割渡左の條目の通掃除可レ爲レ致事とて、

一總て掃除請持丁場は風雨等の障り有無に不レ拘必ず三ケ月中一度つゝ掃除可レ致事
風雨の後は必ず其持場を掃除し溜水は左右溝へ導き水溜の場所相減候樣可レ致事

一並木根返り風折雪折等は追て其廳より所分有レ之と雖も不レ取敢一道路妨なき樣取片付置可レ申事

一左右に溝渠無レ之道路は可レ成丈ケ路の兩緣を低下にし雨水の捌方宜敷樣可レ致事

一掃除丁場標杭往々等閑に致し置候向も有レ之右は必其請持丁場境に從レ是東西或は南北何百

何十何丁何郡何村掃除場丁と誌し標杭可ニ相建一事

一路舗往々田畑に切添候より並木根さしを失し之か爲め根返に及ひ易く以の外の事に候以來決て右等の所業致す間敷事 五年十月

三ヶ月に一度できれいになつたか知ら。太政官らしい御達しだ。現今でも道の惡いのを內閣令で取締るとよい。

盲人の官職

盲人の官職自今被レ廢 五年十一月 これまで檢校とか勾當とか座頭とかゞ、配當金を取集めたり、繩張をきめて、鍼や按摩のなりはひを勝手に出來ぬやうにしておいたのが、停めになつたのである。

剃髪華族

華族隠居剃髪の輩、復飾被差許候事（五年十月）太政入道だの、蛸入道だの、三尺入道だのがあとを絶つ筈だ。

年齢の數へ方

改暦の影響はどこまで及ぼすやら。當時の人には、今のメートル法採用より一層こたへたであらう。

自今年齢を計算候儀幾年幾月と可二相數一事
但舊暦中の儀は一干支を以て一年とし其生年の月數は本年の月數と通算し十二ヶ月を以て一年と可レ致事（六年二月）

年の數へ方の難かしくなつたのは、新暦頒布のせゐだが、それよりも猶厄介がられたのは田舍の正月で、「五畿内の某縣下は太陽暦に改正ありし兩三年は、一月一日を正月とせしが、其後は年

年に退歩して舊暦を用ゐ、一月に旭旗を懸るは戸長役場と學校等のみにて、年賀の式を行ふ者絶て無きより、縣廳は痛く之を憂ひられ、舊臘郡役所へ内達して、今年よりは一月を正月とすべしと觸れしめ、廿八日に及び、來十四年一月一日に喫すべき雜煮餅を搗かしめ、郡吏は各村を巡回して其餅の有無を檢査したるを以て、人民は遽に迎春の用意をなしたりといふ」 江湖新報

種痘せし夫婦

六年、種痘をした者でなければ小學校の入學を許さぬことゝなる。其前の年「民間俗説に、種痘をせし者は夫婦になりても兒を生ずることなく、僅三十五歳にて死すとの惡説をなす者あり、此事實ならば、日本は暫く云はず、西洋各國從來種痘をなす土地は既に人種絶ゆべし、然るに其事曾て無きは虛妄の説なる事炳然たり、又日本にて種痘の盛んに行はるゝこと未だ三十五年に滿たず、さるを今より未前を察し、人智を以て天壽を定むること嗚呼の白痴漢荒唐の説なることを知るべし、斯る無根の言に惑ひて人命保全のため施行ある所の種痘を忌み恐るゝこと至愚の甚しといふべし」 京都新聞第五

混穢の制

「自今混穢の制を廢せらる」（六年二月）宮中にはいろんな忌みがあつた。

三兒

三子が生れると右同づゝ下さることゝなる。（六年三月）當時民間では双兒を生むと一人は殺すことになつてゐたし、男女双胎だと畜生腹だとしたものだ。

夫油斷

本白銀町席亭某の妻、落語家某との密事あらはれ、親元へ歸つてゐたが、かねて近所から惡まれてゐたせゐか、詫が叶つて歸る日に、誰がいひ出したか「夫油斷」と記せる旗を先に立てゝ、其次に豆を播き〳〵密夫が行き、あとから豆を拾ひながら女が通るのだ。新しい引きまはしだといふ噂から、日本橋から十軒店迄群集で身うごきならず、四谷板橋邊からも車に乘つて見に來る者

があつた。日暮れまで騒いだ。新聞雜誌六年三月

嫁に行かぬ娘

駿州大宮邊にて、女子十三歳より廿五歳迄緣付かざる者は、すべて歐羅巴へ遣はさる旨不日御布令これあるとのことにて、日本の女に歐人の人だねを得させん爲だとの噂が傳はつて、女の子ある者は急に婚姻をさせ、まだ花唇の綻びもせぬ者まで、俄に齒を涅めて他へ嫁がせる抔動搖一方ならず、右は機業巧手の女を選んで歐洲便利の機おりを習はせようとしたのを誤解したのだつた。明治十年にも十三以上の女で嫁に行かぬ女は兵隊に取られると騒いだはなしもあつた。新聞雜誌六年三月

城

維新以來二三の城郭は破毀されたが、それでも猶多くは保存されてゐた。六年二月大藏省達二十號、別紙陸軍省所轄の城を除くの外總て當省の保管に被二仰付一とて、別紙第一號に載する者、

第一軍管　武藏東京、相模小田原、駿河靜岡、甲斐山梨、下總佐倉、上總木更津〇、常陸水戸、下野宇都宮、越後新潟〇、同高田、上野高崎。

第二軍管　陸前仙臺、岩代福島、同若松、陸中水澤〇、同盛岡、陸奥青森〇、羽前山形、羽後秋田。

第三軍管　尾張名古屋、三河豐橋、信濃松本、美濃岐阜、加賀金澤、能登七尾〇、越前福井、同敦賀〇。

第四軍管　攝津大坂、同兵庫〇、紀伊和歌山、山城二條、近江彥根、同大津、伊勢津、播磨姬路、因幡鳥取、備前岡山、但馬豐岡。

第五軍管　安藝廣島、出雲松江、石見濱田、周防山口、讃岐丸龜、同高松、阿波德島、土佐須崎浦〇、伊豫宇和島。

第六軍管　肥後熊本、日向飫肥、薩摩鹿兒島、豐前小倉、豐後千歲〇、筑前福岡、肥前長崎〇、對島嚴原。

〇は現今城郭無しと雖も、新規取立可相成分。

大藏省の手に移つた分は早く破壞し盡されたらしい事は、想像も出來るが、陸軍省の手に保存されたこれだけの城も、風に吹かれ雨に曝されて、昔の俤を忍ぶよすがすら無くなつたのが多い。僅かに一つか二つ殘つた櫓を國寶扱ひして騒いでる地方もあるけれど、もう遲い。

立禮

行幸の節其御道筋通行の者旗章を見受候はゞ車馬を下り笠並帽等を脱し總て路傍に立禮可レ致事三月跪座の禮が廢止せられたのである。翌七年十月「猶通御の際敬禮を失候者有レ之、甚不二相濟一儀に付、立禮の趣下々に至る迄普く通徹候樣可二取計一と達した。土下座が絶えなかつたからである。

子細の所勞

華族へ達

從來子細の所勞と稱し候忌服は自今相受るに不ㇾ及候事　六年二月　「子細の所勞」とは何か。

復讐嚴禁

明治政府は大きな仕事をやつて來た。復讐を禁じたのは其一である。

人を殺すは國家の大禁にして人を殺す者を罰するは政府の公權に候處古來より父兄の爲に讐を復するを以て子弟の義務となすの風習あり右は至情不ㇾ得ㇾ止に出ると雖とも畢竟憤を以て大禁を破り私義を以て公權を犯す者にして固擅殺の罪を免れず加之甚しきに至りては其事の故誤を問はず其理の當否を顧みず復讐の名義を挾み濫りに相構害するの弊往々有ㇾ之甚以不ㇾ相濟ㇾ事に候依之復讐嚴禁被ㇾ仰出ㇾ候條今後不幸至親を害せらるゝ者於ㇾ有ㇾ之は事實を詳にし速に其筋へ可ㇾ訴出ㇾ候若無ㇾ其儀ㇾ舊習に泥み擅殺するに於ては相當の罪科に可ㇾ處候條心得違無ㇾ之樣可ㇾ致事　六年二月

大石良雄等四十六人に死を賜ひて心に悔いざりし將軍綱吉は、新政府にも居たのである。

刎錢

華士族庶民の奴僕傭人共其主人工作並諸品賣買等の節其金高の幾部分を請求し於ニ工商一も其意に任せ授與致し得意先抔と唱へ他の諸商人立入候を拒絶し或は其家長と直談の取引筋と雖とも刎錢同樣相貪者有レ之趣右は眞實物品工料等の價位を失し交換流融の正理に悖り無レ謂事に候以後右樣の請求致し候者は勿論授與の者と雖屹度取締可レ致事　六年三月

今でも會社や役所にはよくあるコンミツションだ。

此年一月大藏省からも陸運會社や人馬繼立所で「他の驛々より繼通し候人馬の刎錢を取立」云云と、交通の妨害を防がうとしてゐる。

郵便強奪

赤行嚢紛失は昔もあつた。六年四月十九日大阪驛逓寮から各紙幣各種見本（百圓札二、五十圓札二、十圓札二十、五圓札二十、一圓札十五、五十錢札十五、二十錢十四）爲替會社金券見本（一兩券二十、五兩券十・二十五兩券二）を書留で差立てた處が、淀枚方の間、楠葉村で行李ごと強奪された。見本には極印が鑿孔してあるから、骨折損にしかならない。が、

> 去壬申六月中見本として相渡置候鑿孔の新紙幣を縣官の内心得違を以て通用札へ取交ぜ官費の内へ遣拂候向有レ之より現今各地へ散布致候趣右は通用札に不レ紛様兼て鑿孔致し置候品に付自然其儀不二心付一所持の者有レ之候はゝ速に紙幣寮又は第一國立銀行へ引替可二願出一尤懸隔の場所は其地方廳へ可二願出一事

こんなのがあるから強盗も幸福だ。（間違へたのは、小田縣と元犬上縣の官員である）

掛　屋

各地に於て從前掛屋名義の者有レ之候處現今某縣銀行と相唱掛札致し候向も有レ之趣元來銀行之名稱は其條例を踐候上にて紙幣寮より許可を受相唱候儀に付猥に銀行の名目相唱は不都合之次第に付私に銀行と相唱候儀一切不二相成一候條各地方廳にて不レ洩樣相達有樣の者有レ之候はゝ早々改稱可二申付一候事 六年五月

掛屋は今の何に當るか、さつぱり分らないが、勝手に銀行の看板をかけた勇氣は明治六年でないと見られない。でも醫者や山師醫者が「病院」の名を使つてお目玉を喰つてから、今の醫院の名を生んだのだが。

ひけの拍子木

五月十日より午前第九時出頭午後第三時退出の事但官中拍子木を以て三時を報し候はゝ各退

出可レ致尤臨時御用有レ之者は此限に非す（六年五月）

むづかしいお鬚を生やした官員連中、芝居の觀客が幕開きを待つやうに待つたことであらう。

印紙と爪印と花押と

「六月一日（六年）以後、印紙無レ之證書は後日訴出候共取揚不レ相成」（六年二月）これはまだしも當然だが、「諸證書に爪印又は花押等を用候者有レ之、右は十月一日以後は必實印を用ゆべし、實印無レ之證書は裁判上證據に不レ相立候事」（六年七月）爪印は論外だが、花押には歴史も有るのだから、書ける者には書かせることゝして、殘して置きたかつた。

墓地に就いて

從來猥りに墓地を設け候儀は不レ相成候處今般私有地の證券相渡候上は心得違の者も難レ計に付耕地宅地は勿論林藪たりとも許可を得すして新に墓地を設け或は區域を取廣け候儀可

レ令禁止就ては墓地差支候郷村も可レ有レ之候條管下一般諸寺院境内を始其他永久墓地に定むへき場所取調圖面を副へ大藏省へ可ニ伺出一事 六年十月

茨城縣には共同墓地以外に、一軒で一ヶ所二ヶ所づゝ墓地を有してる村落も有る。今度三度目で當選した衆議院議員某氏は「御前」のあだ名を持つ呉服屋さんだが、墓地は四反歩の廣さを持つてゐる。度々の落選でしんだいは荒ましがたびしになつた噂だが、押しも押されもせぬ議員さまになつたのだから、今後の鼻いきの荒さ思ふべしだ。

ところが、こんなのがある。

九年四月二十四日　栃木縣伺

一管下下野國の內地方に寄り從前往々埋葬地と墓碑との所を異にするの習慣有レ之有は葬地の僻遠に在て香花を奠するに不便なる等の邊より此風習を生し遂に眞の埋葬地を忘るゝ者なきこと不レ能甚以嘆息の趣人民中より申出候者有レ之云々假令私有地たりとも埋葬候儀は決て

無レ之候得共唯其石碑のみ建設候儀は別に禁止せらるゝの明文も無レ之就ては斷然制候次第にも難二相成一夫迄墓碑のみ相建候儀共從來差置候ては遂に埋葬地に非ざるや否や眞僞混交の弊害を來し加ふるに人民自ら先人の墓地を忘るの不都合有レ之哉も難レ計に付右石碑のみと雖とも墓地に非ずして相設け候儀は差止め不レ苦哉

（御指令　五月九日　伺の通

妙な習慣もあればあるものだ。が何處でも、共同墓地へは石碑を建てぬのが普通で、建てたとすれば、佛をうめた處でない場所へ建てるやうである。言はゞ供養塔のやうに。

私の家では、祖先代々の墓地の外に、別に村内に三ケ所の共同墓地があつて、其二つは墓地として自由に使へるが、尤もまだ使つたことはない一つには寺が建てゝあつて、そこへは村中の石碑も建てゝある。二ケ所の墓地は先埋つたからといつて先取權が有る譯ではない。あとから來る人に掘り返されても仕方がない。さうせねば限りある墓地にこれから先き死んで行く村のすべての人を埋める場所が無い。だから一ケ所だけは、石だけ立て死骸は埋めぬ墓地として殘されてゐるのだ。栃木

縣のはそれと同じ事ではなかつたらうか。

喰違の變

昨十四日午後八時右大臣岩倉具視退朝途中赤坂喰違外に於て何者とも不レ知數名及ニ狼藉ニ同人へ薄手を負せ逃去候趣達ニ　天聽ニ深く御宸怒被レ爲レ在候就ては府下は勿論各地方に於て嚴密遂ニ捜索ニ捕縛可レ致事

但し此事件に付ては捕縛の儀府縣に於て臨時處分可レ致事　七年一月

この佈告は捕縛次第殺しても差支へなしと云はんばかりの書振りだ。七月、爾後夫々就縛。本月九日處刑相濟候事で、處刑された事は分つたが、「何者とも知れぬ」

船燈の歌

明治七年一月「船燈規則」が改正されたが其の中に、マストや其他左右舷に設ける燈の位置を

能く記憶する爲めの歌と云ふのがある。

大船にともすともしび上は白みきはみとりに左くれなゐ

此歌を諳記し置くべし但しみぎのみの字はみとりのみの字なれば覺へ易し

標語式に歌を利用したところ、役人にしては大出來だ。

屁のやうな佐賀の亂

七年二月「佐賀縣下嘯集の賊徒本月十五日縣廳を襲撃し、鎭台兵と鬪爭に及候趣」を發表したが日付が無い。三月一日「佐賀の賊徒平定に及び候、賊魁江藤新平始追々就縛候」すなはち十四日で天下は定まつたのである。

佐賀縣下騷擾に付所々電機毀損有レ之去月十六日より福岡以西長崎迄電信不通之處即今假修

繕相加へ通信無二差支一旨有線路各局より電報有レ之候事（七年三月）

だから「飛信」が發明されたのだ。「電報」の字を初めて見る。

風俗人情文献

院省使府縣へ

全國一般官撰私撰の別なく政事典型風俗人情を徵すべき古今の書類今般内務省に於て悉皆致二保存一候條各官廳所轄の書籍及諸記錄類の目錄取調至急同省へ可二差出一事（七年三月）

收獲は大きかつたであらう。今有るかどうか。

男女混浴除外例

豐岡縣伺七年三月二十三日

違式詿違條例に男女入込の湯を渡世する者と有レ之然處當縣管内には温泉所々有レ之四時他邦の浴客其病症に依り介抱人附添不レ申候ては入湯差支候より他人を雇候餘財無レ之貧者は我子女をして介抱せしめ候者多く有レ之然るを男女の入込相禁候ては其迷惑不レ尠殊に但馬國二方郡湯村の如きは狭隘の地より温泉湧出浴室壹箇所故差支を生じ湯治人も有レ之間敷同村は山間の僻地にて唯入湯人の余澤を以一村活計罷在候土地柄に因て一村の人民は餬口の道を失ひ憫然の至りに有レ之右違式の條男女入込の云々は全く尋常湯屋渡世の者に限候御制令にて温泉場の儀は畢竟病人のみに候得ば男女混淆入湯不レ苦儀と存候間拾一條の但書に温泉場は暫く此限に非すと書載致度相伺候也

御指令には書面伺の通、とあつたが、箱根などですら例外だつたらしい。

女子師範

明治七年三月女子師範生る。

恤　救

七年十二月恤救規則發布。獨身にて癈疾に罹れる貧困者、老いて獨り病める者、ほけて産業を營む力なき者、十三年以上獨りにて居る者等に、米を賜はつた。

臺灣征伐

臺灣征伐に關する最初の公報、

明治四年十一月琉球藩人民臺灣蕃地へ漂到し土人の爲に劫殺せらるゝ者五十四名同六年三月小田縣人民四名漂到し亦兇暴の所爲に罹候事共有之去歳全權大使淸國に於て此事談判に及置候抑臺灣島の儀我國に接近し往々漂流人も有之殊に方今我航海次第に盛なるの際向後我人民彼地へ航する者可有之然るに前件の如き所爲屢々有之に於ては甚以て憂慮す可事に候依て今般陸軍中將西鄉從道を都督に任ぜられ發向爲致蕃に我人民を暴害せし罪を問ひ相

當の處分をなし且は後來我人民航海の安寧保護の爲乾度取締の道を可ニ相立一御趣意に候事

七年五月

四年越し朝議一定しなかつた爲に公表を見合せたのではなからうか。其十三日參議兼文部卿木戸孝允征討反對の議納れられずして職を辭し、九月經過が發表された。

臺灣蕃地問罪の儀去月廿二日都督西鄕從道蕃地へ到着其數日前參軍既に入蕃水陸巡査の間卒然蕃人より發砲狙撃す故に再度進撃し破レ之十八社の酋長相踵て降服し全蕃殆んと平定す尋て向來開制の方法可ニ相設一順序に立到候折柄清國政府異議主張候に付同國駐剳特命全權公使柳原前光をして同國政府へ照會せしめ往復辯論を重ね尚

特旨を以て參議大久保利通を全權辨理大臣に任し同國へ被ニ差遣一候談判上固より平穩を期し交和を保全するの御趣旨に候得共將來の都合に因り事不レ得レ止に出る時は臨機の變に應ずる

の設備相成候間向後彼國派遣の我全權使臣等より談判の結局に因り更に何分の御沙汰可レ被ニ

仰出一候事

十一月

辨理大臣大久保利通淸國談判の末彼政府より償金可ニ差出一結約の趣本日電報有レ之候事

と各官廳へ達せられた。「本日」が何日か解らない。色々參照して見ると十日前ではないかと思はれる。

ペンとインキ

官員用筆墨附與之儀或者現品或は代料を以支給取計有レ之右者便不便に寄適宜處分不レ苦候得共元來一定之成規無レ之より金額區々に付自今代料にて支給之向者書記事務の者へ一ヶ月一人金二十五錢迄其他之者は一人金十二錢五厘迄を目途に致し渡方可ニ取計一候事

但ペンインキ等相用候節は別途買上相渡可申事（七年六月）

ペンとインキを官廳で既に使用してゐたと見える。（九年三月）未仕せらる。

はじめての土用休

七年七月十一日から九月十日まで、初めて官員の休暇が出た。ある二ヶ月續きの休みのやう。

布達印刷

太政官御布告は從來舊式の木版だつたが、書局の器械が整備したので、七年九月から印刷されることゝなつた。

君主の稱號

締盟各國君主の稱號原語各種有レ之候處和公文には原語に拘はらず總て皇帝と可レ稱定式に候

事

但し共和政治即ち米利堅佛蘭西西班牙瑞西秘魯等の如きは大統領と稱す可き事　七年七月

戰歿朝敵御赦免

生存へは御赦免の沙汰があつたが、戰歿者へも七年八月

各地に於て戰歿の者は格別御沙汰も無レ之に付其親族共祭祀等憚り居候者有レ之趣に相聞愍然の事に候條前條寛大の御趣意に候得ば死者親族朋友より祭祀等執行候儀は御構無レ之候條地方官に於て御趣意篤と可レ致二告諭一事

これとは反對であるが、私の知人に、幕府方である藩主を憚つて、幕末に切腹自盡した大叔父の爲に、墓を建てたのは明治も四年になつてからである。

支那で長い物

「支那の國で、長い物は萬里の長城揚子江、馬の耳、きせるの管(らを)、とむらひ婚禮のお供立、役人が乘りまする　式の儀記の棒、名札にしるした御役名、チヤン〳〵頭の髮の毛と、指の爪、してまた命とつりかへの、何よりお好きな大毒阿片の一ねいり」讀賣新聞八年二月　長い物に煙管のらをが數へてあるが、朝鮮とまちがへた譯でもあるまい。唄は大津繪と言つてあるが鴨綠江節ならやれさうだ。しかし流行らせると排日を喰ふから見あはせたい。

最初の地方官會議

最初の地方官會議は、七年九月十日から湯島の昌平館で開くことゝなつて、議院といふ名まで出來、議長は伊藤博文に仰せつけられたが、中止となり、八年六月から淺草本願寺で開いた。區戸長の傍聽を許したが、其旅費其他は自費たるべしと定められた。

御下問の條々は、

第一　道路堤防橋梁の事　附り民費の事
第二　地方警察の事
第三　地方民會の事
第四　貧民救助方法の事
第五　小學校設立及保護方法の事
　　但臨時御諮問の事件は此限に非す

人身書入

昔の奉公人證文は切支丹伴天連にあらざる旨の證人を立てゝ、名主の奥印までいつた。奉公人は「一枚紙にくるまつたからだ」だといつたものである。

金錢貸借に付引當物と致候は賣買又は讓渡に可二相成一物件に限り候は勿論に候處地方に寄り間には人身を書入置候者も有レ之哉の趣右は嚴禁に候事

但期限を定め工作使役等の勞力を以て負債を償ふは此限にあらす　八年八月

「フラット・アイランド」

フラット・アイランドと云つたとて外國のことではない。八年八月工部省から「豊前國藍の島（英名「フラット・アイランド」）の北端より北西凡廿町餘（英里壹「マイル」と四分の壹）を距る所に於て左之通浮標壹個設置候事」と堂々と公文書の中に、日本の島名を英國式に呼んでゐる。平（フラット）な島（アイランド）の名は惡くはないが、藍（あゐ）の島は更にまさつてゐる。

寄席

寄せ席に於て演劇類似の所業不二相成一旨屢相達置候處近來等閑に相心得候者も有レ之趣不都合の事に候向後廻り舞臺を仕組或は大道具と稱へ候造り物等を用ひ若しくは藝人共鬘（かつら）を着け衣裳扮裝して踏舞（ちもまはり）する等一切違犯の者於レ有レ之は爲過怠金一席主並藝人共各定額月税の三倍を取立可レ申候條此旨更に布達候事　八年十月

寄席は落語や講談だけでは、立ち行かなかつたのではないか。

寄せ席に於て景物と唱へ來客に札を賣り當り鬮の者へ物品を與へ候儀自今決して不ㇾ相成ㇾ候條此旨布達候事 八年十二月

景品付で蓋を開けてゐたほどだから。

明治八年の刑事

政府は時々政表を發表した。昭代史要に近日調査局明治八年日本政表刑事裁判の部を編纂す、「茲にその梗概を錄す」とある中から採る。

處刑別。梟十三人 男 斬三百七十一人 男三百六十八人、女三人 絞六十七人 男六十五人、女二人 懲役終身三百三十一人 男三百二十三人、女八人 十年より五年に至る者千四百七十八人 男千四百四十九人、女二十九人 三年より一年千

四百四十九人男千三百二十人女百二十九人　百日より十日四萬二千九百十七人男四萬千二百六十二人女千六百五十五人　除族四百八十三人男四百八十二人、女一人　閏刑、終身二人男　十年より五年六人男　三年より一年二十六人男百日より十日九百十八人男　贖罰終身八人男　百日より十日三十四人女　懲役終身に當る者の罪を贖ふ五人男　其五年より十年に至る者を贖ふ一人男　其三年より一年に至る者を贖ふ十九人男　其百日より十日に至る者を贖ふ四萬六千八百三十三人懲役終身に當る者を收贖する四十四人男四十三人女一人　十年より五年に至るを收贖十七人男十六人女一人　三年より一年に至るを收贖五十六人男四十一人女十五人　百日より十日に至るを收贖八千七百二十四人男二千三百八十人女六千三百四十四人　減等無料の者八百四十九人男八百三人女四十六人　全免を與ふる者一萬百十二人男九千四百六十八人女六百四十四人　罰金を徵して禁獄四人男　○以下犯則者處斷する者　罰金を徵收して其物件を沒收十一人男　獄に禁する者四人男罰金を徵する者一萬三百三人男一萬百四十八人女百五十五人　物件を沒收する者二人男　全免を與ふる者八百四十四人男八百四十人女四人　總計十二萬五千九百二十五人男十一萬六千八百五十四人女九千七十一人　○總計中、兩度以上の刑を受けし者、五千百八十五人。而して其初度の刑は未だ本年前年とあるを詳かにせず故に編中載する所の犯人實數に非ずして處刑員數に係る　是他呵に止まる者九千七百四十五人男八千七百八十五人女九百六十人

犯罪人年齢

年齢＼刑名	梟	斬及絞	懲役終身	同 十年より五年まで
七歳以上十歳以下	ナシ	ナシ	男一	ナシ
十歳以上十五歳以下	ナシ	ナシ	男三	男二七
十五歳以上二十歳以下	ナシ	男四四 女一	男四五 女三	男二一二 女五
二十歳以上三十歳以下	男七	男二〇九 女二	男一七一 女三	男七二七 女一〇
三十歳以上十歳以下	男一	男一一一	男七九 女一	男三一一 女八
四十歳以上五十歳以下	男一	男三三 女二	男三五 女一	男一二六 女三
五十歳以上六十歳以下	ナシ	男一〇	男一七	男四六 女四

	六十歳以上七十歳以下	七十歳以上八十歳以下	八十歳以上九十歳以下	九十歳以上	年齢不
	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	男一
	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	男二四
	男二	男一	ナシ	ナシ	男二七 女一
	男四	男一	ナシ	ナシ	男一八

犯罪人職業

職業／刑名	官吏	准官吏及雇員
梟	ナシ	ナシ
斬及絞	ナシ	ナシ
懲役終身	男一	ナシ
同十年より五年まで	ナシ	ナシ

神官及教導職	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
僧侶	ナシ	男一	ナシ	男二
尼	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
醫師	ナシ	ナシ	男一	男二
代言及代書人	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
農	男五	男一五四 女一	男一六九 女一	男四八一 女一〇
工	男一	男一三	男二二	男一〇六
商	男一	男二七 女一	男三二 女二	男一六六 女二
通運會者の者	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ

雑業	男 二	男 二三 女 一	男 四四 女 一	男 一九五 女 六
雇人	ナシ	男 一	ナシ	男 二
無職或は職業不詳	男 四	男 二一四 女 二	男 一一二 女 五	男 五一八 女 一二

犯罪人族籍

族籍＼刑名	梟	斬及絞	懲役終身	同 十年より五年まで
華族	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
士族	男 一	男 一〇	男 一四	男 五九
平民	男 一二	男 四二三 女 五	男 三六七 女 九	男 一、四一三 女 三〇

犯罪人宗旨

宗旨 ＼ 刑名	梟	斬及絞	懲役終身	同 十年より五年まで
天台宗	男 二	男 六	男 九 女 一	二六
眞言宗	ナシ	男 二三	男 三八	男 一七五 女 六
淨土宗	ナシ	男 一一	男 三二 女 二	男 一二 女 五
禪宗	ナシ	男 二七	男 四四	男 二三四 女 二
眞宗	ナシ	男 二八 女 一	男 七四 女 一	男 三一九 女 五
日蓮宗	ナシ	男 六 女 一	男 二三 女 一	男 八八 女 一
時宗	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
融通念佛宗	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ

神道	ナシ	男一	男一三	男三一 女一
宗旨不詳	男二	男三三一 女三	男一四八 女四	男四七九 女一〇

刑數比較

本年の處刑數を明治七年に比すれば、一萬八千六百七十九人（男一萬六千八百六十人、女千八百十八人）を增せり。

內死刑（梟斬絞）及び懲役終身に就て見るに、明治六年の死刑九百四十六人、七年七百二十二人、本年は四百五十一人、則ち本年の六年より減ずること四百九十五人、七年より二百七十一人を減ず。六年の懲役終身は二百二十八人（但是歲七月以降の數）七年は四百九十九人、本年は三百三十三人、則ち六年（半歲）より百五人增加、七年より百六十六人減少せる也。（但六年及七年暴動事件に係るは除外）

本年開市及開港場の裁判所に於て淸國人を懲役に處する五十一人（三年より一年に至る者八人百日より十日に至る者四十三人）罰金に處する三人。

女の梟は見當らぬ。

日　曜

日曜を休暇と定めらる（九年三月）一六だと月六回休めるが、日曜日は五回きり無い。不平は無かつたか。

上 野 公 園

上野公園の儀漸次整頓に赴き候に付園内に於て諸品立賣或は音曲を以錢を乞ふ者等有レ之候ては不體裁の至に付自今該園内に限り右樣の類一切徘徊不ニ相成一候條此旨布達候事（九年四月七日）

十二月十八日達せられた同園取締の掲示は、

上野公園掲示

第一　荷車等へ積載候もの其餘遊歩を妨ぐべき物を持て園内を通り拔けすべからず且葬式又は肥し類等汚穢の物を持ては公園内を通行すべからず

但屏風坂通り山下通り及辨天前を通行するは苦しからずと雖ども肥し類を持て屏風坂通行するは日沒より日出まで差許候事

第二　山林道路池溝等へ塵芥の類を棄可からず

第三　猥りに焚火花火等すべからず

第四　乞食に類似の者及び諸藝を以て園内徘徊錢を乞ふ者立入るべからず

第五　木拾の者立入べからず

第六　草木を掘取り又は木の實を採り枝を折り落たる枝葉を拾ひ或は土石を掘取べからず

第七　一切の漁獵すべからず

第八　車馬は車道の外人道及び草原へ立入べからず

第九　馬車人力車は兼て差許し有之場所の外へ屯集すべからず

第十　土手岸等へ登るべからず

第十一　樹木に登り又は木石を投ぐべからず
第十二　草原腰掛等にて睡眠すべからず
第十三　園内遊歩は隨意たりと雖も園ひある内又は制禁ある場所へ立入べからず
右の條々堅く可ニ相守一もの也
明治九年十二月　　　内　務　省

當時の木石、今十の一をも存せず、感慨無量。

東北御巡行に就て

宮城縣より内務省へ伺ひ

行幸の節共御道筋通行の者笠並帽等を脫し路傍に立禮可レ致儀は明治六年第九拾六號御布告有レ之夫々告示仕置候得共當縣の如きは邊陬の場所に於て　御行列拜見等のため罷出候者必立禮の儀は相成兼自然座禮平伏致候者も可レ有レ之座立不同にて却て敬禮を失し候姿に相成て

は如何に御座候間官員邏卒長等の外一般士民　御行列拜見に罷出候者は蹲居爲致候ては如何可ㇾ有ㇾ之哉相伺候也

（指令）　書面の趣立禮を告示候上人民不習の爲め蹲居の者の者有ㇾ之候共強て咎むるに及ばず命じて蹲居せしめ候儀難ㇾ聞屆事　九年七月

お出ましになつたのは六月二日。

團扇の納本

諸出版物内務省へ納本の節彫畫團扇の類は是迄仕立上を以て納め來り候處向後仕立上に不ㇾ及繪紙の儘相納可ㇾ申此旨布達候事　九年八月五日

團扇の納本は珍しい。

ピストール

九年七月二十九日　　　　大分縣伺

平人にしてピストール等の短銃を提携する者有レ之右は不問に措へき筋に無レ之と見込候條再び提携せざる樣說諭致し置候得共軍人に非ざるよりは其品取揚け可レ然哉相伺候也

（御指令）　書面短銃提携の者は逐一詰問致し不審の儀無レ之節は其品取揚げに不レ及候事

九年十二月二十七日　　　　千葉縣伺

一ヒストル　　　三十挺

右は自今各地方叛賊亂民の暴動迭発（タガヒニオコリ）頗る不穩の形勢に有レ之に就き事を未萌（イマダキザサザル）に豫防するの儀は當縣に於て最も注意罷在候得共非常警備の用意は又缺くべからざる儀に有レ之然るに當今亂民の暴動と雖も兇器を提携し其暴惡を逞ふするもの不レ少候得ば警部の劍刀巡査の提棒

も亦制すべからざるの勢に有レ之故に自ら彈藥の力に由らざるを得ず且彈丸の勢力は人を驚服震悚せしめ而して其死傷を成すは却て劍刀相接するよりも少とす故に萬一非常急變に遭ひ縣廳を保護するを得ざる程の急難に及候節は警部へピストル一挺づゝ相渡し防禦制止爲レ致候樣仕度右は曩日各地方の變亂に徵するに鎭臺出兵を請ふも應急の機を失する等不レ少候間特別の御詮議を以て御聞屆相成度此段相伺候至急御指令被レ下度候也

（御指令）　書面伺の趣難二聞屆一候也

神經やうやく針の如し。

一里塚

各街道一里塚の儀里程測定標杭建設既濟の地方に限り古墳舊跡の類を其儘一里塚に相用或は大樹生立往還並木に連接し又は目標等に相成自然道路の便利をなすもの等を除の外耕地を翳陰（かくし）するかの如き有害無益の塚丘は總て廢毀し最寄人民へ入札を以て拂下候積相心得近傍

形況及反別等明瞭の圖面相副可ニ伺出ー此旨相達候事九年十月

惜しい事をしたものだと思ふ。いつかは日光の杉並木を田畑に障るけれど伐らなかつたが、これは一里に一本の榎であり、あれは世界的著名の並木だつたからであらうけれど、價の高下は必ずしも木の數には因らなかつた筈だ。

家傳秘法

神佛夢想又は家傳秘法等の名義を以施藥候儀自今禁止候條此旨布達候事九年十一月

苦しい時の神頼みで、だまされる病人の數が多かつたであらう。

萬歳

府下從來之習慣にて萬歳又は厄拂ひせきぞろ抔と唱る者詮議の筋有レ之自今禁止候此旨布達

慶應から明治へ

候事　九年十二月

音曲諸藝人之物眞似並道化茶番の興行亦禁せらる　十年十月　道化茶番にはくすぐりを通り越して、へどの出さうな巫山戯が多いから、三十棒を喰はしたのはよいが、萬歳を禁じたのは何故だつたか。田舍へは今も年々來る。犬に吠えられ〳〵馬鹿なつらを晒して、餅やはつち米を貰つて歩いてゐる。鼓を前腰へ立てゝ娘達を追ひまはす才藏だけでも禁止に價するのだが。

竹槍で

地租改正以來百姓一揆頻出した結果であらう、明治十年一月四日地租減額百分の二分五厘と定むる詔下る。「竹槍でソツと突き出す二分五厘」一時傳承された句である。

地租減額のせゐで、教部省が内務省へ合せられ、警視廳が廢されたりして、首を切られる官吏が多かつた。十年一月十四日の朝野新聞所載の唄、

ラレス先からラレタときめてあはてさんすなこちの人
ラレヌ氣であてラレタる時にあはてさんすなこちの人
ラレましたのかいラレタリとてもあはてさんすなこちの人
ラレませんぞへラレヌときめてあはてさんすなこちの人

が生きて來る。

暗　示

西南の亂に先立つて不穩な空氣を感じたのだらう。

十年一月九日　　鹿兒島裁判所伺

非違を按檢するは檢事職務の主要たる勿論の儀に候得共當縣の如き人情風俗の他に異なるや自ら縣治も苟且に流れ政令條規は之を施行するに取捨緩急を以てす故に今斷然按檢の法を竭

さんとせしは惟た裁治の職務を判決する而已ならず人員の[illegible]相交し終に責ふ可らさるの危害を醸生する等に立至り候ては其計失の大事ともなる　既に裁判所を設け已に検事局を置れ候上は其非法を検し其違使を検す可きは司法裁判の本務にして　糺明を忽せにす可らす[illegible]併之を行んとすれは又行政司法の権限[illegible]相紛擾し且干冒すること在んと存せられ候而て當裁判所検事に於て職務を施行せんとするに至ては其定限する所を知らす因て向来の職務上如何相心得可然哉伺置き度至急御[illegible]御指揮候也

（御指令）二月廿四日　伺之趣犯罪已に發覺して告訴告發する者あるとき又は自ら重罪を覺知したるときは相當の處分可致候事

裁判所側のおつかなびつくりはやがて事實として現れたが、それにしてはたよりない御指令である

（東京府）乙第一號　十年一月十一日　區　戸　長　へ

東京衛戍兵非常警備の方法演習別紙の通相定折節演習執行候旨陸軍省より達有レ之候條爲二心得一相達候事

東京城非常警備演習之概略

第一條　府下非常の警報あれは衛戍司令官は直ちに衛戍主衛をして執銃整列せしめ而して該兵並守兵をして其緩急に應し要衝の街口に哨兵を配布し王城を以て假りに皇居と看做し內郭を護衛し其寇賊に禦るの警備をなさしむること左の表の如し

非常內郭警備哨兵配布表

哨地	櫻田御門	日比谷御門	數寄屋橋	鍛冶橋	吳服橋常磐橋	神田橋	一ッ橋	雉子橋	竹橋前	半藏御門	計
尉官						一			一		二
軍曹					一				一	一	三
伍長	一	一	一	一		一	一	一			七
兵卒	四	四	四	四	十二	八	四	四	八	八	六十

喇叭卒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
傳令騎兵	一	一	[illegible]	一	一	一	一	一	三	二	四
備考	此表は[illegible]備の大旨を示すものなれば時の景況寇賊の多寡に依り増兵し或は滅ずる等總て司令官其宜しきを盡す可し										

第四條　鎭臺諸兵隊は非常の警報を聞くや直ちに武裝し本省前練兵場に集合し司令長官の指揮を待つべし

熊本、萩の亂、茨城三重の暴動、不穏の空氣はこの達しを區戸長にまで與へるの必要があつたのではないか。

十年のコレラ

西南の亂が鎭まると殆んど同時に、コレラが矢釜しくなつた。九月にコレラで死んだ者の葬式

には、「通棺の節は必ず病名標を掲げる。「病名標はコレラ病と提灯に大書し若しくは紙に書いて提灯に張る。「病名標を持つ者は柩より三十歩先きたつ事。「通棺時刻は午前は六時限り、午後は五時後にする。」如何にもこれでは提灯がいる。患者の出た家ではコレラ患者ありの立札を建て、死亡の有無に拘はらず、消毒後十日は其儘にしておいた。死者は警官立合の上入棺せしめ、且なるべく火葬させる爲、寺院に送らぬ前に火葬場に廻させた。魚市場料理屋蒲鉾屋で、不用になつたわたや何かは、人家の遠い處へ運び去れとも達した。「排泄物は可レ成箱又は樽等へ入れ、此度相定めたる排泄物燒棄場に必ず運送し燒却もしくは埋藏せよ。」排泄物取集人は命を受けて患者の家を巡廻した。「目下傳染病流行に付、來十月一日より當分の內午前七時より午後六時まで糞尿汲取及搬入不二相成一糞船を川筋へ繫留の儀不二相成一」滿都糞攻めのていたらくだ。尤耕之爲田圃に運搬候は此限にあらず」で、田畑へぶちまける分は許してゐたらしい。

避病院が北品川洲崎舊臺場、市谷富久町監獄支署地續き里俗向ケ岡、本所綠町二丁目學校地の三ヶ所に出來て、虎列刺病患者と大書した旗を先立てゝどし／＼送つた。

防臭劑は糞尿に撒布するも害なきは勿論其要質たる培養に功ある者に候處此機に乘じ防臭藥を投ぜし糞尿は培養に功なき旨無根の浮說を流布する者有レ之爲に農民惑ひを生じ右糞尿は汲取らざる向も有レ之市民迷惑不レ少趣（十月五日）

石炭酸の匂ひが鼻を突くので、利きさうも無いといひ出したのが事實であらう、其爲に洪水を來しては弱るが、コレラ患者の吐瀉物はこやしに利くといふ噂から、畑一面ぶちまいた者あり、警察では大狼狽をした話も傳つて居る。

コレラも下火になつてから、市ケ谷病院は取毀ちの上、十二月一日より四日に亙つて燒き拂つた。風烈の節は順延の事とあるから、よ程の大建物だつた。

京の見世物は一時營業禁止を喰つたらしい證據は

安政六年八月中。始て西京に虎列剌の惡症傳染せし時、九條大納言幸經卿を始め、朝の露夕

の雫と消亡せたる者数千人に下らず、此時に當り、朝廷より悪病退治の御祈禱を命ぜられ、

殊に祇園社へ左の宣命あり、

普天下、率土濱、無所非王地、汝疫神速可退、若不從、午頭天王以王兵速可令征

罰者宣命如件

安政六年八月

政　所

疫　神　等　へ

右の宣命に畏ちかしこみて、疫神は退散せしにもありしならんが、そは目に見ゆることにもあらねばいかゞありけんか知るべからず、今の聖代はさることこそなけれ、流行病豫防の御手當萬事行屆かざる所なく、既に去る二日より遊所並に興行席は總て休業申付られたり（四條南側の芝居は去月三十日に開業したるばかりなり）此上は料理店にも及ぼんかといふ評判、かくの如く豫防の御手當嚴重なれば、凱旋されたる兵隊の外、市中にて感染の人民は誠に希なり、偶ま感染する者も類似の症にて眞物ならず、これ全く目に見えてあり難く文明の御代の功驗ならずや、しかし賊徒の鎭定に付ては、是迄の不景氣を取直さんと待構へたる諸興業場

や遊所等は火の消たる如くなるはいかにも憫然、安政六年は今を距ること十九年なれど、此年間にかく世の中の開けたる引合のため、古いことながら前文の官令も記載して御覧に入るゝになん　新聞集誌十一號

避病院怨嗟の聲も聞えはじめた。或新聞の投書に、政府は天災を奇貨とし、救助を名として、避病院を設け、人家に苟も病む者あれば査官が來て何でも彼でも病院に送り込み、其家には札を貼つて他人の出入を許さず、職業もさせぬばかりか、患者には親戚朋友の看護を拒絶して、其血を絞り取り、其膽をゑぐり拔いて、西洋人に賣る。何病氣でも避病院へ入れられた以上助からない。「此の事を懷ふ每に悚然として肌に粟し、凛乎として生を聊んぜずと、一人喋唱すれば、百人喃和し、口耳轉傳して、病院を畏るゝと蛇蝎よりも甚し、異病に至ては畏れざるにあらざれども豺狼路に當る、何ぞ狐狸を問はんとの勢ひあり」の文を見るに至る。

情無き士族

士族にして貸座敷渡世其婦女にして藝娼妓稼は不ニ相成一云々の御指令昨九年御省日誌中に相見候然るに士族にして各地新聞及軍談講釋營業の儀願出候者有レ之是等も難ニ差許一儀に可レ有レ之哉相伺候也

（御指令）　書面伺の趣營業差許不レ苦候事　十年八月

音曲を取交風儀を亂す類は差止可レ申事

士族の體面がまだ〳〵重んじられたのであらう。福岡縣の伺指令文中にも、「士族にして芝居役者手ヅマ淨瑠璃及其他音曲藝人不ニ相成一」とあつて、たゞ「能狂言の儀は習慣を以て士族の開業不レ苦」とある。華族が俳優になるなどは以の外のことである。

九年四月大分縣から「當縣士族共の内當廳下大分町に於て擊劍會執行觀客より聊宛の座料を申請度旨願出候向も有レ之」が許すべきではないと思ふがと念の爲に伺ひ出たら、「伺の通」觀覽料をとるのが體面を汚すと云ふのであらうが。これは今考へても士族の爲に情けない願ひだ。

警察表

調査局編纂明治九年政表警察之部又會計部編纂明治十年同上に據つて明治八、九、十の三年度の犯罪及事故の統計を別表に纏めて整理する。八年度は九年度の數字に註として増減の比較してあるのを利用する。又十年度には西南の亂のために、鹿兒島の同年度、大分縣の三月より六月迄熊本縣の二月より九月迄の數字を帳簿紛失のため缺く。

事故類別＼年度	明治八年	同九年	同十年
殺されし人	七五人	八六人	九二人
傷けられし人	二五三人	三三二人	六一〇人
追剝追落に遭ひし人	四八一人	五四五人	八二五人
掏摸に遭ふ人	不明	一、〇八五人	一、八〇六人
通計	不明	二、〇四八人	三、三三三人

強盜に遭ふ家	二、八八〇戸	二、五二〇戸	三、五五七戸
竊盜に遭ふ家	一二九、六二七戸	一四九、四二〇戸	一七一、七二三戸
放火に遭ふ家	一、〇七〇戸	二八〇戸	二三三戸
放火の爲延燒せし家		二三六戸	九二戸
通計	一三三、五七七戸	一五二、四五六戸	一七五、六〇五戸
		此外東京府に於て強盜に遭強姦されし者一人	此外東京府内で強盜に遭ふ船七艘
強盜及び追剝追落に奪れし金	四五、七〇七圓五〇錢八厘	四〇、九六九圓五一錢二厘	五八、二一六圓八四錢
同　穀	一五石四斗七升二合	五四石九斗六升四合	七九石八斗九升二合
同　衣服	九、八四八點	八、八四一點	一四、四三九點
同　雜品	一〇、五五三種	八、五六三種	一二、九〇一種
同　家畜	不明	五五頭	四二頭
竊盜に掠められし金	三二七、六二二圓五二錢六厘	三三五、八三三圓八三錢一厘	四〇五、三〇六圓三二錢四厘
同　穀	八、四一三石四斗〇升九合	一五、六六九石六斗七升九合	三、一四〇石五斗七升一合
同　衣服	三六九、三九〇點	四二三、九四九點	四七七、〇三〇點
同　雜品	四三五、一一〇種	四六〇、七二八種	五七四、八三四種
同　家畜	不明	二、八四七頭	一、七九九頭

通計　金	三七三、三七六圓〇三錢四厘	四三三、八〇三圓三四錢三厘	四六三、五七七圓一六錢四厘
同　穀	八、四八八石八斗八升一合	一五、七二四石六斗四升三合	三三、三二〇石四斗六升三合
同　衣服	三七九、二三八點	四三二、七九〇點	四九一、四六九點
同　雑品	四四五、六六三種	四六九、二九一種	五八七、七三一種
同　家畜	不明	二、九〇二頭	一、八四一頭
事故有つて殺されし人	不明	三六〇人	三三三人
同　傷けられし人	不明	二、一九三人	一、九四六人
自刃する人	不明	六二二人	五五二人
自刃死に瀕する人	不明	三六人	三三人
自縊する人	不明	一、九一八人	一、八三五人
自縊死に瀕する人	不明	五〇人	九五人
溺死（自投、誤溺者を分たず）者	不明	四、四八二人	五、一〇二人
溺れて死に瀕する人	不明	六六七人	九四一人
燒死する人	不明	四一三人	三〇九人
火災に遭ひ死に瀕する人	不明	一五人	一五人
獸に害されし人	不明	五八人	四四人
獸に傷られし人	不明	四四五人	二六八人

事故種別　年度	九年度	十年度
其他	不明	東京府内にて、自死者一人、誤死者十五人、誤って傷けられし人五十一人
	東京府内に、震死者二人、土崩壓死一人、吐石酒誤用死者一人、水車輪に誤て觸れ死一人、火傷者一七、彈丸破裂重傷者三人、家屋壓壞負傷者二人、失火の際負傷者二八。	
棄兒（内譯は見出した時の區分）	四七二人　生存二九七人　死亡一七五人	八四四二人　生存二九三人　死亡一四六人
失火延燒及消防する家屋	不明	一〇、三九二戸
疑火延燒及消防する家屋	不明	九、六七八戸
前の放火及延燒家屋との通計	四二、六二六戸	三〇、三八九戸
事故あつて人を殺す者	三七五人	二四七人
同　人を傷ふ者	一、五一七人	一、三七三人
放火者	一三三人	一三四人
持兇器強盜	七五〇人	不明

不持兇器強盗	一四七人	不明
竊盗	二三、二一四人	不明
貨幣及僞造同謀加功	八八人	一〇一人
破獄	一六三人	二一〇人
賭博	一三、七二八人	一七、〇六二人
雑犯	二一、六三一人△	二〇、八〇五人
以上巡査の逮捕する計	六〇、七四六人	六三、五二一人（不明三件を除けば三九、九三三人）

圖書と新聞

圖書局第二回年報明治十年度（自明治十年七月至同十一年六月）に依ると、單行本の著作中屆出に止る書籍刊行數三千八百二十二部。內務省板權を付與する者千四百九十五部（板權稅三千三百八十圓九十二錢三厘）總計五千三百十七部。開板納本數五千四百四十一部（前年稟准、本年開雕する者有り故に總計より多し）前年（自明治九年七月至同十年六月）に比し千三百二十九部增加。

其の部類を分つに

神祇二十部著七編十三　音樂十二部編輯　政事百七十八部著十三編百二十七、譯二十、反刻十八　律令三百六十五部著十四、編二百三十八、譯四十五、反刻六十八　歷史二百八十部著四十四、編百六十七、譯十五、反刻五十四　天文二百四部著二十二、編百七十八、反刻四　地理四百五十四部著七十七、編二百六十九、譯十二、反刻九十六　數學二百二十五部著七十三、編百二十、譯十七、反刻十五　物理九十部著十二、編四十四、譯十五、反刻十九　化學四十六部著十二、編十六、譯十三、反刻五　農書五十三部著十二、編十八、譯七、反刻十六　工書九部著四、編一、譯二、反刻二　商書六十一部著十二、編二十七、譯七、反刻十五　兵書二十一部編十二、譯二、反刻七　醫書百四十五部著三十二、編五十八、譯三十三、反刻二十二　教訓四百七十部著七十二、編二百六十三、譯三十二、反刻百三　宗教百七部著四十、編五十八、譯五、反刻四　字書三百十三部著五十、編二百五十一、譯七、反刻五　圖象十八部著十三、編五　書畫三百七十部著百六十二、編百九十七、反刻十一　雜書二千部著千五百三十九、編四百六十一

可成りな發行部數である。

新聞紙雜誌雜報類の統計に目をうつす。

前年以來發兌する者二百三十六種、其內廢刊八十種、新に創刊六十六種、現存せる者百五十六種其の發賣部數總計三千三百四十四萬九千五百二十九部、前年に比し四百四十七萬四百八十四部增加。

左に其名稱を列擧し、一週年間（十年七月より十一年六月）の發賣部數を註す、（新聞にあつては十萬部以下、雜誌類にあつては一萬部以下は部數を略す——編者）

（名稱の側に●印あるは言論過激の故を以て一時發行停止、△印は同上の故を以て永久發行禁止、○印は廢刊、※印は創刊（改題を含む）增減は前年（自九年七月至十年六月）との比較。）

發賣部數は申告に據つたものであらう。信用してよいか惡いかは、考へるまでも無いが、昭和の今ですら年々の米の產額を出たらめな各村役場の豫報を基として、公表されるのだ。あれが信用出來るなら、これも信用したい。

東京日々新聞（三百二十七萬四千五百二十部、減一萬七百十八部）　郵便報知新聞（二百七萬二千百五十一部、減三十二萬千二百九十三部）　●朝野新聞（二百七萬七千

六百三十九部、減三百二十四萬千八百七十一部 東京曙新聞 二百三十二萬九千四百十七部增三十九萬五千四十九部 讀賣新聞 六百五十六萬五千七百八十六部、增百十萬九千六十三部 東京繪入新聞 二百十九萬千四百五十部、增三十四萬二千八百六十部 洋々社談 假名傍訓公布之寫 類聚新聞 講學余談 開農雜報 名譽新誌 醫學雜誌 假名付布告全報 三萬四千百五十四部減四萬千八十六部 登山談誌 花京女新聞 前年二十七萬千部 說教叢錄 道の栞 神教新誌改稱 小學雜誌 前年八萬二千部 （以下部數百位は四捨五入——編者） 明教新誌 三十四萬部、減八萬二千部 學之曉 世益新聞 教の枝折 官報五十日誌 前年十三萬六千部 內外兵事新聞 一萬七千部減五千部 信教雜誌 江湖新報 童蒙新聞改稱 近事評論 七萬九千部減七千部 雅俗新聞 民間の喩 旭新聞改稱 草莽雜誌 前年四千六百十四部 廣益問答新聞 十八萬部減二萬部 兩假名附官令新誌 五萬四千部、增二萬九千部 お話新聞 農業雜誌 六萬四千部減三千部 東京新誌 七萬千部、增一萬六千部 評論新聞 前年七千四百部 眞新聞 采風新聞 目醒（めさまし）新聞 東京每日物價表 十七萬千部增四萬三千部 明告新聞 教育新誌 一萬四千部增一萬三千部 吹寄新聞 文學雜誌 三寶一鳥 起癈病院醫事雜誌 團團珍聞 二十一萬五千部增十六萬九千部 繪入日曜新聞 珍說奇聞 人力新誌 一萬三千部增一萬千部 穎才新誌 三十一萬二千部增三十萬三千部 華謠新聞 木の葉新聞 二萬五千部減十五萬千部 米價日報 一十萬五千部、增九萬五千部 醫範新說 二萬六千部增二萬三千部 東京魁新聞 六十六萬五千部增五十一萬千部 開知新聞 五萬九千部減三萬千部 滑稽女新聞 神教叢語 一萬二千部減三萬千部 中外物價新報 五萬三千部增三萬七千部 中外工業新報 智惠の舍密 東洋新

報　民間雜誌十四萬三千部増十三萬四千部　花月新誌八萬七千部増五萬六千部　内外記事雜誌　東京醫事新誌　假名傍訓
公布日報　子育之草紙三萬四千部増千部　智慧の庫四萬四千部増一萬五千部　金の那留木前年二萬七千部　寰海新報　文
明新誌前年三萬四千部　官令全報四萬八千部増三萬千部　諸國集新聞　内外諸新聞一覽子供新聞　假名傍訓讀賣
御布告前年十四萬九千部　百工雜誌　平假名繪入名舉新誌　花實新誌　各國商業事情雜誌　教の摘草
龍華新報　小學濃臨草　樂新聞三□　府縣合鏡雜誌　東京雜誌　居士林叢誌　勸工新聞　國
益雜誌　開化勸雜誌　養生雜誌前年一萬六千部　掌珍雜誌　海外新聞前年四千部　萬國女新聞　芥草雜誌
警察雜報　東京新報　近時支那事情　寫眞新聞繪解新聞改稱　中外評論繪入一六新聞改稱前年五萬三千部　假名
讀新聞百八十七萬千部増三十一萬千部　東京氣配細調物價表本年二十八萬千四百部　＊東京眞事新聞　＊眞砂新聞東京每夕新聞改稱　新
＊小學天美記警世新誌改稱　＊世情日用以紙官令譯解改稱　＊法律雜誌本年三萬三十部　＊農學講義　＊内外教育新報三萬八千部
＊有喜世新聞九十七萬五千部　＊新聞集誌十一萬六千部　＊銀行集會理財新報　＊魯珍報六萬六千部　＊醫事新聞　＊集合
新誌二萬二千部　＊勸業新誌　＊泥々新誌　＊教草世渡の杖　＊東京數學會社雜誌　＊布達解釋八萬部　＊官令叢
談　＊生意氣新聞　＊劇場新報　＊聚論雜誌十五部　＊壁礫新聞二十部　＊廣告日表十二萬六千部　＊慰新聞　以上東京
西京煥文新誌　理雜誌　西醫雜報　平安新聞　勸農新報　西京新聞六十三萬八千部増四十五萬部　蜻洲新

開　民會參考誌　△安民雜誌前年三百部　西京新誌美也湖新誌改稱　※萬有雜誌　※明進新誌三萬三千部　以上京都』
浪華新聞七萬五千部、減六十四萬七千部　大阪日報二百二十九萬九千部、増百三十萬部　◦醫事雜報　大坂府教育雜誌　◦大坂物價日
報　攪眠新誌前年一萬六千部　相場日報　相場氣配十五萬七千部増十五萬三千部　相場附及氣配　大坂繪入雜誌一萬二千部増五千部　◦東洋奇事新聞△　日講記聞　※京坂雜誌鴎涯珍誌改稱　※大坂新報浪華實生新聞改稱十二萬部　※興民雜誌拔萃新聞改稱
※大坂新聞五十萬部　※相場飛報九萬部　※大坂出板物價新報　※實生新聞　※六合雜誌　※相場表七萬五千部　※江山
新報東山新詞改稱　以上大坂
横濱毎日新聞二十五萬七千部増六萬九千部　横濱貿易日報　以上神奈川
七一雜誌四萬二千部減二千部　淡路新聞　◦神戸隔日新聞　※教育新聞香風餘話改稱　以上兵庫
西海新聞二十一萬部減二萬九千部　長崎自由新聞十五萬八千部増十三萬千部　※産業雜誌　※瓊浦實用新誌　※拔萃甲報　以
上長崎
新潟新聞二十五萬二千部増十九萬千部　※北越雜誌　以上新潟
◦埼玉新聞　※埼玉新報三萬二千部　以上埼玉
茨城新聞十萬千四百部増九萬四千部　※茨城新報三百五十部　以上茨城

*栃木新聞 一萬千部　以上栃木
○堺新聞 九千五百部　・*抜萃新聞　*聞融雜誌　以上堺
○三重新聞　*伊勢新聞 四萬三千部　*勢海新聞　以上三重
愛知新聞 二十二萬部 減三萬五千部　愛岐日報 五十四萬千部 増十四萬七千部　以上愛知
静岡新聞 二十萬千部 増三萬九千部　衛生雜誌　濱松讀賣新聞　○濱松新聞　以上静岡
甲府日々新聞 十六萬千部 減九萬七千部　観風新聞　繪入以呂波新聞　以上山梨
淡海新聞 滋賀新聞改稱、六千部　琵琶湖新聞　以上滋賀　*第五課雜報 千六百部　以上岐阜
長野新聞 八萬六千部　松本新聞　*小學作文雜誌　以上長野
仙臺新聞 東北新聞改稱、二十六萬五千部 増二十四萬九千部　仙臺童蒙新聞　講習餘誌　以上宮城
*福島新聞　三萬三千部　以上福島
日進新聞 十萬部、増五萬六千部　以上岩手
北斗新聞 二萬九千部　以上青森
○山形新聞 前年八百部　以上山形

遐邇新聞十五萬部増三萬六千部　以上秋田

石川新聞三十八萬六千部増三十五萬八千部　○尾山新聞　金澤病院醫事雜誌　*相益社談　以上石川

備作新聞二萬八千部　黄薇新聞　*好事雜報　以上岡山

○廣島新聞本年三萬七千部　廣島雜誌　以上廣島

鴻城新聞二千百部　以上山口

*和歌山教育雜誌　*和歌山新聞　*和歌山新報三萬三千部　以上和歌山

海南新聞愛媛新聞改稱、十三萬五千部、増七萬二千部　假名附御觸（かなつけおふれ）　以上愛媛

普通新聞九萬八千部　○高知新聞　○釆風新聞　*土陽新聞海南新誌土陽雜誌合併　高知雜誌　以上高知

○筑紫新聞　*福岡新聞三萬部　○平假名新聞　以上福岡

田舍新聞四萬部　以上大分

熊本新聞本年十三萬部　以上熊本

函館新聞不詳　以上函館

地方では損はないこと夥しい。これら多數中には東京の「衆論雜誌」の如き僅か十五部と云ふ貧弱なものゝあることを注意されたい。最も多いのですら讀賣新聞の六百五十六萬部、今の大朝大毎の一週間の發行部數に匹敵するだけである。更に續いて面白い數字があげてある

總計三千三百四十四萬九千五百二十九部中海外並在留せる外國人の購求する三萬九千五百十七部、在外日本人の購求する九千八百二十一部、其餘內地人民の購求する三千三百四十萬百九十一部を一年三百六十五日に分算する時、一日九萬千五百七部三七二一。全國人口三千四百三十三萬八千四百四人、明治九年一月一日調査 一萬人毎に一日二十六部強。之を前年に比すれば三部強を增加す。

これの細別がある。右を人口とし左を購求部數とす。

◉◉は部數の人口を超ゆる國、○○は二人に一部以上の國。

山城◉◉　四三六、三九九人　五七八、二二七部　　大和　四三三、九三　人　四七　四五六部　　河內　二四九、六三四人　四一、四五六部

和泉	二二〇、九六二人	六六、六八九部
伊勢	六〇一、六九五人	二四六、二五四部
三河◦	四九四、八一四人	三二八、四〇七部
甲斐◦	三七四、二五〇人	三三四、二二一部
武藏•	二、〇七六、九四四人	一五、五二四、五九一部
下總◦	六六五、〇七三人	四五五、三二六部
美濃	六九二、二一八人	二二七、〇二四部
上野◦	五四〇、四七七人	三六九、七七一部
岩代	四四九、二二六人	二〇六、二〇二部
陸奧	四八九、二四五人	一六八、九九六部
若狹	八六、四八九人	三六、四八五部
能登	二七一、八二〇人	九一、一一〇部
攝津•	七五三、四二一人	四、八二六、五四五部
志摩	四九、六五四人	二一、五八八部
遠江	四二一、三四二人	一四〇、二〇二部
伊豆	一五五、二四八人	六一、一四五部
安房	一五六、二四二人	七三、三四四部
常陸	六七九、四八三人	二八八、二二八部
飛彈	一〇一、六〇〇人	四三、一〇三部
下野	五三四、三六三人	二五九、九九三部
陸前◦	五五七、九八二人	四五九、六七八人
羽前	五七八、六六六人	一八〇、七四二部
越前	四六六、三九六人	一五三、二一九部
越中	六四九、四五八人	一五五、六〇七部
伊賀◦	九八、五二八人	五三、五〇九部
尾張◦	七四九、八九七人	六〇六、九五五部
駿河•	三八二、八一四人	四五六、三九七部
相模◦	三七二、二五〇人	二八二、八三四部
上總	四三二、〇四六人	一七七、二六八部
近江	五八九、七四二人	一四二、一四二部
信濃	九五五、九一三人	三八一、四二一部
磐城	三六九、一九四人	一一一、六三二部
陸中	五二四、六九四人	二五六、九〇一部
羽後	六五七、三八三人	三〇四、七九六部
加賀•	四二四、六〇九人	四三四、四三三部
越後◦	一、四〇四、一二三人	七四九、六〇二部

佐渡	一〇四、七六一人	二三、五四一部
丹波	二九七、三七〇人	二三七、七三七部
丹後	一六二、九八八人	二一五、〇四九部
但馬	一九一、二四〇人	三九、五四〇部
因幡	一六七、〇二〇人	四六、〇〇六部
伯耆	一九八、九八〇人	一八、〇九三部
出雲	三四二、六二一人	九四、〇九一部
石見	二七〇、八〇四人	四五、三六六部
隱岐	二九、六三二人	五、九六四部
播磨	六五九、六四三人	九八、七一六部
美作	二一八、六〇五人	四五、五九六部
備前	三三七、七四四人	一四一、六九二部
備中	四一〇、九二三人	七九、二五〇部
備後	四七五、七〇七人	一〇七、八二九部
安藝	七〇〇、九九八人	一二八、五五三部
周防	五〇七、八二六人	九二、七二四部
長門	三三六、七二四人	一二四、二三七部
紀伊	六三九、六九六人	一七九、〇〇四部
淡路	一六六、九二五人	六六、四七一部
阿波	六二〇、三三五人	二二二、六九五部
讃岐	五九一、五八四人	一六二、〇六四部
伊豫	七九三、九八七人	二三二、六七一部
土佐	五三三、二九七人	一五八、一一三部
筑前	四五七、三三五人	一三六、九六七部
筑後	四〇〇、五〇四人	七七、八八七部
豐前	三二二、一五六人	一二九、四六四部
豐後	五八三、七四〇人	一一四、三九六部
肥前	一、一〇〇、一二九人	四八五、四七四部
肥後	九七六、七五三人	二五八、二八二部
日向	三八八、五〇八人	三四、九七九部
大隅	二二四、〇二三人	一〇、〇六八部
薩摩	五九六、六三二人	一〇一、七三四部
壹岐	三三、三〇四人	四、八八〇部
對馬	三〇、一〇五人	五、五〇二部
北海道	一四九、五五四人	一二九、四五〇部
琉球藩	一六七、五七二人	二、二〇五部

一年人口一人當り武藏は七部强、攝津六部强の群をぬけるは東京、大阪、兵庫の存在するためである。次いで一部强が丹後、駿河、山城、加賀の順序である。逆に見ると、新聞若しくは雜誌を一年に琉球藩では七十五人、大隅は二十二人、日向は十一人、伯耆は十人で、やつと一部だけ讀むわけである。

太政官時代　終

昭和四年二月十日印刷
昭和四年二月二十日發行

太政官時代奥付
【定價四圓六十錢】

著者　横瀬夜雨

東京市神田區北甲賀町四番地
發行者　坂口保治

東京市牛込區早稻田鶴巻町三〇
印刷者　生田猶次

萩原印刷所印刷
黒田製本所製本

發兌　東京市神田區北甲賀町四番地
電話神田二七七五番
振替東京六七六一九番
梓書房

發賣所　東京市神田區錦町一ノ九
電話神田五九三番
振替東京五八七二番
文修堂

梓書房版